

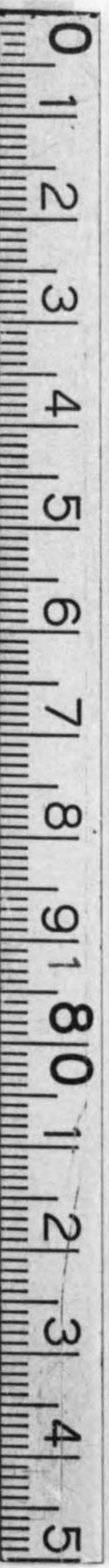
14.3-115



1200501168798

14.3

115



始



宗教法案資料



教
法
案
資
料



例言

一、諸般の法制が整備しつゝある現代日本に於て、現行の宗教法規のみは、其の趨勢に取り残され、極めて雑然たる状態にある。即ち、明治初年以來の布達訓令等、断片的な諸規定がその大部分を占め、而かも其の條文たるや、或は簡約に過ぎ、或は不備を極め、従つて幾多の通牒・判例がその解釋を補充してゐる有様であつて、極めて不統一、且つ雜然たるものがある。甚だしきに至つては、その適用上疑義あるものや、その要點の缺けたものがあり、また不明瞭なもの決して少しとしない。故に之れが統一整理の上、體系的な宗教法規の制定は、今日極めて緊要なことであつて、その制定を要望する聲は、關係諸方面から等しく熱心に擧げられてゐるのである。

一、然るに、かゝる宗教に關する體系的な根本法の制定の機運は、今日まで相當に熟し來つてゐると見ねばならぬ。既に帝國議會に於ては、三度までも之に對する政府の提案あり、また之に關する質問、建議案、請願等は幾度となく試みられてゐるのである。然るにも拘らず、これが可決通過を見てゐない所以のものは、果して那邊に存するのであらうか？

一、來る議會毎に、宗教法案に對する論議・運動は、今年中行事のつととなつてゐる有様である。然し其れは單なる論議・運動では仕方がない。それには充分な洞察と準備とが必要であらう。そのためには、既に三度迄も流産になつた嘗つての宗教法案に就て、充分なる研究と検討とをなすことが先づ第一に緊要なことである。そのためには當時の議會議事を手元に用意せねばならぬ。しかるに之れが綜覽は、決して容易なことではない。當時の議會の速記録を蒐集して之を所持することは、一般には困難なことであり、且つ檢覽の不便も尠しとしない。故に、さうした不便を除くための手頃な資料集の必要が痛感されるのである。

目次

第1篇 第14議會の宗教法案.....1

明治32年12月14日 宗教法案第一讀會.....3

 " 徵兵令中改正法律案第一讀會.....35

 " 宗教法案外一件特別委員.....38

 " 16日 同 正副委員長.....38

 " 33年2月17日 宗教法案第一讀會の續.....38

 " 徵兵令中改正法律案第一讀會の續.....39

 " 社寺上地林處分法案第一讀會.....104

 " 同 特別委員.....105

第2篇 第52議會の宗教法案.....109

昭和2年1月18日 宗教法案第一讀會.....109

 " 同 特別委員.....159

 " 2月12日 同 正副委員長.....160

第3篇 第56議會の宗教團體法案.....163

昭和4年2月15日 宗教團體法案第一讀會.....163

 " 同 特別委員.....192

 " 寺院等ノ國有境内地處分ニ關スル
 法律案第一讀會.....192

 " 同 特別委員.....198

 " 19日 同 正副委員長.....198

(目次了)

一、本冊子は、かゝる資料集の一つの試みとして世に送られるものである。茲には宗教法案を中心として、之に附随した若干法案を収めたが、それは要するに宗教法案をめぐる帝國議會宗教議事綜覽である。願はくば斯問題に關心を有せらるゝ各方面の方々にとつて、さゝやか乍らも好伴侶とならんことを！

第一篇 第十四議會の宗教法案

第十四回 貴族院議事速記録 (摘録)

○明治三十二年十二月十四日 (木曜日)
午前十時九分開議

議事日程第九號

(中略)

第二 宗教法案 (政府提出)

第一讀會

第三 右議案の審査を付託すべき特別委員の選舉

第四 徴兵令中改正法律案 (政府提出) 第一讀會

第五 右議案の審査を付託すべき特別委員の選舉

(中略)

(中略)

○議長(公府近衛篤磨君) 宗教法案、政府提出、第一讀

會。
(河田書記官朗讀)

▲宗教法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十二年十二月九日

内閣總理大臣 侯爵 山縣有朋

大藏大臣 伯爵 松方正義
内務大臣 侯爵 西郷從道
司法大臣 清浦奎吾

〔左の議案は朗讀を経るも参照のため茲に載録す〕
宗教法

第一章 總 則

第一條 公ニ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル社團又ハ財團ハ本法ニ依ルニ非ザレバ法人ト爲ルコトヲ得ズ

第二條 本法ニ於テ教會ト稱スルハ公ニ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル社團法人又ハ財團法人ニシテ寺ニ非ザルモノヲ謂フ

第三條 本法ニ於テ寺ト稱スルハ寺院ヲ所有シ教法ヲ宣布シ法儀ヲ修行スルヲ目的トスル財團法人ヲ謂フ寺院ハ佛教ノ本尊ヲ安置シ教法ヲ宣布シ法儀ヲ修行シ僧侶ノ止住スル建物トス

第四條 前二條ノ目的ヲ有スル社團又ハ財團ヲ總轄スル社團又ハ財團ハ教會又ハ寺ト爲ルコトヲ得ズ

第五條 本法ニ於テ教派又ハ宗派ト稱スルハ公ニ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トシ法規宗制ノ定ムル所ニ依リ教會又ハ寺ヲ總轄スル宗教團體ヲ謂フ

教派又ハ宗派ニ屬スル宗教團體ハ教派又ハ宗派ト爲

ルコトヲ得ズ

第六條 教派宗派教會又ハ寺ヲ維持スル社團又ハ財團ヲ除クノ外宗教團體ヲ維持スル社團又ハ財團ハ法人ト爲ルコトヲ得ズ

第七條 教派宗派教會又ハ寺ハ本法ニ定メタル目的ノ外教規宗制教會規則又ハ寺規則ニ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ以テ併セテ其ノ目的ト爲スコトヲ得

第八條 慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除ク外宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スル時ハ發起人ハ開會二十四時間以前ニ會同ノ目的場所及年月日時ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

但シ主務官廳ノ認可又ハ許可ヲ得タル宗教團體ニ於テ公衆ヲ會同スル時ハ此限ニ在ラズ

第九條 宗教ノ宣布宗教上ノ儀式ノ執行其ノ他宗教上ノ事項ニ關シ安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背ク行爲アリト認ムルトキハ主務官廳ニ於テ其ノ變更若クハ取消ヲ命シ又ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十條 剝奪公權者及停止公權者ハ宗教團體ノ事務擔

ハ主務官廳ノ與ヘタル認可又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

第二章 教會及寺

第十六條 教會又ハ寺ヲ設立セントスルトキハ教會規則又ハ寺規則ヲ作り主務官廳ノ許可ヲ受クベシ

第十七條 教會規則又ハ寺規則ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十八條 寺ニハ住職ヲ置クベシ
寺ニハ寺規則ノ定ムル所ニ依リ副住職ヲ置クコトヲ得

住職闕ケタルトキ若ハ故障アルトキ又ハ寺ト住職ト利益相反スルトキハ副住職其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 寺ニハ參助役ヲ置クベシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務官廳ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラズ

參助役ノ員數、任期、資格、選定方法、職務權限、及解職ニ關スル規定ハ宗制又ハ寺規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第二十條 住職カ命令ノ定ムル所ニ依リ參助役ノ同意ヲ經ルコトヲ要スル場合ニ於テ其同意ナクシテ爲シタル住職ノ行爲ハ寺ノ行爲ト看做サズ

第二十一條 寺ノ財産ノ管理及處分ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ受クベシ此場合ニ

當者ト爲ルコトヲ得ズ又宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スルコトヲ得ズ

第十一條 教派宗派教會又ハ寺ノ禮拜ノ用ニ供スル土地建物ハ差押フルコトヲ得ズ

第十二條 左ニ記載スル物ニハ租稅ヲ賦課セズ

一、教派宗派又ハ教會ノ宗派ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ノ用ニ供スル建物並其ノ構内地及其ノ構内地ニ存在スル教師止住ノ用ニ供スル建物

二、寺ニ屬スル寺院佛堂及其ノ境内地

前項ニ依ル地租ノ免除ニ付テハ地租條例第十三條公立學校地ノ規定ヲ準用ス

第十三條 前條ノ境内又ハ構内ノ取締其ノ土地建物ノ使用ノ制限租稅ヲ賦課セザルモノノ種類及區域ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 教派宗派教會寺其ノ他ノ宗教團體ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

主務官廳ハ事務ノ報告ヲ徵シ其狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行フ

第十五條 教派宗派教會又ハ寺ガ法律命令ニ背キ目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ認可若ハ許可ノ條件ニ違反シタリト認ムルトキ又ハ公益上必要アリト認ムルトキ

於テ認可ナクシテ爲シタル行爲ハ寺ノ行爲ト見做サズ

第二十二條 教會規則又ハ寺規則ハ民法第三十七條ノ定款又ハ民法第三十九條ノ寄附行爲ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十三條 民法及民法施行法中法人ノ理事ニ關スル規定ハ本法ニ別段ノ定メアルモノヲ除クノ外之ヲ住職及住職ノ職務ヲ代理スル副住職ニ準用ス

第二十四條 民法第四十條第五十六條及第五十七條ニ依リ、裁判所ノ爲スベキ事項ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ主務官廳之ヲ行フ

第二十五條 寺設立ノ許可ヲ得タル後指定ノ期間ニ寺院ヲ設立セザルトキ又ハ寺院滅失シタル後五箇年以内ニ再建セザルトキハ其ノ寺ハ解散シタルモノト見做ス

第二十六條 教派又ハ宗派ノ認可消滅シタル場合ニ於テハ其ノ教派又ハ宗派ニ屬セシ教會又ハ寺ハ三箇月以内ニ教會規則又ハ寺規則ノ變更ノ認可ヲ請フベシ前項ノ認可ヲ請ハズ其ノ認可ヲ得ザル教會又ハ寺ハ解散シタルモノト見做ス

第二十七條 寺解散シタル場合ニ於テ其ノ寺ニ屬スル寶物ノ處分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 教派及宗派

第二十八條 宗教團體ニシテ教派又ハ宗派ヲラントスルトキハ教規又ハ宗制ヲ作り主務官廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十九條 教派及宗派ニハ主務官廳ノ認可ヲ得タル代表者ヲ置クベシ

第三十條 教規又ハ宗制ニ於テ定メタル事項ニ關スル爭議ニシテ勅令ノ定ムル事項ニ係ルモノハ宗教委員會之ヲ裁決ス

前項ニ依リ宗教委員會ニ於テ裁決スベキ爭議ハ民事裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ

宗教委員會ノ審理裁決スベキ事項ガ訴訟ノ全部又ハ一部ノ裁判ノ原由タルベキ場合ニ於テハ裁判所ハ宗教委員會ノ裁決アル迄訴訟ノ辯論ヲ中止スベシ

宗教委員會ノ組織權限及裁決ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 宗教委員會ノ裁決ハ行政上ノ執行方法ニ依リ之ヲ執行ス

第三十二條 第十七條ノ規定ハ之ヲ教規及宗制ニ準用ス

第四章 教師

第三十三條 本法ニ於テ教師ト稱スルハ公ニ宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第三十四條 剽奪公權者及停止公權者ハ教師ト爲ルコ

トヲ得ズ

第三十五條 刑法第三百六十條ノ規定並刑事訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八條第一項第二號ニ掲ゲタル者ノ證言ニ關スル規定ハ之ヲ教師ニ準用ス

第三十六條 主務官廳ハ安寧秩序ヲ害スルト認ムル者ニ對シ教師タルコトヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第三十七條 教師ハ政治上ノ意見ヲ發表シ其他政治上ノ運動ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條 教派宗派教會又ハ寺ニ屬スル教師タルノ資格及選定ニ關スル制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 教派宗派教會又ハ寺ニ屬スル教師ニハ民事訴訟法第五號及第六號ノ規定ヲ準用ス

第五十條 罰則

第八條ニ違フトキハ發起人ヲ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 第九條ノ命令又ハ禁止ニ違背シタル者ハ二年以下ノ輕禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 第十條ニ違背シテ宗教團體ノ事務擔當者トナリ若ハ公衆ヲ會同シタル者、又ハ第三十四條ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ重禁

第四十七條 明治十四年内務省乙第三十三號達同年内務省戊第三號達、同十五年内務省戊第一條達、同十七年太政官第十九號布達及從前ノ成規ニシテ本法ニ

低觸スルモノハ神佛道ノ宗教團體又ハ其ノ宗教團體ヲ維持スル社團又ハ財團、寺院及宗教ノ用ニ供スル建物ニ關シテハ其ノ効力ヲ失フ

但シ本法施行後一ケ年以内ハ本法ニ依リ認可又ハ許可ヲ得ザルモノニ對シ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十八條 本法施行前ヨリ存在スル寺院祠宇又ハ佛堂ニシテ本法ニ依リ教會又ハ寺ト爲ラザルモノニ屬スル財産ノ處分ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 沖繩縣ノ寺ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ規定ヲ設クル迄從前ノ例ニ依ル

第五十條 民法施行法第二十八條ノ規定ハ寺院祠宇及佛堂ニ關シテハ本法ニ依リ其ノ効力ヲ失フ

第五十一條 從前ノ法令中寺ニ關スル規定ハ本法施行一箇年後ハ本法ニ依リ許可ヲ得タルモノニ限り之ヲ適用ス

從前ノ法令中僧侶又ハ教師ニ關スル規定ハ本法施行後一年ノ後ハ本法ニ依リ認メタル教師ニ限り之ヲ適用ス

第五十二條 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ヲ目的トスル社團又ハ財團ニシテ本法施行前民法又ハ民

鋼ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

剽奪公權者又ハ停止公權者ナルコトヲ知りテ之ヲ教師ニ選定シタル者ノ罰前項ニ同ジ

第四十三條 第十四條ニ依ル主務官廳ノ命ニ違背シテ報告ヲ爲サザルトキハ其ノ宗教團體ノ事務擔當者ヲ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセザル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條ニ依ル主務官廳ノ検査ヲ妨ゲタル者罰金前項ニ同ジ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第四十四條 宗教ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ詐偽又ハ誘惑ノ手段ヲ用キタル者又ハ第三十六條ノ停止又ハ禁止ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以上ノ輕禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條ノ停止又ハ禁止ノ處分ヲ受ケタル者ナルコトヲ知りテ之ヲ教師ニ選定シタル者罰前項ニ同シ

第四十五條 第三十七條ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 公然ノ演說ヲ爲シ文書圖畫ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ教派宗派教會又ハ寺ヲ誹謗又ハ凌辱シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

附則

法施行法ニ依リ法人タルモノハ本法施行後一ケ年以
内ニ本法ニ依リ教規宗制又ハ教會規則ヲ作り主務官
廳ノ認可又ハ許可ヲ請フベシ
前項ノ認可又ハ許可ヲ請ハザル者ハ解散シタルモノ
ト見做ス
第五十三條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施
行ス

〔國務大臣侯爵山縣有朋君演壇に登る〕

○國務大臣(侯爵山縣有朋君) 諸君、今回政府より提出
致しました宗教法案に就て一言理由を述べて置きます。
宗教の事に關しましては、從來各種の法律がありますけ
れども、大略各種の事項に就き定めたる細則でございま
して、末だ宗教の大體に關する法律は缺けて居るのであ
ります。憲法第二十八條に於きまして信教の自由は既に
認めてあります上に、宗教と申すものは社會風教に重
大なる關係を有して居ります故に、茲に一の根本的の
法律を設けまして、宗教をして國家に對して相當の地位
を保たしむるが今日の必要と考へます。

曩に民法を發布致されました、其の條項中に於きまし
ても、祭祀、宗教、慈善の團體に關し法人の資格を認め
てありますけれども、諸君も御承知の如く、宗教と申し
まするものは、他の法人と大いに性質を異にして居るも

ならず、又其の職責に屬するものと存じます。今回提出
致しました宗教法案は、宗教團體の保護監督等の完から
んことを圖りまして監督の條規を制定致しますると共
に、教師に對する兵役の特典又は寺院教會の敷地に對し
ましては租税の免除等、特別の規定を設けまして、社會
の風教を維持する上に於て一層の便利を與へたものであ
ります。宗教法案を提出いたしました大體の理由は右申
述べた通りであります。諸君に於きまして十分審議を盡
くされまして、此の法案の成立に至らんことを偏に希望
致します。

男爵千家尊福君 本員は政府委員に二三の質疑を致し
たいと考へます、本案を見ますると「寺院ハ佛教ノ本尊
ヲ安置シ」と云ふことが掲げてありますが、此法律に於
ては神道の各教は無論支配せらるゝ事と存じて居ります
が、神道各教に於て祠宇を建設致して居るものもあり、又分
院と申し、又は教會所と申して、是まで存在して居る簡
所も尠からぬやうに承知して居ることでありませぬ。それ
等の祠宇分院又は教會所に於ては、主神を鎮祭して居る
部分は、是は總て此法律で支配せらるゝ場合に至りまし
ても、依然として其鎮祭は差支ないことであるか、又將
來新に分院教會所を設置する場合に於ては、主神を鎮祭
すると云ふことは、此法律に於て支配せらるゝことには
なりませぬか、然らば此法律にそれ等のことを記載して

のであります。故に、民法施行法を制定するに當りまし
ては、殊更に之を取除いて特別の法規に之を譲つた譯で
あります。それ故に今日は、寺院の如き教會の如き宗教
團體の財産の管理方法に於きましては、甚だ不十分であ
つて、最も不便な廉が尠からざることを存じます。今や
百般の制度略々備はり、國家進運の機漸く熟せんとする
に當りまして、宗教法の設けがなないと云ふことは、一の
缺點と存じます。依つて今回政府より本案を提出した譯
であります。近來、宗教法に關しましては、世間それを
論ずるものが多々ありますが、其説く所各々異同はあ
りますけれども、之を要するに國家と宗教の關係を定
め、又は宗教團體の權利義務に關して適當の規定を設け
て之を保證監督せねばならぬと云ふことに歸着すると存
じます。抑々信教の自由は憲法の保障する所でありませ
ぬが故に、其の由來の如何を問はず、また宗教の異同を
論ぜず、國家は信仰の内部に立入て干渉せざることは勿
論のことでありませぬ。加之、努めて其の自由を保たしめ
なければならぬことと存じます。併しながら其の外部に
現はるゝ所の行爲につきましては、例へて申しますれば、
寺院、教會の設立、又は信徒の結集、其他教規宗制等總
て其の外部に表はるゝ所の形に至りましては、國家は之
を監督して社會の秩序安寧を妨げず、又臣民の義務に背
かざらしめんとすることは、是れ國家の義務であるのみ

ないのは、如何なる趣意に基くことでありませぬか、此點
を一つ説明を求めて置きたいと考へます、それから本案
の第二條に據りますると、教會は社團法人又は財團法人
と爲らねばならぬことが規定して居りますが、若し教會
にして法人組織にしない場合に於ては、從來ある所の教
會も此法律に依つて禁ずるの旨趣でありますか、其點も
詳に説明を求めたいと考へます、それから又茲に一つの
教派があつて、其の教派の名稱を以て法人組織を爲しま
する以上は、其下に各地に散在致して居る分教會と稱す
るやうなものは、箇々別々に法人組織を爲さずとも、此
法律に於ては教會を認めることの出来るものでありませ
ぬか、是等の點に付いて一應説明を求めたいと考へます、
希はくは明瞭に御説明あらんことを希望致します。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

政府委員(斯波淳六郎君) 只今の御質問に對して御答
を致します、此本案第三條に寺院に付いて特に「寺院ハ
佛教ノ本尊ヲ安置シ」等のことがある、教會……神道の
教會に於ても主神を安置鎮祭して居つたと云ふものは本
案には別に障らないかと云ふ御尋ねのやうに伺ひました
が、其事は別段差支ないと云ふ考であるのであります、
又第二に教會は社團法人或は財團法人に是から後はなつ
て往かなければならぬ、其他のものは凡て禁止する考で
あるかと云ふ御尋ねであつたやうに伺ひましたが社團法人

或は財團法人になつてゐるものは法人たるの資格を有するものであります、其以外の團體は教會として其集會團體を造ると云ふことは別段此法案では禁止するといふ方の規定はないのであります、是は別段禁止すると云ふ方の精神に出でたものではないのであります、それから又第三に御尋ねになつた教派と云ふものがあつて教會が澤山ある其教會が箇々の法人と爲ることが出来ること云ふ方の規定になつて居ります、さうして其教會と云ふものが澤山あるものを統轄して居るものが教派となる精神になつてゐるのであります、御尋の所は是で御答申した考であります。

○男爵尾崎三夏君 私も質問致したうござります、此宗教法案の提出せられた理由は豫め只今總理大臣から述べられたことに依つて察し得られますが併しながら此法案を讀みますると私共は甚だ無學文盲な所以か甚だ茫漠として餘程捕捉するに苦む場所が幾らもあるやうに考へられます、果して之が法律として斯の如きものを人民に守らると云ふだけの十分に會得せらるゝことであるや否やは疑問に屬することであると考へますが、それは全體のことに涉りますから又追々質問もし攻究をすると致した所で先づ其中の最も分らぬ箇條を二三箇所擧げて質問致しますからどうか之に付いて御説明あらんことを希望致すのであります、先づ此七條に「教派、宗派、教會

てゐるやうに思ひます、又今總理大臣から述べられた演説も其やうに聴取りましたが、凡て此法律を以て外國人も一樣に支配するものと見えますが、所で第十條に「剝奪公權者及停止公權者ハ宗教團體ノ事務擔當者ト爲ルコトヲ得ス、又宗教上ノ事項ニ關シテ公衆ヲ會同スルコトヲ得ス」此公權剝奪者、停止公權者と云ふものは外國人と雖も無論斯う云ふことはならぬのでありませうが其外國人の公權剝奪者、停止公權者と云ふものを認めると云ふのはどう云ふ手續きで御認になるのでありますか、其邊も伺ひたい。それから此第十一條に「教派、宗派、教會又ハ寺ノ禮拜ノ用ニ供スル土地、建物ハ差押フルコトヲ得ス」是は餘程の特典を與へられたのであります、從來は斯う云ふことはなかつたやうに思ひますが、まあ從來はないと云ふて是から斯う云ふ特典を與ふると云ふならば格別のことであります、一體斯う云ふ差押も出来ない或は租税も課せないと云ふやうな不動産を日本國內に澤山殖すことは甚だ好ましからぬことである、成るべくは制限を加へたい又其方が政治上の得策である。現に英國杯では新に寺のやうなものに所有すると云ふことは餘程むづかしくしてあつて皇帝の特許を得なければならぬと云ふ位になつて居る。是は隨分殖えては他の害になるのはこゝだけ廣く斯の如き特典を國家の害をも顧みずして斯の如く與へねばならぬと云ふ程の必要がある

又ハ寺ハ本法ニ認メタル目的ノ外、教規、宗制、教會規則又ハ寺規則ニ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ以テ併セテ其ノ目的ト爲スコトヲ得、さうするとは是で見ると何か宗教の外に公益になることを併せて其教會なり寺で事業を爲すことが出来ること云ふやうに思へるやに讀めるのですが果してさう云ふ精神でありますか、然らばどう云ふことを寺では兼業を致しても差支ないと云ふことでありますか、其公益事業と云ふものがどれ位のものでありますか、願はくは斯う云ふ事業は寺で兼て營業しても宜しいと云ふ何か一二の例があらば御示しを願ひたい、それから第八條に「慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除ク外、宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スルトキハ發起人ハ開會二十四時間以前ニ會同ノ目的、場所、及年月日時ヲ行政官廳ニ」云々と云ふことになつて居る、殆ど是は政治演説をする時に警察官に届出ると同じやうな風になつて居りますが此「慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除ク外」と云ふどう云ふことでありますか、例へば耶蘇教が日曜毎に人を集めて説教をするに斯う云ふの慣例であるから別に届出るに及ばぬのでありますか、してみますれば佛教者が説法をする法談をするとか云ふ場合には矢張り慣例に依るのであつて届けるに及ばぬのでありませうか、其邊をも伺ひたい、それから此第十條であります、一體此本法は凡て外國人も日本人も内外の區別なく一視同仁の精神で出来

や否や。それから第十六條に至つて「教會又ハ寺ヲ設立セントスルトキハ教會規則又ハ寺規則ヲ作り主務官廳ノ許可ヲ受クヘシ」是は此の教會と云ふことはどの位の幅でありませうか、總て耶蘇教も佛教も「マホメツト」も何もかも這入つて居るのでありませう。所で是が純然たる日本人ばかりの組織の教會ならば此の規則を以て主務官廳の許可を受くると云ふことも出来ませうが根本が外國に在つて其の出張所みたやうなものは果して斯う云ふ工合に一々監督……指揮、許可を受けさせる規則を調べて之を許可といふ理窟に行くものでありませうか否や。第十九條には「寺ニハ參助役ヲ置クヘシ」と從來斯う云ふものはないので今度斯う云ふことが新に設けられたのでありますか。成る程相應な寺には參助役といふものもそれ／＼備へて置くことが出来るでせうが隨分田舎へ行きますと微に僅かに一村の佛事を勤めてゐる小さい寺は斯う云ふ參助役を置かねばならぬことになつたならば隨分是は面倒なものであらうと思ひますがそれとも是非是はやらせる積でありますか。それから第三十條に「教規又ハ宗制ニ於テ定メタル事項ニ關スル爭議ニシテ勅令ノ定ムル事項ニ係ルモノハ宗教委員會之ヲ裁決ス」是はどう云ふものでありませう、隨分是は漠然たるもので宗教委員會と云ふものはどう云ふ組織か分りませぬが是は殆ど無上の權力を持つてゐるやうであります、之が

をも此教規の争杯と云ふものは随分むづかしいもので我人民ばかりの布教者の争議でさへ随分もてあます位のものである。然るに此外國の宗教者が争議を起したと云ふて此争を日本の宗教委員が極めると云ふ事は到底出来ないことであらうと思ふ。羅馬の天主教杯も羅馬法王の裁決でなければ其所々の君主でさへも極める事が出来ないやうになつて居る、一體之を日本の宗教で裁決すると云ふ事は果して効力のあるものでありませうか。それから第四章に教師の規定がありますが僧侶と云ふものは初の僧侶と云ふものは第三條で居る此の僧侶と云ふことは此所に出て居るばかりで外に何もない。僧侶の資格と云ふものはどう云ふものであるやら一向分らぬ所で、四章へ持つて行つて教師と云ふものが出て居りますが其教師と云ふものと僧侶と云ふものは別物でありませうか或は同じものでありませうか。同じものならば同じものゝやうに書き分けぬと云ふと分らない、別物ならば別物のやうに僧侶に對する資格は是々であると云ふことを定めねば分らぬと思ひますが其邊は別段分る御趣向があるのでありまするか。それから第三十八條に「教派、宗派、教會又ハ寺ニ屬スル教師ニハ民事訴訟法第五百七十條第五號及第六號ノ規定ヲ準用ス」此教派、宗派、教會と云ふものゝ中には耶蘇教もあり又耶蘇教の中には羅馬の天主教もあれば「メソジスト」「プロテスタント」もあれば種々様々の教

御話でありましたが、此教派、宗派、教會、寺が本法に掲げてある目的以外の公益事業と申しますならば先づ慈善事業それから教師養成の學校等而建てる是等の事が即ち此以外の事業であらうかと云ふ考で居るのである。それから次に第八條の「慣例ノ許ス所ニ係ルモノ」と云ふものは是は漠然として分り悪くいと云ふ御話でありましたやうに伺ひましたが慣例に依ると申すならば先づ俗に施餓鬼と申します或は會式等の場合それから一般に認可或は政府が許可を與へた所の場所で説教をする等のこと、是等は無論の話であらうと私は思ひますが併し認可を得ざる場所何處でも説教する杯と云ふことは今日慣例の許す所でないと思ふ考であります、次に第十條此如何なる手續にやるかと云ふ御話でありましたが之と同様教師に付いても同じ箇條が後にあるのであります、是等の事は苟も宗教團體の事務擔當、或は宗教上の事項に關する公衆を合同することは其届出をさせる積である。其届出に依て剝奪公権者であるか或は停止公権者であるか無いかと云ふことは分る考である。それから次に第十一條を設けるのは保護をするにも過度に過ぎないかと云ふ御話のやうに伺ひましたが此禮拜の用に供する土地建物と申すのは眞に其直接禮拜の用に供する建物、佛像、敷地と云ふ考へであるのであります。現在神體、佛像其他禮拜の用に供すると云ふことは民事訴訟法でも差押へるこ

派がある、所が此教師の資格と云ふものは日本の勅令で定めると云ふことが出来るものであるや否や、歐羅巴の耶蘇教國でも、英國杯では此英國の自分の管轄して居る「プロテスタント」の僧の資格と云ふものは英國の法律で極めなければ「ローマンカトリック」に屬する寺の坊主の資格と云ふものは英國の法律で極めることは出来ない、是は羅馬法王から命ぜらるゝのである、是は何所の國でもさう云ふ有様であつて此宗教の即ち日本で云へば坊主、僧侶であり、向ふで云へば教師とか何とか云うて居る。其宗旨の教師と云ふものゝ資格と云ふものは各々宗教の親方がある、即ち「ローマンカトリック」には羅馬法王が親方である、其羅馬法王の極めた資格でなければ其「ローマンカトリック」の坊主と云ふ事は出来ないのである。それから「ギリシヤチャーチス」即ち露西亞皇帝が宗教の委員長と爲つて居る。各々さう云ふ具合に極めてある。それをば其教師たるの資格を勅令で極めると云ふことになるのはどれだけの効力がありませうか、其邊を伺ひたい、まだ澤山ありますけれども餘り長くなりますから、それだけ一つ伺つて置きたい。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答を致します、先づ第一に第七條に付いての御質問に御答致します。此目的以外公益事業と云ふものは如何なるものを指すかと云ふ所とは出来ぬと云ふことになつて居ります。それと同様に土地建物に付いて此規定を設けるが宜からうと云ふので設けた譯であります。それから次に第二章の教會及寺の所に付いての御話のやうでありましたが此の質問に對しましては本法が出来たる以上は通過しまして愈々法律と爲つた以上は是非やらねばならぬことであらうと考へて居ります。それから第十九條、十九條に於て參助役は新なるものであるが是は田舎の小さい寺まで置き得るや否やと云ふ御話のやうに伺ひましたが此參助役と申すのは從前の檀徒總代或は信徒總代と云ふやうなものが從前にはあつたのであります但し檀家の總代或は信徒の總代でなくとも寺なり教會なりと申さば必ず信徒と云ふものがあるに相違ございませぬから其寺に特別の參助役と云ふものを置くのが寺を永遠に存続させるのに適當な機關であらうと思ひます、さうして參助役を置くこと云ふことに致しました。尤も此但書がありますから已むを得ない場合は或は之を以て置かずとも宜いやうになるだらうと思ひます。それから第三十條の宗教委員會のことでもあります、此宗教委員會のことに付きましたは外國の宗教もあり中々日本に於て外國の宗教のことは分り悪くもあらうし到底非常なむづかしいものではないかと云ふ御話のやうに伺ひました。尤も此の三十條の勅令に定むる事項と申すのは今の所では未だ勅令で定めませぬから申し兼

ねまするが何れとも最もむづかしいと云ふ所の教規等のことに付いては此事は宗教委員会に於ける部類に這入るまいと思つて居る、或は組織のこと、或は何のこと、云ふやうなことが重なるものであらうかと思はれます。それから第四章に至りまして教師と僧侶との區別は如何にあるかと云ふ御話でありましたが宗教の宣布、宗教上の儀式の執行に従事する者は即ち此三十三條で總て教師と稱へたのであります、それで従前申す所の僧侶と云ふものは大方此三十三條の中に這入ると云ふ積りであります。唯其外の僧侶と云ふものは宗制……宗派で拵へる所の宗制等に於て僧侶は如何なるものであるかと云ふことを定めるであらうと云ふ考であります、それで本法には僧侶と云ふ定義は別段置かなかつたのであります。それから三十八條、此事に付きましては随分外國との關係のある教派等に於て此勅令で教師の資格を定むると云ふことは餘程むづかしい事ではないかと云ふ御話のやうに伺ひましたが教派、宗派、教會、寺と申すのは或は教規、宗制に付いて認可を受け或は許可を得た教會、寺に付いては法人になると云ふやうな調子であります。此特別のものに屬して居るものだけに此三十八條が規定してあるのである、此特別の認可を受け或は許可を受けて居るものに付いては其物に屬する教師の資格を定むることは取て難いことでもなからうかと云ふ考へ、勿論此事は重い

此案の主意では無形のものであるが法人とはせぬ、斯う云ふ見解から斯く爲つたものと先づ推察致しますが素より宗派とか教派とか云ふものは形づくらぬ間は無形に相違ない、併しながらそれには既に此財團で言ひまして或は寺の方から見ますと信徒もあれば教師もある、即ち寺がある既に形づくつて居る、既に形づくつた以上は、權利と云ひ義務と云ふものがなかるべからざることぢやらうと思ふ、然らば此權利義務と云ふものに付いては之を説かず唯宗教團體と云ふだけでは茫漠として居る如何にも法人と爲らなければならぬと思ひますが何が故に之を法人とすることが出来ぬのでありませうか。是が誠に其幾たび讀んでみてもどうも解し得ぬので、故に第二條、第三條に於きまして財團と爲つて居るものをば總轄する即ち財團社團が寺ともならぬ、教會ともならぬ、之を法人ともせぬ、唯財團と云ふだけで置くと云ふことは、即ち此宗教派の原理から行けば今申す通り無形なものであるが既に形を成して居るものである、それをば斯の如くしてあつては如何にも主義といふものが本來の今行れてゐる所の慣例と餘程懸隔したものに自然なつて來はせぬか、又尾崎さんも既に御尋ねになりましたから重ねて質問致しますかも知れませぬが、此總轄代表者と云ふ者が或は出ます以上は必ず此我法律がどこまでも權能を以て彼等を皆支配せねばならぬと云ふことに付きまし

こと、考へまして勅令を以て之を定めることに致した譯であります。先づそれだけかと伺ひました。
○森山茂君 少し質問致したうございませぬ、本案は必ず先づ斯くの如く法律と爲つて出るのは我々共も至極宜からうと考へますが此の法案を手に受けましてから兩三回は讀んで見ましたが随分むづかしい考へます、且讀みましては色々と質問もあり且、只今、尾崎君の問はれられたやうなことを問はうと存じましたが先づ是は止めまして唯一二箇條質問して置きますが此案の先づ骨子とでも云ふべきものでありませうか、宗教、教派、宗派と云ふこととありますが、第四條に至りまして二條、三條即ち社團とか財團とかあつて即ち法人と爲つて居るものを支配する此總轄と云ふことは必ず支配する所謂現に在る所の本山と云ふものであらうと考へますが、既に二條、三條に於きまして社團法人と爲つてゐるものを總轄する社團又は財團でありますが社團のことは措きまして此財團と云ふものがありますに是が教會ともならなければ寺ともならぬ、して見ますと此五條と牽聯して居りますが、是は宗教團體と云ふのである、斯う云ふことになる、然るに、既に社團と爲つて居るものを支配して社團と爲つてゐるものが法人と認めずして宗教の團體とする、斯ういふことである。然らば此宗派、教派と云ふものは必ず

ては何か此特別に外國と所謂本山と稱へるものも我國と別段宗教上に付いて條約でもなされて而して其條約の上から起つて是だけのものは我法律の上で支配することの出來ると云ふことに早や手續きがなつてゐるのであります、唯彼には何ともなく此法律を設けて直に之で支配しようと思ふ御考でありますか、此點は餘程面倒なことを考へます。且つ思ふに斯くの如く法人とすることが殊更になつてないかと云ふことに付いては何か理由がありませうけれども、之を推測すると彼の教會外教を總管する所の社團とか何とか云ふものにはどうして見ても支配が出來及ばぬが故に矢張り我佛法とか云ふ方の側も唯宗教の團體としてそれに寄らず觸らずして置いて共に茫漠たるものにして置くと云ふ位の考へより其面例を避けたいものではあるまいかと云ふ疑ひがある。其他色々ございませぬけれども、第二章の「教會及寺」と云ふ此の十六條にあります、茲に來まして見ますと全く本山と云ふものはなくして寺は即ち主務官廳の直轄になる、此の法律の中にもあります通り、法規とか或は寺法とか云ふものは必ず認可を受けて行ふこととありませうが從來の關係とは餘程違つてゐる、違つてゐるために本末の關係が餘程是は面倒なる且つ慣例を破ることであらうと考へます。其所以は此二十六條に來て「教派又ハ宗派ノ許可消滅シタル場合ニ於テハ其教派又ハ宗派ニ屬セシ教會又ハ寺ハ

三箇月以内ニ教會規則又ハ寺規則ノ變更ノ認可ヲ請フヘシ」斯う書いてある。斯うしてみますると即ち宗教派がなくなつてしまつたときに、唯寺が三ヶ月以内に變更の認可を受ければ獨立して居られると云ふことになつて來ると、是が即ち教派も宗派も本とする所なくして唯一ヶ寺が出来る勘定になりはせぬか、甚だ此點杯に於ては疑ひますが、之を要するに私が只今質問した點は詰り本山と是まで稱へてゐるものが即ち末寺との關係が大變なことなつて來て、遂に此本末の關係を紊亂するやうなことが出来るであらうと考へて居る、此點は此案の組織に付きましては眼目であらうと思ふ……。

○議長(公府近衛篤磨君) 森山君にちよつと御注意致しますが、まだ手間が取れるなら演壇で願ひたい。

○森山茂君 質問でございます。

○議長(公府近衛篤磨君) 質問でも長くなれば演壇で願つた方が宜しからうと思ひます。

○森山茂君 もうおしまひでございます。故に此十六條、第二條、第五條、第四條の關係只今述べました所を明らかにどうか御説明あらんことを……〔男爵尾崎三良君發言の許可を求む〕

○議長(公府近衛篤磨君) 尾崎男爵は何ですか。

○男爵尾崎三良君 先刻の答辯は要領を得ないところがありますから、序にもう一遍其の要領の得ないところを

建物トス」と、それで寺院と云ふものは佛教の本尊阿彌陀如來とか釋迦如來を安置して教法を宣布し法儀を修行しそれから僧侶の住ひしてゐる所、其三つが必要である。其三つさへ揃うて居れば或は寺と云ふことが出来る、斯ういふことになるやうであります、それで又第十二條へ往つてみると、宗教何々の儀式用の建物構内地及其構内地に存在する教師止住の用に供する建物は租税を賦課せず、とある。此處では僧侶が居るばかりではない、矢張り教師が居らなくては行かない、斯ういふことになりやうですが、第三條の第二項では僧侶が居れば宜しいと、僧侶と云ふものは今の御説明によれば必ずしも教師ではない、或は教師になつて居る者もあるが、ならぬ者もあるといふ御説明である。さうすると同じ寺院の中でも二つあると云ふことになるのですが、それで差支ないのではありませんか、此邊のことを一應伺ひたい。其他色々ありますけれども、それは議論に涉りますからよしませう。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、今の二條、三條、四條、十六條、二十六條でございます、二十六條等について御尋ねがありました。が此事につきましては詰り纏めて御答を致しました。が現在の本山末寺の關係は此上でどうなるかと云ふ御尋ねであらうと存じます。其事について御答を致したいと思つて居ります。詰り今

質問して一緒に答辯を得たうございます。段々御答辯がありました。が、何分要領を得ないところが澤山ありますけれども、澤山のところはよしまして誤解の點だけを申し上げて置きたい。第一此の第十條の質問に對しての御答辯は詰り剝奪公權者、停止公權者は斯く／＼のことをなすことを得ずと宗教上の事項に關すること及び事務擔當者となることを得ずと云ふ制限があるが日本人だけならば是で十分であります。が外國人がこちらに居つて或る宗教のことを擔當する時分に果して剝奪公權者であるか否かと云ふことを一々本國へ照會した上確めた上で許すのでありませうか、それは本國へ照會したら何ヶ月か時間を経たら分るでありませう、分つた所でどうですか、其の本國では立派に宗教團體の擔當者となることが出来るのに日本ではそれはならぬと云ふのであります。か、其邊の手續きを承りたい。それから此の僧侶と教師の區別がないと云ふことを御尋ねした所が此の法律でもつて政府の認可を得た者は總て教師と云ふ、さりながら從來僧侶と云うて居つたものが矢張り僧侶のまま置いとくのである、併しながら僧侶の定義と云ふものは極めないと云うて見れば詰り今まで寺に居つて頭を圓くして居つたならば僧侶と斯う云ふのでありませう。今の御説明であると……さうすると此の第三條の二項に「寺院ハ佛教ノ本尊ヲ安置シ教法ヲ宣布シ法儀ヲ修行シ僧侶ノ止住スル

數ヶ條申しました此の箇條に依つて見ますると云ふと、本山末寺本山も一箇の寺で末寺も各々其一つ一つ寺となつて法人となる譯である、唯數ヶの末寺を本山が總轄してゐるものであつて、さうして茲に認可を受けて總轄する、此法案で認めるものは即ち第五條の教派宗派であるのである。それで若し佛教の方について申すならば宗制によつて本山末寺の關係を定むるのは別段差支ないものである、併し本山末寺一團となつて一の法人といふものが出来るといふことを止めたのが即ち第四條であるのであります。關係は別に絶たぬ積りである、先づ概して本山と末寺の關係について申すならば今の通りであらうと存じて居ります。此寺と申すものが法人になりましてさうして幾つも出来る其の寺が即ち本山あり末寺あり唯若し此本山末寺といふものが一つの團體を拵へてそれだけの團りが若し出来たものと看做したならば之を法人とするかせぬか、それは即ち法人とはならぬ、本山自身は一つの法人になるけれども、斯ういふ考へがあります。それから尾崎さんの御尋ねに對して御答を致さうと思つて居ります。第十條について、外國で若し宗教團體の事務擔當者となり或は宗教上の事項について合同することが出来るといふやうなものであつても、日本では許さぬといふやうなことが若し起りはしないかと云ふやうな御話であります。剝奪公權者、停止公權者等によつて宗教上

の事項について公衆を合同したり或は事務擔當者となる
と云ふやうなことは何れの國に於ても、もう大體に申す
ならば矢張り禁じて居る所であります。それで剝奪公權
者、停止公權者と申せば、もう犯罪をした所の人である。
此人に宗教上のことに與らせると云ふことは社會のため
に害があらうといふことと云ふものは略々何れの國でも
同様と見えます。それ〴〵の規定があるのであります。
敢て差支はなからうといふ考であります。それから今も
う一つ御尋ねになつた僧侶と教師の關係について申しま
すると此第十二條の「教師止住ノ用ニ供スル建物」
と茲には教師といふ字を使つてあります。是は即ち教會
について重に申したのであります。所が此第十二條の
二項に「寺ニ屬スル寺院佛堂」とあります。此寺院と云
ふ所は先きの第三條の二項に「僧侶」と云ふことが云つ
てある積りであります。して見まして此僧侶といふこと
の定義を別に掲げぬで從前の通りであらうかといふ御尋
ねでございましたが、茲の第三條の二項に書いてありま
す「佛教ノ本尊ヲ安置シ教法ヲ宣布」とございます。即
ち教法、法儀是等は皆宗制の方で定める事柄になつて居
ります。僧侶も即ち佛教の宗制で定めるのである、其事
實をみて是は寺院なりと云ふことを定める考へでありま
す。今御尋ねの箇條はそれであらうと考へます。

○馬屋原彰君 ちよつと政府委員の演壇の席に本員も質

其罰則を執行してゆくには或は執達吏を遣るとか或は警
察官を遣るとかして行はなければならぬのであるが、其
場合に此外教に係るものは如何であるといふ手順は揃つ
て居りますか。それから此中に詐欺とか誘惑とか風俗壞
亂と云ふやうなことが色々ある、其言葉は誠に漠然たる
言葉で我々の如き門外漢からみるとどんなことか分らぬ
私が耶穌教が嫌だとすれば耶穌教のことを誘惑だとも詐
欺だとも云ふかも知れぬ、佛教者から見ても亦其通りで
門外漢から見れば詐欺とも誘惑とも見えるけれども向の
方では正教といつてゐる。耶穌聖教杯と唱へて居ります
から、それに向ふで判断を下すに就いては標準が分らな
い、其の標準といふものは何を以て御立てなさるのです
か。それからもう一つ宗儀等を判断するとか宗教違反を
判断するといふことがある、是には必ず御役人が出るに
相違ないが其御役人は恐らく門外漢であるから果して其
判断が出来ようか出来まいか、何となれば宗教の學問と
云ふものをしてゐないからどうもそこに疑がある。例を
あげて言つて見ると、私が大審院に居つた時分に本願の
喧嘩があつたことがある、大本願の方は淨土、大勸進は天
台宗其宗教上の争があつた、斯ういふことになると裁判
に困るもので結局其裁判をするには阿彌陀様を二つに割
らなければならぬ、誠にむづかしいものである、それを
やらうといふにはどふいふ方法で御やりなさるか、しつ

問を致したうございます。我邦に昔から唱へ來つて居り
ます所の神佛儒道の神道といふものは是は此の宗教法
に於きましては一つの宗教と認められてゐるのでありま
すか、此點をちよつと伺ひたいのであります。

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、現今内務省
に於て取扱つて居ります所の宗教と申すのは神道に十一
派あるのでございます。即ち神道本局を始として扶桑教、
大成教其の他十一教派になつてゐるのでございます。此
の神道の十一教派のことを重に指してゐる積りでありま
す。此の神道の十一教派のことは即ち矢張り此規則で宗
教法によつて支配されてゆく考であります。

○兒玉淳一郎君 私は大大臣方に御尋ねしたのであり
ますが、それもけつこうでございますから幸に茲に此法
案を讀んで見ますと第一宗教に立入つて居るそれが一
つ、それから外國の宗教のことが今問題に續々出て居り
ますが是は先達て民法商法を御拵へなさるときに商業會
議所に問ふと云ふことがあつたやうに外國の教會杯も來
てゐるものがあるから其來てゐる者に御尋ねになつたか
どうか、それから外國から此方へ來てゐる所の宗教の數
はどの位あるか御承知であるか、それを先づ一つ承りた
い。それから其次に是はまあ法制局の平田君から御答を
願ひますが此中には所々に禁す禁すといふことが書いて
ある、斯う書いてあれば罰則が附帶して來る譯であるが

かり分らない、其邊を御答願ひたい。で愈々此事に付い
て外國の教を取締らうと云ふには先刻森山君の仰つしや
つた通りどうして取締をするか、それを承りたいのであ
る。若し其取締が出来ぬと云ふことになれば此法は徒法
であるといふことになる、例をあげてみると、多くは外
國人になつて來ると執行の出來ぬことがある、外國人に
ついては田舎を御歩きになつた方は御存じであります
が、鐵道の踏切杯でも外國人が歩くときには驛夫が知ら
ぬ顔をして見ぬ振りをしてゐるが我々が歩くときと直ちに押
へられる、で外國人に關しては此法は行はれぬであらう。
是が一つ、も一つも一つ承りたいといふことは社寺局の
御方に承りたいのであります。是は皆さん御承知であり
ませうが裁判をするにも裁判官は醫者でない、醫者でな
くても醫者のことを知らぬければならぬから裁判醫學を
稽古する、坊さんでなくても社寺局の人は佛教のことを
知らなければならぬ、即ち宗教の取締をするには日本の
宗旨は何派あるといふことも知らぬければならず、耶穌
教は何派であるといふことも其數も御調がなければなら
ぬことである、で宗教についてはどう云ふ取締をする
と云ふことまで御説明がなくては分らぬ、唯漠然と之を發
布するといふことでは其理由が分りませぬから、それを
委しく御答願ひたい。

〔政府委員平田東助君演壇に登る〕

○政府委員(平田東助君) 只今兒玉君から御質問がありましたが御質問中に議論も澤山にあつたやうでございます。……〔兒玉淳一郎君「討論ではない理由でございます」と述べ〕御議論の點は今日に必要なないと申しませぬ、又御質問の理由があれば理由で一向差支ない、第一の御質問は少しく聞兼ねましたが教義に立入るが……〔兒玉淳一郎君「教義に立入るのは如何といふことである」と述べ〕第一の御質問に答へますが、教義に立入ることは固より此法案の目的でないといふことは一讀の下に明かであらうと思ひます……〔兒玉淳一郎君「分りませぬ」と述べ〕又教義に立入ると云ふことは固より政府の爲すべからざることであると云ふことは先刻の總理大臣の演説に於ても明かであらうと思ひます。それで御分りにならないければ、御分りにならないのが悪いから致方がないと思ふが……〔兒玉淳一郎君「決して分りませぬ」と述べ〕それは本員の説明の悪いのではないのである。それから又此外教に對して之を取締るといふことまで此法案を制定するに當つては豫め之を外國人に諮つたかどうかと云ふ御質問かと思ひましたが果してさうでありませうか、如何でありませう……〔兒玉淳一郎君「さうです」と述べ〕私が御答をさせませうが……〔兒玉淳一郎君「私のは商法を立てるときに商法會議所へ諮問になつた如く此法律を立てるに付いても外國人杯に御問になつたかと……」と

けの制裁があるぞと云ふことがなかつたならば此宗派の規則といふものは一向其効はない。然る處今日斯の如くまだ制裁力は與へてないが若し之に一つの制裁力を與ふることになつたならば其の當否を争ふといふ争論が勢ひ起らざるを得ぬ、此の争議の判決をなす所は何れのものに託するかと云ふに當つては素より宗義其のものゝ争ではないけれども併しながら其の事實は多少宗義に亘つてゐるといふことが勢ひ出来て来る。然らば此時に於て之を通常の裁判所に委ねんか、其情を盡さないと云ふは無論であるし、其情を盡さない時に當つては愈々宗派の不幸を來すといふことは無論の話である。然らば則ち其の制裁を受けた所の教師又は寺が不利益を被らなければならぬと云ふことが勢ひ出来て來ると思ふ、故に此委員會なる特別の裁判所的のものを設けて、さうして此争議を決定致させると云ふ目的に出た所の法規であります。抑然らば是は尋常の行政官が其の裁決に與るかといふことになると是は素より行政官も此中に遣入らなければならぬ。何となれば行政事業であるから、併しながら單に是は行政官のみでも又其情を盡さぬといふことが恐らく出来て來るだらう。他日は是は命令を定むるときに當つて分るが、今日豫め茲に於て之を明言して置きまするといふことは本官の爲し能はざる所であるが先づ今日よりして想像してゐる所の考では必ず其争議に關する所の派又は

述べ〕即ちそれなら御尋ねした通りのことになりませぬ。苟も法を設くるに當つて其設くる事柄の事實に對して問ふべきことがあれば政府之は問ひます、又事實を明かにせずして法を立てると云ふことは甚だ不親切であるによつて、それは問ふことは無論である話であるけれども、併しながら之を外國の教會に或は問ふと云ふやうなことは政府は敢てする所ではありません。又其事柄に對して分らないことがあつたときは素より問ひます、問ひますけれども是等のことは如何なることであるかと云ふと即ち我が法權の下に於て出来得るだけのことは爲すのであるからして當然是は爲すのである、當然之を爲すに於て其何も是は問ふ必要はない、併しながら之を規定するに於て其事實が判明ならざることがあつたならば其事實を問ふといふことは是は致しまするかも知れない、是で盡してゐると思ふ、それから第三の委員會のことです。是は先刻斯波政府委員より御答致して置きました通り教義を裁判するといふのではない、既に宗派ある以上は此宗派が己の統轄する所の寺又は教會に向つて之を統轄しなければならぬ、此の統轄をするといふときには必ず一定の制裁なくんばならぬのである、此の制裁力なくんば決して宗派を統轄することは出来ない。其統轄を爲す上に於て事實上己が統轄してゐる所の寺又は教會に對して斯の如きことを爲すならば是だけの罰があるぞ、是だ

其派以外に於ても宜く其事柄に熟通する所の人を臨時に委員に加へて之を裁決することも又宜いことであらうと考へます。故に是は法文の上に於て御説明をする譯にはいかぬけれども此委員を組織するときに當つては如何なる考であつたかと云ふことの一言を茲に御參考に供して置くが強ち不必要でもあるまいと存じますから之を御話して置きます、其他に何かございましたか。

○兒玉淳一郎君 尙御尋ねしますが只今御答の中に教義には立入らぬと仰しやつた、そこで法文の第九條、此中の「安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ」といふ此數字、それから第四十四條の「詐欺又ハ誘惑ノ手段」といふ此法文、是が教義に立入らぬと云うて出来ませうか、出来ませぬか伺ひたい。之をやる時分には裁判官は其教義に立入ることが出来なくては出来ぬことで、現に諸宗の仕事を御覽なさい、信州の善光寺で暗闇で鍵を探ることが、ある男と女が遣入る、あれで風俗を壞るか、壞らぬか、それから「ローマンカトリック」宗に獨審文といふ法がある、それから坊主の前で懺悔するといふこともある、あれは風俗を壞るか、壞らぬか、門外漢は必ず風俗を壞ると云ふであらう。併し向ふには又それだけの理窟が立つてゐる。其他の耶蘇教には晚餐式といつて葡萄酒を飲むことがあつた、あれはどうですか、此ことについては此法文を解する人が若し其事に反對する人であつたならば、是は直ちに

風俗を壊ると云ふに相違ない。是は警察官がするか、或は警察官が捕へてするか何しる其法文を捉まへてする人が出来て来る。其時にあなた方は裁判官に法を預けてあるから、それに手を出すことが出来ない、さういふ場合に當つてはどういふ結果を是が結ぶかといふことを考へなければならぬ。私は其教義に立ち入らぬければ其手段は分らないと思ふ、そこで其場合にはどうなさるかといふことを今日一言其趣意を述べたのである。

○政府委員(平田東助君) 御答致しますが第九條の是はもう憲法に明文があるのでありますから別に茲に於て喋喋述べる必要はないと思ふ。憲法には風俗を壊るといふ字はない、安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かざる上は信教の自由を有すと云ふことが書いてある、でありますからして安寧秩序を傷けたときは國家は當然之れを取締ることは無論の話であらうと思ふ。其の安寧秩序を妨げた方が教義に或は至りはせぬかと云ふ御心配ではないかと思ふ、是れは或はさうかも知れぬ、教義上から起るかも知れぬけれども其の起つた所の結果が苟も安寧秩序を妨げたときは仕方がない、目下は之を其儘打捨て置くことが出来ないといふことは無論國家の職責上當り前のことであらう、即ち教義と云ふものは教義であるけれども其の教義其ものが宜いとか悪いとかいふ事ではない、其の行爲が即ち安寧を妨げ臣民たるの義務に背いた

と云ふことであるならば無論國家は之に依つて宜いか即ち憲法で與へた所の自由の範圍以外に出でた場合であるから之を取締らないと即ち憲法の精神が立たぬことになる。それから四十四條の方とても其通りである、是は裁判官が宗教の眞否儀式の上に於て詐欺又は誘惑の手段を用ひたと認めるそれは、教義そのものには關係はない、詐欺の手段を用ひて信仰させたとか、又は儀式の執行をさせたとか、斯ういふことである。其信仰し及執行する上に於ては更に之に干渉するのではないのであるけれども、是が若しも詐欺に出るとか或は誘惑に出たときには其行爲を罰するのである、それは何も裁判官が分らぬといふことは私は出て來ぬだらうと思ふ。此他に御質問もありましたが其點に付いて此外國の教會の制度とか何とかいふことがございましたが、是は斯波政府委員から御答した方が却つて明かであらうと思ひますから止めておきます。

○兒五淳一郎君 議論に涉ることは私は避けませんが唯解釋といふものは人々の解釋で起りますから漠然たるもので風俗といふものは容易ならぬことであらうと云ふことを自分が御尋ねしたのであります。詐欺又は誘惑といふことを知るには教義に立至らねばならぬ、教義に立至ればどんなことでも出来る、詐欺誘惑といふ字は因るであらうと思ひます。これを御困りでないといふことで

す、凡人と同じに看做すや或は凡人でないといふ様な所の御調があつたのでござりませう、夫を第一に問ひたい。夫からもう一つ寺だ、寺といふものは日本に於きまして古來から我々共寺といふものを尊ぶのは何を尊ぶかといふと祖先以來の墳墓といふものがある、それは祖先の墳墓といふものを納めてあるから尊ぶやうなものだらうと思ふ、是でみますると寺を解散するといふ事がある寺を解散して仕舞つた時は寶物の處分は勅令を以て之を定めるとござりますが其我々銘々の先祖以來大切の墳墓は奈何せん、寺が解散して仕舞へば無茶苦茶になる、其時には寺院も賣つて仕舞ふだらうし地面も賣つて仕舞ふだらうが祖先以來の墳墓は如何するか、此墳墓のこと、いふものは茲に少しも見えて居りませぬが一體今日迄の寺と云ふものは即ち墳墓といふものが付いてゐるやうに思ふ、其の大切な墳墓の處分は何ともしないといふのは一體是は如何なるものでござりませうか。それから又此段々各宗派といふものが大概年に一遍位は集ること、私は思ふ、所が此の八條を讀んでみまるといふと集る度に慣例でないものは一々二十四時間内に届出なければならぬと云ふことになれば是は或は政談をするとか或は風俗でも或は秩序でも亂すやうなことがありはしないかと警察官も這入ること、思ふ、所が宗旨には色々ある、天台宗もあれば眞宗もあり黄檗もあり或は日蓮宗もあり其

あれば敢て論に涉るから本員は是で質問は深く致しませぬが此餘は深く意を御用ひになりませぬと此條を拵へて後で困るといふことがありませうと思ひます。
○政府委員(平田東助君) それは御論のやうでござりませぬから御答を致しませぬ。
○村田保君 ちよつと本員も平田君に御尋ねを致したい、此法案を讀んでみまするのに坊主といふのは一體此法案ではどういふやうにみて居られますか。
○政府委員(平田東助君) ちよつと聞損ひましたがどういふのでありますか。
○村田保君 僧侶でござります、古來からして一度僧侶と云ふものになりますれば還俗するまでの間は凡人でない、普通の人でないといふまで看做し來つてゐる、此法案で見ますと或部分で見ますと此僧侶と云ふものは凡人でないといふやうな取扱もしてある。又凡人と同じやうな警へてみるといふと宗教上の罪を犯したる者は普通の禁錮に入れる、普通の人を入れる禁錮に打込んでしまふといふことがある、それらから見ると元の坊さんになつてゐるのやら又普通の人と見るやら其の邊も分らず又争議などは普通の裁判所に持つて往かぬ普通の人と見てゐない僧侶と云ふものは凡人でないやうに看做してゐる、是は先づ法律で之を立てられるときに僧侶といふものがどういふものだといふ御定めがあるだらうと思ひま

二二

中の派にも色々ある、臨濟では建長寺もあり録司派といふものがある、禪林派では南禪寺派、妙心寺派とか其他段々派がありませう、又眞宗で西本願寺派とか東本願寺派とかいふやうなものがござりませう、又其他其通り澤山ある、神道でも其通りだ、色々神宮教會と云ふものがあり或は出雲の大社の派がある、或は黒住派と云ふものが種々其の他にあらうと思ひますが此宗旨の學派といふものがどの位御調べになつて居りますか、それも御分りになるなら承りたい。實は本員色々御尋ねしたいことがあるが先づ其三つだけを御尋ね致します。

○政府委員(平田東助君) 誤を起さぬだけにちよつと其要點だけ、其要點はどう云ふことでもござりましたらうか、第一の御尋ねは誤らぬやうに要點だけを……

○村田保君 此法律を立てられる時分に一體僧侶といふものは凡人と看做したか凡人でないかといふの御調があつたらうと思ひますが、凡人なら凡人、僧侶でないならば僧侶でない凡人の取扱をしなければならぬ其邊を……

○政府委員(平田東助君) 要するに第一の御尋ねは此本案に於て僧侶と云ふものが教師と云ふ範圍が甚だ不明であるからといふことから起つた御質問と思ひます。此法案に於て僧侶と申しますのは一般を指して汎く之を申したのである、教師と申すのは即ち一定の資格ある者を指して教師と定めてあるのであります。で僧侶といふもの

は今日までの世俗に之を申して居りまして人々皆僧侶といへば如何なるものを指すかといふ考は敢て法文に規定せずとも明らかなことであつて即ち今日まで從來人の腦裏に能く明らかになつてゐるものに相違ないだけの考を以て僧侶と書き現はしたのでありますから敢て誤を來さぬ積りであります。又其僧侶の範圍と云ふことに就いて只今其必要があるならば是は宗制に委ねて宜いといふ考であります、又即ち此本法に最も必要と致しました所ものは却つて教師にあるのであつて、此宗教の規則の執行に従事する所のもは即ち教師である、僧侶といふときには直接に従事しないものまでも含むと云ふことに御解釋下されたら宜からうと考へます。それから序に第二の御尋ねも誤のないやうに簡單に伺つて……

○村田保君 第二は墳墓です、墳墓といふものはどうなさるか、解散の場合に寶物は別に處分する、寶物より墳墓は尊いからそれは如何なさるか。

○政府委員(平田東助君) 宜しうござります、此寺の解散と云ふ場合は已むを得ざる場合に起るのでござりまして喋々申上げずとも分ることで扱其寺の解散と云ふことは已むを得ざる場合に於て寺が解散をする故に其寺の解散したときに當つては寺に屬する所の財産は無論處分するといふこととあります、只今御尋ねの墳墓といふやうなものは勿論是は寺の財産に屬してゐるものでないとい

い、まだ質問が残つて居ります。

○村田保君 もう一つどうぞ各宗各派のことを御調べになつて居れば。

○政府委員(平田東助君) 是はどつちにして是は外國教會の數を御尋ねになつて居りますから此方は社寺局長から御答になつた方が宜しうござりませう、當局のこととありますから社寺局長から御答へ致します。

○村田保君 それではもう一つ御尋ねしたい、それでは争議といふこととござりますが今日は随分本山争、寺の軋轢と云ふやうなものがある、此本山争といふものは随分續々今日ありますが此争は何處で處分致しますか、此は此中に見えませぬが……

○政府委員(平田東助君) 是は先刻も御話して置いた積りでありますが、此宗教委員會の組織權限といふものは別に命令を以て之を定める積りでありますが、彼の本山争と云ふやうなことは、如何なることから争が起ることでありませうか、孰れが本山である、例へば永平寺が本山であるとか永平寺は本山でないとかいふやうな事柄になりましては其事が單純なる宗教の争でないといふこととござりましたならば矢張り是は宗教委員會に於いて決定して差支ないことと思ひます、さう本官は考へて居ります。

○村田保君 それでも其事は見えないのでござります。

ふことは申すまでもないことであらうと思ひますから、是は寺の解散と同時に墳墓がなくなるといふことは決してないことだらうと思ひます、墳墓は依然として残つてゐることであらうと思ひます。

○村田保君 さうしますると墳墓があつて寺がなくなると云ふことは……

○政府委員(平田東助君) 寺は只今申す通り解散を致しまするのであります、寺はなくなりますが、寺はなくなつたから墳墓はなくなると云ふことではない。

○村田保君 處分は如何致しますか。
○政府委員(平田東助君) 處分する必要はなからうと思ひます、寺の財産に屬した物は、無論寺の解散の際には寺の財産に屬したものを處分しなければならぬ、家に屬してゐる所の荷物は無論處分しなければならぬ、處分するには敢て之を沒收するとか何とか云ふことではない、之は或は他の慈善事業に委ねても宜しからう、是は其時に相當の處分を定めたら宜からうと思ふ。墳墓の方に至つては殊に寺の財産といふものではないからうと思ふ……
〔村田保君「寺がなくなつて仕舞へば分らぬ」と述ぶ〕
寺がなくなりましたも墳墓は残ります……〔男爵尾崎三良君發言の許可を求む〕、〔村田保君「もう一つござります」と述ぶ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 尾崎男爵もう少々御待ち下さ

○政府委員(平田東助君) それは宗教委員會の權限は命令を以て定めるときに如何に決定するものであるかといふことを定める積りになつて居ります。

○男爵尾崎三良君 平田委員にちよつと質問を致したうございませうが先刻段々質問も致しまして答辯もありましたがどうも要領を得ない、澤山は申しませぬ、私は強ひて無理に難題を持懸けて困らせるのも何でもないのですが、唯其甚だ此法律を出した所で一向徒法になりはしないかといふことが幾らもありますが、其中重要なことを申してみますれば、御承知の通り歐羅巴の耶蘇教國であつても各々其教派が違つて居る、是はもう平田君杯は申さぬでも分り切つた話であつて、現在英國杯はローマンカトリック宗を憎んだものである。所が今日では其宗教の自由を許して居る、許してゐるが此僧と云ふのは英國皇帝の權内に於て、僧侶の資格杯もそれで何程か檢束して英國皇帝の許可を得ねばならぬといふやうなことをやり掛けて見たけれども、どうしてもいけない、依て今日では即ち宗教の自由は勝手次第と云ふことになつて矢張りローマンカトリックの大僧正なり僧正なり其他の教師は悉く羅馬法王の認許を受けて、總て其教師に關する制度資格といふものは皆羅馬法王の支配になつて英國はまるで關係しないことになつてゐる、英國で公然皇帝の認可を受けなければ職に就けぬとか、教師の資格を得

ないとかいふことは此プロテスタントに限つて居る。其他のことは其儘にしてある、是は色々やつてみたけれどもいけなかつた、いけなかつたから極自由主義で今日はローマンカトリックもあれば、マホメツトもあり、メツヂストもあれば色々々の宗旨があるけれども英國の皇帝はちやんと資格を是は教師だと云うて認可するのはプロテスタントに限つてゐる。所で今度の三十八條をみるといふと「宗教派教會又ハ寺ニ屬スル教師タルノ資格及選定ニ關スル制度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」此教師たるの資格といふものは段々先刻から承つてみますれば今日は一視同仁で耶蘇教も何も同じやうに視るのである、それは私共至極御同意である、又さうするが宜からうと思つてゐる、唯教師の資格といふものを勅令で定めるといふことは到底出来ないことである、又成る程我邦の安寧のためには無理でもそれが必要であり安寧を害すると云ふことならば……けれども別にそれをしないからというて安寧を害することも何もないのである、無理に斯ういふことを定めて其資格を定めねばならぬといふ必要が何處にあるか、或は斯う云ふ御精神かも知れぬ、さういふものはこつちで認可はしない、向ふで勝手にやつて居るまでの話である、こつちの認めないもので唯の凡人と看做す、斯う云ふのであるか、それはそれで行はれませう、さうすると斯ういふことが起る、此八條に於ては此主務官廳

の認可を受けたちやんと日本政府の認められたものでないといふと公衆を勝手に會同することは出来ない、丁度政治演説のやうに二十四時間内に届けねばならぬといふやうなことが起る、それは随分面倒な話ではありはしましませうか、さうせずにやりやうがありさうなものぢやと思ふのですが、是非斯うせねばならぬといふ必要があるか、或はしてもそんなに心配する程のものではないといふ御説であれば承りたい。

○政府委員(平田東助君) 尾崎男爵に御答致しまするが御配慮甚だ御尤のこと、考へます、併しながら政府の爲し得べき權域内に於て爲すだけのことは是は政府の一方に於て又職責に屬してゐることであるから爲し得べき限りのことは爲さなければならぬことでありませうが御配慮の點は彼の外教に最もあるのであつて此法案に言ふが如き制裁を能く爲し得べきものであらうか否やといふ御配慮が最も此の點であらうかと考へます、此法案を制定します時に於ても再三再四考究致した積りであります、此本案に規定してある範囲内に於ては出来ぬことはあるまいといふ考へを以て規定してあります、又其例として三十八條を御引用になつたやうであります、で教師たるの資格及選定といふことは内國に於ては出来得べきことであるが之を外國の教師に當符めるといふことは餘程むづかしいことではないか、成る程此教師の資格

及選定といふことは大層之を緻密に致しますから或は當符らぬことも澤山出来て来るでもございませう、併しながら其大體の原則を定めまして各宗派、各教派に適用するだけのことに致しましたことならば敢て之に依つて此法が行はれぬといふこともありません、又此資格を定めるといふ必要は何れの點に在るかといふと此の教師の資格を良くして参りませぬといふと世の風教を裨補するといふ宗教の効用を全うするといふことは勢出来ぬといふことは喋々を俟たぬことでございます、世の風教を裨補する此宗教の事でありませうから文運の進歩と共に此の法も進んでゆかなければならぬといふやうな必要を感じてゐる、然らば此の教師に與ふるには又相當の保護を與へて以て立派に教師たり得るの便宜を與へてやらなければならぬ、今回彼の徴兵令の改正を提出致しましたのは即ち其一つの理由であります、既に斯の如く之に一定の保護を與ふるといふときに當つては又之に適應するだけの資格がなければならぬ、故に此資格を得せしめんとするに當つては外教に於ても又或範圍に於て定めた所の規定に依つて此の資格を保ち得るだけのことを爲すといふことは敢て難いことではあるまいかと信じて居ります、其御配慮の點は大抵それで宜からうかと思ひます。

○男爵尾崎三良君 成る程教師と云つて檢束する以上は特典を與へてやる、斯ういふ中には外國人は符らぬ話、

併し其押問答はよしまして到底是は随分重大な事であり
ますから此委員は議長に御任せあらんことを希望しま
す。

○議長(公府近衛篤磨君) まだ委員の選挙になつて居り
ませぬ。

○兒玉淳一郎君 社寺局長から仰しやられたことの中に
私の質問したことがまだ一つ残つて居りますから其事を
……

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 先きからの御尋に御答致し
ます、外國のだけで宜しうございますか……〔兒玉淳一
郎君「數だけ」と述ぶ〕……外國の派につきましては派
の數が二十五派、救世軍を入れますれば二十六派、それ
から教會堂の數が今日まで内務省へ届になつて居ります
のが三百七十九……〔兒玉淳一郎君「もつと大きな聲を
して……聽えない」と述ぶ〕……數が三百七十九……〔兒
玉淳一郎君「教派はなんぼ」と述ぶ〕……教派は救世軍
を入れて二十六派……〔兒玉淳一郎君「其中に「ク
エーカ」はありますか、ありませぬか」と述ぶ〕……「ク
エーカ」といふものはないやうでございます……〔兒玉
淳一郎君「グリーキ宗はなんぼありますか」と述ぶ〕……
ギリシヤ教でありますか……〔兒玉淳一郎君「あなたの
方ではギリシヤと云ふならそれでも宜い、同じことだ」と

述ぶ〕……其會堂の數が追々申上げますが、其會堂の數
が今日迄届出と申すのは此夏内務省が省令を發しまし
て、さうして届出ると云ふことに致しました、其届出が
色々間違ひまして地方廳を通して來ることでございます
からまだ十充に纏つて居りませぬ、尙是よりは少し多い
かと考へて居ります。

○森山茂君 少し斯波君に御尋しますが先刻の私の質問
に一つ残つて居ります、此二十六條の場合に教派、宗派
が消滅したる場合に於て其寺は三ヶ月以内に教會規則、
寺規則の變更の認可を請はなければならぬ、若し請はね
ば解散せしめる、斯うなると既に教派、宗派といふもの
は消滅した場合である、而して其寺は三ヶ月以内に教會
規則を變更して認可をせられたときには何の宗派、何の
教派によるといふことが出来ぬやうに見えます、斯うな
るといふと或は教派、宗派といふものがなくなつてしま
つたならば其寺を存したいというて例へば天台宗か眞言
宗にならなければ此寺は存せぬやうに見える、其邊は如
何でございますか、又もう一つ付けて置いて置きますが
從來此僧侶の扱はちよつと平田君から御話になりました
が僧侶と云ふものは唯或は其宗派に依つて派を稱へてゐ
る者がある、或は公の席に列するとか又は何とか云ふ時
に自ら特典があつて高等官とか何とか保護して厚く待遇
を受けた者がある、私共は親しく知つてゐる、是等は此

法が出ましたときには是は勅令と云うてもあります、澤
山ありますから其勅令の中にあるのでありますか知れま
せぬが其人達は如何なることになるのでありますやうか、
唯平たく凡人と見てしまふのでありますか、それもちよ
つと御答を……

○政府委員(斯波淳六郎君) 今の御尋に御答致しますが
教派が解散したるときに寺は一々離れ離れになつて獨立
して立つて行くであらうか、或は天台が俄に眞言に付く
であらうか、如何なることであるかと云ふ御尋ねのやう
に伺ひましたが其教派といふのは本法に申してある所の
教派でございます、即ち此の特別の組織即ち教規、宗制と
いふものに付いて認可を得たる所の教派を申すのであり
ます、教規上から申せば自然斯様な教派といふやうなも
のも此本法で申す教派、宗派以外に尙宗派があり得る話
である、それで其眞言宗、是は例であります若し佛教
の或る一種が宗派として解散したときは矢張り其宗に屬
してゐる所の寺といふものは尙其宗義に依つてやつてゆ
くに相違ない、それで大體申しますれば法律上認めたる
團體といふものはなくなつたといふ例になるであらうと
思ひます、それからそれに續いて尙申上げたいと思ふの
は今幾つも寺がありまして其上に總轄して教派といふも
のがあります、若し此教派といふものが萬々一何かの關
係からして教派といふ特別の組織を解かなければならぬ

といふことになりましたならば其寺は皆法人組織を廢め
て寺は解散、尤も寺は解散するとしまして是は法人組
織を解散するといふ文でありますして寺は寺として尙寺院
は其儘残つてゐる譯である、併し法人組織を解散する此
教派が消滅したら俄に法人組織になつてゐる下のものま
で解散する必要はなからうと云ふ考で、ある規定を設け
たものである、それから次に御話にある所の僧侶で特別
に色々の待遇になつてゐる者があるが是は如何するかと
いふ御話であります待遇のことは此法律案に規定すべ
き事柄でなからうとして何も其規定を設けなかつたので
あります。

○伊澤修二君 ちよつと質問致したい、私は先刻から承
りたいと思つて居りましたが只今政府委員の御答に依り
ますと耶蘇教の方の派の數が二十六とか云ふことを承り
ましたが私が調べました所では三十四程新教のみでもあ
るやうであります、新舊合して二十六といふ御答のやう
であります、其當局者に於ては之を一つの派と認めるに
付いては何か標準が御有りになつて其標準に依つて御調
べになつたのでありますか、それを承りたい、何を標準
として此派といふことを認められてゐるか承りたいので
あります、それからもう一つは此第五條に「教派又ハ宗
派」とございます、其の教派といふやうなものは耶蘇教
で申しますればカトリック教、プロテスタント教、ギリ

シヤ教といふやうな大きな團體を云はれるのでありますか、又は此新教の中には矢張り「セクト」と稱へる所のものが澤山ございますが、それをも含むのでありますか、其點をちよつと承つて置きたい。

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、今の御尋は前に御断り申したやうな譯でありまして私の今統計して御話申上げましたのは内務省へ今日まで届出てゐる所のものについて御話申したのでありまして或は是より尙出て来るかも知れぬと云ふ疑があつて判然と是だけしかなといふことは申上兼ねる、併し尙ふからの届に天主教である、或は基督教である、聖公會であるとか何とか申して参りますから其名を取りまして是だけに區別して御話申上げた次第であります。

○伊澤修二君 それでは尙ほ續いて伺ひたいのであります。今日までの所は先方より届けて來た所に依つて御調になつて居るといふことであります。此第二十八條に至りますと「宗教團體ニシテ教派又ハ宗派タラムトストキハ教規又ハ宗制ヲ作り主務官廳の認可ヲ受クヘシ」と云ふことがありますが是は其何か勿論此主務官廳の認可を與へられますことについては何れ標準とすべき所のもの、御取調が既にあることであらうと存じますがそれを伺ふことが出來ますればちよつと伺ひたい、其外一つ伺ひたいこともございますが此席に於ては控へることが然

いふことが御調になつて居りますれば承りたいのであります。

○政府委員(斯波淳六郎君) 此事について御答致しますが、目下其點について此外に勅令を以て其區域を定めようといふのであります、其區域についてどれを標準にしようかといふことも今取調中でございます、さうして坪數何かのことも略出來上つたと思つて居ります、其調はあとで差上げて御覽に入れるやうなことに致したいと思ひますが如何でございますか。

○周布公平君 先きでも宜しうございます、御見込の立つた所で承りたいと思ひます。

○磯邊包義君 私が御聞き申さうと思ふことは大概諸君から御問がありまして分りましたが簡單に其残りを御尋ね致します、先刻より段々御尋もございましたが此僧侶のことでございます、是は法文中にもございます通り僧侶中には教師といふものと非教師といふものが自ら分れるであらうと存じますが、さう致しますと寺の住職と申しますものは教師に這入る譯でありますか、又教師が住職となりまして譯でありますか、それを承りたい、それから第二章の十九條に住職の資格といふことが見えませぬやうでございますが住職の資格に關する規定は如何なものでございますか、それから第二十四條の民法、第四十條、第五十六條及第五十七條の規定は理事といふこと

るべきかと考へますから後にて申し上げます。

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、今の教派、宗派たらんとする者は教規、宗制を作つて主務官廳の認可を受くる、之についての標準は何如であるかといふ御話であります、其標準といふものは此處では申上兼ねるやうなことで、何れ標準はなければなりません、此處で御答致しますのは先づ安寧秩序を妨害するやうなもので宗規を傷けるものでもなく相當の教派と見たならば之を許すといふことだけを申すより外は御答の仕様がな、何れ此ことについては政府に於て内規等を作ることには必ずある積りになつて居ります。

○周布公平君 極簡単な質問を致しますが本案は宗教保護の精神が餘程表はれて居りまして即ち此第十二條の免稅、徴兵令の改正等は此宗教保護について必要と考へますが、第十二條の免稅の結果國庫の收入は如何程減ずるや府縣の收入は如何程減ずるや是は第十三條に依つて命令が定まりませぬければ其區域の廣狹が分りませぬから従つて其免稅の額は分りませぬなれど極概略の見込で宜しうあります、内務省、大藏省の間で御調になつた所で此十二條を制定し従つて十三條の命令が發するについては凡そ此位の國庫の收入が減ずるであらう且府縣の收入が減ずるであらう、之を語を換へて一方から言へば是だけの利益を十二條に依つて各宗派が得ることになると

で此理事の缺けたる場合を云ふのであらうと存じます、取も直さず是が住職でございます、其第十八條に依りますと副住職を本案に於ては置くことになる其副住職の置かれたる場合に於ても又十四條の規定通りに行はれますのでございますかといふことを伺ひたい、尙ほ二十九條に於きまして「代表者」とございますが是は各宗の宗務所の管長であらうと存じますが此代表者となりました曉には従前より行ひ來つて居ります宗派の住職、其他、教師、僧侶の黜陟轉免等の取扱は矢張代表者が致す譯になりますか、但しは何人が致すやうになりますか、之を伺ひたいでございます、第三十條に於きまして宗教委員會此委員會の委員たるものは何人を以て組織されるか、それを伺ひたいでございます。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、現今各宗派に教師、非教師、僧侶であつて教師である人、教師でない人とあります、其ことは今度のみますといふと一般の兎に角説教をし宗教上の儀席に與るといふ者を已に教師と此法案で定義を立てたのであります、さう致しまするといふと此各宗に屬してゐる所のもの各宗派に屬して居る所の教師に於ては勅令の定むる所に依つて各々制限が附く、此者が即ち其宗派で主たる所の教師となるべきものである、それでそれを假に今までの制度と合せてみま

すると云ふと今度の教師と申すのは廣い事であつて從來僧侶といふが如き事になつてゐる、それで此勅令で制限を設けたのが従前各宗派で申した所の教師といふやうな關係になつて来る積りであります、教師の言葉が廣い意味を持つて居る譯である、それから次に御話の此第十八條の住職、住職は是は宗制或は寺規則で以て如何なるものが住職になるといふ資格を定めさせる積りである、是は此住職、副住職、住職が缺けて副住職が居らぬ其場合に民法で申すといふと理事が居らぬといふと同じ時でありまして、理事が居らないで其財團のために損害を起すとか何とかいふ場合に即ち此第二十四條に依つて民法でいふ裁判所がそれを選定すべきのであるけれども裁判所の代りに主務官廳が之を選定しよう、斯ういふ考であるのであります、それから又二十九條につきまして此代表者と申すのは従前の先づ管長といふ位置であるのでございませう、併しながら僧侶、其他住職等の任免其他のことにつきましては是は即ち宗制で定めて宜しい事と思つてゐる、それで各宗派、或は區々になるかも知れぬ、是は宗派の方で宗制で定めて任免黜陟は如何なる手續きに依るといふことは宗制で定めさせるといふ考であります。

○男爵金子有卿君 ちよつと私も質問致します、此の四十六條に「公然ノ演説ヲ爲シ文書圖畫ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ教派宗派教會又ハ寺ヲ誹謗又ハ凌辱シタ

ル者ハ一年以下ノ重禁錮ヲ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」とあります、此の誹謗と申す文字は随分色々のことと當ることゝ考へて居ります、此の宗教上に於きましては最も他宗を説破して自宗を擴張するといふことは免れぬことゝ思ひます、其他宗説破の演説又は文章等に於ては或は此誹謗に似たこともあらうかと存じますが其邊の所はどの邊の方針を以て此一年以下或は五十圓以下の罰金と云ふやうな嚴刑に處せられると云ふ考でございませう、其事を……尙ほ又序に先刻千家君から神道の主神を奉祀してある所の祠宇の事を尋ねられましたも是も一向今までの通りで差支ないといふ御答でありました、然る所が此法案の第三條の但書に寺院は云々とありまして寺院のことは明かに明文が載つて居ります、所で神道の方は教會といふことに耶蘇も神道も何も彼も籠つてしまふものとは是には見えて居りますが、それでも見られぬことはありませぬが併しながら神道の祠宇といふものも先年から政府で認められて現に此四十八條には「本法施行前ヨリ存在スル寺院祠宇又ハ佛堂ニシテ」云々とあります、是はやはり此四十八條にも祠宇といふ文字が現はれて居る、然るに第一章の方に於ては第三條に寺の事を寺院又は佛教杯と出してあるにも拘らず此祠宇のことゝ云ふものは少しも出してない、是はどういふ御調で斯様に相成つて居りますか、ちよつと御尋ねをします。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、此四十六條の誹謗のことについて御尋があつたやうでございませう、此事は教義を論ずることは別段と考へて居ります、唯一の……

○男爵金子有卿君 教義を論ずるのはどれ程の激論をやつても差支ございませぬか。

○政府委員(斯波淳六郎君) それは議論と考へて居ります、此一つの教派と爲つた所の關係が其爲してゐる所の行爲について誹謗といふことは出来ぬと考へて居ります、教義を論ずるといふことは議論であつて別段誹謗と云ふことに當ることではなからうかといふ考でございませう、又今祠宇のことについてお尋ねになりましたが祠宇のことについては先程も申上げたと存じますが、此祠宇といふのは二十幾つ程しか現存ないのでございませう、其後は祠宇といふものを立てぬことになつて居ります、所で神道各教派に通じての規則を此二條で立てようといふのであります、それで或一部分のことについて規則を設ける必要はなからうといふ所から別段祠宇のことについては寺院の如くに規則を設けなかつたのであります、此神道のことにつきまして或は必ず教會堂を教會には持たねばならぬ、それから祠宇を持たねばならぬとかいふことは定め得ないことはありますまいが、是は色々區々

になつて居りますから、今は之を法律で縛つてそれつきりにして置くよりは尙ほ之を發達し……發達することもありませうから段々其移り變りのことは精々自由にして置く方が宜しいといふ考へで、却つて此第三條の如く特別の事柄を規定しまして、さうして其特定義をどうするかと云ふことをしなかつたのでございませう、それで寺院につきましては數千年來此形になつて來て居りますから、今日はもう定まつたものと見て宜しうございませう、此の神道の教會につきましては色々形に變じますから今は茲に定めぬ方が却つて宜しからうと云ふ所から、祠宇については別段規定を設けませぬ、何れ是等につきましても建築等につきましては尙ほ此法案の規定以外に規定を追々設けなければならぬといふ考であるのでございませう。

○子爵谷干城君 私は大分質問もあり、議論もあると思つて居るけれども段々諸君の御話で我々の希望を達したこともありますが、其内どうも私共の最も重きを置いてゐる事柄に甚だ其諸君の御質問の出ぬことを不審に思つてゐることがある、唯先刻周布君が御勘付きなつたことであらうと思ふが、彼の寺社の境内、今度之を租税を免除したと云ふときには、どれ位の高といふ御尋は我々誠に御同感である、で此第十二條の精神といふものは宗教を保護して益々宗教を盛ならしむるといふ精神であらう

と思ふ、併しながら此事といふものは宗教を真正に…今の宗教といふものが發達すればよいかも知れぬけれども、是が逆になつて、利益といふ目的から宗教の面皮を被つて利益を計るといふことになつては中々容易ならぬことである、此寺社等のことについても土地を寄附するといふやうなことは歐羅巴の或學者は非常に之を心配してゐる…

○議長(公府近衛篤磨君) それは御質問ですか。

○子爵谷干城君 いえ質問です…心配してゐることである、それで是等のことについて私の希望するのは現今は…

○議長(公府近衛篤磨君) 只今は御希望を御述べになる場合ではあるまいと思ひます。

○子爵谷干城君 それを云はなければ調べて貰ふことが出来ないと思ふから、それで云はなければならぬと思ひます、それで現今の所の寺社の境内といふものは坪數ほどの位、是が一つ私の質問をするのである、それから其單に此境内の地の免除すると云ふこと、それから教師の住所を免除するといふことになつてゐるが是らもどの位の御積であるか、それは能く考へて置かぬと段々と此財團といふ名が出来ると寄附の名を以て、どんなことでも出来るやうになります、それは政府ではどういふ御見込になつて居りますか、それを伺ひたい、併しながら是は

○議長(公府近衛篤磨君) 委員の數を十五名とするに異議はありませぬか。「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(公府近衛篤磨君) 次に議長に於て選定して宜しうございますか…「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(公府近衛篤磨君) 然らばさう致します、徴兵令中改正法律案、政府提出、第一讀會

〔河田書記官朗讀〕

▲徴兵令中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十二年十二月九日

内閣總理大臣 侯爵 山縣有朋
陸軍大臣 子爵 柱 太郎
海軍大臣 山本權兵衛

〔右の議案は朗讀を経ざるも参照のため茲に戴録す〕

徴兵令中改正法律案

徴兵令中左ノ通改正ス

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

官立府縣中學校又ハ文部大臣ニ於テ學科程度之ト同等以上ト認メタル學校ノ卒業證書ヲ有シ宗教法ニ規定スル教派宗派教會又ハ寺ニ屬スル教師タル者直接ニ戰闘ニ任スヘキ兵種ニ當リタルトキハ本人ノ願ニ由リ徴收

直ぐに御答を承りたいといふ譯ではありませぬから、周布君の御尋のことにつきましてどうぞ御調を願うておきたいと思ふ、先づ今日は是で止めておきます。

○磯邊包義君 もう一つ御尋しておきます、矢張り第十七條の教會規則又は寺規則といふ此規則は從來の寺であつたのは、それは規則にあらずして、民法第三十七條の定款第三十九條の寄附行為のための定款は即ち此二十二條の所と同じものでありますか、ちよつと伺ひます。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 此第十七條の寺規則と申すものと、それから民法の定款と申すものと効力が同じものであると云ふことを規定致しましたので、物が違ひますから茲に効力が同じと云ふ規定を別段に設けた譯であります。

○磯邊包義君 さうしますと從來の寺規則ではございませぬ、本條によつて新たに作るものでございませぬか。

○政府委員(斯波淳六郎君) 今度の規則と従前申してゐる寺法といふものは違ひますのでございませぬ。

○議長(公府近衛篤磨君) 大抵質問も盡きたやうでありますから委員の選定に移ります。

○子爵小笠原壽長君 此法案は餘程重大な關係を有してゐるものと認めますから委員の數を十五名として其選舉は議長に御委託致します…「賛成」と呼ぶ者多し

ヲ猶豫ス滿三十二歳迄ニ教師ヲ罷メタル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ三十二歳ヲ過クルモ仍教師タル者ハ國民兵役ニ服セシム

第二十五條中「歸朝シタル者」ノ下ニ「及同條第三項ニ當ル者ニシテ三十二歳迄ニ教師ヲ罷メタル者」ヲ加フ

附 則

本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員中村雄次郎君演壇に登る〕

○政府委員(中村雄次郎君) 本案は宗教法案に伴ひます所の法案でございませぬ、宗教法の規定に據りまして此宗派教會又は寺に屬しまする教師が徴兵適齢になりまして、其適齢になりました時に於きまして其壯丁が直接戰闘に従事致します所の兵種即ち銃砲刀鎗等を持つて直接に敵を攻撃致します所の兵種に當りましたる場合に於きましては、本人の願に依りましては其徴收を猶豫致しまするといふことが適當であると認めましたのでございませぬ、併しながら中學を卒業せざる者即ち普通の教育も受けざる所の者が現に教師を致して居りまして、それは徴集を猶豫致しまする限りではございませぬと認めましたのでございませぬ、此法案を提出致しました譯でございませぬ。

○子爵實我祐準君 ちよつと質問しますが直接に戰闘に任すべき兵種は現在の兵制に於ては、どの位の數があり

ますか、どれだけの兵を指しますか、直接ならざる所のものは何々でありますか。

○政府委員(中村雄次郎君) 歩騎砲工といふ陸軍に於きましては歩騎砲工、又海軍に於きましては水兵が即ち其直接の戦闘に従事致しまするものでございます、又直接に戦闘に従事致しませぬといふ方の兵士は其の他の部分でございます、例へば看護卒の如き又總ての職工の如き又は輜重の如き皆是は戦闘に従事致しませぬ方でございます。

○子爵會我祐準君 直接の戦闘者に限つて許すといふ理由は何故でありますか、僧侶は人を殺す職務に適せぬといふことならば中學云々のことはいらぬことになつて来る、中學云々の資格ある者には徴兵を許すと云ふては學問を進むるかの如く一面では見える、學問を進めるといふことならば直接にあると直接にあらざると同じく兵役に取られた間は學問は出来ないことになる、直接にする者に限つて兵役を許すとすれば、人を殺すと云ふことを避くるが如くに見えますが是はどういふ譯でございますか。

○政府委員(中村雄次郎君) 御答致します、即ち曾我子爵の申されました通り現に此風教の職務にある者を強て人を殺す兵役に徴集するといふことは穩かでないといふ趣意でございます、而して一方に於きましては中學卒業

ち是だけの普通學問を修めてゐない教師はそれだけの猶豫をするといふ程の必要はないと認められたのが即ち理由でございます。

○穂積八束君 私は政府委員に御尋を致しますが只今茲に一つの宗教があつて兵役に出て戦争に従事して國のために人を殺すといふことは悪いことであるといふことを教へる宗教がありましたならば……現にありますが「メモニステン」と云ふやうな宗教であります、政府は之をも保護なさる考でありますか否やといふことを伺ひたい。

○政府委員(中村雄次郎君) 宗教の外のことにつきましては私は少し御答致し兼ねますから他の政府委員から御答致します。

○穂積八束君 どなたからでも宜しうございます。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 今の御質問はちつと聴き兼ねました……

○穂積八束君 それならもう一度申しませう、只今の徴兵令改正のことにつきまして曾我子爵からお尋がありましたが引續いて私もちよつと疑を起したのであります、其徴兵令に特例を與へる所以は坊主は……坊主と申しては如何でございますか、宗教に従事してゐる人は人を殺すといふことは爲すべからざることである、故に人を殺すやうな兵役に就き戦闘に従事することは、それ

云云といふ學業の程度を極めましたのは是は現に教師でございましてそれだけの教育を受けた者でなければ其徴集を猶豫する値はないと、斯う認めただけでございます。

○子爵會我祐準君 矢張り分りますねがな、中學だけの學問をせぬ坊主ならば人を殺しても宜しいと云ふのですか、中學以上の學問が出来た坊主は人を殺して悪いといふのですか。

○政府委員(中村雄次郎君) 御答致します、人を殺して悪いといふことではないのでございます、即ち本人の願に依るのでありますから殺して悪いといふのでありますねが、猶豫を致して宜しいといふ見込でございます。

○子爵會我祐準君 又御尋しますが、猶豫であれば、若し其時分に戦争でも始まつたならば徴集されるのでありますか、されぬのでありますか。

○政府委員 徴集致しませぬ。

○子爵會我祐準君 前のは分りませぬがね、それでは學問で極めるのであるか、或は兵役の種類で極めるのであるか、此二つのものが混淆してゐるやうである、學問で極めるとすれば、學問で極める、學問のない者ならば人を殺す所の直接の戦闘に任ずる兵役に矢張りいける、行きたくないと思つても行かなければならぬといふことになつて居る、其の理由が少し判然致しませぬ。

○政府委員(中村雄次郎君) 理由は只今申しました、即

は政府が猶豫して保護してやるといふやうな御趣意のやうに只今政府委員が御話でありましたから、それで私が伺ふのであります、我々の憲法上、臣民たるの義務に背かざる限りは宗教の自由を持つて居りますけれども臣民たる義務に背くときは宗教の自由は持てぬといふことは明言してあるのである、且又一方に於て臣民は兵役に就く義務があるといふことは憲法に於て明文がある、それで我々の假令宗教の坊主が人を殺しては悪いと教へて呉れまして我國が若し外國に向つて戦争を開いたといふ時になれば、之に向つて進んで戦ふものと斯う心得て居りますが、ちよつとそこの御趣意が分らぬから御尋する、それで政府の此宗教法案及徴兵法の御趣意では「メモニステン」の如き宗教の教へとして、例へば戦争であれば何であれ人を殺すと云ふことは、國のためにしても親の仇打しても悪いといふやうな宗教があつたならば、それも矢張り適當に保護を御與へになるかといふ御考を御尋ねするのであります。

○政府委員(斯波淳六郎君) 其ことについては御答致しますが、先刻宗教法案の方にもそれぞれあるやうでありましたが、臣民たる義務に背く所の行爲は之を禁止する等の箇條もある譯であります、兵役の義務に就くことを禁止する等の事柄は、あちらの宗教法の制で禁止するところが出来るのであらうといふ考であります、それで今茲

謙田勝太郎君

○議長(公爵近衛篤磨君) 次會の日程はまだ定め兼ねますから追て御報道致します、今日は散會。

午後零時四十三分散會

○明治三十二年十二月十六日(土曜日)

午前十時八分開議

(中略)

○議長(公爵近衛篤磨君) 是より報告を致します。

[河田書記官朗讀]

(中略)

(昨十五日) 委員長副委員長、左の通當選せられたり。

宗教法外一件特別委員會

委員長

侯爵 黒田長成君

副委員長

子爵 曾我祐準君

(下略)

○明治三十三年二月十七日(土曜日)

午前十時十五分開議

(中略)

議事日程第二十七號

に御尋の法律が出まして、さうして其法律に背く所の行為を宗教がさせるといふことであるならば、其行為は即ち宗教法にある所の法令に違反する所の行為、それをさせるといふことであるならば、之を禁止するといふことは、あちらの方の制裁になつて来るであらうと考へます。
○議長(公爵近衛篤磨君) 他に御質問がなければ委員の選定に移ります。
○子爵曾我祐準君 本案は前案と同一の委員に附託されることを希望致します……〔賛成〕と呼ぶ者多し〕
○議長(公爵近衛篤磨君) 同一委員に附託することに御異議はございませぬか……(中略)……
○議長(公爵近衛篤磨君) 然らば是にて本日の議事は終りました、先刻御委託になりました特別委員の氏名を御報道致します。

[太田書記官朗讀]

宗教法外一件特別委員

侯爵 黒田長成君 子爵 曾我祐準君

子爵 岡部長職君 男爵 本田親雄君

三好退藏君 松岡康毅君

三浦 安君 周布公平君

男爵 吉川重吉君 都筑馨六君

磯邊包義君 下條正雄君

穂積八束君 田中源太郎君

第五 宗教法案(政府提出) 第一讀會の續(特別委員長報告)

第六 徴兵令中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(特別委員長報告)

(中略)

○議長(公爵近衛篤磨君) 宗教法案(政府提出) 第一讀會の續、特別委員長報告、ちよつと此際御諮りを致しますが、此議案の會議を秘密會議に致したいと云ふ要求が出て居ります、是は規則に據りますと、討論を用ひずして可否を問ふと云ふことになつて居りますから採決を致します。

○男爵本田親雄君 一寸分り兼ましたから、もう一遍。

○議長(公爵近衛篤磨君) 宗教法案の會議を秘密會で開きたいといふ要求であります。

○子爵曾我祐準君 此法案の全部を秘密會議で議すると云ふ要求でございますか、又は或る場合の所を秘密會にするに云ふのでございませぬか、始から終まで總て秘密會にするに云ふのでございませぬか。

○議長(公爵近衛篤磨君) 書面には宗教法案の議事に對して秘密會を開かれんことを要求すと云ふのですから、全部のことと思ひます。

○子爵曾我祐準君 提出者に御尋をしますが、對しと云ふと全部やら全部でないやら分りませぬが、どう云ふ意味でありますか。

○子爵岡部長職君 本員は要求者の一人ではありますが、無論全部の意味でございます。

○村田保君 本員などは、此宗教法の會議に秘密會を用ゐると云ふことは一向分りませぬ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 討論はなりません、規則に據つて討論は用ゐることは出来ませぬ、之を秘密會にするに云ふことに同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 少数

○議長(公爵近衛篤磨君) 少数と認めます。

(特別委員修正案)

宗教法

第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ教派又ハ宗派ト稱スルハ、宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トシ、教規宗制ノ定ムル所ニ依リ教會又ハ寺ヲ包括スル宗教團體ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ教會又ハ寺ト稱スルハ教會所又ハ寺院ヲ備ヘ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル宗教團體ヲ謂フ

第三條 教派宗派教會又ハ寺ハ本法ニ定メタル目的ノ

外教則宗制教會規則又ハ寺規則ノ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ行フコトヲ得

第四條 教派宗派教會又ハ寺ニ非サル宗教上ノ結社ヲ組織セムトスル者ハ代表者ヲ定メ其ノ代表者ヨリ社員名簿ヲ添ヘ社名社則事務所及維持ノ方法ヲ具シ主務官廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ教派又ハ宗派ニ屬スル信徒ノ組織セントスル結社ニ付テハ其ノ派ノ管長又ハ代表者ヲ經由スヘシ
前項認可ノ條件ヲ變更セムトスルトキハ亦前項ニ同シ

第五條 慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除クノ外宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ合同スルトキハ發起人ハ開會二十四時間以前ニ會同ノ目的場所及年月日時ヲ行政官廳ニ届出ヘシ

宗教上ノ事項ニ關シ會場ヲ豫定シ定期ニ公衆ヲ會同スル者ハ之ヲ初期ノ開會二十四時間以前ニ届出ルトキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス但シ届出事項ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

主務官廳ノ認可又ハ許可ヲ得タル宗教團體ニ於テ公衆ヲ會同スル場合ハ前二項ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス

第六條 宗教ニ關スル社團又ハ財團ハ左ニ掲クルモノヲ除クノ外法人タルヲ得ス

ルノ義務ニ背クモノアリト認ムルトキハ主務官廳ハ其ノ變更者ハ取消ヲ命シ又ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十一條 教派宗派教會寺又ハ第四條ノ結社カ法律命令ニ背キ認可若ハ許可ノ條件ニ違反シタリト認ムルトキ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ主務官廳ハ教規宗制教會規則寺規則若ハ社則ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ一部若ハ全部ノ効力ヲ停止シ又ハ其ノ與ヘタル認可若ハ許可ヲ取消スコトヲ得

第十二條 教派宗派教會又ハ寺ノ禮拜ノ專用ニ供スル土地建物ハ差押フルコトヲ得ス

第十三條 教派宗派教會又ハ寺ノ宗教宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ノ用ニ供スル建物並其敷地ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ一定ノ區域ニ限り租稅ヲ免除ス

前項ニ依ル地租ノ免除ニ付テハ地租條例第十三條公立學校地ノ規定ヲ準用ス

第一項ニ依リ租稅ヲ免除スル土地建物ニハ登記稅ヲ賦課セス

第二章 教派及宗派

第十四條 宗教團體ニシテ教派又ハ宗派タラムトスルトキハ教規又ハ宗制ヲ添ヘ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ
本法施行前許可ヲ得タル教派又ハ宗派ハ本法ニ依ルル教派又ハ宗派トス

一 教會

二 寺

三 教派又ハ宗派ニ屬スル財團
四 教派宗派教會又ハ寺ヲ維持スル社團又ハ財團
前項各號ノ社團又ハ財團ニシテ法人タラムトスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ規則ヲ作り主務官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 前條第二項ノ規則ハ民法第三十七條ノ定款又ハ民法第三十九條ノ寄附行爲ト同一ノ効力ヲ有ス

第八條 民法第四十條、第五十六條及第五十七條ニ依リ裁判所ノ爲スヘキ事項ハ利害關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ主務官廳之ヲ行フ
民法第四十條ノ場合ニ於テ前項ニ依リ主務官廳ノ爲スヘキ事項ハ教派又ハ宗派ニ屬スヘキ教會又ハ寺ニ於テハ管廳又ハ代表者主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ行フ

第九條 教派宗派教會寺第四條ノ結社其ノ他宗教ニ關スル事項ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス
主務官廳ハ宗教ニ關スル事項ニ付其狀況ヲ檢查シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行フコトヲ得

第十條 宗教ノ宣布宗教上ノ儀式ノ執行其ノ他宗教上ノ事項ニ關シ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タ

第十五條 教規宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 宗教派又ハ宗派ノ名稱
二 布教ノ方法
三 事務所ノ所在地
四 管長又ハ代表者其ノ他職員ノ資格選任職制解職ニ關スル規定
五 教師ノ資格任免等級稱號及僧侶ニ關スル規定
六 教會長又ハ住職ノ任免ニ關スル規定
七 本分教會本山本寺末寺ノ關係其ノ他教會又ハ寺ニ關スル規定
八 懲戒ニ關スル規定
九 維持ノ方法
十 教區ヲ定メタルモノハ其ノ區域
十一 其ノ他重要ナル事項

第十六條 教派及宗派ニハ主務官廳ノ認可ヲ得タル管長又ハ代表者ヲ置クヘシ

第十七條 管長ハ教規宗制ニ依リ教師教會長又ハ住職ヲ任免シ其ノ他教派又ハ宗派ノ事務ヲ執行ス

第十八條 教規宗制ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第三章 教會及寺

第十九條 教會又ハ寺ヲ設立セムトスルトキハ教規宗制ニ依リ教會規則又ハ寺規則ヲ作り管長若ハ代表者

四一

ヲ經由シテ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ、但シ教派又ハ宗派ニ屬セサル宗教團體ハ直チニ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ本法施行前許可ヲ得タル教會又ハ寺ハ本法ニ依レル教會又ハ寺トス

第二十條 教會規則又ハ寺規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 宗教所屬ノ教派又ハ宗派ノ名稱
 - 二 教會又ハ寺ノ名稱
 - 三 布教ノ方法
 - 四 教會又ハ寺院ノ所在地
 - 五 教會長住職其ノ他職員ノ資格選定職務解職ニ關スル規定
 - 六 教會又ハ寺社員禮信徒間ノ關係
 - 七 維持ノ方法
 - 八 其ノ他重要ナル事項
- 教派又ハ宗派ニ屬スル教會又ハ寺ノ規則ニハ其ノ教派又ハ宗派ノ教規宗制中前項各號ニ掲クル事項ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ限り之ヲ省略スルコトヲ得
- 第二十一條 社團タル教會ハ地域ヲ區劃シテ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ、其ノ區域ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十二條 法人タル寺ニハ參助役ヲ置クヘシ、但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務官廳ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 住職カ命令ノ定ムル所ニ依リ參助役ノ同意ヲ經ルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ同意ナクシテ爲シタル行爲ハ寺ノ行爲ト看做サス

第二十四條 教派又ハ宗派ノ認可ヲ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ教派又ハ宗派ニ屬セシ教會又ハ寺ハ其ノ認可許可ヲ取消サレタルモノト看做ス

第四章 教師

第二十五條 本法ニ於テ教師ト稱スルハ教派宗派教會又ハ寺ニ屬シ宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第二十六條 教師タル資格ニ關スル制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 教師ハ日本臣民タル者ニ限ル、但シ特ニ認可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 剝奪公權者及停止公權者ハ教師タルコトヲ得ス

第二十九條 教師ハ政社ニ加入シ公然政事ニ關係シ其ノ他政治上ノ運動ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條 主務官廳ハ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クト認ムル者ニ對シ教師タルコ

トヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第三十一條 刑法第三百六十條ノ規定並刑事訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八條第一項第二號ニ掲クル者ノ證言ニ關スル規定ハ之ヲ教師ニ準用ス

第三十二條 教師ニハ民事訴訟法第五百七十條第五號及第六號ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 第四章及第六章中教師ニ關スル規定ハ教派又ハ宗派ノ管長又ハ代表者教會長及住職ニ之ヲ準用ス

第五章 宗教委員會

第三十四條 教派宗派間ノ爭議又ハ宗制ニ於テ定メタル事項ニ關スル爭議ニシテ勅令ノ定ムルモノハ宗教委員會之ヲ裁決ス

宗教委員會ノ組織權限及裁決ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 宗教委員會ノ裁決ハ行政上ノ執行方法ニ依リ之ヲ執行ス

第六章 罰則

第三十六條 第四條ニ違フトキハ代表者ヲ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第五條ニ違フトキハ發起人ヲ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第九條ニ依ル主務官廳ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス、其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニヨル

第三十九條 第十條ノ命令又ハ禁止ニ違背シタル者ハ二年以下ノ輕禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條及第二十八條ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金を附加ス

第四十一條 第二十九條ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 宗教ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ詐偽又ハ誘惑ノ手段ヲ用キタル者又ハ第三十條ノ停止又ハ禁止ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ輕禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第四十三條 第十四條第二項ノ教派又ハ宗派ハ其ノ教規又ハ宗制中本法ニ牴觸スルモノアルトキハ本法施行後一ケ年以内ニ之ヲ更正シ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條第二項ノ教會又ハ寺ハ本法施行後一ケ年以内ニ教會規則又ハ寺規則ヲ作り之ヲ届出テ且獨立ノ

財産ヲ有スル寺ハ第六條第二項ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十四條 明治十四年内務省乙第三十三號達同年内務省戊第三號達同十五年内務省戊第一號達同十七年太政官第十九號布達及從前ノ規定ニシテ本法ニ牴觸スルモノハ本法施行前ニ許可ヲ得タル教派宗教寺院及宗教ノ用ニ供スル建物ニ關シテハ其ノ効力ヲ失フ但シ本法施行後一ケ年以内ハ前條第一項ノ認可ヲ受ケサル教派又ハ宗派及同條第二項ノ手續ヲ爲ササル教會又ハ寺ニ對シ仍其効力ヲ有ス

第四十五條 沖繩縣ノ寺ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ規定ヲ設クル迄從前ニ依ル

第四十六條 民法施行法第二十八條ノ規定ハ寺院祠宇及佛堂ニ關シテハ本法ニ依リ其効力ヲ失フ

第四十七條 宗教ニ關スル社團又ハ財團ニシテ本法施行前民法又ハ民法施行法ニ依リ法人タルモノハ本法施行後一ケ年以内ニ第六條第二項ノ手續ヲ爲スヘシ前項ノ手續ヲ爲ササル者ハ解散シタルモノト看做ス

第四十八條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔侯爵黒田長成君演壇に登る〕

○侯爵黒田長成君 宗教法案の委員會の經過及結果を御報告致します、我々委員は宗教法案外一件の審査を附託

す、それで此大體論のときにも餘程此の法案の了解し難きことにつきても議論がありました、之を今日作り直して相當の修正案を出さうといふことには餘程又時日も要する事であり議會の會期も段々迫つて來ることであるからして容易に修正をすることは難い、それで委員中には此の修正といふものは唯政府案の意味を明かにするに止らず神佛兩教及び外國教に對する所の取締に致してもそれぞれ各別に規定を致さなければならぬといふ説もありました、さういふ風に此の法案の根本に斧を入れて改竄するといふことになれば僅に餘す所の日子では到底充分な修正は出來ない、それ故に此議會に是非とも是は通さなければ差支へるといふ程のことがなければ次の議會まで政府に於て能く審査して、さうして提出になつても晩からぬことである、今日までが斯くの如き法案がなくても差支もなく參つた次第であるからして、唯ある一種の宗教に對する取締だけのことであれば、今さう急速に極める必要もなからう、殊にある宗教に對する取締といふものは政府原案通りで充分取締がつくかと申してみれば甚だ不完全な所もある、僅々二三箇條位しか外教杯に對する取締のついて居らぬことである、それで斯ういふ國家重大の法案を作るのはさう急速に致さぬ方が宜しいといふ説もあつたので、併し乍ら又一方の論者は宗教法と斯様に題して見れば何の宗教の教義にでも立入つて宗教

されましてから今日議會に報告致しますまでには、前後十二回程の委員會を開きまして、漸く報告することに相成つたのでございませう、其間委員諸君は非常に勉勵になりました、時に依りましては晩くまで會議を致したこともありませう、一日の中に數回開いたこともありませう、此法案は昨年十二月上旬に委員に附託されまして其節から會議を開きましたのであります、で、先づ政府委員の本案に對する大體の説明を承つて、それから其政府委員の述べた所に就いて種々大體の質問が委員中から起りました、其實問が數日の長きに亙つて委しく此法案に就いての疑義を質すことになりました、それから第二回の委員會のときには本員は故障がありまして曾我副委員長に代理を依頼致しました、其節の評議の模様を後に承りました所によりますと、午前の中は普通の質問會を開いて午後に至つてある事項を質問するために秘密會議に付したと云ふこととあります、それから大體の質問を一通り終りましたして遂條について尙疑義を質すことになりました、此の逐條の質問も餘程時間を要したのであります、從つて委しく辯明もあり又質問もありました、其逐條の質問が終つてから大體について本案の可否を論ずる場合になつたのであります、然る處諸君も御一讀になつて御承知ではありませうが政府提出の原案は餘程意味が不明瞭な廉も多い、殆んど條を逐つて意味晦澁といふ嫌がありま

といふもの、可否を論ずるやうに見えるけれど、全體此の法案といふものはさういふ性質のものではなく、宗教の團體を法人にするとか、しないとかいふ法人組織について單に規定してあるものであるからして、教義等に立入るやうな宗教の根本を動かすやうな法律ではない、それで諸君は非常に此の法案をむづかしいもの、やうに思はれてゐるけれども、よく之を調査したならばそれ程困難もなく相當の修正が出來得ることであらう、又ある宗教等に對する取締が餘程困難であると言はる、けれども、それは論者の言ふ如く實際困難のことではない、それで此の大體の評議はまだ其の可否を決しませぬ内に一種の説が出來まして、兎も角も此原案では餘程分り悪いやうな箇條が多いからして、特別委員十五名の中から五名の委員を選んでさうして修正起草のことを委託したならば、其上で尙議論もあらう、可決するも否決するも、兎も角も修正の出來た上のことと宜しからうといふことになつたのであります、それから無記名投票を以て五名の起草委員を互選致しました、夫には松岡康毅君に曾我子爵、吉川男爵、都筑君並に穂積君、此の五名の諸君が起草委員になりました、さうして其の五名中で松岡君が委員長に互選せられました、それから此の五名の諸君で爾來一週間ばかりの間夜を日に繼いで日曜日も休まずに餘程の勉勵で遂に修正案が出來ることになつたのであります、併し

ながら修正案が出来ましたけれども時によつては五名の
中で二三人缺席になつて居つたことがあつてどうも五名
の委員の修正案として委員会へ報告することは出来難い
ことになつて、さういふ行き違ひのために一旦提出にな
りましたけれども、それを又撤回になつてさうして其の
五名の委員に於て更に評議がありました、所が間もなく
報告がありました五名で評議したけれども何分急速に議
了する見込が立たぬ、それで修正起草といふことは出来
ないといふ結局の報告を得たのであります、それから委
員會に於きましては眞先の方針は如何したらば宜しか
らうかといふもの、職を是で解いて特別委員会に於い
て審議を進行せしむるとか種々評議の末、今までの五名
の委員の職任を解くことに致して、最早起草委員といふ
ものは解けてしまつて本委員会に於いて審査を経ること
に致しました、それで前に修正案のやうなものが出来た
と申しましたのは、それは單に松岡君、吉川男爵それか
ら穂積君此の三名の起草に係る所の案であるので、都筑
君の意見も少しく其の中に加はつてゐる所もあつたかと
思ひますけれども、單に松岡君外二名の案が元になりま
した、それで其の案を委員の案とせずして松岡君外二名
の個人の修正案として本案委員会に提出になりました、
それから松岡君が其の修正案について大體の説明をされ
て、それに對する質問もあり、續いて逐條の説明質問等

もありました、それから都筑君からも一個の案が提出に
なりました、尤もそれは修正案といふ程のものではない
ので同君自らも言はれましたが全く委員の参考に提出す
る未だ修正案として出すだけの考ではない、若し評議會
の都合に依つて先に寄つて修正案として出すこともある
かも知れぬけれども、先づ参考案として唯諸君の前に提
出すると、それで此の松岡君の案を元にして審査をする
か、或は此の都筑君の案についても多少吟味するかとい
ふことに就いても評議があつたので、丁度此の際は私は
差支へがありました曾我子爵が代理をせられて居りまし
て、それで結局松岡君の案を元にして、さうして審査を
するといふことになつた様子であります、それで此の松
岡君の案即ち今日諸君に御報告致しました所の修正案と
いふのは單に松岡君外二君の起草に基いてゐる案である
のであります、それで其の案の第一條二條といふものを
可決致しまして、三條の所から私が又委員会に出席する
やうになつた、それで即ち諸君の御手許に御申し申して
あります所の此の第一條は即ち原案の第五條に對するも
の、それから第二條は是は今まで原案の主意を見ますとい
ふと、教會に致せ、それから寺に致せ、此の法律によつ
て支配する所のものと法律の範圍外に屬する所のものと
兩様になつて居つたので、それを此度の修正案に於ては
悉く寺でも皆宗教法の支配を受けるやうになつた、原案

でありますと「寺院ハ佛教ノ本尊ヲ安置シ教法ヲ宣布シ
法儀ヲ修行シ僧侶ノ止住スル建物トス」といふ第三條の
二項で、それから第三條の本條の中にも寺といふものは
教法を宣布しそれから寺院を所有し、法儀を修行すると
いふやうなことが書いてあるので是だけの條件を具備し
なければ寺といふ資格が此法律によつて得られない、そ
れで若し此中の一つとか二つだけを備へてゐるものは此
法律ではどう認めるかといふ質問に對しては、是は全く
此法律の支配する限りではない、さうして見ると法律以
外の寺と法律の範圍内の寺、例へば法内寺とか法外寺と
かいふ妙な區別が立つのでそれでさういふことのないや
うに今度は教派、宗派、教會、寺といふものを今度の修
正案のやうに明瞭に修正になつた譯で、尙此の際諸君に
申しあげておきますが此の修正案といふものは先刻も申
しましたやうに松岡君外二君の重に起草せられたものが
土臺になつて居りますから詳しい説明は松岡君から諸君
の間に對して御答があらうと思ひますから極大要だけを
報告致すことに致します、此の第三條に「公益事業ヲ行
フ」といふことがありますが此事についても多少議論が
あつたので一體寺なり教會といふもの、本分は宗教の宣
布等を主としてゐること其の傍ら公益事業も行ふとい
ふことに此總則の中に斯様に明記してあると何か外の公
益事業までも奨勵してやらせるやうに見える、それで學

校を建てるとか病院を建てるとかいふやうなことが奨勵
せられるやうに見えるからして或は之を終りの附則あた
りに於て公益事業を行ふことも出来るといふ位に軽く規
定した方が宜からうといふ説もありましたけれども結局
是は多數で此總則に設けて置くことになつたので、それ
から第四條に「宗教上ノ結社ヲ組織セムトスル者ハ云々」と
いふことがあります、是が原案には今まで無かつたの
であります、單にこれは外教について斯の如き規定を設
けたので濫りに結社などを設けて政府原案の主意を外れ
ることのないやうに殊更に此結社に對する規定を茲に設
けたのであります、それから第十條に「臣民タルノ義務ニ
背クモノアリト認ムルトキハ」といふことがござります、
是は原案では「背ク行爲」といふことになつて居つた、
若し是が「行爲」といふことであると安寧秩序を妨げ風
俗を壞り又は臣民たるの義務に背くといふことがさうい
ふ行爲が現はれて來なければ此法律によつて取締ること
は出来ないといふやうにどうしてもなる、それを其行爲
に發する前も又後も等しく取締の出来るやうにしたいと
いふ説も段々出ました、例へば不穩な宗旨であつて、そ
れが我國に於て宗教の宣布などをしやうとするものを其
の事前に取締るといふ事が原案では出来ないといふこと
から此の行爲といふ字をどういふ風に修正したら宜から
うといふことについては餘程説もありましたが先づ「モ

ノ」といふ位に致してはどうか、行爲といふよりは稍々
事前事後に掛るやうに見えるといふ位のことからして
「モノ」と修正になつたと覺えて居ります、それから此
の十三條であります、此條が最も委員中に於て議論の
多かつた條であるのです、是は即ち教派、教會、宗派、
寺などの建物並に敷地に關する所の免稅の規定でありま
すが、初め此の原案について松岡君などの修正になりま
したのは「左ニ記載スル所ノモノニハ租稅ヲ賦課セス」
といふのを左に記載する所のものに對しては租稅を免稅
することを得るといふことにして先きにずつと規定を設
けたので、さうして此の原案の十三條にある所の種々な
る制限又租稅を賦課せざる所のもの、種類及區域といふ
ものは命令で以て極めるといふ此規定を削除してさうし
て十三條の中にそれを含蓄することになつた、租稅を免
除することを得、といふことにして行政命令の運用に任
せるといふ説であつたので、併しながら却つてさうなる
といふと免稅地が大變に大きくなるやうな嫌ひがある、
どの位まで免稅になるか分らないといふ嫌があるといふの
で勅令の定むる所に依つて一定の區域を限つて租稅を免
除するといふことに又修正になつたので、併しながら此
の免稅の点については餘程議論がありました、委員中に
於て此條は全部削除する方が宜しいといふ説も随分あり
ました、一體此の租稅の性質として成るべく此の必要な

なければならぬといふのが、之を削除する説の重要な點
であつたので、併しながらそれに反對の説は此度宗教法
といふものを以て段々宗教上のことに干渉又束縛なども
加へることになつたに就いては、それに對しては相當の
特典を代りに與へなければならぬ、詰り干渉をすると同
時に保護も適當に與へなければならぬ、それ故に限り
なく免稅するといふことは甚だ宜しくあるまい、けれど
も、相當の制限を以て免稅するといふことは適當のこと
に思ふといふ所から此勅令の定むる所に依つて一定の區
域を限つて租稅を免除するといふことになつたので、そ
れから此の第二章の「宗派及教派」といふ所でありませ
が、第十五條に「教規宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ」と
いふやうなことがあります、是も原案にはないのでござ
いまして教規、宗制にはどういふことを記載するのであ
るか、其事は法律に明かにしてないと大に宗教社會に於
ても感ふ所であるからして十五條に於て斯の如く、列記
して置く方が宜しからう、それで此五條にも教師の資
格、任免、等級、稱號などのこともあります、それから
僧侶に關する規定も故らに此所に掲げてあります、それ
から本教會、分教會のことも規定するやうにといふこと
が明記してあります、それから本山末寺の關係について
も種々議論がありました、是は原案の意思も政府委員の
いふ所によれば決して本山末寺の關係を絶つやうな、破

らざるものには濫りに免租するといふことは宜くない、
斯の如きものを大に免租するといふことになれば又他の
税源を求めて、さうして人民の負擔を重くするやうにな
る、成るべく人民の負擔といふものは軽くされるだけは
しなければならぬ、それに斯様な寺、教會等の敷地、建物
等について一種の特典を與へるといふことは租稅の原則
にも背く譯である、殊に將來免租になる所の金額等も測
り知られぬ程多額になるであらう、段々是から又教會や
寺杯の新しい起るのも此免租の特典に與からんがために隨
分出來ないとも云へない、それで此條文の中「公立學校
地ノ規定ヲ準用ス」といふことがあるけれども、宗教のこ
とと此教育上のことは自ら目的を異にしてゐる、宗教上
のことは此十條にもあります通り「安寧秩序ヲ妨グ風俗
ヲ壞リ又は臣民タルノ義務ニ背クモノアリト認ムルトキ
ハ」とありまして隨分安寧秩序に關係を及ぼすこともあ
る、併しながら教育上のことは決して安寧秩序を壞ると
いふやうな憂はない、それで教育上のことと此宗教上の
ことを同一視する譯にはいかぬ、併しながら從來官有地
の分であつた所のものは、それは殆んど既得權の如きも
のであるからして、さういふ地所に限つては將來も免除す
るといふことが宜しからう、今まで宗教上段々歴史もあ
つて發達して來たものであるから、さういふ歴史上のこ
とに對しては免除することが相當であらう、併しそれは
例外として大體の原則は免除をしないといふことに定め

ひやうな考ではないといふことでありますからして、そ
れならば此の教規、宗制に斯ういふことを規定するやう
にといふのを此法律に明かにして置く方が宜しからうと
いふので本山末寺の關係といふものも之に規定せらる、
やうになり、それからして終に其他重要な事項といふ
中には寺なり教會なりが自ら重要と認めるやうな事項を
記載して、さうして主務官廳に申出づるといふ餘地をこ
こに與へられてゐる、それから二十條も矢張り教規宗制
と對するやうな工合に教會寺は教會規則なり寺規則とい
ふものを設ける、それについては「左ノ事項ヲ記載スヘ
シ」といふことがあります、第一號の「宗教」といふの
も是は如何なる宗旨であるかといふ宗教の名稱を掲げる
といふ主意でありますから、宗教の名稱と是は下に續く
意味であります、それから第四章の教師といふことの定
義については種々政府に確めましたが、今までの案では
教師と云ふのは餘程廣い意味で何もかも教師の中に含蓄
してゐる、此法律で支配する所は寺院に屬する者も又法
律以外のものも皆此教師といふことは原案では總て網羅
することになつて居つた、それを今度は意味を狭く致し
て教師の定義をこゝに教師の章に於て列擧することにな
つた、それから又日本臣民に限るといふ條項も今度新た
に設けた、併乍ら特に認可を得た者は此の限りでないとい
ふことで、外國人に對する規程も是で明らかになつて

居ります、それから教師が此政治に關係することは第二十九條に依て原案では政治上の意見を發表し其の他政治上の運動をしてはならぬといふことになつて居ります、尙どうも其の政治上の意見を發表するといふだけでは餘程漠然としたことで、どの位までの程度を指すのでありますか分り兼ねますが第一政社に加入することが宜しくない、それから「公然」といふ字を入れて「公然政事ニ關係シ」といふことになれば餘程其の範圍も前よりは明かにならうといふことで斯ういふことに修正になりました、それから三十三條に「教師ニ關スル規定は教派又ハ宗派ノ管長又ハ代表者、教會長及住職ニ之ヲ準用ス」といふことになつて居りませぬと此管長代表者教會長住職と此教師との區別などが不明瞭でありますから傍ら教師の意義を明かにすると斯ういふ條が設けられた、それから終りに此の宗教委員會のことについて一言致して置きます、即ち此第五章の所でありましたが原案では斯ういふ項がありましたのであります、此の初の條は變りはありませんが第二項に「前項ニ依り宗教委員會ニ於テ裁決スヘキ爭議ハ民事裁判所ニ於テ受理スルノ限リニ在ラス」と、それから「宗教委員會ノ審理裁決スヘキ事項カ訴訟ノ全部又ハ一部ノ裁判ノ原由タルヘキ場合ニ於テハ裁判所ハ宗教委員會ノ裁決アル迄訴訟ヲ中止スヘシ」といふことがあつて其の先きに「宗教委員會ノ組織擴張及

して唯裁決をする所である、それから此の委員會の裁決に對しては内務大臣はそれを覆すことが出来るかどうかといふ間に對しては、是はもう最上の判決であるからして内務大臣と雖も之を動かすことは出来ない、斯ういふ委員會を別に設ける譯は宗教上のことは行政裁判所といふ所では其事情に通じ兼ねる所もあり能く分り兼ねてゐるからして斯ういふ單獨のものを設けた譯である、所が又一方にはどうも此一種の獨立の裁判所の如きものを委員會の名義を以て設けて置くことは如何であらうか、それよりは普通の諮問會に止めて置いて内務大臣は其の決議を採用するともしないとも、それは内務大臣の考に任せるといふ方が却つて運用宜しきを得はしまいかといふ説がありました、特に外教採に對する説については随分重大な點もありますから、此の委員會の裁決は動かすべからざるものとするよりは普通の諮問會のやうなものにして、それを採るべきものは内務大臣が採るやうにすれば矢張り結果が同じやうになるといふ説もありましたけれども此の宗教委員會に於ては、それぞれ専門の知識を集めてさうして組織するものであるからして内務大臣一個で決定するよりは此の委員會で裁決する方が穩當でもあり適當であらうといふことで宗教委員會といふものを認めることになつた、併し乍ら此の政府案の二項三項といふものは最早民事裁判所に關係ない以上は却つて斯う

裁決ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」といふことに原案はなつて居つたのであります、で此の眞ん中の項を二つだけ削除することになつたのであります、第一此の宗教委員會と云ふものは如何なるものかといふことを實しました所が是は決して主務官廳の例へば内務大臣の諮問會の如き性質のものではない、單獨の裁決をする場所である、それで此の二項三項に民事裁判所にも關係はない、又行政裁判所にも持つて行くものでないといふことであるから獨立のものであるといふことを明らかにするため政府案に於て同二項三項を設けたのであると、それで若し事柄によつては或は民事に行くか或は行政裁判所へ行くやうなこともあるかも知れぬけれども併し乍ら此の宗教委員會で此所に定めてあるやうなことは宗教委員會の方で必ず裁決をさすことにする、で此の二つの項がないといふと、どうかして衝突の虞れがあるために宗教委員會と民事委員會と或は行政裁判所と衝突の虞れがあるから此所に明らかにして置くのである、それで斯の如き委員會といふやうな名稱で斯ういふ裁決をすることが他に例があらうかといふことに對しては高等文官の懲戒委員會といふものも既に今ある、さういふ例は決してないことはない、それで詰り行政裁判所なり民事裁判所の權能を割いて、さうして更に斯ういふものを設けるのではない、全く別物である、全く行政上の監督に屬してさう

いふことがあるために多少關係のあるやうな疑も見えから、寧ろ此の二つの項は削除して仕舞つた方が尙一層宜しからうと、それで將來民事裁判所なり行政裁判所と權限の争拵が起る場合があつても到底先きになつては、權限争拵の裁判所の如きものは設けられる必要もあるから、さういふものが出来さへすれば決して衝突の憂もない譯である、旁々此の不必要な項であるから此の眞ん中の二つの項は削除した方が宜しからう、それから此の委員は勅令で定むることになつてゐる、で此の勅令にはどういふ精神を以て委員の組織を定むるかといふことでありましたが單に行政部内の官吏から宗教委員會といふものを組織する、それから、其外は臨時に相當の宗教上に明るい者を選んで或は委員にするとか、或は参考のために召喚するとか、まだその邊の所は政府でも、はつきり極つて居らぬやうでありますが大體さういふ有様である、それで松岡君外二君の此の案を逐條審議致して、此の修正案の如く確定致したのであります、是は大體政府の原案の續々悪い所を明らかにし又章なり條項なりを、大分あつちこつちに變へた所があります、宗教委員會の如き別の意になつてゐるとか、其の他是は御對照になれば自ら分ること、思ひますから説明は省きます、それで一通り逐條審議して此の通り議了致した跡で直ちにそれを確定議にするかどうかといふことについて委員會で説

がありまして今日御報告致してゐる此の通りには其の當時まで整理してゐなかつたのである、唯斯ういふ主意を此所に加へるとか何處をどういふ風に變へるとかいふことは餘程錯雜して居つた、それで字句、それから意味の整理はまだ其の時は出来てをらなかつた、それで整理が出来次第に更に三讀會の如きものを開いて大體の可否を論じて全部之を採るか採らないかといふことを決しやうといふことになりました、それから一昨日午後四時からして今の三讀會の議事に移つてさうして大體の可否を論ずることになつた、その時は委員中からして先刻も申した所の免租の一條です、此の事は随分外教取締にも關係のあること、して政府が認めてゐる、随分此の法案の中に於て政府が最も重きを置いてゐる點である、然るにその點に已むを得ず反對をしなければならぬから松岡君其の他の御盡力で大變原案よりは面目を改めて讀み宜い案にはなつたけれども、まだ其の他にも多少不明な所もあるからして餘儀なく本案全部を否決すべきものといふ説があつた、併し乍ら多數を以て此の報告致した通りに可決することになりました、それで先刻申しました通りに此の報告致してゐる案は主として松岡君外兩君からの起草されたものであります、それで私其の時に缺席致したこともありますからして尙御質問などがございしますならば松岡君その他委員諸君の中から答へらるゝこと、と思ひま

す、又政府委員からも大體政府の意味がとつてあることでありますから答へられるであらうと思ひます、是だけ御報告致します。

〔加藤弘之君發言の許可を求む〕

○議長(公爵近衛篤磨君)加藤君は何ですか、質問ですか。

○加藤弘之君 委員長にでもどなたからでも……質問致したうございします。

○議長、(公爵近衛篤磨君) 宜しうございします。

○加藤弘之君 只今委員長の御説明で大分分りました、而して原案と大なる違ひのないものであるといふことも分りました、併し原案も餘程分り悪い文章でありました、辭なども分らぬことが往々ありますが、今度の修正の中にも随分分らぬことが多くありますから、或は今度の修正案ばかりについて質問をするといふ譯にはなりません、御答はどなたからでも宜しうございします、政府委員でもよし、又委員長でもよし、その他の委員の御方でも宜しうございします、細かいことであるけれども少し御尋ね申して置かぬと分りませぬから此の委員の修正によつて簡條を逐ふて御尋ね致しますが、第一章の第一條「教派又ハ宗派」是は教派と宗派といふことの差別といふことは何處にもないやうでありますが大分宗派といふのは佛教で言ふこと、教派といふのは神道の方でいふこと、か云ふことであらうと思ひますが、或は耶蘇教とい

ふ方ほどの方でございます、教派といふか或は宗派といふのか其の差別があらうと思ひますが、是は如何、それかと同じ所に「本法ニ於テ教派又ハ宗派ト稱スルハ宗教ヲ宣布シ」是は分りましたが、「又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トシ」とある、「又ハ」から下は宗教を宣布するとはせぬ、唯宗教上の儀式を執行するだけを目的とするものである、「又ハ」といふのを見れば宗教を宣布といふことはせぬ、唯儀式を執行するだけを目的とするやうに思はれますが、さういふものでありませうか、それはどうであるか、それから第二條に同じことで「教會又ハ寺ト稱スルハ教會所」教會の方では教會所、寺の方では寺院、寺院を備へて宗教を宣布する又は宗教上の儀式を執行する……ちつとも宗教を宣布せず宗教上の儀式ばかりをする宗旨とほか見えないやうに思はれますが、「又ハ」と書いてある下の方は儀式をするばかりを目的として、ちつとも宗教上の宣布は目的としないやうに見えますが其の通りのことでありませうか、それから第十五條、第十五條の一二三とあつて十の所に「教區ヲ定メタルモノハ其ノ區域」とある「教區」といふのは自分が宗教を宣布するといふ其の區域を定めたことでありませうか、是だけの或は縣に向つて宗教を宣布するとか、これだけの郡だけの間を宣布するとか、斯ういふことが教區といふのですか、或は其の教會或は寺の中で別に組合でもあつて、さうし

て其の組合の先づ教區を定めたことでありませうか、どうも是は明らかに分らぬやうに思ひます、それから二十七條「教師ハ日本臣民タル者ニ限ル、但シ特ニ認可ヲ得タル者ハ此ノ限りニ在ラス」是は先刻の委員長の御説明で分りましたが、外國人に對して特別に認可を得たる者は此の限りでない、此事について大分疑があります、今日は外國人で教會所を建つてゐるのが大分あらうけれども、日本人といふものは殆んど其の中に加はらず、外國人が教會所を建て、ゐる、まあその最も大なるものは駿河臺のニコライ會堂、それから神田の三崎町の佛蘭西の教會堂といふやうなものがありますが、あれも多分さうであらうと思ふ、あれは佛蘭西の宣教師が寄つてさうして建つてゐる所の教會堂である、さういふやうなものが外にもまだあらうと思ひますが、私は詳しく知りませぬが、そんなものは此の法律ではどうなるのであります、そんなものは此の後は組織をかへさせて、さうして教師といふ者は、日本臣民でなければならぬといふのが通則にして或は併し特に認可を與へて、外國人でも許すといふやうなことにする積りでありますか、どういふことでしょうか、又は今日の治外法權を撤去した今日に至つても外國人が建てゝゐる所の教會所といふやうなものは別に此の法律の外に於て此法律を以て監督しないといふ意味でありますか伺ひます、是は餘程大きなことであつ

て私には先刻の御説明では少しく分り兼ねる、それから二十九條、二十九條は是は先刻御説明もありましたが「教師ハ政社ニ加入シ公然云々」是はまあ宜いと思ひますが公然政事に關係すといふと隠然政事に關係しても宜いかどうか、公然といふ字が判りませぬ、まだ細かに見ますとありませうけれども先づ私に気がつきました大きなこととは只今までの擧げましたことでありますから、之をどなたからでも宜しうございませうからどうぞ御答辯を願ひたいのでありますが、其の中最も大きなことは第二十七條の先刻申した今日外國人ばかりで設立してゐる教會所といふやうなものに就いての事であつて、それがどうも分らぬからどうぞ御答辯を願ひたいのです。

〔村田保君發言の許可を求む〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 村田君何ですか。

○村田保君 本員も質問を併せて致したい、本員は松岡君に質問致したい、その質問を致します前に先程委員長から致しまして御報告になりました詳しい御報告を承りましたが、此の案と申しますものは丁度委員會を最初開きましたのは昨年十二月十六日に開きましたが、其の後段々御調査になりました結果何分にもどうも委員では容易に修正も出来ぬについて委員中から更に五名をば互選を以て選んで其の五人の委員に此の修正の事を託して、其の五人の御方は孰れも御歴々の御方でありまして

其の五人の御方が夜を日に繼いで御調べになりました結果、何分此の案といふものは此會期も切迫するし到底是は其の修正などは出来ぬ、それ故に是はどうも報告は出来ぬといふことで遂に其の五人の委員の御方は解散のやうな譯になつて、それから立消えになつてしまつたやうなことである。然る所が、其の後松岡君の御力によりまして此の案が出来ました趣のやうに委員長から承りまする中々此の十五名の御方では容易に出来ず又其の五人の御方でも出来ず、言はゞ松岡君が之を其の御修正をなされたこと云ふことは實に松岡君に於かれては成る程宗教上のことに就いては御委しいから容易に出来たやうに存じますが、本員は尚、松岡君がそれまで御盡力になつて出来ました案でありますから、即ち松岡案と言つて宜しいものと思ひますから松岡君に御尋ねをしたい、元々本員は此の各條について細かいことは御尋ねしない、大體について先づ質問を致したい、諸君も御存知の通り此の法律案が議會に上りましてから此の宗教社會の騷擾といふものは實に一と方ならぬ騒ぎを起しました、御同様に日々殆んど毎日のやうに書翰とか或は雜誌のやうなもの、或は新聞のやうなものを數十通御手許にも定めて來て居りませう、委員杯の手にも參つて居りますから委員諸君には尙一層澤山なる意見書なども諸所から參つてゐるに相違ないと本員は信じて居りますが、松岡君に於かれて

今の質問について束ねて御答になりますか。

○松岡康毅君 どつちでも宜うございませう。

○子爵板倉勝達君 別々に御答をして貰ひませう。

○議長(公爵近衛篤磨君) 兒玉君、それでは暫く御待ちを願ひます。

は各宗の宗門社會が一般に希望して居ります所の點杯は一々御覽になりました其の採用すべきものは御採用になつて居りませうか、なつて居りませぬでせうか、其の邊を一つ伺ひたい、それから松岡君が修正をせられましたが、此の點の最も重要な点といふものはどういふ點でございませうか、それを一つ伺ひたい、此の案を御修正になりました要點を……本員が見ます所が此の徴兵のことなどはちよつと未だ見えませぬが、それなどは此の事は如何御調査になりましたものでございませうか、又此の斯の如く御修正になりましたが、之に政府が同意を致して居りますか、居りませぬか、それも一つ伺ひたい、それから兎角どうも此の宗教法杯といふものが出まして見まするといふと日本のこの宗教社會の者は此の取締のために嚴なる罰などを受けませうが外國人の此の教師とかいふ者は却つて其の方は寛かになるやうなことになるやうにどうも成行きはしないかと本員は少しく杞憂を懷いてゐることがございますが、其の邊は此の取締のことは日本人或は外國人に公平に出来るといふ御案になつて居りませうか、先づ是だけの點を伺つておきたい。

○兒玉淳一郎君 本員も只今村田君から質問のありましたから序ながら松岡君に質問致したい、松岡君に質問しても宜しうございませうか。

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜しうございませう、松岡君は

御答を致しますが第一番に加藤君の御質問でございませうが、是は教派といふ中には耶穌教も這入つて居るかといふ御主意に聞き取りましたが、御解釋の通り耶穌教も無論這入つて居ります積りでございませう、それから「宣布シ又ハ」といふ字は片方ばかりで宜いかといふ御尋ねでございませうが、矢張り片一方ばかりでも重なるものは片一方のみで宜いといふ考へでございませう、それから教區といふものはどういふものかといふこととでございませうが、只今の各宗の宗制の中にも大小區を別けてございませうから、即ち淨土宗杯はさつなつて居ります、さういふものがあればさういふものを書いて宜いといふ積りのこととでございませう、それからニコライ堂とか又は神田の何處とかに在る教會堂のやうなものはどうかといふ御尋ねでございませうが、ニコライ堂のことはちよつと覚えませぬが、あれはどういふ只今持ちになつて居りますか私は存じませぬが、多分外國人の持つて居ります教會杯は家屋や何の方は皆日本人の名前になつてゐると存じて居りますけれども、その中に來て説教したり

何かして居りますのは外國の宣教師が無論澤山あることと思つて居ります、それから右等のものが外國の宗教も總て此の法律で取締をする積りか此の法律に入れられる積りかといふ御尋ねでございますが、この法律は外國の宗教杯といふものは一切見ないのであります、日本で宗教をやりましますものは即ち此の法律で支配をする、斯ういふ積りであります、それから公然といふのは隠然の反對で、隠然政事に干渉するのは宜しいかといふ御尋ねでございますが、是は只今でも裁判所構成法にも此の通りの文字が出て居ります、或は裁判官は隠然政事に干渉してよいといふことは許可してないのであります、以上で加藤君の御尋ねは濟んだと思ひます、次に村田君の御尋ねの大體について……

〔加藤弘之君發言の許可を求む〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 少し加藤君お待ち下さい。

○松岡康毅君 御答を致します、此の事については既に數十通の書類だの新聞などを持つて希望して來る者が種種あるが、松岡は一々其の希望を聞いて、さうして各々満足を得ることになつたであらうかといふ御尋ねでございますが、私も随分書類も澤山受取り又多くの人に面會致しまして聞くことも多く聞き、書類も多く見ました、併し今村田君の仰しやる通り何分多數のものでございまして一々といふ譯には決して参りませぬ、其の中で

大略は略した方が多い位でございますから目を通さぬ書類も澤山あります、澤山ございしますが重なるものは各宗管長の總代杯と申すのは是はどうしても各宗管長の總代でございます以上は餘程重いこと、思ひましたから、それらの書類は充分閱讀致しまして、さうして其の希望を然るべきと思ふだけのものは務めて修正を致しまする時分に加へてございします積りでございします、それは此の逐條の中で大體御覽下さいますれば御分りになるだらうと思ひます、それから徴兵の如きはどうかと云ふ御質問がございしますが、たしかあれは法案が別になつて居りまして、さうして此の宗教法案とは別なものと考へて居ります故に、委員長の御報告にもなかつたかのやうに存じて居ります、是は只今御答をする要があるか知れませぬが、結局委員會に於いては同一委員に附託されたから、其の調査の末は否決になつて居りますのでございします、徴兵猶豫のことは委員會で否決になりました、それから多くの修正に政府は同意をしたかといふ御尋ねでございますが、凡て政府は同意したのであります、それから外國人は寛かになるやうな虞れはないか、取締りは公平に出来るかといふ御尋ねでございますが、外國人は寛かどころではなく只今までは外國人は御承知の通り宗教といふものは公然認めた譯にはなつて居りませぬ、又條約實施以後の日が短うございしまするので且つ制度の整

ひませぬがために現在の所は如何なる有様になつて居りますか自ら以前の黙許の姿で其儘居るかと思像しますが、此法律を拵へました以上は決して外國人に寛かになる譯はない筈でございます、即ち憲法の本文に照し且此法律に於て規定しました通り、宗教は宗教の取扱方として決して特別に寛大にすることはない筈でございます、御尋ねは是だけでございしましたと思ひます。

○兒玉淳一郎君 宜しうございしますか。

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜しうございします。

○兒玉淳一郎君 松岡君に質問を致します、本員が松岡君に質問致したいと申します事柄は、此の只今、松岡君が村田君、其他各員に御答になつたので此の修正案に政府が同意した、依つて異議がないと仰しやいますから、それに依つて修正案に就て委しくお尋ねを致したい積りでございします、第一に承りたいのは我々國民は憲法二十八條に明文のある通り其の法律の明文に依つて安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かざる限りに於ては信教の自由を許されて居ります、就きましては何人と雖も當然の法律の結果として宗教に屬する所の自由として法律の義務を免る、ことは出来ない、それから法律を以て權利の侵害といふ行爲を犯して其の罪を免る、といふことは出来ないのは無論であります、之を取除けまして各宗教家が國家の干渉監督を受けることがなくて全く獨立して

宗教の組織を自ら治めてゆくとかいふことを許されてゐる精神であるか、ないかを第一番に承りたい、第二番が既に此の通りとすれば宗教の力を藉りて國家の政治に妨害をする者を止めるだけで、あとは宗教社會の自治體に御委任なさる御積りであるか、ないかを承りたい、第三番は此の修正案に書いてある所の主意は我國が各國と條約になつて居つて維新以來總て明文に書いてある所の條項が段々ありますが、此度の條約についても其の意味は全く此の法文中に含まれて條約通りのこと、が許されてあるかないかを承るのであります、第四番は此法文中に於きましても神道とも猶太とも「モハメット」とも書いてない、然れば是まで日本にある所の宗教のみを指して云ふのか或は又條約改正の結果として外國人が内地に雜居するに相違ない其の際に於ては我々耳に聞き又目に見ぬ所の宗旨の人が這入るだらうと思ひます、其の宗旨の人が這入つて來て宗教體を組織することに於ては之を許すといふことが此の宗教の中に含まれてあるかないかを承りたい、第五番は此の中に「教師」といふ字が書いてある、此の教師といふ字は如何なる宗教の人であらうとも此の宗教を宣布する人は此中に含まれて居るや否やといふことを承りたい、第六番には此の法文中に「財團」といふ字がある、其の財團がある以上は之を代表する者があるに相違ない

此の代表をするものは宗教を宣布せずとも矢張り代表する中に含まれてゐるや否やを承りたい、第七番は是は宗教を取締ることであるから即ち何れの宗教に對しても一視同仁の御處置があると信じて居りますが、決して此事についてはどの宗旨に許すといふことに就いて權利を保護する上に差等がないこと、思ひますが、果してさうかといふことを承りたい、第八番は此の法文の中に宗教上の結社が許されてあるが唯結社のみあつて仕方が能く分らぬ、是から先き内外人雜居になつた時分に外國から這入つて來た者が内國人と相互に結社をすることが出来るかといふことを此の法文の何處で極めてあるかといふことを承りたい、第九番は御承知の通り、此の日本の中には先づ宗教を統轄するものは本山とかいふものがありませんが、外教に至つては外教にも本山杯がある、所で内國に於て内外人相合して宗教の結社をなした場合に外教で其の外教の本山若しくは其の宗教の最上權を持つてゐる所の者に對してこちらの内地で結んでゐる所の社より社の名義を以て信書を往復することを許すともなければ許さぬともない、此の事柄は此の法文はどう認めてゐるか承りたい、只今九箇條御尋ねを致しましたが之を明らかに御答になつて然る後條項に至つて、各條について御質問申す積りである、先づ以て今の九箇條だけを御答を願ひたい。

○松岡康毅君 第一番の兒玉君の御尋ねは少し私は聞き落しましたが憲法の御講釋で憲法に義務を免れざるものとしてある、犯罪は罪を免れぬものとしてあるに其……

○兒玉淳一郎君 もう一遍言ひませうか。

○松岡康毅君 もう一應其處を仰しやつて下さい。

○兒玉淳一郎君 第一の御尋ねは憲法には秩序安寧を妨げず臣民の義務に背かざる限りに於て信教の自由を有すといふ明文があります、それに依りまして我々人民が此の憲法を尊崇してやることは勿論のことであるが其の結果として法律に於て權利を侵害すると認められた行爲を爲したら罪を免るゝことが出来ないのと、それから宗教に屬する或る事柄を理由として法律上の義務を免かるゝことの出来ないのは當り前のことである、併し乍らそれを除いて外のことには對しては各宗教が國家の干渉監督を受けずして獨立して宗教團體を組織することを此の法律で御許しになるか否かを承ります。

○松岡康毅君 分りました、御尋ねの通り憲法二十八條に三つの要件が掲げてありますが、それに觸れざる外のものには宗教内部の組織などのことは自治に任せるのであります、併しそれが團體を爲し結合するといふものは認可を受けるといふことになり、内部の組織を政府の方から干渉して如何やうにせよ、斯様にせよと申すことは出来ませぬ、それは自治を許す積りであり、それが

ら次には宗教の力を藉りて國家に害を爲すやうな其の害を爲すといふ所のみを止めるに過ぎずして其の他のことは構はないのかといふ御尋ねであつたと思ひますが……

○兒玉淳一郎君 左様でございます。

○松岡康毅君 其の通り苟も宗教と申して良心の自由から起つて信仰することは既に憲法で許した通りであり、また是が國家に害を爲さない所謂二十八條の件々に觸れざる限は充分なる信仰の自由を與へるといふ主意であります、それから第三番目には條約の明文其のものが此の法文に於ては如何見てゐるかといふ御尋ねであらうと思ひますが……

○兒玉淳一郎君 申したのは維新の初以來内外人の間に於て此の宗教のことについて條約がある、其の條約に許されてゐることは悉く此の法文の中に含まれてゐるかといふ御尋ねであります。

○松岡康毅君 維新以來宗教の事については一々無論此の法律に包含も何もし居りませぬ、近い所では各國の改正になりました所の即ち獨佛などの條約の第二條でありましたか第四條でありましたか、大抵各國共に條約の三條にある通り、兩國の人民は互に其のまゝ早い佛蘭西で申して見ますれば佛蘭西人が日本へ參らうが日本人が佛蘭西へ參らうが、そこは同じであります「良心ニ關シ完全ナル自由ヲ享有シ法令及規則ニ從テ堂宇ヲ建設及

所有シ且公私ノ禮拜ヲ行フヲ得ヘシ」斯うなつて居りますので是は條約の本文、條約の通りの事を爲し得られるといふことは此法律に於て別に書きもどうも致しませぬ、是は條約の上に於て今御聞きの通りに日本の法律命令で定めた所に從へば、寺を建てやうが堂宇を建てやうが其の堂宇を所有し禮拜を行ふといふことは條約で許されて居ります、此の法案は總て宗教を取締る方のことのみでございまして殊更に外國の條約の明文に在る事を含み含まぬと申すやうな事は定めてございませぬ、それから宗教と申すのには今までの佛敎神道などには止らず名も知れない宗教も追々來るかも知れぬが、さういふものも矢張り含むかといふ御尋ねでございますが、さて宗教といふ定義になりますれば随分むづかしい區別も爲し難いもの、やうに考へますけれども、苟も宗教と指名されるだけのもの、ございませぬれば此法律で何れのものでも皆支配する考であります、それから教師と申すのは何宗に拘らず總て宗教を宣布し若しくは其の儀式を執行するといふ者を指して教師と總稱致しますので、教派宗旨に區別はないのであります、それから財團があれば代表者があるものであらう、代表者は宗教を宣布する人がなるのかといふ御尋ねであります、其の通りであります、只今でも殆んど其の通り獨立してからと申すのは財産を持つてゐる其の寺の財産と申すものは寺の住職といふ者が代

表してゐるのであります。其の通りのことであり、それから各宗の取締といふものは何れの宗教に拘らず一視同仁であつて權利を與ふことも差別はないかといふ御尋ねであります。元來此の宗教の方に權利を與ふといふのは主たる目的ではないのであります。前申し述べました通りに憲法で、あつてに制限が附いて居ります。それから外は自由を與へて居るのが主意でございます。それから格別佛教であるから此の度どういふ權利を與へるかとか或は外教が來れば如何なる特權をやるとか左様な區別はないのであります。それから結社の出來る時分には内外人が共同してやつても宜しいかといふ御尋ねでございます。もう此の宗教の上に於きましては内國人、外國人の區別はございませぬから共同することは少しも差支へないのであります。それから外教の最上權を持つてゐる者と、それからこつちで宗旨を信するものとが文書の往復などをなしても苦しくないかといふことであります。是は何も本法に於ては規定してございませぬのであります。

○宮本小一君 委員長に三つばかり御尋ねを致したうございませぬ。只今委員長の御説明の中に、此の十三條の地租免除の所で仰せられますには、地租は免除するといふことに決してあるがそれと申すのは此の法令に依つて大分寺には政府からして干渉が多くなる、多いのも宜しいで

ございませうが多くなるには一方には地租を免除するといふだけのことも與へなければならぬといふことで、委員會は地租を免除する方に決した。斯様に仰がございましたが、さうしますと現行の所と此の法令が成立つたときとの干渉の點はどういふ所が多くありますのでございませぬか。概略のところを伺ひたうございませぬ、それからもう一箇條は、教會、寺は皆今の所で免租地になつて居りますが、教會までも免租地に是からするのであります。物を擧げて御尋ねを申すはちと悪い、悪いかは知りませぬが、まあ鼻の先きで申すこととございませぬが、即ち只今誰かから御尋ねがございませぬ。駿河臺のニコライ堂或は番町の白蓮社とか云ふ島地黙雷杯が拵へたあれ等も是から免租の恩典に浴します譯でございませぬか、寺同様になさういふことがございませぬと随分此の教會の免租地といふものが日本中には大變數が殖えませうと存じますが其御積は前であつたこととございませぬか、それは如何で、それから寺といふものは私もはつきりは存じませぬが現今ではもう今日の何萬個寺といふ數の外は寺となつては許されませぬやうなことに承知致して居りますが此鹽梅では寺に無制限に數を許されるやうに見えます。是も新規に耶穌が這入つて公認された結果で致方がないと存じますが併し乍ら寺といふものは先づ日本の習慣に依りますと埋葬地を附けてあるのが寺、埋葬地のないのは

即ち申さば教會とか或は何とかいふ場所になりますのであらうと存じますが、さうなりますれば寺といふものは何處へ出來ましても寺には必ず埋葬を許すといふ御主意でございますか。是は一體埋葬地は共同埋葬地、東京のやうなことに致して何處でも彼處でも寺を拵へても謂はゞ埋葬は寺の中へさせぬといふ御主意でございませぬか、それは勅令を以て定めるといふことも知れませぬが、是は随分重いこととございませぬか。そこには寺といふものは矢張り本尊を置いて、坊様が經を讀むだけの場所で埋葬はさせないといふ規定がありさうなものと存じませぬが、それはどういふ譯でないのでありますか、そこを一つ伺ひたう存じます。併し乍らそれらは御吟味がなかつたのでございませぬか、あつたのでございませぬか、先づ只今は此の案は政府の案ではない、全く貴族院の案と申しても宜しいやうであるから、先づ委員長に是だけのことを御尋ね申します。それで寺を際限もなく方々に建てるのと、それから免租に就いては、どの位の干渉を政府でなさるか、即ち其只今までと異なる所を伺ひたうございませぬか。○侯爵黒田長成君 今只の御質問について少しく述べて置きますが、第一私は此の案全部については、反對の意思を持つてゐる者で殊に此の十三條の如きは此の修正案は削除すべきものであるといふ考を持つてゐる一人であります。それで若し一讀會が通過致せば二讀會に於ては

此の削除といふことを主張致したいと思つてゐるのでございませぬ。併し只今御問のことについて承知致してゐるだけは序に御答致して置きますが、此の免租の理由は先刻宗教には一方で干渉をするから又一方では斯の如く特典を與へる方が宜しいといふことを申しましたのは、決して干渉といふことばかりに重きを置いて申した譯ではないので此の法文の中にも種々罰則其他取締りなどのことを指して干渉と申したので却つて免租の理由として委員諸君の唱へらるゝ點は宗教上のことも均しく公益に關することであるから、學校地の規定を準用するやうになつてゐるので、其の公益上からして矢張り免租をする必要がある。斯ういふ主意であつたと記憶してゐるので、それから教會にも是は適當するかといふことでございませぬが、矢張り此規定にありまします通り無論教派宗派教會又は寺といふことになつて居りますから之に適用する譯であります。それでどういふ區域を以て免租するか、例へば門前より本堂までの間はどうか、其の構内の幾分はどうするとかいふことは勅令によつて定める、さうしたならば無限に免租するといふ弊を避けて一定の區域を限つて免租することになれば免租の額も原案よりは稍々少くなるであらうといふ所から斯様修正になつたと思ひます。それから埋葬地云々といふことは別段委員會で評議はなかつたのでありますから其の邊は政府に向つ

て御質問になる方が宜からうと思ひます、それで私一己としては本案に反対であるといふ事を申して置きます。

午後零時三分休憩

午後一時十一分開議

(中略)

○議長(公爵近衛篤磨君) 是より午前に引續いて會議を開きます。

○子爵會我祐準君 議事進行のため一言申し述べ置きたいことがございます、此の委員より出ました所の案と申しましても大體の上に就ては政府案と同じ條項が澤山ありますのみならず、又政府も之に全然賛成をされてゐると云ふことでありますに依つて、どうか此の説明は政府委員よりなさる方が宜しからうと思ひます、その方が餘程議事の進行に便利だらうと思ふ、併し乍ら委員會で改まつた所の條項につきましては提出者たる松岡君其他より御尋ねの原案に在る所のものは政府委員について御尋ねになつた方が進行の都合が宜しからうと思ひますから一言述べて置きます。

○加藤弘之君 先刻私の質問に對して松岡君の御答は大抵は分りますが二十七條は誠に要領を得ませぬであります

六二
す、それで政府委員に質問を致したうございますが政府委員は出て居りますか。

○議長(公爵近衛篤磨君) 出て居ります。

○加藤弘之君 此の二十七條であります「教師ハ日本臣民タルモノニ限ル、但シ特に認可ヲ得タル者は此ノ限リニ在ラス」それで之について私は例として駿河臺のニコライ堂、或は神田の三崎町に在ります佛蘭西の教會所と云ふやうなものは、唯今では素より日本人も這入つて居りますが決して日本の品物にはなつてをらずして、或は露西亞の教會所、佛蘭西の教會所と云ふやうに信じて居りますが、其の他にもまだあらうと思ひますが、さういふものは此の法律が出来た上どうなる、さういふ所にも日本臣民に限るといふ此の法律を持つて行くのであるか、但し其の分は此の但書にある「特ニ認可ヲ得タル者ハ此の限ニ在ラス」といふのであるか、どうも疑はしいのであります、それで又斯ういふ類はまるで此の法律を以て支配するものでないのかと云ふことの間を出しました、松岡さんの答は少し曖昧で分りませぬでしたが、あゝいふ類の類は、あゝいふ類はまるで此の法律を以て支配するものでないのかと云ふ間を出しました、其の松岡さんの答は少し曖昧で分りませぬでしたが、あゝいふ類の外國人はかりで建つてゐる教會所といふやうなもの、名目は日本人になつてゐるとか、何とかいふやうな御辭があ

つたやうであるが、其の名目を私は御聞き申したのでない、そんな類はどうなるか、そんな類は是からも出來やうと思ひますが外國人はかりで日本人は其の主たる地位を持たずして教會所を建てるといふやうなものがあつた時には、それは此の法律の全く外であるか、松岡君の御答では是は外であるといふやうに承つた、是等は何の事であるか私には分らぬ、内地雜居をした今日に於て外國人の建てる教會所といふものは此の法律では支配せぬといふ様な事はどういふ理窟であるか、どうも松岡君のやうな御主意は間違つてゐるだらうと考へます：「子爵

谷干城君「然り々々其の通り」と呼ぶ」私は色々諸君の中に御考もありませうが、此の修正案は大體に於て私は賛成してゐるのであります併し此の二十七條は餘程大切なことであるから萬一外國人が建てる教會所といふものは此の法律の外のものであると云ふやうなことであつたら大變なこと、思ふのでありますから、これを委しく政府委員から御答辯願ひたい。

○松岡康毅君 唯今加藤君から政府委員の御答辯を御求めでございますが、それは政府委員から答辯をせられるでございますが、私の先刻御答へ致しましたのは成程加藤君の御問の意味を間違へたかも分りませぬが唯今能く承つて見れば外國人が來て宗教を宣布し、即ち會堂を建てたり何かすると云ふときには此の法律で支配す

るのでないかといふ御尋ねで其の時分に私は然りと御答したかのやうに唯今の御話では承りましてございませうが、若しさうでございましたならば間違つて居りますので、外國人が寺を建てませうが日本内地でやりますときには總て此の法律で取締をし又相當の保護もする、内地人と變らないといふ主意でございます、それだけを御答致します。

○馬屋原彰君 本員も質問致したうございますが、本員が質問をしたいといふ簡條は最初に第四條の所でありますが此の四條は政府提出の案を御修正になつたやうでありますから、是はどうぞ委員の御方から御答辯を願ひたい、で此の第四條に教派又は宗派に屬する信徒の組織する即ち結社の場合であります、此の場合で管長又は代表者を經由しなかつたならば主務官廳へ願出すことが出來ない、斯ういふ様に四條の但書になつてゐるので是は如何なるものでありませうか、信徒の結社の手續きとしては少しく事理に適せないかといふ疑があります、それは何故ならば、信徒なるものは管長の信徒でなく又代表者の信徒でなく即ち宗旨宗教の信徒である、然らば其の信徒にして宗教を維持し若しくは共同の利益を圖るなどの目的をもつて結社を致しますに當つて、一つの事務員たる管長若しくは代表者の手を經由しなくつて書面を出すことが出來ないといふのはどうも事理に當らぬやうに

思ふ、或は信徒が結社する場合に於て管長若しくは代表者と利害相反する場合もあらうと思ひます、斯ういふやうに行政官廳の長官が下條を統一するやうな規定を宗教團體に對して設けるといふやうなことは如何であらうかといふ疑を持つて居りますが、定めし是は委員に於て必要なりといふ御認めでありませうから其の必要ある理由を伺ひたいのであります。

○加藤弘之君 政府委員から御答辯を願ひたいと思ふ、先刻の私の間に對して……

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 先刻加藤さんからの御尋ねかと存じましたが松岡さんから御答もありまして同様のことでありますから、別段此處から申しあげるだけの事もなからうかと存じますが外國人が此の教會堂を建てやうが日本臣民が教會堂を建てやうが、此の事は此の法律の上からは、同一に取扱ふ考であります、して今一箇條先刻休憩前に御尋ねのあつた箇條について御答を致しますが、寺と墓地との關係について御尋ねがありました、此の墓地といふものは別に墓地埋葬取締規則といふものがありますから其の方で今日取扱つて居りますので、寺の境内地とは別になつて居りますのであります、それで寺が出来ましても墓地が殖えるといふものではないのであります、是はまるで別問題である、是だけ御答を致し

て置きます。

○加藤弘之君 まだ分りませぬ、さうすると先刻私が例に出したニコライ會堂とか三崎町の佛蘭西教會堂とかいふものは此の二十七條に對してはどういふことになりま

○政府委員(斯波淳六郎君) 此の直接の事については其の時に各個の事柄について取調を致しましてさうして處分を致しまする譯であります……

○加藤弘之君 あ、いふのはさせませぬか。

○政府委員(斯波淳六郎君) 御話の全體、外國人の建てた寺と日本臣民の建てた寺との間には差別があるか如何と仰つしやる所については同様の話であるので……

○加藤弘之君 ちよつと御待ち下さい、さうするとニコライ會堂でも三崎町の佛蘭西の教會堂でも其の教師となるものは日本臣民に限るが勅令を以て外國人にも許すといふ主義でありますか。

○政府委員(斯波淳六郎君) 「特ニ認可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふのは元と委員會の修正説で出來たのであります、が二十七條は政府の考へる所に於きましては此の「特ニ認可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ以上は各個に其の時其の事柄の次第によつて政府が許可すること、なるであらうと存じて居ります。

○加藤弘之君 それであれば總て日本臣民たる者が教師

になるのが正則であります、ニコライ會堂でも三崎町の教會でも矢張りその通りでございますか。

○子爵谷干城君 どうぞ明らかに御答辯になることを願ひます、どうも曖昧なる答辯では困る。

○政府委員(斯波淳六郎君) はい、原則は第二十七條で斯う掲げてある以上は日本臣民に限るのが原則であります、併し乍ら特に認可を得たる者は別である、斯ういふことになつて居りますから原則はどこ／＼までも日本臣民に限ることになつて居ります、唯特別の場合に於て特に認可を得て外國人でも教師になることが出來るといふ譯であります。

○子爵谷干城君 少し御尋ねしたい、さうすると「特ニ認可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふことであるが、若し認可を得て來ずに依然としてやつて居つたならばどうしますか、ニコライ教會堂の如き、三崎町の教會の如きものが即ち此の日本の此法律に従ふ必要がない、我々は即ち一己の德義を以て感化する者であるからして租税を免じて貰はうと云ふ希望もなし徴兵を免じて貰はうと云ふ希望もない唯自由に人民を教化して行きさへすればそれで満足であるといふので認可を受けずして依然としてやつて居つたならばどうなりますか。

○政府委員(斯波淳六郎君) 認可を得ない者は即ち第二十五條に申す所の教師とは稱しないのであります、教師

とは認めないのであります。

○子爵谷干城君 それなら教師と認められぬで依然としてやつてゐるのは差問へないのでありますか。

○政府委員(斯波淳六郎君) 教師と爲らぬ者が……教師でなくして若し宗教を宣布する者があるならば是は其の脇の條に據りまして其の宣布の方法等が悪いときには之は取消させるといふ箇條が別に第十條にあるのであります。

○子爵谷干城君 それならば若し許可を得ずして、さうして教師と稱せず耶蘇教なら耶蘇教の道徳を以て同胞の者に示すといふ所で之を維持して行けばどうして取締りをしますか、格別悪い事をするのでもなく依然としてやつてゆくのは私は此の法律に従つて許可を受ける必要はないと思ひます、是は矢張り許可を受けぬでも布教が出來やうと思ひます、それをどうしても取締るには日本へ來て道徳を説く以上にはどうしても此の法律に據らねば道徳を説くことは出來ぬといふ制限を置くことは是は無理であらうと思ひます、無理と思ふのみならず到底實行し得るといふことが出來るや否や、是は出來るといふ御見込みがあるか、それを伺ひたい、唯法律に斯うあるからといつて一時免れのことをして置いて、それではどうも今日行かぬこと、思ふ。

○政府委員(斯波淳六郎君) 第二十七條につきまして、

それは前に取締る方法もあると申しましたが、二十七條については判然たる規定が即ち第四十條にあつたのであります、即ち此の罰則の第四十條に依れば充分な取締りが出来る譯であらうと存じて居ります。

○子爵谷干城君 唯法文に依つてそれを取締ることが出来る、それで取締りが出来ると仰しやるが私も實際今ある所の證を引いて申すので法文と云ふものは、捨て置けば空文になつてしまふ、それで又假令法を作つて置いても實行されぬ以上は大變な害になる、私共は斯ういふことをしても行はれぬといふのに唯法條を辯解をなさるけれども到底是までの外務省あたりの間ぬるいことでは此の案の如き取締りが出来るものでない。

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、第二十七條は日本臣民が教師になることを原則として特に認可を得てゐる者は此の限りでない、けれども認可を得ないで此のことを致しましたならば、第四十條に依つて「第二十七條……ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」とありますから此條に當てるより外仕方がないと思ひます。

○子爵谷干城君 教師、教師と仰しやるが教師の名義は必要はない、教師となつた以上は……許可を得て教師となつた以上はそれは取締りが出来るであらうませう、けれども許可を得ずして充分道を講ずることは出来やうと思ひます。

であるといふ譯ではないと思ひますから、政府はそれに就いての説明をなさつたら明らかに分らうと思ひます。

○政府委員(斯波淳六郎君) 此のことに就きましては曾我さんも委員の一人でありまして能く御承知と思ひますが、私共も其の方へ出て伺つて居りましたのであります、政府の解釋にすれば教派宗派教會等に屬して宗教を宣布するものを教師と稱する、其の教師となるには二十七條の規定に依るより他はない、然らざれば二十七條を犯して若し教師になるならば第四十條に依つて罰せられる、若し其れ以外に或る教師とならずして若しや一時一週宗教を宣布すると云ふやうな者は……演説をするといふやうな者があるならば其の行爲は第十條で取締るといふのが即ち委員會の御考であつたかと考へます、政府はさういふことに解釋をして居るのであります。

○子爵會我祐準君 まだ少し分りませぬ、教師にあらざる者で説教をすることを得るや否や、許すや否や、説教の仕振りが悪ければそれを取締るのは分つてゐる、それから教師に屬してゐるのを取締るのも分つてゐるが、教師にあらざるで説教することが出来得るといふ御考でありますか、一遍二遍と仰しやるが度數では分りませぬ、一遍が出来れば百遍も出来るであらうませう、それだから教師にあらざるで説教を爲すことが出来得るや否や。

ふ。

○政府委員(斯波淳六郎君) 二十七條に違背して教師の職務を行ひたる者は此の罰に處するといふことになつて居りますから、此の法文通りに行はる、より仕方がないのであります。

○子爵谷干城君 教師の職といふた所が教師といふ名がついたら行はれるだらうが、教師の名が附かずに谷が一人として道を説く或は自分の家なり又人の家を借りてなりして、さうして道を説く、教師でも何でもないけれどもその説く所の道は耶穌なり孔子なりの道である、夫をどうして取締りが出来ませうか、教師といふ名が附くと取締りも出来やうが教師といふ名が附かずに、

○政府委員(斯波淳六郎君) 四十條に當籤らぬものは第十條によつて其の行爲を取締るといふことに此の修正案はなつて居るのであります。

○子爵會我祐準君 今谷君と政府委員との御問答の所で私が脇から横槍を交せるのは妙ですけれども、谷君の言が政府委員に徹せぬといふ有様であるから私が改めて問を起しますから御答へ下さい、教師にあらざるで説教を爲し得るや否や、といふ問を出したが一番早く分ると思ひます、二十五條は本法に於て教師と稱するは是々に屬して是々に従事する者とありますから、教師といふことの名義は極つてゐるけれども説教をするには必ず教師

○政府委員(斯波淳六郎君) 此の事は委員會でも御論があつたと思ひますが「従事スル」といふ辭は……其のたに色々の御話もあつた通り一遍説教をするのは此の中には這入らぬといふ考であつた、それだけを御答致します。

○子爵會我祐準君 まだ分りませぬ、教師に非ざる者は説教することは出来ませぬか、出来るとか出来ないとか其の一言で分る、出来る出来ぬの界を御答があれば皆さんにも疑が起らぬと思ひます、それが分らぬものだから皆さんが御惑になるので、是は斯ういふ風で行けばまだ三時位掛かりますぞ、それで教師にあらざる者で宗教上の説教を爲し能ふや否やの御答を願ひます。

○政府委員(斯波淳六郎君) 一遍は出来るといふ考であります。

○子爵會我祐準君 二遍は……

○政府委員(斯波淳六郎君) 其度數は御答申すことは出来ませぬ、それは従事といふことの解決如何であらうと思ひます。

○馬屋原彰君 本員が政府委員に御尋ねしたいといふのは第二十四條の場合で、第二十四條の場合に於きますと「教會又ハ教派ノ認可消滅シタル場合ニ於テハ……教會

又寺ハ其ノ認可許可ヲ取消サレタルモノト看做ス」と斯
 うあります、所で元來宗派と申すものは此の寺とは別物
 であらうと思ふ、例へて申したならば眞宗では本願寺派、
 禪宗では黄檗派といふ如きものであつて是は唯名稱だけ
 であつて從來一つの團體といふものはないと思ふのであ
 る、尤も近來は其の事務所のやうなものが一つ置いてあ
 るといふことであります、是はもう誠に徹々たるもので
 團體といふ程のものではあるまい、詰り管長の部屋位の
 ものであらうと思はれる、然るに此の法案で見ますると
 いふと其の宗派の認可許可が消滅したる場合には従つて
 其一派に屬する所の數多の寺院の認可許可までも同時に
 消滅するといふことになつて居りますが、是は本員杯
 が考へるには随分苛酷なものではあるまいか、唯宗派と
 いふもの、一事務所に於て法令違反の廉があつたととも
 其派に屬する所の多くの寺院には何も關係はなからうと
 思ふ。是は随分苛酷なやうな感じを持つて居りますが、
 實際斯の如き苛酷なる規定を設けねばならぬと云ふ必要
 はどういふ點でありませうか、明解を願ひたい。

○森山茂君 今の馬屋原君の質問に附帶したことでもちよ
 つと質問致したい。

○議長(公府近衛篤磨君) 今政府委員が説明致します。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 今の馬屋原さんの御尋ねに

つて同時に消滅するといふことは甚だ酷なものぢやない
 かといふ御尋ねです、併し其の規定がある以上は定めて
 是は必要なりと政府は認められる所があらう、其の必要
 なりとする所の要點を承りたいといふのであります、ど
 うか之に對し御明解を願ひたい、尙ほ先刻四條の所で御
 尋ね致しましたがまだ之に對して御答辯がない様でござ
 います、是は全く委員で修正になつたやうでございま
 すから松岡君からどうか明瞭なる御答を與へられたい。

○松岡康毅君 先刻馬屋原君の御尋ねになりました四條
 の教派宗派に屬する所の信徒が組織せんとする結社につ
 いては管長又は代表者を經由すべしとあります、其の信
 仰の自由で結社をするのは、事務官みたやうな管長の手
 を經させるといふは不適當ではないかといふやうな御問
 の意味のやうでございましたが、是は書いてある通りに
 派にも屬しない所のものならば本文通りでございませ
 但書以下と申すものは其の教派なり其の宗派なりに屬し
 てる所の信徒の結社をするのでありますから管長と申
 すものは唯俗事ばかりでなく宗教の……佛でございま
 すれば一派の一番上になつてゐる所の即ち教務も總督すれ
 ば庶務も總理するし、どつちかと申せば本分は宗教のこ
 とを統轄するのが管長の本分でありますから、決して唯
 の事務官の手を經て全く違ふ所の宗教上の事の許可を請
 ひに行く道筋の關門を設けたといふが如き有様のものでは

御答致しまする譯であります、此の二十四條は政府
 の原案と主意が異つて修正になつて居りまする條でござ
 います、其の教派宗派が消滅したる場合にはそれに屬し
 た教會寺は認可を取消されたるものと看做すといふの
 で、政府の原案では三ヶ月以内に認可を仕替へれば出來
 るといふ事になつて居ります、此の事は委員の方から御
 答になつた方が却つて明らかであらうと思ひますから其
 の方に願ひたい。

○馬屋原彰君 只今政府委員の答辯で見ると是は委員
 の方で修正になつてゐるからといふ御答でありましたが
 先刻以來此の案は政府は全然同意であるから即ち是は委
 員で取調べたものであるけれども即ち是は政府案と見て
 宜しい、就いては便宜のためであるから委員よりは政府
 委員から説明になつたら宜からうといふことを先刻會我
 子爵より發言になつた位の次第であるのみならず、此の
 意味は元の案にも是はあつたことであるから此の説明を
 政府委員に願つた譯であります、今の御答ではどう
 もまだ要領を得ない、私が尋ねたのはそれは成る程三年
 經つたら一旦取消されたものでも其の手續きを仕換へて
 來れば何遍でも消滅した寺でも復た興せるといふことで
 ありませうが、私はそこを御尋ねしたのではない此の上
 の宗派といふものが認可を取消された場合には之に皆ず
 つと附屬してゐる數多の寺院がある、それまで御蔭を蒙

はないのであります、之を經由するのは當然の事柄と認
 めたのであります。

○男爵尾崎三良君 私も一つ質問致したうございませうが
 政府委員でもどちらでも宜しうございませうが私は唯此の
 條項の分らぬ所を分るやうにさへして御貰ひ申せば宜い
 ので別に之を攻撃するのでも何でもないのです、分るや
 うになつて然る後賛否を決しやうと思ふのです、そこで
 澤山ありますが、先第一に第四條の但書の所に「但シ教
 派又ハ宗派ニ屬スル信徒ノ組織セムトスル結社ニ付テハ
 其ノ派ノ管長又ハ代表者ヲ經由スヘシ」其の派の管長と
 いふものは只今松岡君からも述べられた通り、其の宗教
 派の一番上の先づ主宰者とも申すべきものであるやうに
 認められる、さう思はれる、本願寺の宗派ならば大谷某と
 いふ人であらう、そこで、先刻から段々質問のやうである
 と、外國の宗教も皆是で取締るのだといふ、してみると
 此の「ローマンカトリック」杯といふ宗教の管長は誰か
 といふと即ち羅馬の法王である、此の規定であると羅馬
 の法王の手を經由して日本の政府へ願ひ出るのであると
 斯ういふやうに見えるが、さうでありますか、夫から第
 五條の所に「慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除クノ外宗教上
 ノ事項ニ關シ公衆ト會同スルトキハ發起人ハ開會ニ二十四
 時間以前ニ會同ノ目的場所及年月日時ヲ行政官廳ニ届出
 ヘシ」此の又第三項では「主務官廳ノ認可又ハ許可ヲ得

タル宗教團體ニ於テ公衆ヲ會同スル場合ハ前二項ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス」さうすると豫て認可を受けてゐる宗教團體ならば、説教をするとか何とかいふ場合に一々届けなくても宜い、それでみると第一項は主務官廳の認可を受けて居らない、説教とか何とかいふものをするに二十四時間内に届けなくちやならぬ、届をしなければならぬ、斯ういふことに見えらる、してみると此の宗教上の事項といふものは此の法律では必ずしも届出でたものばかり宗教上の事項と見ずして届出で、も届出でなくとも宗教は宗教と斯う認むるといふやうに見えますがして見ますれば教師といふものも矢張り別に認可を受けなくとも此宗教の教師たる職分を今日務めてゐる人は矢張り宗教上の教師と看做すのであります、此外まだありますけれども餘り多くなりますと錯雜するから此點を承つて置きたい。

○馬屋原彰君 只今第四條の所で松岡君から御答がありました。少し要領を得ませぬで今一應御尋ねを致すのであります。松岡君は、是は宗派に屬する、宗教であるから、其の宗派の管長なり、代表者を經由しなくちやならぬのが當然であるといふ御答がありました。全體宗派に屬するといふことは一體どういふことでありますか、所謂首領の權を持つて居る是へ附屬する人間のやうな御解釋のやうに思つてゐる、是は宗派に屬するといふ

ことは全體少し文字が弊があると思ひます。宗派、一派の宗派所謂本願寺派なら本願寺の宗旨を信仰する所の信徒であります、屬するといふのは一向重みのない話、是は何も宗派に附屬したといふ話ではない、宗派の信徒といふ意味に違ひないと思ふ、それでもう一つ御尋ね致したいと思ふのは教派又は宗派に屬する信徒とある、若し何の派にも屬せない信徒は、それは勝手に組織して宜いか、斯ういふ疑がある、それはどういふ意味でありますか。

○松岡康毅君 馬屋原君に御答へ致しますが、何にも屬しないと申すのは即ち今の但書より上の方にあるのがその事に當るのであります、お分りになりましたか。馬屋原彰君「ちよつと議長」と述べ「：：それから何んにも屬せない何教にも何宗にも何寺にも屬せないものは上に書いた通りのことでありまして御分りになりましたか。：：」

○馬屋原彰君 「是は如何でございますか」と述べ「：：それから但し書以下は屬してゐるのを書いたのであります。屬する」と申す字は書いた通りで此の團體に屬するといふことであります、格別裏の意味も表の意味もありません。

○松岡康毅君 はい。

○馬屋原彰君 是は如何でございますか、此の四條の第一項の場合は信徒でないと思込んで居ります、是は僧侶専門の宗教家の結社であつて而して但書以下は素人である信者と斯う區別してゐるやうに思ふが松岡君の御答辯では矢張り第一項が信徒なりといふ御答辯であります、果してさうでありますか。

○松岡康毅君 それは少し辯じ違ひか御間違かは存じませぬが上の方は何處へも屬してゐない人が宗教上のことで結社しやうといふときには結社の認可を受けたいと云ふのであります、併し何れかの宗、何れかの派といふ方の人達がするときには云々と書いてございます、此の派に屬するとなつて居りますれば信徒とかいふことが出来るけれども、是らに至つては何にも屬して居りませぬから、是は信徒とも何とも申してないのであります、詰り宗教上の結社を組織しやうといふときには何人に限らず今まで甲なり乙なりのことを信じてゐる人であらうがなからうがそれに拘らない、結社する時分には斯様な手續きをせぬければならぬ、それが但書以下に参りまして判然と屬してゐる所のものは管長の手を経るやうにしるといふまでのことであります。

○兒玉淳一郎君 本員も少し政府委員に承りたいことがあります、幸ひ社寺局長が出て居られますから伺ひますが、先刻、松岡君より本員は簡條を擧げて御尋ね致しま

したが、其の御答辯は先刻以來の御話で見ると松岡君より説かれる所の委員會の修正案には政府は全然御賛成であるといふてゐる以上は松岡君の御答辯は政府に於て御承諾でありますか、先づ之を確かめて置きたい、この意味が確かに政府の御主意であるかないかそれを承つた上で御尋ね申したいのであります。

○政府委員(斯波淳六郎君) 御尋ねの通りです。：：

〔男爵尾崎三良君「先刻質問したのは」と述べ〕

○兒玉淳一郎君 本員が伺ひたいのは此の宗教法案に宗教委員會といふものを拵へて其の委員會の中の明文に斯ういふことが書いてあります「教派宗派間の争議及規」：：争議があると此處で宗教委員會で決定されるといふことであります、本員が考へますには此の宗教委員會はどういふ工合に組織されるか分りませぬが此の組織の具合に依つて此の事が効果を見られるや否やといふことに本員疑があります、語を換へて言へば即ち宗派間の争であるから宗規又は教規のことが附くに相違ない、若し是があるならば外教ならば「セクト」が分れる、日本でもさうである、淨土宗でも何れの宗でも岐れる、何簡宗にも岐れる、本員の考へます所では是が一定せられるならば岐れる氣遣はない。然るを宗教委員會に於てはそれをどういふ工合に見られるかといふ御見込を先づ承りたい、其の次には此の宗教といふものは御承知の通

り外教にしたならば神學校を建て、即ち一定の事を教へ大學までも建て、其處に於て數年間修業をさせた者を集めてさへも論が岐れる、日本でも其の通り、即ち議論が幾つにも分れる、さういふやうな場合であるのを此の宗教委員會はどういふ工合に組織して是は爭議が決定されるかといふことで、愈々其の事が決定といふ譯だらうが、此の効果の所は、どういふ工合になるか政府の御見込を承りたい。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答を致します、先程尾崎さんの御質問で第五條に就いての御質問がありました。：「男爵尾崎三良君「第四條であります」と述べ」：四條に就いての御質問、此の四條は全然委員會の方から修正になつて這入つた所の修正でありますから是は委員の諸君の中から御答になる方が却つて宜からうと思ひます：「男爵尾崎三良君「それならどうか特別委員の御方から御答を願ひます」と述べ」：それで第五條に就いて御尋ねがあつたやうに伺ひます、五條は全く御尋ねの通り認可許可を経ない者が公衆を會同する場合には届出なければならぬといふことになつてゐるのでございませぬ。即ち第三項の主務官廳の認可又は許可を得たる宗教團體に於て公衆を會同する場合は此届出は要しない、斯ういふ五條の意味でござります、今兒玉さんからの御質問

の宗教の委員會の點につきまして教派宗派間の爭議などといふものを此の宗教委員會で決するのは餘程むづかしいかといふ御質問のやうに承りましたが、此の宗教委員會で採決することは勅令の定むる所に依つて事項を定むる積りであります、其の勅令で定むる事項の中には此の教義を採決す、此の教義に立入つて採決するといふことは此の勅令の中で極めない政府の考であるのであります、是は最もむづかしい點である、而して又政府が其の事について裁決することは政府の擔當すべき所ではなからうといふ考であります、此の勅令の事項には其の御尋ねのやうな問題は這入らぬ考であります。

○兒玉淳一郎君 尙伺ひますが、それなら裁決せぬものをば何故法文に御書きなさる、之を承りたい、裁決する必要があるから法文が出来る、尙もう一つ伺ひたいことあります、是は序に伺ひたいのは、あすこに司法省の政府委員が御出なさるから序に御尋ねをしたい、此の中に斯ういふことが書いてある、第五條に「慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除クノ外」とある「慣例」といふ字がある、それから先きに四十二條に「宗教ノ宣布又ハ儀式執行ニ詐僞又ハ誘惑」といふことが設けてある、是が即ち裁判官が既に法を受け取つて裁判をするの結果を見なければならぬが、此の事は如何に處斷してやるか、甚だ本員は疑つてゐる、それで此の慣例などといふことは法

文の解釋に入ることであるから中々法文の政府の御立てなさる方に思ふ場合に行かぬ詐僞誘惑ははどうして此の教義のことに立ち入らぬか、詐僞誘惑はどうして宜しいかといふことを後で司法省の政府委員に承りたい。

○政府委員(斯波淳六郎君) 今の第一の點について御答を致しますが此の「裁決ス」と書きましたことは勅令の定むる所のだけを宗教委員會が裁決するのでありまして總ての宗派教派の裁決をしないといふことを表はすために勅令の定むる所に依り第三十四條一項に書き表はしたのでござります。

○馬屋原彰君 此の二十條に於て質問致したうござりますが二十條と此の第五條に牽聯して御尋ねを申します、此の二十條の第三項の所で「布教ノ方法」といふことがござりますが是は寺規則の所にもあるやうであります、前の寺規則でなく、おしまひの教派の所にある、それで此の布教の方法といふことは是は随分範圍の廣いものである、例へば説教も一つの方法である、演説も又一つの方法である、それからしますといふと或る宗派に依つては加持祈禱の如きも一種の布教の方法であると思はれますが、此の布教の方法といふことを此の規則に記載するといふことは随分困難なことたらうと思ふ、縦しや書かした所がとも其の本當のことは書けない、といふのは方便でありますから其の處に依り人に依り時に依り其方

法の宜しきを得ると否とにあらうと思ひます、それはしばらくおきまして、此の規則に方法を掲げるのであります、其の方法を掲げることについては或は演説會或は説教、或は加持祈禱又は寺院でやるといふものが或る場合に於ては在家でやるといふ場合もあらう、さういふことを併せ此の方法として之を書いてあつたときは第五條の場合ではどうしやう、第五條の場合では是は「慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除クノ外宗教上ノ事項ニ關シ云々」とあるが寺規則杯にも明らかに書いてある事柄でも矢張り此五條に依つて公衆を會同するといふやうな場合には矢張り届けねばならぬでありますか如何ですか、それを伺ひたい。尙先刻もう一箇條御尋ねしておきました、是については御答辯がないやうでござりますが是も相成ることなら願ひたい、即ち此の宗派の許可の消滅した場合には同時に總轄してゐる所の數箇の寺院までも消えてしまふといふやうな點について御尋ねをしたのでござりますが、どうか其の邊の御答辯を願ひます。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 只今の第五條についての御質問について御答を致さうと思ひますが、五條につきましては唯慣例の許す所に係るものだけ届出づるに及ばぬ、此の如何なる方法によつて布教するか苟も公衆を會同して布教をするといふやうな場合には即ち第五條の第

一項が要るのであります、公衆を會同して布教するやうな場合には第五條の第一項が適用さる、譯である、唯「慣例ノ許ス所ニ依ルモノヲ除クノ外」とありますから從來より慣例で許されてゐる講社が集つて會合をする等のことは即ち慣例で今まで別段届も何もし認可もなし何もない場合でありますから之を許して差支へないといふのでそれだけを取除ければ其の外公衆を會同するといふ方法を以て公衆を會同するといつて布教する場合は第五條に依る譯であります。

○馬屋原彰君 ちよつともう一つ煩はしたうございますが今の御答で少しまだ本員は其の要領を得ませぬでございます、本員の尋ねましたのは此の布教の方法といふことは豫て主務省に御届がしてある、是々といふものが皆方法が明かに其寺規則即ち教會規則などに掲げて政府の方には出してある其の方法を以て公衆を集めたり何かする場合は必ずある、一方の方で豫て御届してあるのでも矢張り此の第五條の場合の如く公衆を集める場合には一屆けなければならぬかと云ふことを御尋ねしたので是は若し五條の方で豫て届けてある方法を以て届けなければならぬといふことは随分煩に堪へぬ話である、もう是はそれよりは餘程確かに規則を掲げて、さうして主務省の話を得て認可を得てゐる、さうすれば其の豫て認可を得てゐるだけの布教の方法でやれば是は何も届をするに

は及ぶまいといふ疑から御尋ねしたのであります。

○政府委員(斯波淳六郎君) 今の御答について御答を致します、五條の第三項と申すのは、即ち今の御話のやうに「認可又ハ認可ヲ得タル宗教團體ニ於テ公衆ヲ會同スル」といふとき既に此の邊のことは判明してあるから別段届出をするに及ぶまいといふ、即ち「前二項ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス」と茲に示してあるのでございます。

○森山茂君 私も少々質問がある、政府委員に質問致します、先刻第二條の「又ハ寺院ヲ備ヘ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スル」といふことについて松岡君の御答に「又ハ」といふ下に係つて「宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル宗教團體」とある、又は宗教を宣布する宗教團體といふものがある、之を二に見るといふことを申されましたが、成る程寺には斯ういふことがあるかも知れませぬ、然るに第一條の方には教派又は宗派と稱するものがある、教派宗派といふものは宗教を宣布するの主意だらうと思ふ、然るに「宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的」といふことになつて居りますから定めて是も宗教上の儀式を執行するを目的として此葬式をするとか何とかいふことだけを專にするといふ宗教があると思へるのであります、實際そんなものが何處にありませうか、其の御答を願ひたい、苟も宗派といへば宗教を宣布することが主意で即ちそれより始めて寺も出来、財團も出来

て此の二つを承りたいと思ひます。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 御答致します、今の御尋ねの第一條に教派宗派とあるのに、宗教上の儀式を執行する……〔森山茂君「もう少し高聲で頼みます」と述べ〕……宗教上の儀式を執行するを目的としてゐる教派宗派といふものがあるかといふ御尋であります、此の事は宗教を宣布し宗教上の儀式を執行するを目的とすると申しまして如何なる教派宗派が出来ましたも此のどちらかの目的を以て無論兩方の目的のものは無論の話であります、すがどちらかの目的を以て來てゐるもので、尙教派宗派といふものを全體網羅するには足りない所があらうかといふ所で此の教派宗派の所に「宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スル」と書いた次第であります、又第十五條の事柄につきまして宗義のことを何故入れないかといふ御話があるのであります、此の事は委員會の修正案に宗義のことは別段書いてあります、政府に於ては宗義のことを別段書かぬでも差支へもなからうし、宗義のこととまで立入るべきものでなからうとの考で宗義のこととは別段十五條の方へ入れてないのに政府は賛成をしたのであります。

○森山茂君 尙重ねて御尋ねしますが只今第一條の御説明は極分らぬ、宗教上の儀式といふものを一方にする宗



て來るといふものでありませうか「又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トシ」とある、それは唯葬式を扱ふとか唯儀式を扱ふに止まつてゐる宗派といふものは何かありませうか、その實例を擧げて御答を願ひたいと存じます、それからもう一つ御尋ね申したいのは第二章であります、第十五條に「教規宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ」と掲げてございしますが是は讀んで見ますれば先づ斯の如きことをさせるといふものは委員會に於ても御論があつたと見えて此の筆記の上に現はれてゐるので始めて承知致しました、然るに此の「宗派教派又ハ宗派ノ名稱」といふ第一項であります、此の中には宗義といふものを掲げてあるのではありませんか、ありませぬか、此の事を確めて置きたい、彼の委員會の速記の第三號に掲げてありますのは「眞宗本願寺派宗制」の中に「第一章宗祖眞大師大無量壽經ニ依ツテ一宗ヲ開キ之ヲ淨上眞宗ト名ク」第二章云々第三章云々と斯うある、宗義が掲げてある、然るに此の宗義といふものは、此の度は掲げぬで宜いといふ御考でありますか、之を掲げると何ぞ差支がありませうか、或は他にある教派のためにその宗義を掲げさすのが少しむづかしいとか差支へるとかいふので斯ういふことは掲げさせぬ積りでありませうか、それらの所を明らかに承つた上で後に彼のやかましい箇條であります、彼の宗教委員會の問題を質問致さうと思ひますが、先づ以

教團證があるや否やといふことを尋ねますのでありますからどうか持つて回つて辯明をして戴かないでも簡単に斯様な宗旨が現今にある、斯様なことを指していふのであるといふことさへ一言承つたらそれで分るのである、どうか尙一つ承りたうございませう、而して續けて問ふておきますのは此の一條の中に修正委員が即ち變へられた文字であります、即ち此の「包括」といふ字であります。「總轄」といふ字が原案になつてをりまして「總轄」といふ字と「包括」といふこと、はどれだけの違ひがありますか、總轄といふことは殆んど働きかけのやうに思ひます、包括と申しますと包んだやうなもので此處に便りのない文字になつてゐる、それで宗教團體といふことが一條にも二條にも同じことがある、然るに同じ寺を宗教團體と定めた其の團體が法人となるのであります、而して第一條の宗教といふものは同じ宗教團體といふ方なら是は法人となることが出来ないといふ所の理由は追々此の委員會の速記録杯をみまするけれども到底之を其の法人とすることが出来ぬといふことが斯くの如くあるからして其の理由が分らない、少し明かに見えない、私も是は餘程目を光らして見た、其の愈々出来ないといふ所が：：私は敢て公法人としませぬで、之を團體といふことに定めて置くといふことは何故之をして差支へるか、法人とした所が法人の制限さへ出来れば一向差支はない、或は世間に言ふが如き：：私は要らぬと考へてゐる、此の邊の所を今一應承りたい、尙、只今御答辯になりましたが宗義は敢て要らぬといふ積りで委員會では決したことでありませうけれども是は只今此處にありますが眞宗本願寺の宗制杯を見ますると是は大變に大切のやうに思ふ、斯ういふものは各派に於て是らは極大切と思ふてゐるだらうと考へる、それを斯の如く抹殺しても或は是で感服するものであらうか、一向削つても効能がない、銘々宗義といふものを誇張するといふことは是は宗制の然らしむる所、それを削るといふことの主意をもう一つ分らぬから委しく伺ひたい。

〔兒玉淳一郎君發言の許可を求む〕

○議長(公府近衛篤磨君) 何です兒玉君は：：〔兒玉淳一郎君「序ながら政府委員と一緒に答へて御貰ひ申したから一緒に尋ねたいと思ひますが、宜しうございませうか」と述べ〕

○議長(公府近衛篤磨君) 宜しうございませう。

○兒玉淳一郎君 此の法案の第十二條の場合にあの法文を読んで見ましたがさつぱり私には讀めない、そこでちよつと文を讀みあげますが「教派宗派教會又ハ寺ノ禮拜ノ専用ニ供スル土地建物ハ差押フルコトヲ得ス」と斯う書いてある、それで持つて回つて伺つたが随分解されぬ、それで民事訴訟法杯に比べて考へてみる、所が我々

が持つてゐる物でも唯差押へることはない、目的は何のために差押へるか、其の目的が示してない、本員が持つて回つて：：債権がありませうか、此の法文は何のために差し押へるといふのであるか、唯差押へるならそれは半紙一枚でも唯差押へられる、印を捺き：：是は何のために差押へるか目的が分らない、何のために差押へるか之を明かに御答を願ひたい。

〔馬屋原彰君發言の許可を求む〕

○議長(公府近衛篤磨君) 何です馬屋原君は：：〔馬屋原彰君「ちよつと序に私も質問したうございませう、宜しうございませうか」と呼ぶ〕：：宜しうございませう。

○馬屋原彰君 ちよつと今の一條ですから却つて一緒に御答辯になる方が便利であらうと思ひますが此の第一條の只今森山君の御尋ねになりました「包括」といふ字であります、是は原案には「總轄」となつて居つたのであります、今度委員會ではは包括といふことになつた、で政府は此の總轄を包括に變へたのに御同意になつて是で不都合はないといふので御同意になつたのであります、本員などの考では變に思ふから御尋ねするのですが「教會又ハ寺ヲ包括スル」といふと詰り宗派といふものの中に包まれて教會、寺といふものは入れ子の中に這入つたやうになる、政府案の總轄といふことになつたならば、自ら上から能く即ち統轄するのであるから是は餘程

事實に適當する話であるが、今度はまるで包んだので是は先の原案とは大變に違ふやうで、どうも變である、然るに一體此の教派宗派と稱する所からして文を取つて考へるに矢張り包含といふ字が相當すると私は思ふが、此の下に行つて「宗教團體」とあるから最も變に思ふ、是は唯宗派といふものは一の無形物であつて唯かういふ派であるといふことならばそれで宜しいけれども、其の下へ持つていつて又團體といふ字があるからどうも益々變に思ふ、其の邊はどういふものでありますか、是で矢張り不都合はない、矢張り包括で宜しいといふ御見込でございませうか一應承りたい。

〔政府委員斯波淳六郎君演壇に登る〕

○政府委員(斯波淳六郎君) 追々御質問に對して御答致しますが、此の先の森山さんからの御質問で宗教上の儀式を執行するのみのもの、實例があるかといふ御話でございませうが此の第一條につきましては第一條は教派宗派と申すもの、定義を定めたのでありますから實例がなくとも如何なるものに對しても差支へはないといふ所の定義を擧げたのでありますからして左様御承知あるやうに願ひたい、それから又今の馬屋原さんからの御話のありました此の包括と申す文字であります、是は包括となつても政府は別段差支なからうといふ考であるのでございませう、何故斯う書かれたかといふ所は委員の諸君の中か

ら御答になつた方が明らかであらうかと私は存じます。

〔村田保君發言の許可を求む〕

それから又兒玉さんの御質問の十二條につきまして差押へるといふことは單に差押と書いてあつては文面が分らぬといふ御質問であります。此の差押へと申すのは民事訴訟法に謂ふ所の差押であります。外に差押へると申しまして唯紙を差押へるといふやうなことを意味した譯ではないのであります。〔村田保君「本員は議長に特別の請求を致したい」と述べ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 何です。〔村田保君「特別の請求をしたい」と述べ〕何の請求でありますか。〔村田保君「是は其の延期の請求を致したい」と述べ〕請求といふのは動議ですか。〔村田保君「動議で宜しうございす、併し乍ら議長の職權で此の會を延すと云ふことは議長が本員の説を御採用下されば議長の權内に在る、それから此の……」と述べ〕……〔無用、無用〕と呼ぶ者あり。……〔村田保君「諸君に御語りしたい」と述べ〕……〔無用、無用〕と呼ぶ者あり。それはいけません。

○村田保君 と申しますものはどうも此の委員會の報告は一體の慣例に背いてゐると思ふ、何故と申しますものに聊の事ではございますけれども委員の報告と申しますものは修正を致しまするのは朱字で……原案と朱字に書き分けて一目して分るやうに報告になつてゐる、然

る所が此度の報告はまるで作り變へてしまつたやうなことで一向分らぬ、又、今日受取りました所が、成る程前後條は分つて居りますけれども、併し乍らそれが原案やらどれが修正やら中々容易に我々共には分らぬ、然るをば我々の熟考の實は時間はない、直ぐに直ちに之を二讀會を開くべきや否やといふことを極めますのは少しくどうも早計ではないかと思ふ、何故と申すに此の案といふものは既に委員に於ても六十日以上も掛つた案である、それをば此處で直ちに之を議させるといふことは殆んど、盲判を捺すやうなもので、そののみならず一體かういふ案といふものは實に國家に重大なる問題である、既に外國では重大なる法律を出すには二三年前から一般に示してさうして出す、所が本邦のはさうでなく秘密に秘密にして突然に議會に出して騒がせるといふやうなことで容易に我々はこれを決める譯にもゆかず、又先刻來政府委員に御答辯を聞きますと實に要領な所は逃げてしまつてちつとも要領を得られない、我々に満足を與へて居らない、それで本員は斯の如き案は倉卒に此處で決めぬで明後日まで延して戴きたいと思ひます、若しそれが出來ぬといふことなら斷然否決する方が宜い、斷然本員は否決する積りでございます。

○男爵西五辻文伸君 段々先刻より質問もございましたが本員は貴族院規則九十六條に依りまして、質問終局の

動議を提出致します。〔賛成〕と呼ぶ者あり。

○議長(公爵近衛篤磨君) 西五辻男爵のは直ちに討論に移るべしといふ意味であらうと思ひます。

○子爵谷干城君 質問終局といふことは何にありません。

○議長(公爵近衛篤磨君) あります、西五辻男爵より直ちに討論に移るべしといふ、之に同意の諸君の起立を請ひます(起立多數)

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数と認めます。〔分りませぬ〕と呼ぶ者あり。是より討論に入ります。

〔子爵會我祐準君演壇に登る〕

○子爵會我祐準君 諸君此の案は非常な重大な案にして且つ議員に於ても質問が盛んに出ました、是は蓋し鐵道敷設法案以來でありませう、又質問終結といふも昨年あたり出來ましたが確か此の院に實行されたのは初めてでございます、是は誠に質問終結に諸君が御賛成なさつたのは御尤もだと思ひます、到底質問位では分らないと思ひます、分らぬといつては失禮ではございますが皆さんの中でも分る者が一人もないとは申しませぬが私は此の案に就きましては絶對的反對ではないのであります、宗教法案といふものを作る事に就いては絶對的に反對でもないのであります、宗教の取締も随分あらうといふとも感じて居ります、さりながら今此處に提出されたごとき案については反對をいたすのであります、今村田君も申さ

れた通り實に重大なる問題であります、且宗教上とは古くは千年以上我が日本に擴つて以來の歴史を經て變遷をして來て居ります、それを一朝法律の中に入れやうと云ふのはまだ案の新しき三五年或は十年二十年このかた來てゐる所の法律といふものと新しい所のものと一緒に規則に入れやうといふことであります、尤も先刻政府委員が辯ぜられた如く此の法律は宗義ではない、宗義の修正を書いたのではない、宗規である即ち宗教の取締法である、宗教の取締方であるから一つの規則に入れて入れられないことはいふ御議論でありましたが中々さう巧くは入れられないと思ふのであります、且つ宗教といふものは人の精神を支配する所のものである、非常に人の感情に片寄るものである、斯の如きものを倉卒の間に決めるといふことは餘程むづかしい問題であらうと思ひます、依つて宗教の取締といふものを國家の上の一つの法律として決めることには賛成でありますが此處に提出された所の案並に修正案にして出てる所の案には賛成を致さぬのであります、先づ第一に此の案を御覽下さいませ、政府から提出された所の案は如何でありませう、私は委員の一人でありますから普通の諸君よりはよく此の案を見て居りますが、第一條に「公ニ」といふ字があります、公といふ字の説明が政府に出來ぬ、第一番に第一條の「公」といふ字がある、其の「公」といふ文字がハヤ説

明が出来ぬのでありますといふやうな譯で殆んど徹頭徹尾充分な説明を得なかつたのであります、斯の如くむづかしい案といふものは貴族院：：帝國議會始まつてから恐らく出たことはなからうかと思ふ位に讀み難い文章であります、段々講釋を聞きますとどうか斯うか政府の意旨のある所が我々は聞き得ました、従つて修正案になりました所の即ち委員が調べられた所のは文字については諸君も御分りになりませう、文字で讀み難い所はなからうと思ひます、是は偏に松岡委員の御盡力でありませ、さりながら主旨に於いて諸君の御了解の出来ぬのは御尤もなこと、存じて居ります、而して其日も長い會であつて、主意に至つては甚だ明瞭を缺いてゐる、のみならず政府が非常に自信を缺いてゐる、何となれば速記録を御覽下さつても宜しうございませが非常に此の案といふものは徹頭徹尾原案でなくてはならぬことと主張された此處が悪かつた此處が誤つたといふやうなことは質問の間は一言も言はれなかつた、然るに之を作り代りになつたものに全然形の變つたものに全部賛成であるといふことであるが初は脱兎の如く終りは處女の如くで孫子の兵法とは全然逆になりました、政府は非常に何故に此の案を急がれますか、其の急がれますのは何か國家の政治上言ひ難い點があつて急がれるのであるかと思つて秘密會を要求して半日、會を秘密に致して承りました、さり

ながら一つも其の秘密らしきものも殆んど得ることはございませぬで、其の秘密會は殆んど無効に歸しました、して見ると外に急ぐ主意は表面に言はれぬことがあるかといふこと、我々が思つたのは我々の睥目であつたといふことが明らかになりました、本案に於きましては不満足な點は澤山箇條はありますが、今事々しく之を擧げて論ずる必要もありません、茲に最も不同意といふ點を特に擧げて一々御話を致したいと思ひます、それは十三條です、十三條の免租といふことについては私は絶対的の反對を以て居ります、今日日本に於て寺、寺院若しくは堂宇、即ち佛に屬する所の寺、佛堂のやうなもの凡て敷地はどれ位であるかといふことを政府委員に調査して貰ひました所が、一萬四千三百五十七町ばかりであります趣きでございませ、之を右に直しますと十四萬石ばかりに大凡ならうと思ひます、此中の過半は無論官地になつて免税であります、今日此の法律が行はれて縦しや皆悉く免租になりましたも今新たに政府が失ふものは此の一部分であります、一萬四千七百五十七町といふ中の小部分であります、さりながら是より先き幾らといふことは誰も豫想せられぬとであります、そののみならず神道並に外教に對して教會及び此宗教に用ひる所の地面の廣さといふものは政府では御調べが出来ぬといふ御答であります、大凡どの位あるかと問ひました所がそれも分らぬ、

此半分位はあらうか、半分よりずつと少からうと云ふことで、それについては調がないさうであります、何となれば教會の如きは府縣に任かしてありますから中央政府に經めて居らぬに依つて今日直に調べることは出来ぬといふことでありまして、今此の法律の精神で見ますると悉く佛に屬する所のものを免租にするといふ主意でもなく今日失ふ所のものは澤山ありませぬ、さり乍ら是から先き段々開けて行く所の：：進んでゆく所の即ち多く出来てゆく所の如何なる宗教でも佛でも神でも耶蘇でも凡てそれに對して免租といふ譯でありますから、それは幾何あるか是は測られぬことであります、さり乍ら今日よりして免租といふことを特別に許すと云ふことについては私は非常に好まないことあります、舊來からある所の佛寺の官有地になつてゐるものを引上げやつといふ論ではない、既得權であるものはそれを存して置いて宜い、縦しや今日私有地の佛寺なりそれらの如きは免租したくない、況んや是から新たに開けて來るものは免租したくない、其の理由に就いては色々考もありませんが、之をくどくどしく申すのは諸君も御好みならぬと思ひます、最早質問終結さへ出た位でありますからそれを推察してそれより多くは申しませぬ、それからもう一つ最も酷いのは第四章であります、教師の制限即ち先刻谷君の御問に對して政府委員から答へられました：：答へられませなかつ

たと言はなければならぬ、答へんとされた所、答が出来ない即ち斯くの如き鹽梅で教師といふものに於ては實際暖味たるもので政府委員の答も得られないといふ様な譯でありますして到底又二十七條の如きは實行出来ぬことであらうと思ひます、實行の出来ぬことを強ひて實行せんと欲すれば種々の障を惹起すのである、法律があつて或る有力な所に對しては法律の一部を曲げて置くといふことは甚だ残念なことである、行はれぬやうな法律を作るといふことは御互の罪である、即ち法律を作る者の罪であるが又法律を決めた以上はそれが行はれぬといふことは國家の耻辱であらうと思ひますから第四章ですが教師といふ如きは甚だ私は賛成が出来ぬのであります、先刻も申しました通り質問も盛に起りましたが、是は中々此の議會中餘日もありませんが一日や二日諸君が御問ひなされても迎も御分りになりますまいと思ふ、聰明なる諸君のことでもあります、餘程御分り悪くからうと思ひます、御分りの充分にないものを無理に可決して通さうといふことは即ち、我々と諸君は其の責を負はなければならぬ、碌々に法文の主意も分らずにそれに賛成して通過させて若し後悔を來すやうなことがあつては其の責は諸君と我々が御一緒に持たなければならぬ譯になる、是が何故にさう急ぐか、今日日に決めなければならぬといふことは一向見出し得られぬ、來年でも再來年でも宜い、能く世

間の輿論もあるだらう、其の決まる所を以て時勢相當の法律が出来ることが一番國家のために宜からうと深く信ずるのであります、今諸君は可とも否とも決せられぬといふ御考への御方もありませんが、若し可と御決しになれば中の理窟も能く分らず法文の主意も充分に分らず賛成されて是が法律となれば其の責は諸君が持たなければならぬ、斯の如き場合は充分了解が出来ぬときは是は延期の主意を以て否決したのであります、どうぞ願はくは諸君も延期の主意を以て此の否決に御賛成あらんことを萬々希ふのであります、又さう急がんならぬといふ理由を一つも見出さぬ以上は重大な事件を重大に處するため延期の主意を以て此の際否決して置くが頗る相當の決議であらうと本員は考へます、願はくは諸君否決に御賛成あらん事を希ふのであります。

〔穂積八束君演壇に登る〕

○穂積八束君 私特別委員の一人でございます、此の大切な法案に就きましては随分勉強を致しまして鄭重に審査致しました、其の審査の結果私は委員の修正に賛成致しまして之を此議場を通して成るべく速かに法律となれることを希望する者の一人でございます、其理由を少しく辯明致したうございます、申し上げたいとは種々の點が多くありますけれども既に今朝來の此の長い議場でございまして成るべく簡単に申上げる積りでござい

ますが、併し乍ら何分私も熱心に申し上げることでありますから人を見て其の言を捨てず能くどうか公平に御聴取を願ひたいと思ひます、私は此の宗教法律が成立することは特に必要がある、曾我子爵は之を急ぐ必要はないと仰せられますが之を急ぐ必要があると思ふのであります、先づ第一には立法制度上から特別に之を必要とする理由があります、それから之につきましては國家の政策上大層之を必要とし是非斯の如き法律を作らなければならぬといふ必要があることを申しあげたいのであります、政策上と申しますと何か普通の所謂政治家の言ふ政略といふ意味に御解しになつては困ります、私は人をあやつつて、一時の勝敗を決するやうなことの意味を以て政略といふのであります、國家前途の大計といふ意味を以て政略と申すのであります、其の所以は是より一應述べますでありませう、何が故に立法の制度上宗教法律が必要であるかといふことは、能くどうぞ御勸考を願ひたい、我が憲法は既に實施されて十箇年を越えて居ります、其の二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」といふことが宣言してあります、憲法が第二章に於て臣民權利を保證致しますことに就きましては例へば宗論の自由であれ出版の自由であれ所有權は侵すべからざることであり、凡て臣民の自由權利を擔保しますることにつきましてはそれぞれ法律が出来て憲法の宣言を執行す

る手續きになつて居ります、然るに最も此の精神界に於て大切である所の信教の自由については憲法に其の宣言あるのみにして未だ我々が依つて以て我々の自由を保障して貰はう、と思ふ所の憲法施行の法律がまだ出来て居らぬといふ事を諸君は考へて下さらなければなりません、憲法に於ては「信教ノ自由ヲ有ス」とありますけれども我々は今日の如く又從來今まであつた如き政治的ならば宜しうございませうけれども是から先きが如何なる政府が出来て如何なる信教の自由を妨げるやうな事をするかも知れないのである、その時には唯憲法に書いてあるからといふだけでは議論になつて了つて手續きが足りないものであります、此の自由を擔保する所の法律がありませんれば其の法律によつて裁判の手續きもありません、之を訴へて實行する手續きもありません、我々が我の貴重なる所の信教の自由を擔保する一つの堤として堤防として宗教法を一つ設けて貰はなければ不安心でございませう、それから制度上、矢張り之を必要とする所以は我々が外國に對して近く締結になりましたる所の各國條約の明文でございませう、其の條約の明文に於きましては日英條約第一條を始として各種の條約に悉く皆明らかに公私の禮拜信教の自由が宣言してございませう、而して其條約の文面に何とありまするか、相互の國民は各各法律勅令の定むる所に依りて信教の自由を有するとい

ふ事が書いてありますのに外國に向つては恰かも我國に於て宗教に關する法律なり勅令なり規則なりがある如くにして條約を結んであります、私の薄識……淺識にして全く如何なる法律があるといふ事をも知りませぬ、何を以て宗教の事を支配してゐるかと言ひますれば成程太政官の御達といふやうなものはありませう、其以下のものに至りましては薄弱なる國務大臣の手心で指圖をする所の訓令省令以下のもので此大切なことが規定されてあるといふことは如何にも條約の文面に對して薄弱極まる根據ではないかといふ恐があるではございませぬか、それが故に外國に對しても斯の如く對等の條約を結び信教の自由を宣言したる以上は内に於ても適當に信教の自由を保證する所の法律及勅令が定つてゐる備へをせざれば外國に對して私は不面目なることではないか、是は一日も忽にするべからざるものであると思ひます、それから又少し細かい必要な理由があります、此事も大願ひたい、それは民法施行の結果でございませう、此の議場に於て諸君が御議定になりましたる所の民法千幾條の中に宗教團體のことが實は規定してあるのでありますけれども、それを施行法に於て取除きましたであります、民法の三十四條を見ますと宗教に關する團體は法人たることを得ることが明言してあるにも拘はらず其の

施行法の二十八條に於きまして當分の内……當分の内でございませう、諸君「當分ノ内神社寺院祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス」といふことを諸君が御議定になりました、それ故に如何なる有様であるか商賣の組合でありましたも學問の組合でありましたも技藝の組合でありましたも公益に關するものはきつさと法人の組織を以て行かれる世の中になりましたのにも拘らず宗教に關する社團財團は諸君が「當分ノ内」といふて押へて御置きになりましたから法人權を得ることが出来ないのです、我々世上の者は當分の内とあるから今に此の蓋を取つて息をさせて下さるだらうと思つて待つてゐる所である、それを斯くの如く唯一つのごとしてあります事からして此法律を出さなければいかぬといふ實際上の必要が益々起るのであります、當分の内としてあるから何分にも今日此の法律を作つてさうして民法の三十四條を活して宗教については斯く斯くの條件は斯く斯くの種類のものについては法人權を與へることが出来るといふ途を開いてやる事が施行法に於て世上に約束をした所のものを履行すると同じことであつて、之を一日も忽にすべからざる理由といはざれば、外にどうも急ぐといふやうなことは甚だ少いものであらう、最も急ぐといつて宜しいものであらうと思ひます、且つ又少しく法律めいた話で御退席でありませうが尙ほ此の大切な國家の議事でありませう

とはまだあります、只今迄は専ら法律制度の不備を補ふ緊急の必要があると申しましたが、尙進んで國家全體の上から考へて見ますと宗教と國家との關係程世の中に於て大切なものが少いのであります、内外の歴史を見ましても宗教と國家との軋轢程恐しい結果を見たことは言はずして諸君の皆御承知のこととございませう、何であるか其の所以は何であるかと云ふと……「分つてゐる」と呼ぶ者あり、是は御分りでありますならば少々略しませう、それが故に國家が宗教に對して如何なる方針を採るかといふことを決定する必要が今日目前に迫つてゐるのであります、或る國に於きましては國教といふ主義を執る國もありませう、一つ宗教を我國の唯一の宗教として他を排斥する國もありませう、或は白耳義の如き國家と宗教とは兩々相對峙するものと致しまして國家にも法律があり國家にも裁判所があり宗教にも裁判所があるといふやうな工合に宗教を一つの大權力大團體と認めまして國家に必要な一つの團體と看做したる制度もあるであります、又は所謂法治主義の立法でございまして宗教の團體を國家の法律を以て支配するといふ主義もありませう、凡そ近世に至りまして佛蘭西革命前後以來此の三つの制度の外には出て居らぬのであります、然るに我國は如何なる態度を取るといふことを永遠の策として今日に於て決定せざるに於ては先きに如

るから辛抱して聽いて下さいませい。そのみならず今日の如き有様では外にも一つ不都合があります、民法の施行法に於て何を取除けたかといふと神社と寺院と祠宇佛堂を取り除いたのであります、それが故に其の結果は如何であるか今日耶蘇教の教會が法人になりたいと内務省に願出れば民法の三十四條に依つて許さなければならぬのである、佛敎の寺が法人になりたいといふて來るといふと内務省は施行法の二十八條があるからお前共は當分はいけないと云つて押へるのである、耶蘇敎の方は今日施行法の取除の中に含んで居りませぬから是は民法の三十四條に依つて直接に法人權が得られるべき有様になつて居ります、甚だこれは不公平であります、耶蘇敎と云ひ佛敎と云ひ共に公益に關する所の宗教でありますから同等の地位に置かなければならないのに今日の立法の不備なるがため耶蘇敎の如き教會は法人權を得られ得べき地位であるのに佛敎の寺は法人權を得ることが出来ないといふ有様であるといふことは是は甚だ異例のことであつて是は一日も早く除いて平等にしなければならぬといふ理由がありますから此の法律を以て凡てのものを平等に法人權を與へる所の仕組をしようといふのであります、それでも御賛成は出来ませぬか、能くどうぞ諸君其處らの所は言葉で以て意を害せず能く是は御參考になつて御決しを願ひたいと思ひます、其の外申しあげたいこ

何なる不都合を見るかも知れぬと思つて其の事を甚だ危険に思ふのであります、それで我輩の見る所によりますれば既に國教主義の時代は去つてゐると思ひます、而して外國の例を見ましても宗教を一つの權力團體と認めてそれに統治の權力の一部を割いて國家と對峙せしむるといふ邦國もありませうがこれは國家の中に小國家を造る事であるから斯くの如きことは今日に於て許すべからざることとあります、其の二つの主義を執ることが出来ませぬば法律即ち國憲を以て宗教團體を支配して平等に信敎の自由を保護するといふことを全うする方針を執らなければならぬのであります、此の方針を執つて行くことが即ち此の修正案の主意であります、修正案は大體に於て唯字句のこのみの規定を見て我輩は賛成するものではありません、修正案中往々にして私は大不同意を唱へた箇所が澤山あります、ありますけれども抑々字句のこと、併し乍ら今日日本が將來に於てある宗教を國教とするか或は宗教にも權力を與へて國家の權力と相軋るが如き有様を持たせるか或は法律を以て宗教團體を支配し得る所の状態にあらしむることを必要とするかといふ問題を決するに於て今日此の法律を作つて決して置かなければ不安心であります、今日の有様はどうでありますか、先刻も申す通り内務大臣の監督の權力にのみ許してゐるのであります

す、故に内務大臣が幸にして我々と同様な感覺の人でありましたならば諸宗を公平に取扱ふでありませう、併し乍ら若し不幸にして我々と反對の主義を持つ人でありまして、特に佛教を保護したいとか、特に神道を保護したいとか或は特に耶蘇教を保護したいとかいふやうな人であつて不公平なる取扱をするやうな人であつたときには法律上之を抑へて置く簡條はないのであります、何となれば凡て宗教のことは内務大臣の行政権に任じてあるのであるからそれで將來を慮つて見ると如何なる人が内務大臣になつて之を處置するかといふことは實に不安心であるから之を法律を以て根本の主義を定めて置かなければ將來に於て内務大臣が今日の主義を改めて或る特別な宗教を特に保護したいとか、或る特別な宗教を特に排斥したいとかいふ心持が起つたときは自分獨りの手心でも出来るのである、所が法律として其の主義を定めて置けば若し其の主義を改めようとするれば法律改正案として、諸君の意見をきいた上でなければならぬといふ保障が残るのであります、それ故に國家が宗教に對する方針を法律にして置く即ち將來に於て之を變更するときは再び我々の意見を聞けといふのと同じことで將來を束縛し、政府の權力濫用を取締るといふことについては諸君が我々の意見に御同意下さつて此の案に賛成なさねばならぬことと存じます、尙これから申しあげたい

佛教は法人となることが出来ないといふやうな不公平はなくなる併し乍ら今日の状態で本政官の達以來内務大臣が宗教を監督致し來つたのは神佛二道に限つたことでありまして耶蘇教に對しては監督を致しませぬから却つて耶蘇教は自由になつて居ります此の三つのものを各々公平に取扱つて公平なる監督公平なる保護を與へたいといふのが此の修正案の趣意であります、私は此の趣意を賛成してさうして夜明けまでも此處で辯じたいと思ひますけれどもそれは却つて諸君の御煩でありますから残念乍ら演壇を退きますがどうか人を見て辭を輕重せずによく私が申すことを御勘考なさつて此の案の必要を認めて之に御賛成あらんやうに願ひますこととあります。

〔都筑馨六君演壇に登る〕

○都筑馨六君 諸君私は此の案には反對の一人でありませう、先刻から段々御質問も出ましたし又議事も餘程長引きますこととござんすから成るべく簡單に申し述べようと思ふて居ります、さり乍ら餘り簡單に失して悉さぬといふことがあつても困りますから出來得るだけ簡單にやります、此の案に反對しますにつきまして先づ第一に賛成する理由を見るに苦しむ、只今賛成者の御一人は曰く民法施行法の中に法人に關する規定は當分の内神社佛堂杯には適用せぬといふことが書いてある、然るに耶蘇教のことについては何ら規定はないから佛教神道の方に

ことは澤山あります、併し乍ら今まで反對の諸君の御議論を充分に聞きますことが出來ないのであります、唯曾我さんの御議論ではまだ急ぐにも及ばぬ、絶對的の反對ではないけれどもと云ふ、失禮かは知りませぬが稍々曖昧たる御反對のみであつて：「子爵谷干城君「いや此處に鞏固なる反對がある」と述べ：「是は尤もであるといふ所の鞏固なる反對を承つてそれから後に演壇に登れば甚だ宜かつたのであります先きに致したのは甚だ残念であります併し先刻來谷子爵の御質問になりまして所の趣旨を承つて見ると大に外教が這入つて來て外教を取締る規定が此の宗教法案にないのを御慨歎になつて：「子爵谷干城君「大間違大間違大誤解大誤解」と述べ：「それならば私は長くは申しますまい後にまだ同志の人も澤山ありますから簡單に述べる積りでありましたが熱心の餘り長くなりました、併し乍ら前に申し上げました所の憲法及條約の體面のことも御考になり、且つ又民法及施行法關係につきまして今日に於いて宗教法案を作らずして置くときは佛教及神道の二つは内務大臣の干渉を受けつ、あるにも拘らず耶蘇教は大手を振つて何の監督を受けないといふことを能く腦底に置かれて：「子爵谷干城君「法律が出來ても同じこと」と述べ：「此の法律が出來ぬならば、凡ての宗教を同様に取扱ひますから、それで耶蘇教は法人となることが出来る、

は法人の資格を得られないのに耶蘇教は其の資格を得るのは不公平である、宜しい不公平ならば民法施行法二十八條の中へ教會といふ二字を入れる案を御出しになつたら是程やかましい議論は出ない。さうして今賛成者の述べられるやうな目的は充分に達せられると思ふ、又宗教に關して神佛兩教に關して規定がないといふ事は、まさかには仰つしやるまい、是らの事については御維新以後習慣に習慣を積み規定に規定を積み或は布告と云ひ或は布達といひ種々な規定が今日澤山出來てゐる、是らについては充分規定がある、耶蘇教についての規定がない、宜しい、それならば耶蘇教についての規定を御設けなつたら宜からう、併し乍ら此の耶蘇教といふものは、昨年七月我が法權の下に立つたのである、どういふ組織の下にどういふ活動をなしつ、あるや、従つて如何なる點が取締るべき點であるといふ事實が政府だからといつて、十一月までには分りやう筈がない、凡そ拘束すべき事實を知らずして、尙拘束すべき規定を設けるといふことは恰かも泥棒が何處にゐるかを知らずして繩を振り回すと同様である、能く其の事實を調査して御出しになるといふことは決して不同意を唱へることぢやない、それから又神佛兩教については今日色々其の缺點があるといふやうな御話である、併しながら如何なる點について缺點があるやといふと只今の賛成者からの御話ぢやない、それ

は委員會に於て政府の理由としてさういふことを述べられましたが如何なる點について不充分なことがあり如何なる點について直さなければならぬといふ理由は承らなかつた、それから又賛成する者の中には成る程此の法案は或は少し早かつたかも知れぬ、併し乍ら一旦出て社會が是程に騒ぎ立つた以上は之を此の儘に延べておけば來年までには、どれだけ騒ぐか今押しつけてしまはふ、其の方が國家のためになるといふ御論もあるやうに見受け、併し乍ら他の一方には斯くの如き論がある、斯く激昂してゐるもので無理に押へれば益々激昂しはしないか、餘り嵐に逆ふて進行するときは遂に帆柱を折る、寧ろ嵐をやり過して平穩無事の海に乗り切つた方が宜いといふ論もある、私の見ました所ではどつちが正しい論か正直の所分らない、無理に通して益々激昂するやら或は之を通さないで騒動が激しくなるやら其の邊の所は中々人間の識力を以て未來を測つて判断するといふ事はむづかしい。分らぬといふのが一番正直であらうと思ふ、斯くの如く騒いでゐる者が教育を受けてゐる者が騒いで居りますれば理窟や證據で充分押へつてますが中以下、中以下の何も分らぬ理窟も分らぬ證據も分らぬ、殆んど眼前の事實を解するの能力のない中以下の人間が騒いでゐるのでありますから通常原則を以て推し測る事は出来ぬ、私は分らぬといふのが一番正直であらうと思ふ、だ

から餘り賛成すべき理由の強い者はないけれども今櫻積君も言はれた通り早晚宗教法といふ者は必要であるに違ひないから此處に出て來た修正案がよいものならば私も賛成するに躊躇しないのである、然るに先刻から段々御質問もあつて諸君も略々御推察でもありませんが、此の修正案といふものは、随分缺點の多いものである、それで時さへありますれば一條から三十六條までの間三四箇條を除くの外は疑を挾むべき餘地のあるといふ事を申し上げて宜しいのでありますけれども其處は無論略しまして大體に於きまして其の一二の缺點と認むべき點を申しませう、第一先刻會我君も仰せられた通り不明瞭である、非常に不明瞭な法案である、我々立法者にすら斯くの如き不明瞭な者を之に拘束される坊主杯は如何に之を解し得るや否や、例へば一條では是は殆んど諸宗派の死活に關する箇條である、其の同じ教を奉じて居つて一つの宗派といふ者が幾つもの宗派に別れ得るや否や、又一つの宗派といふものが例へば東本願寺なら東本願寺が全國を五つ六つの區劃にして各々が宗派となるか分らぬ、一つの宗派といふものが日本國中に五六箇の宗派に分裂出来るや否や、同じ宗派であつてさういふやうな五六箇の宗派になり得るや否や、さういふやうに佛教なら佛教の死活に關する問題に對して政府委員の解釋が前後矛盾して居つたのでございます、それは確かな事實である、初めは

出來るといふ御答辯であつたが後にはそれを取消されて、而して今後は出來るといふ案に政府は再び御同意になつてゐる、それから宗制といふものが民法上の契約であるか、公法上の命令であるか、宗制教規杯といふものは宗教に取つては憲法とも申すべきものである、其性質が分らない、修正案の立法者の一人は契約の如きものであると云ひ又只今櫻積博士の御論から考へてみると契約であると思つて居られはしないか、權力團體と認めぬといふ御考ならばどうしても私法上の規定と見て居らるゝに違ひない、然るに今一人の提出者の御論は私法上のものもある、さうでないものもあるといふ御答辯で政府の説明の言ふ所をきけば教規宗制といふものは命令である、命令であるといふ以上は公法上の規定と見て居られるのであらうと思ふ、斯くの如く宗教團體の憲法とも申すべき教規宗制についてすら、私法上の規定やら公法上の規定やら又宗派が分裂し得るや否やといふ大問題についてすら、或は政府委員の間、特別委員の間に於て絶対的の反對の解釋を許すやうな不明瞭な規定である、又諸君は案を御持ちでございませうが、六條二項の規則といふものと二十條でありましたかに書いてある寺規則といふものとは全く性質を異にしてゐるものださうでございませう、一方の六條の方は寺の規則とでも言ひませう、一方は寺規則と速く言ふより外區別の立てやうはない、ど

う違ふかと云へば六條二項の方は全く民法上の：第七條によつて御覽になれば分りますが、民法上の定款の如きものを指したものである、それから二十條の方にある寺規則といふものは色々住職の任免とか寺の色々なものを何々を書くべしといふことに書いてある、全く性質の違つたものださうでございませう、同じ名前で：其から又其の他にも不明瞭な所は文字の上にも澤山あるので、併し乍らそれを一々此所で擧げますことは煩しうございませうから宜い加減に切りあげます、次に此の修正案といふものは實に前後不揃で支離滅裂といふのは少し過激かは知りませぬが不揃と迄は言へる、例へば地域を區劃して認可を受けろといふことがある、所が結社の方は地域を區劃せんでも認可を受けることが出来る、大きくても結社ならばよい、小さくても教會ならば認可を受けるといふので結局教會といふ方を全くする積りであつたに違ひない、然るにです、結社の認可を経ぬときには罰則の規定がある、教會の認可を経ぬときには罰則の規定が忘れたる、又此の教派宗派教會等の認可を取消された其の取消されたに拘らず寺の實を擧げ教會の實を擧げる者についての規定がない、是は忘れたのだ、是が一方の結社の方には規定があつて罰則の中にちやんと載つてゐる、それから又結社は小さいもの、御積りであつたかも知れぬ又結社といふものは法人の御積りでなかつたらう

と思ひます、然るに後の方の箇條に於て宗派を維持するもの又寺を維持する團體は法人になれるといふことがあるのでありますから：：それから宗派教派には法人となる資格がないが宗派を有する結社ならば法人になれることがあつた、そこで一つの團體として宗派教派に屬してゐる例へば一萬人の信徒があれば、其の信徒が宗派に屬してゐる人であつて結社をしたならば其の結社が此の宗派を維持し教派を維持する結社であるから、同じ一萬人であつても法人となる資格を持つてるといふやうな前後不揃ひなことがある、どうも合議體といふものは一體修正案を作つたり又合議體といふものは物を作つたりすることは下手なものである、人のした事を批評することは上手だけれども：：それから又其の他にも大分前後揃はぬ點があるけれども、それももう委しく申しませぬ、それから第三に此の法案を：：此の修正案を此の修正通りに行つていつたならば今日の宗教界の秩序といふものを國家の必要な之を紊すといふ虞れがあるといふことを斷言するに憚らぬのである、それは何故かといふと譬へば一つの佛教で例をあげて申しますれば宗派の分合については何も規定がない、第一條により申すれば此の教會と寺とを包括して居りさへすれば宗派である、であるに第十四條に依りますれば何人と雖も此の宗派となることを願ふことが出来る、是まで濫りに寺の分合は

許さぬ、宗派の分合といふことは許さぬといふ規定があつたのです、勿論分合をする時分には管長の手を経て來るのであるが、管長が正當の理由なくして拒んだときは直ちに出来るけれども要するに正當の理由があることは：：理由がある以上は管長の手を経て出さなければならぬから一方には分合といふことは濫りに出来ぬといふことであつた、即ち一方にはさういふ手續きといふものがあるから分離杯といふことは出来なかつたのであるが、今度のは其の規定がなくなつた、即ち此の法律が代りになつて來るといふと宗派の分離といふことが第十四條によつて何處でも出来ることになり、扱其の分離といふものが宗教團體の靜謐上に餘程の影響を及ぼすといふことは免れぬ、で摩摺軋轢といふものは餘程激しくなつて來て曹洞宗の騒ぎがあつたのは諸君が御承知の通りであるが、是から先きにはさういふ騒ぎが段々出て來やうと思はれる、もう一つ申しますれば此の教派宗派といふものは寺又は教會を包括する宗教團體を謂ふといふことがある、包括といふことは二個以上の寺とか二個以上の教會とか又は寺と教會とか何か二個なければ包括といふ字は出て來ぬやうに思ひます、又是は政府の原案から：：考から來たのでありませうから多分さうであらうと思はれる、一宗一山の宗派といふものがありました、其の他又一山の外に七十の教會のあつたものもある、で

此の教會といふものが佛教の要素ではないので現に一山七十教會のものもあり、又前から一宗一山で宗派であつたものもある、即ち教會といふものはなくなつても一宗一山で宗派である、第一條に依りますれば此の宗派といふものは七十教會がなくなつたら宗派たる資格を失ふのである、それも今日の宗派は十四條の第二項でありましたか此の法律施行前に許可を得たる教派又は宗派は本法に依れる教派又は宗派とすといふことがありますけれども其の未來永劫宗派と認めると言ふのではない、即ち宗派の條件を備へてゐる間は別段の手續きを要せずして此の法律施行後も其の資格を持つてゐると申すだけで、此の法律施行後になすべき手續きをしなかつたら矢張り其の資格といふものはなくなり、是は無論のこと、思ひます、で何の必要があつてさういふことをするか、今までは一山一宗でも宗派であつた、それからもう一つ今までの寺の中には二つの宗派に同時に屬してゐる寺がある、それはどうも此の包括といふ字を遣ふと一つに屬せねばならぬかの感を生ずるのであります、善光寺を御覽になつたら分りませうが漸く品川子爵の盡力を以て二つの宗派に兩屬：：同時に二つの宗派に屬するといふことに内務大臣の裁決があつて漸く治つたのです、若しあれをどつちか一つに屬するといふことにしたならば又大騒動が起つて來るのである、獨り善光寺ばかりでない嵯峨の

大覺寺でも矢張り其の通りである、それをびつたり包括といふことで極めたら餘程騒ぎを起すといふことを免れぬと思ひます、又神教を御覽なさい、今日神教といふものは斯ういふ組織をとつてゐるのです、町村毎に講社をたて、ゐる、其の講社を總轄するのは府縣の教會であつて、さうして講社と云ふものは矢張り宗教を宣布してゐるのであります、所がこんだは宗教を宣布してゐるけれども教會所を持つてゐない、随つて第二條に依る所の教會といふものにはなれない、さうかと云ふて宣布をしてゐるから結社も出来ない、詰り丸で從來の組織を解かなければならぬといふことになり、假に此の講社教會を一つ備へた所が之を總轄する所の宗教團體は教派であるから、結局府縣に今日在る：：全國の教派の組織を廢めるから然らざれば府縣の教會の組織を廢めて全國の教派にするかどちらか二つに一つを取らなければならぬのである、耶蘇教でも此規定を推して爲したならば迷惑をさせぬかと思ふ、迷惑をせぬに拘らず耶蘇教には羅馬教の如きは「ビショッププリップ」といふものを設けてそれを認めて何の利益があるか、却つて全國を通じて代表を許すよりは「ビショッププリップ」を認めた方が國家の自衛上には都合が宜し耶蘇教の方にも都合が宜い、それを其の十把一からげに大人も子供も男も女も同じゆきたけの著物で縛らうとするのだから出來た著物はちやんち

やんやら羽織やら著物やら分らぬといふことになるの
 で、それでどうしても其の内部の組織が非常に違ひ活動
 のやり方が非常に違ひ又國家既往の關係も違ひ、又今日
 の勢力も違ひ、將來國家に及ぼすべき影響も違ふ、其の
 三つの違ふ宗教を一つの規定で拘束しやうといふのは餘
 程定は無埋なことであつて、公平のやうであつて却つて
 不公平を來すであらうと私は固く信じてゐるのである、
 それで其の縛るべき物々に副ふて規定を設けなければな
 らぬと思ひます、それからもう餘り長くは述べませぬ
 が、今一つ甚だ懸念すべき疑がある、どうかといふと此
 の宗教法の第六條の二項の規則といふものは七條に依つ
 て見ますと民法の定款と同じやうなものであるから理事
 の任免に關する件或は資産に關する件とか或は宗教法の
 三條に書いてある目的とか、さういふやうなことで：
 民法三十七條に列記してあるやうなことを書かなければ
 ならぬ、斯ういふことであらうと思ふ、然るに此案の方
 で見ますと寺規則或は宗制の方にも矢張り同じものを書
 かなければならぬ、併し理事の任免といふ代りに住職の
 進退或は教會長の解職とか即ち教會長といふものは法人
 を代表して理事の仕事をする者事務所の位置とかいふこ
 との代りに教會所の位置とかいふことがある、それで三
 十七條に教會の位置といふことがある、民法三十七條及
 び宗教法七條によつて宗教法第六條の二項の規則中に書

かなければならぬ事項といふのは宗教法第四條により宗
 制の内にも書かなければならぬものが澤山ある、而して
 是らの事項に關する争は何處へ行くかといふと六條の規
 則の方に書いてあるのは七條によつて定款と同じ効力を
 持つから、まかり間違へば民事裁判所に行かなければな
 らぬものである、然るに宗制に書いてある分はどうであ
 るか、同じ事柄が書いてあるけれども唯一方は理事の任
 免と書いてあり、一方は住職の任免と書いてある、事柄
 は同じである、宗教委員會ではどういふのをやるかと云
 へば主に懲戒の事をやる、懲戒の事であれば懲戒免職に
 關する争議は宗教委員會へ行かうと思ひます、さうする
 と同じ事柄であつて宗制の方に書いてあれば勅令の規定
 する所に従つて是が宗教委員會に行く、それから規則な
 り寺規則なりに書いてあれば同じ事柄でありながら民事
 裁判所に行くといふ仕組になつてゐる、其の主意は何か
 といふと委員會で政府の説明委員の言はる、所では一方
 は命令である、即ち教規宗制は命令である、そこで私法
 の事は民事裁判所へ行く、命令にかいてあることは宗教
 委員會へ行くといふやうな主意か、それが根本であつた
 と見える、それで其の結果はどうなるかといふと事柄が
 民事であるに拘らず：：民事に近くべき事柄と同じ性質
 の事柄であるから命令に書いてあらうが法律に書いてあ
 らうが性質上民事たるの性質は失はない、それで民事た

る性質のものであるけれども宗制に書いてあるから宗教
 委員會に行くといふことになる、而も尙勅令で之を宗教
 委員會の權限に付するから宗教委員會へ行く、斯うなつ
 てゐる、さうすると憲法六十條に云ふ所の特別裁判所と
 いふのとどう違ふか、憲法六十條といふものは特別裁判
 所は民事裁判所にするべき仕事を分けて特別の裁判所に
 やらせるといふのが六十條に云ふ特別裁判所であると思
 ふ、例へば外國で設けてある商業に關する民事裁判所、
 あ、いふのが即ち特別裁判所と思ふ、其の特別裁判所に
 於て管轄すべき事項は法律を以て之を定むと書いてあ
 る、それを今度宗教と勅令でやらうといふのである、そ
 れから此の五十何條でありましたか民事裁判所の權限を
 規定してゐる所の五十七條の二項であります、憲法の五
 十七條の二項に曰く「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定
 ム」此の裁判所の構成といふ内には無論裁判所の權限は
 這入つてゐる、其の權限を勅令と宗制で伸縮するといふ
 ことになる結果があるのは法律で以て普通裁判所の權限
 は民事をやるは極つてゐる、それを勅令で伸縮するとい
 ふことになれば五十七條、六十條に明かに規定してある
 のを如何にして背かざるを得るやといふ疑を私は起す、
 無論斯ういふ御論もあるかも知れぬ、行政裁判所の權限
 でさへ勅令でやるぢやないか、それは大變違ふ、憲法六
 十一條に書いてありますが其の方はまるで書方が違ふ、

別に法律を以て定めたる裁判所と書いてあるのみならず
 此事といふのは行政裁判所に行きはしない、法律の規定
 が無ければ民事は皆民事裁判所へ行つて行政事件の内
 勅令で裁判所に裁判權を付與したものだだけが行くのであ
 るから如何に勅令で定めてあるといつても民事裁判所の
 權限には少しも影響を及ぼさぬ、然るに今度のはさうは
 いかない就中政府提出の原案を御覽になりませ「前項ニ
 依リ宗教委員會ニ於テ裁決スヘキ争議ハ民事裁判所ニ於
 テ受理スルノ限ニ在ラス」といふことまで書いてある、而
 して之を消した理由を問へば決して精神が變つたのでは
 なく先刻もどなたか御述べになつたやうに權限争議の規
 定が出来たならば權限の争は宗教委員會に勅令で付與し
 た事件は權限以内の事柄として權限裁判所が裁決すると
 いふのは疑ない、それで外のことなら兎も角も苟も憲法
 の正條に或は觸れはせぬかといふやうな大なる疑がある
 ならば當然此の急速はやめて十分練りに練つた曉に通し
 た方が宜くはあるまいか、甚だ是は懸念に堪へないの
 で、無論私も政府が熱心此の案の通過せんことを希望せ
 られてゐるのは知つてゐる、而して政府の意思に反對す
 るのは甚だ好まぬ、私の立場から申しても甚だ遺憾に思
 ふのであります、併し乍ら斯の如き法案を通過させて今
 日まで大なる過なき政府をして斯くの如き案の公布の責
 任を取らせるといふのは決して政府に對して親切なる所

以ではない、却つて最良の引倒しに過ぎぬと思ひますから、私は正直に私の信ずる所を述べて此の案の通過に反對の意を表します。

〔松岡康毅君演壇に登る〕

○松岡康毅君 諸君私は本案特別委員の一人でありまして殊にその中に就いて又修正を託せられたる五人の委員の一人であります、修正を加へました事柄は私の考が大分多くあります、それ故につひどうかすると松岡案といふやうな名になりましてございませぬが成る程私の意見が多かつたに違ないが併し穂積博士の意見も這入つて居りますれば吉川男爵のも無論あります、中には都筑君の御意見も這入つてゐるので全く都筑君の意見の通りになつたものもあるものでございませぬ、それは強ひて辯じまする必要もございませぬが固より私は熱心に此の原案を通過することを希望するのであります、で私の意見を申し上げるに先だちまして同じく修正を託せられた委員の曾我君と同じく修正の委員を託せられた都筑君、此の僅か五人の中から反對の御方が二人あると申すのは悲しむべき事であるが而も其の兩君に限つて反對の演説を此の演壇にまで持ち出される事になりましたのは誠に私も苦しい場合になつてゐるのでございませぬ、それで私の意見を述べます前に只今都筑君より御遠慮なく此の修正案の非難を御並べ下さつた事でございませぬが如何にも法文

の間等には不十分な廉も極めて多うございませぬ、決してないとは自負する譯には参りませぬが、唯一口に惜しい事を致しましたのは都筑君の意見書といふものがあるものでございませぬ、それは諸君の御手許にも回つて居りますし、私杯も二ヶ所よりも受取つたのでございませぬ、此の意見書といふものを、もう少し早く委員會にでも御出しになつて、此の修正案にでも澤山這入るか若しくは全く都筑君の意見の通りに修正にでもなつたら宜かつたかも知れませぬ、所が都筑君の意見といふものもえらい異りはないので、即ち特別委員會に於ても逐條毎にそれを並べて置いて各々熟考してさうして私共の差出した修正案に對して都筑君の意見の取るべき所は成るだけ取らうといふので随分それがためには所々長い議論を闘はしたこともあるのでございませぬ、それは最早諸君も御承知になつて居ります通りの意見で都筑君のは大體神道佛教耶蘇教と斯う三つに分けて、さうしてそれ／＼に組織を變へようと斯ういふのが主意であつたので、然るに本案の如く一つの法を以て三つの宗教を支配しようといふのは大人にも小兒にも合はない著物を以て皆に著せやうとするやうなものであるといふ非難がございませぬが、本員杯は又耶蘇教の組織を外國風のもの之餘り取り込んで茲に法文として陳列するのは宜しくないといふ考もありまして、随分特別委員の諸君の多數もさうであつたらうと

考へます、それも先づ格別惜しむべき程でもなければ争ふべき程でもありませぬが唯此の修正案について大いに攻撃せられました其の事が立法上のことや、或は司法の裁判、行政の裁判といふ所に關係する法律上の議論等に對しましては私は最早今日茲でそれを辯ずるの時間も餘りないと信じまするが唯此汎く此の頃の時勢に際しまして各宗派が壞れてしまふ、佛教徒が紊亂するといふやうな一點に關係する所が甚だ廣うございませぬから、先づ以て聊か辯じて置かうと存じます、外でもございませぬが、都筑君の説に此の宗派の分合といふものは決してせざるものではない、一宗一團といふものが原則になつて居つて、さうして今までは法規もあることで分合が出来ないのである、然るに修正案で見ると第六條とかの所で、いや十四條とか仰つた、どれもほん／＼宗派が岐れてしまふやうなことに……分合するやうなことにならうと思ひますが、決して此の法律を施行になりません、其の以前と以後との區別はないのであります、從來の所に於てもどこまでも分合の相成らぬといふ法律は決してありはしませぬ、分合の出来ないといふ法律もなければ規則も無い、明治十七年の布達第十九號は妄に

分合喧嘩すべからず、妄にすべからずといふのであつて、それだけの道理を具へて認可を受ければ出来るのである、出来ないといふに禁じたのではない、其時分の法文であるから少し文章がかしいが妄に分合喧嘩すべからずといふので、分合すべからずとは申してもすべき道理があつてするのならば認可を受ければ許さぬことはいないので、併し妄にさせないといふのは適當なことでありまして、妄に本山を離れて獨立するといふやうなことは是は既往と雖も將來と雖も我國の宗教の有様に於ては宜しくなからうと本員も固く信するのであります、それ故に此の修正案に於きましても政府原案の通りに致しましても濫りに分合させると云ふことは決してありませぬ、併し乍ら此の文字の書き方に依れば分合の出来ないこともない、さうして見れば幾らもするかも知れぬといふやうな解釋も随分出來得られませぬ、併しそれに反して如何なる事たりとも分合は相成らぬといふやうなことは又今日物の進化して参ります所には餘程むづかしいことである、殊に既往に徴して見ましても同一安心を持つてゐる所の宗教と雖も必ず一派には止まつて居らないのである、禪宗の中には少しも異なる教規宗制を出してゐる所の……意味に於きまして其の教規といふものは少しも異つて居らないで禪宗何派々々と三派にも四派にも岐れて居ります、以前に於ても同一派のもので其通り數派

になつて居るのである、已に既往もさうである、將來も何處々々までも同一派のものは同一に止めてしまふといふ事を法律が羈束するといふことは餘り宜しくないと思ふ、けれども歸する所妄に分合するのが宜しくないのは御同感であります、法文の上は妄にさせる趣意でもなければ現今までの所と違ふ程の意味を以て拵へたものではないのであります、是は大きに世間へ影響致しまするから特に都筑君の御説に對して一と通り辯じて置きます、扱此法律を今日制定するの必要の有無等につきましては穂積君より先刻誠に明かに詳に御演説になりましたから私共は最早其の事を申す必要を免れましてございませうが抑々本案の議會に提出されまするに先つて餘程以前より世間に於ても此度の議會に宗教法といふものが出るといふことは世間で相傳へて分つてゐましたことでありました、其の時分に私共は宗教法といふものが出たならば誠に是は困難なものである、尋常普通の法律規則であるならば法律の理窟なり議論なりといふものは大抵筋の極つたものでありますから其の方は先づさう六つかしいやうでも六つかしくない、唯宗教の關係、宗教に關する所の法律であれば餘程むづかしい事になるであらう、如何となれば宗教の信徒信者と申すものは比較してみますと其の大多數といふものは所謂頑迷といふ様な方が多いのであります、宗教の果して眞意蘊奥を能く究めて

さうして信ずるものは極少い、多數は皆所謂迷信とか頑迷とかいふ様な譯でありますから、夫故自己の信ずることに厚くして他を排撃する念慮の盛なりといふことはなか／＼常理を以て論ずることも論ずることも出来ないものであるといふことは是は今日に始まつたことでもございませう古今内外の事歴に徴しましても孰れも其の通りのこととございませう。

○議長(公爵近衛篤磨君) どうか議場の入口で話は御免を蒙ります：「子爵谷干城君」もつ大抵で宜しうございませう：「私も言はうと思ひますが鞏固な反對が出たからそれで宜い」と述べ」

○松岡康毅君 御尤でございませう、成る丈短く簡単に致して私も壇を降ることに致しますが：「子爵谷干城君」やどうと思へばやれる：「簡短々々」と述べ」：「此の案の知れ渡りました以來と申すものは如何なるものでございませうか、此世間の騒々しいこと、先づ各宗僧徒の狂奔すること又其の檀信徒の集合をすること：「子爵谷干城君」それは御説でなうても分つてゐる」と述べ」：「其の甚だしくなつた所といふものは如何なる所に原因してゐるかといふことを考へてみることは最も必要である：「簡短」と呼ぶ者多し」：「其所を追究してみますれば第一政府の原案の文辭が不明瞭であつたといふことは一つの責を免れないことである、其の次に

は法文を解釋する知識に乏しい徒が大變に驚いて騒いだのが是が又廣大にある、もう一つ惡意の者を見出してみると故らに法文を曲解して分つてゐながらも分らないやうに無理にこぢつけて曲解して、さつして知らない所の多くの信徒や俗人を誘導して其の勢力を利用して、さうして一つの目的のある所に到達せんとするといふことがあるのであります、又甚しきになりますと此の學者の中に國の情態も歴史の事實も能く辨へずして妄に外國の外形を見て來てさうして自分の思ふ所の學説を僧侶の頭に注ぎ込んで公法人：「宗教の團體といふものは公の法人組織となるもので私法人などにするものでないぞよ、といふやうなことを僧徒の頭へ注入した、僧徒は元來法律などには餘り長じてゐないのが當然であります、所がさういふ生學者の説が行はれてそれを僧徒の頭へ注ぎ込んで第一番に國教を言ひ出し、それから公認教を言ひ出し、それから公法人といふことを云ひ出すといふやうなことになりました、是らが皆此の誠に世間を騒々しくする所皆此種でありますが：「簡短」と呼ぶ者多し」：「只今其の法文を誤認してゐる所の一二を申さなければならぬと存じまするのは、原案は寺を單位とするから悪い、寺を法人として宗派を法人としないから悪い、本山末寺の關係を打破してゐるから悪い、それから獨り佛敎を殊更に優等の地位に置かずして新來の宗教の纒に成

立つた所のものも神道も同様に扱はうとするのが甚だ當を得ない、殊に耶蘇教杯には何程かの條件をつけて之を認可するには幾分かの不自由を與へるやうにしないのが悪い、斯ういふ：「子爵谷干城君」さう議論を並べ立てられては困るです：「探るに足らぬ」と述べ」：「探るに足らぬといふことを能く御認め下されば満足致しますが斯ういふ趣意でありました、今のやうな議論を以て多くの人を惑してゐる所の人は此の修正で凡て満足を得るであらうと思ひます：「子爵谷干城君」して居ない」と述べ」：「夫故に分つたといふ人も分らない、此の本案の大體に於きましては政教を分離した、政教分離といふ所に大原則を取りまして全編に互つて其の趣旨は貫徹して居ります、是が佛敎の僧徒杯が動もすると獨り權利を獨占しようといふ希望に符合することの出來ない所以でありますのでございませう、故らに佛敎徒に便利を與へるとか優待するとかいふやうなことになりますれば據らなく外の物に向いてそれだけの薄待をするか虐待をするかといふことを與へなければなりません、それ故に此の通り分離させて其の意義のある所を明かにして置くことは最要な譯であるので：「もう分つた、分つた」と呼ぶ者あり」：「然るに此の先づ第一に簡條について申しますれば先刻都筑君杯の世間を嚇すやうな御演説がありましたけれども決して只今の此の敎派だの宗派だの

といふものに恐慌は来さない、即ち十四條に於きまして「本法施行前許可ヲ得タル教派又ハ宗派ハ本法ニ依レル教派又ハ宗派トス」といふことになつてゐるのである、それから後になりまして「議場騒然」……「三浦安君「議場の整頓を希望する」と述べ」……四十三條の所に参りまして「只今ある教派宗派といふものは取りも直さず此の法文に違つてゐるものであるが、若しや此の法律と違ふ廉が今の教規宗制の中にあるならば、其の違ふ所だけは改めて一年の間に出世といふことになつて居ります、それ故に此の法律が行はれたらば今の教派も宗派も打破されるのだ、本山關係も皆絶えるのだといふことは見ない所の論であります、……「それは大分見てゐる」と述ぶる者あり」……是が苟も公平に此の文字を讀みさへすればさういふやうな疑惑は起らぬ、文字を讀まないで自分の心に豫め門を致して置いて人の説なり何なりを判断しやうといふことだから事實に出會はないのは尤もの譯なんであります、のみならず此の本法に於きましては二十條……先きの十四條、十九條、二十條と申しまするもので、先つ今日まで神道佛法の……佛道の各宗派の兎も角も秩序立つて居つた所の法律規則は何であるかと申せば、明治十七年第十九號の太政官達であります、是は御承知の通り誠に簡單なるものであります、其の簡單なるものを基本として各宗派よりは各々教規宗制と

いふものを作つて出してあります、其の事を原案に於ては出させて認可するといふことにして居りましたが、何分その中に陳列する所のものを法文に載せて呉れなければ不安心だといふ先づ望みが多くありました、之を親しく書面も多く受け取り又面會をしたのもありまして其の意見は能く分りましたけれども、入れても入れなくても其の考は同じことである、それを強ひて好みまする故之を入れ、ば却つて害のないことである、故に十四條十五條十九條二十條あたりへ入れました、之を書いて見ますれば所謂管長の權利といふものも、本教會分教會の關係といふことも、本山本寺末寺の關係と云ふものも、寺法といふものも、其外それ〴〵重要と認むるものは何でも書いて、さうして認可を受けることの出来るやうに確めましたのであります、そこで……「子爵谷干城君」もう宜からう、もう宜からう」と述べ」……「簡單簡單」と呼ぶものあり」……此の事については私は殊に特別委員になりまして色々の難義も受け又相當の勉強もし、さうして今日に至りましたもの故實は二時間か三時間は私の胸臆を述べて諸君のみならず此の社會に只今騒いでゐる者に知らせたいといふ考がありましたけれども最早斯う時刻も後れ有名なる諸先生達が能く分つてゐるから止めろと云ふ強ひての御注意がありますから、まさか分らないで分つたとは仰しやいほしますまいし……「子爵谷

干城君「分らぬと分つてゐる」と述べ」……さういふことも此の貴重なる案に對して見戯に類するやうなことを仰せらるゝのは甚だ本員杯の悲しむ所でありましたが此の只今申す通り二時間三時間は要すると思ひましたけれども……「もつとやりたまへ、もつとやりたまへ」と述べ者あり」……最早申した所が無益でありませうし又機會もありませうから兎も角も私は此の修正を拵へて各宗管長の總代と申す人が連名で私に書面を寄越して私に希望を述べたものを、其一々當つて僅かに外國から来る……新規に來る宗教を抑へて呉れるといふやうな一條は取らなかつた、それから公法人として呉れといふやうな事項は取らなかつた、事實は多く採用になつてゐる、其の外のもものは管長其者の望といふものは此の法案の中に含んでゐるものである、それより外に彼は云ふのは管長の意思にも違ふし其今度の運動は皆んな其俗僧等のために誤られてゐる、其の信徒に對しては氣の毒である、如何なる管長も此法案に對しては彼はいふことが出来ないのである、若し言ふならば松岡の家に來たらば充分に言つて聞かす。

あり」討論終局の動議に賛成の諸君の起立を請ひます。
 (起立者多數)「満場一致」と呼ぶ者あり」
 ○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数と認めます、此の案を二讀會に移すべきや否やといふ決を採りまするに記名投票に依るべしと云ふのと、無記名投票に依るべしと云ふのと二た通り要求が出て居ります、それから又更に其の記名投票にするか無記名投票にするかを決するには無記名投票に依つてそれを決します。
 ○子爵會我祐準君 ちよつと伺ひたうございます、記名投票、無記名投票と両方から出ましたといふことは今議長の御宣告で始めて分つた、然るに又それを決するに無記名にしやうといふことは此の問題の起らぬ前きに後のことを出したのであるから御取消しになつて宜からうと思ひます、何となれば記名投票、無記名投票の問題が今両方から生じたものである、それより先立つてそれを決するに無記名にせよといふ請求の出てるるといふのは譯の分らぬ話である、それは御取消しになつて記名にするか、無記名にするかは起立に請ふて宜からうと思ふ、記名か無記名かの問題の出ぬ前きに出たこと、思ひます。
 ○議長(公爵近衛篤磨君) 是は條件附の要求と認めてゐるのであります。
 ○子爵會我祐準君 それでありますから記名にすべきや無記名にすべきやは起立なり點呼なりで議長が御採りな

まつたが宜からうと思ひます、それについて又もう一つ記名にするか無記名にするかを記名にして呉れといふ請求が出ましたら如何であります、其の要求は此の問題を宣言せぬ前きに出たらうと思ひます。

〔男爵伊達宗敦君發言の許可を求む〕

○議長(近衛篤磨君) ちよつとお待ち下さい、記名投票、無記名投票の両方の請求のあつた場合には無記名投票にやれと云ふこと、議長に於ては認めてゐる。

○子爵會我祐準君 是は先決問題である：「例がある」と呼ぶ者あり：「それは問題が出ぬ前きに豫め斯う云ふことが：「斯ういふ問題と云ふものを出すと云ふことは譯が分らぬと思ひます、私はどうも先づ其の御探決に：」

○松平正直君 既に昨年も例があるのであります：「秩序を誤つてゐる」と呼ぶ者あり、議場騒然

○議長(公爵近衛篤磨君) 靜かに願ひます。

○松平正直君 秩序を誤つた譯でもないことであり、随分記名投票無記名投票の請求が両方から出る、之を決するに如何なるかといふことは豫め考へられる、問題にならざるも其の要求をして置きましたのは決して不當でない、又不都合ではない。

○子爵會我祐準君 松平さんに承りたい、無記名と記名と又それを無記名又は記名といふてやつたならば何遍も

やれる、百もそれを二百もそれを澤山連署して、それを亦記名でやつて呉れ、無記名でといふことになる。

○松平正直君 是は先例もあることと云ひますから、其以上は議長の御判断に依りたいと存じます。

○議長(公爵近衛篤磨君) 曾我子爵に申しますが、是は先例のないことではないのであります。

○子爵會我祐準君 私は其の先例は甚だ不法な先例と思ひます、此の際議場の多數を以て之を採るべきか、採るべからざるかといふことを御諮ひになつたら相當と思ひます：「賛成」と呼ぶ者多し

○男爵伊達宗敦君 記名無記名を決するに無記名を以て定むべしといふことは何人から出て居りますか、それを聞いた上で：」

○議長(公爵近衛篤磨君) 松平正直君外何名でありませう。

○男爵伊達宗敦君 此では松平君に御相談したいのであります、此の賛否両方に記名なり無記名なりといふものが出てゐるのであります、之を無記名で決すると云ふことは徒に時間を延すことに止まることであらうと思ひますから、願はくば是だけは起立に問ふことに御直しを願ひたうございます：「議場騒然」

○松平正直君 是は既に昨年何の問題でありましたか既にそれを以て議長が御採用になつた例もありますから、

本員はどうぞ二十名の請求で成立つてゐる末でありますから、是は御探りにならんことを願ひます。

○平田東助君 只今の記名無記名を無記名に決することの御論が起つたやうであります、既に記名無記名と云ふことを請求することは出来る以上は、其記名無記名を無記名で決すると云ふことは何の不當なことはないだらうと思ひます、是は既に先例もある以上は先例として議長が御採用になることは何の差支もないことだらうと思ひます：「發言の許可を求むる者多し」：」

○子爵谷干城君 どうぞ無記名といふ請求の人の姓名を御讀上を願ひたい、どういふ人が無記名を出してゐるか甚だ無記名説は怪しいと思ひます。

○議長(公爵近衛篤磨君) 谷子爵に御尋ねしますが、どの無記名ですか、無記名の要求は二つありますから、どちらを讀みますか。

○子爵谷干城君 兩方共にどうぞ願ひたい。

○子爵内藤政共君 今此處で記名で決するか無記名で決するかといふことを無記名を以て決するといふことの請求が出てゐることを御宣言でございます、さう致しましたならば矢張り定規の賛成を得たならば記名無記名で決するといふことを今度は記名を以て決するといふことを此處で請求することが出来るものでございませうか、如何でございませう。

○議長(公爵近衛篤磨君) それは無論出来るのであります。

○子爵内藤政共君 それでは本員は、それを記名を以て決するといふことを：「賛成」と呼ぶ者多し：」

○議長(公爵近衛篤磨君) 更に記名を以て投票を決すると云ふ要求が出ました、是には：」

○子爵岡部長職君 實にどうも甚だ本員は甚だ愚かな説が諸君から出ると存じます、實に松平君は記名か無記名かを決するために無記名を以てやらうといふやうなことは唯議事の進行を妨げるのみである：「然り然り」と呼ぶ者あり：」：「本員は記名投票を以て賛成する積りであります、諸君明らかに御賛成になるならば賛成、反対になるものは反対になるが宜しい：「のう／＼」「ひやひや」と呼ぶ者あり：」：「どうぞ松平君は是は御撤回を願ひたいと思ひます、甚だどうも議事を徒らに延べるだけである、甚だどうも取るべからざるかと考へる、唯斯の如く議事を延べて唯採決をするに對して斯くの如き無益な手数を取るといふことは、甚だ賛成の出来ぬ所でございます：「賛成」と呼ぶ者多し」

〔渡邊洪基君發言の許可を求む〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 何ですか。

○渡邊洪基君 本員も撤回に賛成であります、本員は

無記名を主張します、何故無記名を主張しますかといふと全體、投票といふものを束縛するのは宜しくない、自由にするが宜しい。

○議長(公爵近衛篤磨君) 一體記名にするか無記名にするかといふことは是は討論すべき問題ではないのであります……〔發言を求むる者多く、議場騒然〕

○村田保君 松平君は撤回されたのでありますか。

○男爵西五辻文仲君 松平君が撤回され、ば本員の出したのも撤回はしますが、松平君が撤回しなければ本員の出したのも撤回はしませぬ。

○議長(公爵近衛篤磨君) 松平君が撤回されない以上は是に依るの外ない、西五辻男爵からも内藤子爵の言はれた通り同じやうなものが出て居りますが、是は宣告の後でありますから採用の限りではありません。

○村田保君 是は起立にどうか願ひたい……〔議場騒然〕

○議長(公爵近衛篤磨君) さういふことは出来ませぬ、要求が出てゐる以上はそれに依らなければならぬので、貴族院規則が許しませぬ……〔松平正直君發言の許可を求む〕

○子爵會我祐準君 松平君に御尋ね致しますが……

○松平正直君 此の問題は起立に御諮ひ下さい。

○議長(公爵近衛篤磨君) さうすると撤回になります

が。

○松平正直君 これは撤回ではない、起立に願ひます。

○議長(公爵近衛篤磨君) さういふことは出来ませぬ、松平君は……〔議場騒然、發言を求むる者多し〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 御静かに願ひます、御静かに願ひます……今議長が宣告をする所でありまして、暫く御待ちを願ひます、ちよつと御待ち下さい、議長が一言するんです、松平君はこれを探るや否やといふことを起立に問へといふことであります、是は貴族院規則が許さぬ、規則には要求があつたときは其の要求を探らなければならぬことになつて居ります、二つ出たときには採決しなければならぬ、それでありまして、あなたが撤回なさらぬ以上は之を探らなければならぬと云ふことになつて居ります……〔撤回すべし、撤回々々〕と呼ぶ者多し、議場騒然……松平君が撤回になりませぬから……〔撤回々々〕と呼ぶ者多し……然らば氏名點呼を行います……〔議場騒然〕……〔發言の許可を求むる者あり〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 發言は許しませぬ。

○公爵二條基弘君 さうすると松平君の無記名投票で決するといふことが今採決になるのであります、それに反對の者は青札を入れ、賛成の者は白札を入れるのであります、夫を御裁決になりますか、それを……

○議長(公爵近衛篤磨君) ちよつと御待ち下さい、今宣告致しますから……本案を二讀會に移すべしとする方は白い球で……白い球を御入れ下さい……

〔發言の許可を求むる者多し、議場騒然〕

○子爵會我祐準君 ちよつと松平君に御尋ねします、斯くの如き例を御開きになつた以上は……〔議場騒然〕松平君に一言申し置きたい、斯くの如きものを撤回なさらなかつた以上は此後十でも二十でも又先決問題として両方から出ますぞ、それが例となつたらどうなさいませぬ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 會我子爵ちよつと御待ち下さい、私は今宣告を誤りました、記名投票にするや、無記名投票にするやといふことを無記名投票で決する場合になつて居るのでありますから記名投票にするといふことに賛成の方は白い球を御入れ下さい、それから無記名投票を望む御方は黒い球を御入れ下さるやうに……

○男爵西五辻文仲君 さうしますと本員は記名投票に賛成でありますから白い球を入れて宜しいので……

○議長(公爵近衛篤磨君) 札ではありませぬ、白い球で……

○男爵西五辻文仲君 白い球を入れるので……

○議長(公爵近衛篤磨君) 左様でございます……もう分りましたか……〔分りませぬ、もう一度御宣告を願ひます〕と述ぶる者あり

それでは茲に二つ……〔議場騒然〕ちよつと御静かに願ひます、静かになさらぬと尙分りませぬ、記名投票を望む人と望まない人とある、記名投票を望まない人は無記名投票を望む人である、それで記名投票を望む人は茲に來て白い球を御入れ下さい、それからその反對の即ち無記名投票を望む御方は黒い球を御入れ下さい、是で分りませぬか……〔分りました〕と呼ぶ者あり……それでは尙附け加へて申します、名刺を御忘れ下さらぬやうに願ひます。

○議長(公爵近衛篤磨君) 是より開函致します。

〔書記官投票を計算す〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 無記名投票の結果を御報道致します、出席總數二百二十一人、白球を投じたる議員百十七人、黒球を投じたる議員百四人、記名投票に依つて採決するといふことに……

○子爵谷干城君 ちよつと是はどうなりますかね、分り兼ねます。

○議長(公爵近衛篤磨君) 是から宣告致します、御急ぎにならぬでも宜しう……

○議長(公爵近衛篤磨君) 是より二讀會に移す

や否やの決を採るのであります、二讀會に移すべしとする方は白い名刺を御持ち下さい：：名刺といふのは穩當でないかも知れませぬ、白い札へ名前を書いて、それから二讀會に移すべからずとする諸君は青い札に名を書いて：：「子爵谷干城君」反對は此の青ですか」と述べ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是より氏名點呼を行ひます。
〔氏名點呼を行ふ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 是より開函を致します。

〔書記官投票を計算す〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 記名投票の結果を御報道致します。出席總數二百二十一人、白票を投じたる議員白人、青票を投じたる議員白二十一人、本案は否決になりました。

○議長(公爵近衛篤磨君) 次に徵兵令中改正法律案、政府提出、第一讀會の續、特別委員長報告。

○侯爵黒田長成君 宗教法案が否決になりました以上は此の徵兵令中改正法律案も猶否決にならなければならぬものと思ひます、それでなくとも此の法律案は特別委員に於ては否決すべきものと決したのであります、第一讀會のとき議員の中より質問がありまして政府委員の答辯が甚だ明瞭を缺いてゐる事は速記録でも御承知のこと、思ひますから今更それを繰返す必要はないと思ひます。斷然、之は否決すべきものと考へますなら簡單であります。

すが此處で報告を致します。

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案を第二讀會に移すべしとする諸君の起立を請ひます〔起立者少數〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數と認めます、本案も否決になりました。

午後五時五分散會

○明治三十三年二月二十一日(水曜日)

午前十時十二分開議

議事日程第三十號

第二 社寺上地林處分法案(衆議院提出)第一讀會
第三 右議案の審査を付託すべき特別委員の選舉

(下略)

○議長(公爵近衛篤磨君) 社寺上地林處分法案、衆議院提出、第一讀會。

△社寺上地林處分法案

右本院提出案及送付候也

明治三十三年二月十五日 衆議院議長 片岡健吉

貴族院議長 公爵近衛篤磨殿

社寺ノ上地ニシテ不要存置ニ屬スル森林ノ拂下ハ時價

ノ半額ヲ以テ其ノ社寺ニ賣拂フコトヲ得

附 則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵近衛篤磨君) 此委員も議長指名で宜しうございませぬか：：「異議なし」と呼ぶ者あり

(中略)

○議長(公爵近衛篤磨君) ……(前略) ……本日の議事日程は是にて終ります、御委託になりました特別委員の氏名を御報道致します。

〔太田書記官長朗讀〕

(中略)

社寺上地林處分法案特別委員

- | | |
|----------|-----------|
| 子爵 谷 干城君 | 子爵 堀田 正養君 |
| 岡内 重俊君 | 男爵 本田 親雄君 |
| 西村 亮吉君 | 馬尾原 彰君 |
| 武井 守正君 | 鮫島武之助君 |
| 野村 恒造君 | |

(中略)

午前十時三十三分散會

第二篇

第五十二議會の宗教法案

第五十二回 貴族院議事速記録 (摘録)
帝國議會

○昭和二年一月十八日 (火曜日)
午前十時六分開議

○議長(公府徳川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔小林書記官朗讀〕

(中略)

昨十七日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
宗教法案

○昭和二年一月二十九日 (土曜日)
午前十時十八分開議

議事日程第九號

昭和二年一月二十九日
午前十時開議

一、宗教法案(政府提出)第一讀會

(中略)

○議長(公府徳川家達君) 宗教法案、政府提出、第一讀會

宗教法案

右
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス
昭和二年一月十七日

内閣總理大臣	若槻禮次郎
文部大臣	岡田良平
内務大臣臨時代理	
逓信大臣	安達謙藏
大藏大臣	片岡直温

宗教法

第一章 總 則

第一條 本法其ノ他ノ宗教法令ハ當該法令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外、文部大臣ノ指定シタル宗教ニ關シ之ヲ適用ス

第二條 文部大臣前條ニ規定スル指定ヲ爲サントスル場合ニ於テハ宗教審議會ニ諮詢スヘシ

宗教審議會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノヲ除クノ外、勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ

行事ニシテ、安寧秩序ヲ妨ケ、風俗ヲ壞リ、又ハ臣民タルノ義務ニ背クノ虞アリト認ムルトキハ、監督官廳ハ之ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ニ規定スル處分ニ從ハサルトキハ、文部大臣ハ宗教團體ノ設立ノ許可ヲ取消シ、又ハ宗教審議會ニ諮詢シテ第一條ニ規定スル指定ヲ取消スコトヲ得

第四條 本法ニ於テ宗教團體トハ教派、宗派、教團、寺院及教會ヲ謂フ

第五條 宗教團體ノ用ニ供スル境内地又ハ構内地ニハ地租條例ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ課セス

前項ノ規定ニ依リテ地租ヲ課セラレサル土地及宗教團體ノ用ニ供スル建物ニ係ル登記又ハ登録ニハ、登録稅法ノ定ムル所ニ依リ登録稅ヲ課セス

第六條 宗教團體ニハ所得稅ヲ課セス

第七條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ、第五條及前條ノ規定ニ依リテ租稅ヲ課セラレサル土地、建物及所得ニハ地方稅ヲ課スルコトヲ得

地方稅ニ非サル公課ニ付テハ、命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除シ又ハ輕減スルコトヲ得

第八條 宗教團體ニ於テ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物及其ノ敷地ニシテ、命令ノ定ムル所ニ依リテ登記ヲ經タルモノハ、不動産ノ先取特權、抵當權又ハ質權ノ實行ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外、其ノ登記後ニ原因

ヲ生シタル民事上ノ金錢債權ノ爲ニ之ヲ差押フルコトヲ得ス、寺院財產臺帳又ハ教會財產臺帳ニ登録セラレタル寶物ニ付亦同シ

第九條 教派、宗派及教團ノ監督ハ、文部大臣之ヲ行フ

寺院及教會ノ監督其ノ他宗教ニ關スル監督ハ、第一次ニ地方長官、第二次ニ文部大臣之ヲ行フ

第十條 文部大臣ハ本法ニ規定スル其ノ權限ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十一條 文部大臣ハ宗教團體ノ成規又ハ秩序ヲ維持スル爲ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 監督官廳ハ宗教團體ニ對シ監督上必要ナル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ、實況ヲ検査シ、其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 教派、宗派、教團、第九十條第二項ニ規定スル教團ニ屬セサル教會(以下單立教會ト稱ス)、又ハ第二十七條ノ結社間ニ涉リ宗教上ノ爭議ヲ生シタルトキハ、關係者ハ文部大臣ニ對シテ其ノ解決ニ付必要ナル處分ヲ求ムルコトヲ得、但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

文部大臣前項ノ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テハ、宗教審議會ニ諮詢スヘシ

第十四條 特定ノ宗教團體ノ名稱ヲ冒用シ又ハ特定ノ

宗教團體ノ代表者ノ名稱ヲ冒用スルモノアルトキハ、監督官廳ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十五條 本法ニ於テ宗教教師トハ、宗教團體ニ屬シ其ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第十六條 宗教教師ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ、少クトモ中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シ、又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ、且二年以上當該宗教ニ關スル専門ノ學業ヲ修メ、年齢二十歳以上ノモノタルコトヲ要ス

一、禁治產者又ハ準禁治產者

二、破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三、第百五條又ハ第百十條ノ規定ニ依リテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四、懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

宗教教師カ前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ身分ヲ失フ

第十七條 宗教教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退ニ關スル事項ハ、教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 教派若ハ宗派ノ管長、教團管理者又ハ單立教會ノ教會主管者ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ、宗教

教師ノ任免其ノ他ノ進退ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第十九條 文部大臣ハ宗教教師ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ、風俗ヲ壞リ、又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハ、其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十條 本法ニ於テ準宗教教師トハ、宗教團體ニ屬シ宗教教師ノ業務ヲ補助スル者ヲ謂フ

第二十一條 本法中宗教教師ニ關スル規定ハ、第十五條、第十六條、第十八條及第四十二條第一項ノ規定ヲ除クノ外準宗教教師ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 宗教團體ハ本法其ノ他ノ法律ニ定ムル其ノ目的タル事業ノ外、教規、宗制、教團規則、寺院規則又ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ、公益事業ヲ行フコトヲ得

第二十三條 寺院又ハ教會ニ非スシテ公衆禮拜ノ用ニ供スル宗教(第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ヲ含ム)上ノ施設ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十四條 第三條第一項、第十一條、第十二條又ハ第十九條ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 第三條第二項、第八十六條(第百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第百一條ノ規定ニ依

ル取消處分ニ不服アル宗教團體ノ代表者ハ、行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲ス結社ヲ設置セントスルトキハ、其ノ代表者ヨリ教義、儀式、名稱、事務所、組織及維持ノ方法ヲ定メタル規約並代表者ノ住所氏名ヲ具シ、地方長官ノ許可ヲ受クヘシ、許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十六條ノ規定ハ前項ノ結社ノ代表者及教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 前條ノ結社カ第二十九條ニ於テ準用スル第三條第一項ノ處分ヲ受ケ之ニ從ハス又ハ設置許可ノ條件ニ違反シタルトキハ監督官廳ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第二十九條 第三條第一項、第九條第二項、第十條及第二十四條ノ規定ハ第二十七條ノ結社其ノ他第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ニ關シ、第十一條、第十二條、第十七條、第十八條及第二十五條ノ規定ハ第二十七條ノ結社ニ付之ヲ準用ス

第二章 教派、宗派
第三十條 本法ニ於テ教派トハ、教規ノ定ムル所ニ依

リ神道ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ、教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第三十一條 本法ニ於テ宗派トハ、宗制ノ定ムル所ニ依リ佛教ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ、寺院、教會其ノ他ノ所屬團體、宗教教師及僧侶ヲ包括スルモノヲ謂フ

第三十二條 本法ニ於テ僧侶トハ、宗制ノ定ムル所ニ依リ宗派備附ノ僧侶名簿ニ登錄セラレタル者ヲ謂フ

第三十三條 教派又ハ宗派ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第三十四條 第一條ニ規定スル指定ヲ受ケタル神道又ハ佛教ニ屬スル宗教ヲ奉スルモノハ、教派又ハ宗派ヲ組織スル爲、教規又ハ宗制ヲ定メ、文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ、教派又ハ宗派カ教規又ハ宗制ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三十五條 法人タル教派又ハ宗派ヲ組織セントスルモノハ、前條ニ規定スル事項ノ外、法令ニ定ムル事項ヲ具シ、必要ナル資産ヲ備ヘ、文部大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十六條 教派ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一、教派ノ名稱
二、事務所

三、教義ニ關スル事項

四、儀式ニ關スル事項

五、教義ノ宣布ニ關スル事項

六、管長其ノ他ノ教派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

七、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項

八、教會主管者及宗教教師ニ關スル事項

九、財務及會計ニ關スル事項

十、信徒ニ關スル事項

第三十七條 宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、宗派ノ名稱

二、事務所

三、教義ニ關スル事項

四、儀式ニ關スル事項

五、教義ノ宣布ニ關スル事項

六、管長其ノ他ノ宗派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

七、寺院、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項

八、住職、教會主管者、宗教教師及僧侶ニ關スル事項

九、財務及會計ニ關スル事項

十、檀徒及信徒ニ關スル事項

第三十八條 教派又ハ宗派ニハ管長ヲ置クヘシ

管長ノ名稱ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ニ於テ慣用スル名稱ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十九條 管長ノ就職ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十條 管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

第四十一條 管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派内ニ於ケル宗教上ノ爭議ヲ決定ス

前項ノ決定ニ異議アル者ハ文部大臣ニ對シテ其ノ解決ニ付必要ナル處分ヲ求ムルコトヲ得但シ宗教及儀式ニ關スル事項ノ決定ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 管長ハ宗教教師タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

教規又ハ宗制ニ於テ管長ノ世襲ヲ定メタル場合ニ於テハ、前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得、但シ第十六條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ管長タルコトヲ得ス

第四十三條 管長久シキニ互ル故障アルトキ、又ハ管長ノ缺ケタルトキハ、教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管長ノ職務ヲ代行セシムル爲管長代理者ヲ置クヘシ
前項第二項ノ規定ニ依リ宗教教師タル資格無キ者カ管長ト爲リタル場合亦同シ

第四十四條 第二十八條第二項、第三十條及第四十二條第一項ノ規定ハ管長代理者ニ付之ヲ準用ス

第四十五條 教派又ハ宗派ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

教派又ハ宗派カ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一月ヲ下ラサル指定期間内ニ之ヲ述フヘキ旨催告スヘシ

債權者カ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘタルトキハ教派又ハ宗派ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

合併ニ依リ解散シタル教派又ハ宗派ニ屬スル權利義務ハ合併後存続シ又ハ合併ニ依リテ成立スル教派又ハ宗派之ヲ承繼ス

合併ニ因リテ成立スル教派又ハ宗派ノ奉スル宗教ヲ指定スル場合ニ於テハ文部大臣ハ第二條ノ規定ニ拘ラス宗教審議會ニ諮詢セサルコトヲ得

第四十六條 教派又ハ宗派ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 教派又ハ宗派ハ前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一、合併
- 二、第一條ニ規定スル宗教指定ノ取消
- 三、破産

第四十八條 教派又ハ宗派カ解散シタルトキハ其ノ奉スル宗教ニ對スル第一條ニ規定スル指定ハ其ノ効力ヲ失フ

第四十九條 教派又ハ宗派カ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル教規又ハ宗制ニ其ノ定ナキトキハ管長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレタル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第五十條 教派又ハ宗派カ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬シタル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ二年内ニ他ノ教派又ハ宗派ノ管長ノ承認ヲ經其ノ教派又ハ宗派ニ屬スルコトヲ得他ノ教派又ハ宗派ニ屬セサル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ解散シタルモノト看做ス

第五十一條 民法第四十三條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條第一項、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條並民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ法人タル教派又ハ宗派ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ管長又ハ管長代理者ハ理事、教規又ハ宗制ハ寄附行爲トス

第五十二條 教派又ハ宗派カ教派聯合又ハ宗派聯合ヲ設ケ其ノ事業ノ一部ヲ共同ニ處理セントスルトキハ其ノ代表者ヨリ目的、名稱、事務所及維持ノ方法ヲ定メタル規約並代表者ノ住所氏名ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ教派聯合又ハ宗派聯合ニシテ解散シ、聯合ノ教派若ハ宗派ヲ増減シ又ハ其ノ規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三章 教團

第五十三條 本法ニ於テ教團トハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ基督教ニ關スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ヲ奉スルモノハ教團ヲ組織スル爲教團規則ヲ定メ帝國外ニ在ル宗教ノ團體ト關係アルモノハ其ノ關係事項ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ教團カ教團規則ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五十五條 教團規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、教團ノ名稱
- 二、事務所
- 三、教義ニ關スル事項
- 四、儀式ニ關スル事項

五、教義ノ宣布ニ關スル事項

六、教團管理者其ノ他ノ教團機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

七、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項

八、教會主管者及宗教教師ニ關スル事項

九、財務及會計ニ關スル事項

十、信徒ニ關スル事項

第五十六條 教團ニハ教團管理者ヲ置クヘシ

第五十七條 教團管理者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

第五十八條 第三十三條、第三十五條、第三十八條第二項、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及第四十三條乃至第五十二條ノ規定ハ教團ニ付之ヲ準用ス

第四章 寺院

第五十九條 本法ニ於テ寺院トハ一定ノ宗派ニ屬シ堂宇(本堂庫裡ヲ謂フ)ヲ施設シ本尊ヲ安置シテ其ノ宗派ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ

第六十條 寺院ハ之ヲ法人トス

第六十一條 寺院ヲ設立セントスルモノハ寺院規則及

法令ノ定ムル事項ヲ具シ必要ナル資産ヲ備ヘ其ノ屬スヘキ宗派管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二條 寺院規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、寺院ノ名稱
- 二、所在地
- 三、本尊ノ名稱
- 四、所屬宗派及本寺ノ名稱
- 五、教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 六、住職其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 七、管理維持ノ方法、資産及會計ニ關スル事項
- 八、檀徒總代ニ關スル事項
- 九、檀徒及信徒ニ關スル事項
- 十、所屬本末寺及法類ニ關スル事項
- 第六十三條 寺院規則ノ變更ハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ得文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六十四條 二以上ノ宗派ニ屬スル寺院ノ寺院規則ノ設定又ハ變更ハ關係管長其ノ協議ニ依リ當該寺院ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得
- 第六十五條 寺院ニハ住職ヲ置クヘシ
- 住職ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院ヲ管理シ及之ヲ代表ス
- 第六十六條 住職ハ宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツ

ルヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ宗制ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

住職タル準宗教教師ハ第二十條ノ規定ニ拘ラス儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

第六十七條 住職久シキニ互ル故障アルトキ又ハ住職ノ缺ケタルトキハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ住職ノ職務ヲ代行セシムル爲住職代理者ヲ置クヘシ

第六十八條 第六十六條ノ規定ハ住職代理者ニ付之ヲ準用ス

第六十九條 住職及住職代理者ノ任免其ノ他ノ進退ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管長之ヲ行フ

第七十條 寺院ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲ケタル事項ニ付地方長官ニ申請シテ寺院明細帳ニ登錄ヲ受クヘシ其ノ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

- 一、所屬宗派及寺院ノ名稱
 - 二、公益事業ヲ行フモノニ在リテハ其ノ事業
 - 三、所在地
 - 四、設立許可ノ年月日
 - 五、住職又ハ住職代表者ノ氏名及住所
 - 六、前各號ノ外命令ヲ以テ定マル事項
- 前項ノ申請ハ、寺院設立ノ場合ニ於テハ其ノ設立ノ日ヨリ、登錄事項ノ變更ノ場合ニ於テハ其ノ變更ノ

日ヨリ、一月内ニ之ヲ爲スヘシ、官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ許可書ノ到達シタル日ヨリ其ノ期間ヲ起算ス

地方長官カ第一項ノ登錄申請ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク第一項第一號乃至第五號ニ掲ケル事項ノ登記ヲ寺院所在地ノ登記所ニ囑託スヘシ其ノ登記前ニ在リテハ寺院ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十一條 寺院ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ寺院財産臺帳ニ登錄ヲ受クヘシ寺院財産臺帳ヲ閱覽シ又ハソノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

第七十二條 寺院カ左ニ掲ケル行爲ヲ爲サントスルトキハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一、不動産及寺院財産臺帳ニ登錄セラレタル寶物其ノ他ノ財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト
- 二、負債ヲ爲スコト
- 三、境内地ノ區域ノ變更又ハ境内地ノ著シキ模様替ヲ爲スコト
- 四、境内建物ノ新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ爲スコト

第七十三條 前條ノ場合ニ於テ檀徒總代ニ故障アリテ其ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキ又ハ檀徒總代カ故ナク同意ヲ爲ササルトキハ住職ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 第七十二條ノ規定スル事項ニ付檀徒總代ノ同意ヲ得スシテ爲シタル行爲ハ前條ノ規定ニ依リテ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス但シ相手方カ善意無過失ナルトキハ住職ハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス

第七十五條 前條ノ規定ハ第七十二條ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ爲シタル行爲ニ之ヲ準用ス

第七十六條 寺院ハ住職又ハ檀徒總代ノ爲ニ第七十二條第一號ニ掲ケル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第七十七條 寺院ノ檀徒又ハ信徒トハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院備附ノ檀徒名簿又ハ信徒名簿ニ登錄セラレタル者ヲ謂フ

第七十八條 寺院ニハ三人以上ノ檀徒總代ヲ置クヘシ左ニ掲ケル者ハ檀徒總代タルコトヲ得ス

- 一、年齢二十歳未滿ノ者

二、禁治産者又ハ準禁治産者

三、破産者ニシテ復権ヲ得サル者

第七十九條 檀徒總代ノ選任及解任ハ住職ヨリ之ヲ市町村長(市制第六條ノ市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキ者)ニ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第八十條 檀徒總代ノ全部又ハ一部ヲ置クコト能ハサル場合ニハ之ニ代リ又ハ之ヲ補充スル爲信徒總代ヲ置クヘシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ信徒總代ニ付之ヲ準用ス

第八十一條 檀徒總代及信徒總代ヲ置クコト能ハサル場合ニハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルヘキモノヲ置クヘシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ前項ニ規定スル檀徒總代及信徒總代ニ代ルヘキモノニ付之ヲ準用ス

第八十二條 寺院カ所屬宗派ヲ變更セントスルトキハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代並本寺及末寺ノ同意ヲ得關係管長ノ承認ヲ經變更ノ理由、證據及新ニ屬スヘキ宗派ノ管長ノ承認ヲ經タル寺院規則ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ現ニ屬スル宗派ノ管長ノ承認又ハ本寺若ハ末寺ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ文部大臣ハ宗教審議會ニ諮詢シテ之ヲ處分スヘシ

第八十三條 寺院ハ檀徒總代、本寺及末寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經合併後ノ寺院規則ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ合併ニ依リテ所屬宗派ノ變更ヲ生スヘキ寺院ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用ス

第四十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ寺院ノ合併ニ付之ヲ準用ス

第八十四條 寺院ハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代並ニ本寺及末寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第八十五條 寺院ハ第五十條及前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一、合併
- 二、設立許可ノ取消
- 三、破産

第八十六條 左ニ掲クル場合ニ於テハ文部大臣ハ寺院設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一、堂宇ノ滅失後五年内ニ其建設ニ着手セサルトキ

二、住職及住職代理者ヲ缺クコト三年以上ニ及フトキ

三、設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第八十七條 寺院カ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外、其ノ寺院ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル寺院規則ニ其ノ定ナキトキハ住職又ハ住職代理者ニ於テ、此等ノモノヲ缺クトキハ管長ニ於テ檀徒總代ノ同意ヲ得文部大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ所屬宗派ノ爲又ハ之ニ關係アル事業若ハ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第八十八條 民法第四十一條乃至第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第七十條、第七十三條乃至第八十三條並ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ寺院ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ住職又ハ住職代理者ハ理事、寺院規則ハ寄附行爲トス

第八十九條 寺院ノ境内地及境内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 教會

第九十條 本法ニ於テ教會トハ寺院ニ非スシテ一定ノ教派、宗派又ハ教團ニ屬シ會堂ヲ施設シ教派ニ屬ス

第九十二條 法人ニ非サル教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則及法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スヘキ教派若ハ宗派ノ管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第九十三條 法人タル教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則及法令ノ定ムル事項ヲ具シ必要ナル資産ヲ備ヘ其ノ屬スヘキ教派若ハ宗派ノ管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第九十四條 教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、教會ノ名稱
- 二、所在地
- 三、奉齋主神又ハ安置佛アルトキハ其ノ名稱
- 四、所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱、單立教會ニ在リテハ其ノ奉スル宗派ノ名稱
- 五、單立教會ニ在リテハ教義及宗教教師ニ關スル事

項

- 六、教義ノ宣布又ハ儀式ニ關スル事項
- 七、教會主管者其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 八、管理維持ノ方法、財務及會計ニ關スル事項
- 九、信徒總代ニ關スル事項
- 十、信徒ニ關スル事項

第九十五條 教會ニハ教會主管者ヲ置クヘシ

教會主管者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第九十六條 教會主管者ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツヘシ

但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

教會主管者タル準宗教教師ハ第二十條ノ規定ニ拘ラス儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ教會主管者代理者ニ付之ヲ準用ス

第九十七條 法人ニ非サル教會ノ合併及教會規則ノ變更ハ信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經解散ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第九十八條 教會ノ信徒トハ教會規則ノ定ムル所ニ依

リ教會備付ノ信徒名簿ニ登錄セラレタル者ヲ謂フ

第九十九條 教會ニハ三人以上ノ信徒總代ヲ置クヘシ

第一百條 法人ニ非サル教會ニハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ信徒總代ヲ置カサルコトヲ得

非サル教會設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一、會堂ノ滅失後五年内ニ其ノ建設ニ着手セサルト

二、教會主管者及教會主管者代理者ヲ缺クコト三年以上ニ及フトキ

三、設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第九十九條 第六十七條、第六十九條、第七十條第一項

第七十一條乃至第七十六條、第七十八條第二項

第七十九條、第八十二條、第八十三條第二項

第三項及第八十五條ノ規定ハ教會ニ付之ヲ準用ス

法人タル教會ニ付テハ前項ニ規定スルモノノ外第六十三條、第七十條第三項、第八十一條、第八十三條

第一項、第八十四條、第八十六條乃至第八十八條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ管長ニハ教團管理者ヲ

宗制ニハ教規及教團規則ヲ含ミ寺院規則トアルハ教會規則、檀徒總代トアルハ信徒總代、寺院財產臺帳

トアルハ教會財產臺帳トス

ス

一、第五十一條（第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第八十八條（第二百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル民法ノ各規定ニ依リ登記又ハ第七十條（第二百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ登録ノ申請ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二、第五十一條（第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル民法第五十一條ノ規定ニ違反シ又ハ財產目錄ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三、第十二條（第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サス検査ヲ妨ケ若ハ監督官廳ノ處分ニ從ハサルトキ又ハ第五十一條（第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第八十八條（第二百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル民法第八十二條ノ規定ニ依リ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

四、官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五、第五十一條（第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第五十八條（第二百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル民法第七十條又

第三百三條 基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教（神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク）ヲ奉スル教會ニ關シ其ノ特殊ノ事情ニ因リ前條ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三百四條 教會ノ構内地及構内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰 則

第三百五條 第三條第一項（第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ニ違反シテ

第三條第一項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教團體又ハ第二十七條ノ結社ニ對シ第三條第一項（第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教團體若ハ結社ノ代表者其ノ他ノ機關又ハ之ニ屬スル宗教教師其ノ他

ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニシテ其ノ制限又ハ禁止アリタルコトヲ知リテ第三條第一項ノ行爲ヲ爲シタルモノノ罰亦前項ニ同シ

第三百六條 第二十七條第一項ノ規定ニ違反シテ許可ヲ受ケサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百七條 宗教團體、教派聯合、教團聯合又ハ第二十七條ノ結社ノ代表者、其ノ代理者、監事又ハ清算人

ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處

ス

ハ第八十一條ノ規定ニ依ル破産宣告ノ申請ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

六、第五十一條(第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第八十八條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第八條 第十六條ニ規定スル資格ヲ有セサル者ヲ宗教教師又ハ第二十七條ノ結社ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ従事スル者ニ補命シタル者ハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

第九條 第十九條ノ規定ニ依ル停止ニ違反シ宗教(第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ヲ含ム)教儀ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ従事シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 宗教(第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ヲ含ム)ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ關シ欺罔又ハ誑惑ノ手段ヲ用ヒタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 宗教教師ニ非スシテ生業トシテ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ従事シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條ノ資格ヲ有セスシテ生業トシテ第二十七條

ノ結社ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ従事シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ規定スル過料ニ付之ヲ準用ス

附 則

第十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十四條 明治五年太政官第二百七十四號布告、同年教部省第十二號達、明治六年太政官第二百四十九號布告、明治八年內務省乙第三百十三號達、明治九年教部省第三號達、明治十年太政官第四十三號布告、明治十一年內務省乙第八號達、同年內務省乙第五十七號達、明治十二年內務省乙第三十九號達、明治十五年內務省乙第五十九號達及明治十七年太政官第十九號布達ハ之ヲ廢止ス

第十五條 本法施行ノ際ニ限り神道、佛教又ハ基督教ニ屬スル宗教ニ對シ第一條ニ規定スル指定ヲ爲ス場合ニ於テハ文部大臣ハ第二條ノ規定ニ拘ラス宗教審議會ニ於テ諮詢セサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ指定ヲ受ケタル宗教ヲ奉スル團體ニシテ教規、宗制、教團又ハ單立教會ニ該當スルモノハ各之ヲ教派、宗派、教團又ハ單位教會ト看做ス

第十六條 前條第二項ノ規定ニ依リテ教派、宗派、

教團又ハ單立教會ト看做サルモノハ本法施行後六月内ニ教規、宗制、教團規則又ハ教會規則ヲ定メ教派、宗派、又ハ教團ニ在リテハ文部大臣ノ許可、單立教會ニ在リテハ地方官ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ宗教團體カ本法施行ノ際現ニ有スル教規、宗制、教團ノ基本規則又ハ教會ノ基本規則ハ前項ノ規定ニ依ル許可アル迄仍其ノ効力ヲ有ス

第十七條 第十五條ノ規定ニ依リテ教派、宗派又ハ教團ト看做サルモノノ統轄及代表スル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ管長又ハ教團管理者トシテ認可セラレタルモノト看做ス

第十八條 本法施行ノ際現ニ從前ノ寺院明細帳ニ登錄セラレタル寺院ハ第六十一條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ヲ許可セラレタルモノト看做ス

第十九條 前條ノ寺院ハ本法施行後一年内ニ寺院規則ヲ定メ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リテ寺院規則ヲ定ムル迄ノ寺院ニ關シ本法ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十條 第六十六條第一項但書又ハ第九十六條第一項但書ノ規定ニ依リテ住職又ハ教會主管者ト爲リタル準宗教教師ハ第二十條ノ規定ニ拘ラス當分ノ内

教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ニ定ムル所ニ依リ當該寺院又ハ教會内ニ於テ其ノ教義ノ宣布ニ従事スルコトヲ得

第二十一條 寺院又ハ教會ノ設立許可ノ取消ノ事由カ本法施行前ニ生シタル場合ニ於テハ第八十六條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第一百一條ニ規定スル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十二條 第十八條又ハ第二十七條ノ規定ニ依リテ寺院又ハ教會ト看做サルモノニ付テハ本法施行後二年迄ニ生シタル事項ニ關シテハ第七十條第二項(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ二年一月トス

第二十三條 本法施行ノ際現ニ存スル佛堂(佛堂明細帳ニ登錄セラレタル佛堂以下同シ)ハ本法施行後二年内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタリニ非サル佛堂ノ處分ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 佛堂ニ付テハ本法施行後二年ヲ限り仍從前ノ規定ニ依ル
第二十五條 本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ハ寺院ニ在リテハ本法施行

後二年内ニ、佛堂ニ在リテハ第二百二十三條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂カ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後三年内ニ申請シタルトキハ寺院境内地處分審査會ノ議ヲ經テ大藏大臣之ヲ當該寺院又ハ教會ニ讓與ス

前項ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲スヘキ國有財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
寺院境内地處分審査會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ノ規定ニ依リテ所有權ヲ取得シタル者ハ其ノ物件ニ關シ第三者ノ現ニ有スル權利ヲ害スルコトヲ得ス

第二百二十六條 本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ニシテ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲ササルモノハ特ニ國有トシテ存置スルノ必要アルモノヲ除クノ外前條ノ申請ヲ爲シタルモノニ付テハ讓與ヲ爲ササルコトノ決定通知ヲ發シタル日ヨリ五年内ニ、其ノ他ノモノニ付テハ寺院ニ在リテハ本法施行後五年内ニ佛堂ニ在リテハ第二百二十三條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂カ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後六年内ニ申請シタルトキハ時價ノ半價ヲ以テ隨意契約ニ依リ之ヲ當該寺院又ハ教會ニ賣拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル賣拂代金ニ付テハ無擔保ニテ五年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ得但シ國債ヲ以テ擔保ヲ供シタルトキハ十年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ妨ケス

第一項ノ規定ニ依リテ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財産ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲ササルコトノ決定通知ヲ爲シタル日迄大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ當該寺院又ハ教會ニ貸付シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲ササルコトニ決定シタル國有財産ニシテ第一項ノ申請ヲ爲ササルモノニ付之ヲ準用ス但シ其ノ貸付期間ハ第一項ニ定ムル申請期間満了ノ日迄トス

第二百二十七條 從前ノ規定ニ依リテ教會所、堂宇、會堂、說教所又ハ講義所ノ類トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノ(單立教會ニ該當スルモノヲ除ク)ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第九十二條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス
第二百二十八條 前條ノ教會ニ付テハ第九十九條ノ規定ヲ準用ス但シ前條第一項ノ教會ノ教會規則ノ許可ハ地方長官之ヲ行フ

第二百二十九條 第一百八十八條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルモノ又ハ第二百二十七條ノ規定ニ依リテ教會ト

看做サルモノヲ管理及代表スル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ住職又ハ教會主管者ト看做ス

第二百五條第二項ノ規定ニ依リテ教派、宗派、教團又ハ單立教會ト看做ササルモノニ屬スル宗教教師又ハ僧侶ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ身分ヲ有スル者ハ第十六條ノ資格ヲ有セサル者ト雖各之ヲ宗教教師又ハ僧侶ト看做ス

第一百八十八條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做ササルモノノ檀徒總代若ハ信徒總代又ハ第二百二十七條ノ規定ニ依リテ教會ト看做ササルモノノ信徒總代ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ第七十八條第二項各號ノ一ニ該當スル者ト雖各之ヲ檀徒總代又ハ信徒總代ト看做ス

第三百三十條 第二十七條第一項ノ規定ニ該當スル結社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ、本法施行後六月内ニ第二十七條第一項ニ規定スル許可ヲ受クヘシ

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今、日程に上りました……議題になりました宗教法案に付て、概略御説明申し上げます。宗教法は多年朝野の間の問題となつて居りました、衆議院に於きまして數回建議も出て居ります。又屢々質

問等も起つて居りました、成るべく速に之を制定するやうにと云ふことは、一般の希望であつたのであります。

抑々宗教は人心の至奥の信仰に關するものであります、從つて社會風教の上に甚大の影響を及ぼすものたることは今更申す迄もない所であります。此故に健全なる宗教が益々興隆發達いたしまして、人心に安心立命を得せしめ、大に世道人心に裨補せむことは誠に希望すべき所であります。然るに御承知の如く、我國の宗教に關する法規は、明治年間諸般の制度の未だ完備いたしませぬ頃、斷片的に定められたるものが多くございまして、其適用上往々にして疑義を生じ易く、又事項に依りましては、全然規定を缺如いたして居るものもありまして、實際上公私共に不便を感じて居ますのみならず、之が爲に宗教家の活動を阻害する點も尠くないのであります。故に之を整理統一いたしまして、國家と宗教又は宗教團體との關係、並に宗教團體の權利義務等に關する明確なる規定を設けますことは、單に行政事務上の便益のみならず、宗教をして其本來の使命を發揮せしむる上に於きまして、極めて肝要のことと考へるのであります。各宗教教化の發揚と云ふものは、國家社會の爲め必要でござりますが故に、宗教團體等に對しまして、相當の保護を與へまして、其教化活動に何せしむることは、監督の方法と相俟つて、極めて緊要のことと存するのであり

ます。故に此法案に於きましては、新に若干の保護と特典とを與へまして、又宗教家が多年の懸案とも目すべき一二重要な案件を解決いたして、前記法規の整理統一と相伴うて、宗教教化の宣揚に資する考であります。現に國有になつて居ります所の寺院佛堂の境内地讓與の如きも、此宗教保護の見地の上に出でたものでありまして、決して是は明治の初めに行ひましたる其處分を不當として、之を矯正するの趣旨ではないのであります。而して此保護と監督とは、原則として平等なるべきことは勿論であります。ある一宗派に偏し、特殊の保護と利益とを與へ、又其監督に付きまして、或るものには寛にして他のものには嚴なることは、宗教に關する我が國政の許さぬ所であります。故に既に宗教として完全なる地位を占めて居ります所の神道、佛教、基督教の此三教に對しましては、大體平等の取扱を致しまして、殊更なる區別を設けないのであります。併ながら各教の沿革習慣等には、それ／＼相違がありまして、特異な點がありますから、是等の諸點を斟酌いたしまして、各々其所を得せしむるやうに立案いたしました。神道、佛道、基督教、此外の宗教事象に至りましては、之を神、佛、基と同様に取扱ふことは、著しく不平等であるものを平等に取扱ふと云ふことになりまして、却て是は矛盾に陥りまするが故に、此弊を避けて他に適當なる監督手段を設くるこ

とに致しました。併し單に既成の宗教のみを目標と致しまして、是のみを偏重いたしますことは、動もすれば宗教の倦怠と墮落とを誘發するの虞れがありますから、將來新に起り得べき宗教に關しましては、必要な場合には宗教法を適用いたしましたして、他と同様の保護と監督とを加ふるの途を開く爲に必要な規定を設けたのであります。大體以上の趣旨を以て立案いたしましたのであります。宗教内部のことは、各宗の自治に委せると云ふことを大體原則と致したのであります。又申す迄もなく、憲法所定の根本原則の範圍内に於て諸般の規定を設けたのであります。信教の自由と云ふことに付きましては、毫末も之を制限した譯でありませぬ。又古來幾多の變遷を経まして、各々その所を得たる宗教界の現狀に對しまして、激變を加ふるが如きことは、却て人心の安定を紊る虞れがありますから、大體古來の沿革習慣等は之を尊重いたしまして、且つ其長所美點とも目すべき點は之を助成の方針を取つたのであります。

尙ほ此法案の成立に至りまする經過に付きまして、一言附加へて申し上げたいと思ふのであります。文部省と致しましては、多年宗教法の調査に従事いたして居つたのであります。一昨大正十四年の末に至りまして、略々成案を得たのであります。併し一層慎重に調査するの必要がありますので、大正十五年の豫算に於きまして宗教

制度調査會の經費を要求いたしましたして、此十五年始めの議會の閉會を待ちまして、直ちに調査會開設の準備に着手を致しまして、左様に致しまして、同年の六月に至りまして、第一回の調査會を開くの運びに至つたのであります。而して其の調査會の組織は、樞密顧問官、貴衆兩院の議員、神道、佛教、基督教の教務に實際従事いたして居りまする人々、又宗教に關する學者、公法、私法等の學者、並に關係各省の官吏等、各方面の權威者を網羅いたしましたものであります。尙ほ調査會に此案を付議いたしますると同時に、當局者は成るべく廣く世論に聽くの目的を以ちまして、草案を世間に發表いたしましたのであります。斯様に致しまして、調査會の内部に於きましても、又世間に於きましても、此法案に付きましては、隨分色々なる議論が起つたのであります。調査會の會員は最も熱心に、此世論にも顧み、又會員内相互の議論をも研究調査いたしまして、意見の容るべき所は悉く之を容れ、修正すべき點は之を修正いたしましたして、出來上りましたのが即ち現在提出いたしましたる所の法案でありまして、結局調査會に於きまして、殆んど全會一致を以て成立いたしましたものであります。即ち各宗派、佛教、神道、基督教の各教派の者も、總て此案には賛成を致しまして、僅かの點に付きまして、議論をせられたことがありませんでしたが、大體に於て全會一致を以て成立いたしました

であります。それ故に是は各方面の賛成を得ました、圓滑に成立いたした案と御承知下さつて差支ないのであります。

然るに最近に基督教關係者の一部から反對の意見が現はれて參つたのであります。此事に付きまして少しく陳述を致して諸君の御諒解を請ひたいと考へるのであります。抑々幕政時代に於きましては、國禁と相成つて居つたことは御承知の通りであります。隨分此國禁を勵行いたす爲に慘酷な刑罰まで用ゐたことがあるのであります。維新の後に至りましては、何時とはなしに、此國禁は緩んで參りまして、遂に明治六年に至りまして、切支丹宗門堅く禁止候事と云ふ、各地に掲げられて居りました所のあの高札と云ふものを撤廢いたしましたのであります。憲法が發布せらるるに及びまして、所謂信教の自由と云ふものは公認せらるると云ふことに相成つたのであります。斯様に致しまして、此國禁は解けて參つたのであります。併し基督教と云ふものの國法上に於ける位置と云ふものは、何等國法上に於て公然認められたものではなかつたのであります。即ち他の宗教と同様なる、公然たる宗教としての取扱を受けるに至らなかつたのであります。謂はゞ日蔭者の如き取扱を受けたのであります。即ち國家が殆んど度外に置いた如き取扱を受けて今日まで參つて居るのであります。之が爲に基督

教が被つた所の不利と云ふものは、決して少くないのであります。今回の案に於きましては、初めて基督教を神道、佛教と同一の位置に置いたのであります。それ故に基督教に關係のあります者は、此點に付て非常に喜んで居るやうな次第であります。此宗教法は、單り内地に於てのみならず、外國にまで廣く發表いたしましたのであります。外國に於きましても此案の基督教に對する公平なる態度に對しましては、我國の寛大公平なることをいたく賞讃いたして居る趣きであります。之に付きましては色々報告を受けて居ることもございます。委員會の場合に於きましては今少しく詳しいことを申上げて見たいと考へるのであります。斯様に、神道、佛教と同一の位置に置きまして、同一の特典保護を與へると云ふことに致したのであります。一例を申させうならば、地租をも免除いたすと云ふことに致しまするし、又所得税の如きも之を免除すると云ふことに致してありますので、斯の如く神道、佛教と同様な位置に置きまする故に、多少矢張り神道、佛教と同じやうに制限を受ける點がありますことは、是は止むを得ぬことと思ふのであります。最近基督教の一部の人に於て反對を唱へる者のありますのは、此制限を受ける點に關してであります。勿論基督教が他の宗教と同じやうに取扱はれると云ふことに付ては異議のあらう筈はないのであります。唯

之が爲に多少の制限を被ると云ふことに付て、幾分か懸念を致して反對を表明いたして居るのであります。此制限なるものが、若し信教の自由を害する程のことであるならば、固より之に反對するのは當然であります。併し斯様なことは前にも申しました通り、少しもないのであります。要するに反對を表明する者は、此法案の精神を十分に理解いたさぬ其結果に出づるのであると思ふのであります。此法案に於きましては、先きにも申述べました通り、各宗教の特別の事情に應じまして、特別の取扱をなし得るの用意も致してあるやうな次第であります。故に基督教の一部の者の憂慮いたしますのは、全く杞憂に過ぎないと思ふのであります。實際上に於て、何等不便を見、困難を感じることも云ふやうなことはないであります。即ち基督教關係者から出で、居ります所の宗教制度調査會の委員の如きも、喜んで此案に賛成を表したやうな次第であります。故に基督教關係者に於ても、能く此法案の趣旨のある所を了解いたしましたならば、自然反對も止むであらうかと思ひます。此法案に對して安心を致すことであらうと思ふのであります。斯様な次第でございますから、何れ委員會に於きましては、尙を詳細に説明を申上げまするのであります。大體各方面の同意を得て成立いたしましたものと御承知下さつて宜しからうと思ふのであります。

す。何卒御審査の上、速に御協賛を與へられむことを希望いたします次第でございます。

○議長(公府徳川家達君) 是れより通告順に依りまして、本案に對する質疑の發言を許します。阪谷男爵の登壇を望みます。

〔男爵阪谷男爵演壇に登る〕

○男爵阪谷男爵君 本案に付きまして政府に一應質問いたします。唯今文部大臣より御説明を承はりました通りに、此法案は宗教法調査委員會全會一致で可決せられたと云ふ事でありませぬ。私は此宗教法案が今から餘程以前に議院に提出せられ、本院に於ては非常な議論が起つて到頭握り潰しになりました歴史もありませんし、此度宗教法案が果して圓滿に纏まるものであらうかと云ふことを懸念致して居りました。然るに文部大臣の御話の通りに、各宗派、神佛基督教各派が有力なる代表者を出して、永い間かゝつて充分に討論した結果が、全會一致の決議に到達したことでありまして、非常に安心も致し喜んだ譯であります。實は是は當局大臣の御手柄であると感服いたした譯であるのです。然るに今御話の通りに法案が愈々調査會を通過いたしましたして、議會に御提出にならうと云ふ前後に當りまして、今の耶蘇教の部の一方から異論が起つて來た。で耶蘇教の一部の人々は、私共と平生極めて懇意に致し、非常に尊敬を拂つて居りまして、實

に立派な方々であります。甚だ私は心配いたしましたから、それ等の人々にも接觸して能く意見を聽いて見たのであります。所が其病源は今の文部大臣の御説明になりました範圍以上に出て、どうも此宗教の教義に觸はり、又耶蘇教の組織の精神に觸はると云ふやうな所に觸れて居る、文部大臣は其處まで行く積りはないと云ふ御説明であるが、法案を読んで見ると、どうも其處まで行くやうである。それで元來佛教神道、神道と云ふものは殊に我國に生れ出でた大宗教でありますから、固より此神道と我國の統制とは、始終建國以來一緒に發達して來たのである。次いで佛教は推古天皇の前後に一時多少の衝突がありましたけれども、聖徳太子と云ふやうな不世出の偉い御方が出まして、すつかり此の佛教と日本の國家制度とを融和するの政策を執られた、遂に此の神道と佛教とが一緒になつてしまつて、千數百年の今日まで、佛教と云ふものと國家の制度とは一緒に發達して來た。唯御一新の初めに神佛混淆を禁ずると云ふ政策を執られて、殊に其際は封建制度を廢して華士族の封土家祿を皆返上し、同時に寺々の御朱印地と云ふものを返上すると云ふやうな大騒ぎがあつたものですから、寺の維持の方法とか云ふやうなことに付ては多少の困難を來したのであります。佛敎の制度と國家の制度とは矢張り一致を保つて發達して來た。今日と雖も例へば宗教家に對して大師

の號を、何々大師と云ふやうな大師の號を賜ると云ふやうなことは、矢張り皇室から出て居る、皇室から佛教に對しましては、法衣とか袈裟とかを賜はると云ふやうなことに迄、制度が昔はあつたのでありますが、今日でも尙ほ其大師號を賜ると云ふやうなこと、其他佛教の最高の名譽と云つても宜いやうな場合に於ては、皇室が其源泉となつて居るのです。皇室から仰出されて之を拜受すると云ふやうなことの制度になつて居ります。従つて佛教と云ふものゝ制度と云ふものは、元來日本の國家制度と相一致して居るのである。唯明治の初め以來、又最近に至りまして、民法とか云ふやうなものゝ制度が定つたので、寺院の財産上の所有を安全にすると云ふやうな問題が少しく不備になつて来る。又前に申した御一新の初めに御朱印地と云ふものを取上げてしまつたから、御寺の收入と云ふものに影響を及ぼして来たから、寺に元々屬して居つた土地とか森林とか云ふものを還附して貰ひたいと云ふことは、是は多年の議論である。それをまあ此度御寺に對して、土地並に國家の租税其他の賦課のことに付ての處置を明かに定めやうと云ふのでありますから、是等の範圍ならば少しも議論のない話である。又多少制度の上に、或は管長を認可するとか、或は僧侶たるべき者の資格を定めると云ふことに付ても、是はまあ多年日本の國家制度の一致して来たものでありますから、

之に付ても大した影響がない譯である。所が耶蘇教の方は極めて新しい、今の文部大臣の申された如くに、僅か七十年程前には未だ國禁であつた。明治の代になつても矢張り耶蘇宗門の禁制と云ふやうな立札が、あちらこちらに残つてあつたと云ふやうな譯で、極めて耶蘇教は新しい、國家が之を認めたのも新しい。併ながら、それにも拘らず、耶蘇教は我國近代の文化を進めたる上に付ては、非常に力が多い、新文明……歐米の新文明を日本に持つて来て、日本の此文化を進めた上に付ては、耶蘇教の力と云ふものは偉いものである。日本に明治の初めから渡來して居つた色々な備外國人、教師、是等の人は、多くは宣教師「フルベツキ」と云ふやうな先生だとか、其以前に「シーボルト」、又今現に日本に遊びに見えて居ります八十四になる「グリフィス」、「ミカドス・エンパイヤ」と云ふ書物を書いて日本の事を世界に弘めて呉れた「グリフィス」、此老人は明治三年に日本に来て、中五十年程経つて復た日本に來た、大變喜んで方々を見て、日本の發達を非常に自分の郷土に歸つたが如き樂みを以て觀察して歩いて居られる、是も宣教師である。多くは宗教家が宣教師になつて、醫術を廣め、地理學を廣め、語學を廣め、色々な事を廣め、現に今でも多數の外國の宣教師が見えて、布教の傍らに語學を教へるとか、或は音樂を教へるとか、總て近代の文明を日本に普及し、

之を發達する上に付ても少なからぬ盡力をして居られるのである。宗教の新しい割合に、非常に此近代の日本は、耶蘇宗教家に負ふ所は多いのであります、併ながら制度其のものは極めて新しいから、日本の國家制度とどうしても一致せぬ、例へば今日日本に於て非常に仕事をして居るのは救世軍、救世軍と云ふものゝ、先日「ブリス」といふ大將が見えましたけれども、是は英國で以て「ブリス」大將のお父さんの拵へた一つの宗旨みたやうなものであるから、それが日本に先づ其枝葉を日本に廣めて居るやうな譯である、根本は英吉利にあるのですから……そこで之を日本の佛教と同じやうに律しやうと云ふことは、是はなかなか制度の上に於てむづかしいことになると私は思ふ、例へば此宗教法の教師の資格に付ては或は中學校の試験を経たとかと云ふやうなことがあります、至極日本の佛教としては御尤な事であり、最早今日日本で文覺上人みたやうな、人を殺した人がお坊さんになると云ふやうな事の時代は、もう佛教には必要ではありません、併ながら救世軍は其社會で罪惡を犯した人を感化して、さうして其感化して文覺上人になつたものを自分の教師に使つて、まあ救世軍の方では之を士官と稱してゐる、少將とか大佐とか妙な名前が付いて居りますが、是は即ち俗人に入り易い、俗人に入り易い名目を付けて、さうして其太鼓を叩き「ラッパ」を吹いて、極

めて最下層の貧民の間に交つて布教をし、又社會事業をやつて居る。是等は逆も中學を卒業し、大學を卒業したやうな者には出來ない。話が程度が違つて来る。極めて此細民の教育の低い人の間に這入つて、自分が會て罪惡をしたことがある。自分が會て或は其邊で立ん坊をして居つたこともあるでせう、立ん坊をして居つたやうな人が大いに此宗教化されて、社會の愛、人道の愛と云ふものを悟つて、其自分の不幸を悲しむと同時に、他の同じ不幸な人を救はうと云ふのであります。さう云ふ所に立派な大學の教育を受けたやうな人が教師になつて行つた所が、話がつて合はない、自分がさう云ふ艱難辛苦を嘗めたことがない、矢張り文覺上人のやうな人が必要なのである、それを中學校を卒業しなければならぬとか、刑法に觸れた者はいかぬとか云ふことになつて来ると、それではもう救世軍と云ふものを立つた根本を傷つけるやうになつてしまふ。又救世軍の士官を任命すると云ふことも、是は倫敦の本部で任命するのでありますから、其認可を受けよと云つても、其認可たるや甚だむづかしいことになつて来る、それが悪いと云ふか、それならば日本から救世軍を排斥するより仕方がない、どうも本部を外國に有つて居るやうなものは日本から排斥すると云ふことになれば、救世軍其ものを排斥しなければならぬが、現に此間來た「ブリス」大將に向つて皇室からあれだけ

の御待遇があり、又社會からもあれだけ皆が「ブース」大將に向つての感謝の意を表した。私も亦一度「ブース」大將の演説に出て見ましたけれども、青山會館の中に這入れない。外でも演説をして居ると云ふやうなことであつて、如何に國民が救世軍に對して感謝の念を有つて居るか云ふことが分る。斯う云ふものを法律で追出していか、甚だ面白からぬことである。さう云ふことは恐らくは内閣の意思ではないのだらうと思ふ。文部大臣も是等は取除があると云ふて居られる、其取除があるならば取除があるやうに明かにして、矢張山室君の如き、井深君の如き、有名な宗教家であるから御話になつたら分るだらうと思ふが、どうも私共色々書付を貰つて居るが、大層それ等を心配して居られる。又耶蘇教の中には第一耶蘇教の、今の「プロテスタント」の方には僧侶と云ふものと俗人との區別がない。皆宗教を信する人は宗旨を弘めて宜いのである。然るに生業を營み云々と云ふ箇條があると、僧侶と俗人と云ふものを區別しなければならぬと云ふことになつて來ると、其「プロテスタント」の其派の根本の制度に悖る、茲に於て今の信教の自由を許すと云ふことになつて居るのでありまして、今日耶蘇教や救世軍其他が國家の安寧秩序を妨害するとは思はれない、妨害せざるのみならず、前申す通り日本近代の文化の爲には非常に貢献して居る。又耶蘇教を信する人々と

云ふものは、實に立派な人が澤山に居つて、銀行、會社、諸官省、其他宮内省の高い位置の所までも矢張り耶蘇教の信者が御居でになつて、實に皆何れも人格者である、立派な宗教であると云ふことは誰も認める、現に今文部大臣が、此度の宗教法案に於ては今までに耶蘇教と云ふものはそつとして成るべく觸らないやうにして置いたけれども、それでは如何にも繼子扱ひになつていかぬから、神佛耶蘇三ツ共に同じやうに法律で認めるから、其點は耶蘇教の人が満足して呉れて宜い、それは満足して居る、大變耶蘇教の方では満足して居るが、同時に税を掛けるとか掛けないとか、土地の所有權、即ち財産權をどうすると云ふこと以上に、制度の根本に觸れ、又從つて信教の自由を害しないかと云ふ點が疑ひがある。是等は又國家として何もさう云ふことに關係する必要はない、私は宗教と云ふものは成るべくそつとして、宗教家が我々政治の區域に侵入して來らざる限りは、そつとして高遠な思想を以て國家の道德、社會の道德の維持、又貧民の救濟、有らゆる社會事業に當つて貰ひたいので、何も宗教家の反感を買つてまで宗教法を制定するの必要は私は毫もないと思ふ。然るに今文部大臣も言はれた如くに、此全會一致を以て成つたと云ふ法案に對して、不幸にして斯う云ふ刷物が廻つて來る、其刷物を讀んで見ると云ふと、立派な平素私達が尊敬して居る耶蘇教の方

の長老、最も常識を具へて人格の高い學識の深い人が、此意見書を出して居られるのですから、是はどうも甚だ私は遺憾に思ふ。今文部大臣の御説明を聞いて見ると、意見は一致して居るやうに思はれるのですが、けれども是等の人が滔々と意見の一致せぬ點を擧げて論じて居る、是等に於て文部大臣は何とか此今私が茲に述べたやうに、即ち此法律を以て今ある宗教に、一つの財産の所有權とか或は税をかけるとか、かけぬとか云ふことの以外に、宗教の行動する自由を束縛すると云ふやうなことはあるのかないのか、私は甚だ迷ふ。どうも此意見書を讀んで見ると云ふと、反對者の云ふことが尤ものやうに私に見へる、救世軍のことなり、又其他のことについて見へる、教師の資格とか、或は管長は何でも認可を請へとか云ふやうに、色々の簡條が認可制度になつて居る、此認可制度と云ふものは「プロテスタント」の方では最も好まぬのですから、さうすると法律が宗教の範圍を少し侵しはしないか、それを侵す必要は今日何もない、今現在に於て何等耶蘇教と云ふものが、國家に害も何もして居ないのでありますから、寧ろそれならば法律の中から耶蘇教だけは抜いてしまつた方が宜いぢやないか、又之を抜いたから繼子扱ひの昔に還るとまで思はないでも、入れて見たけれども色々の點で宗教家が満足せぬから、宗教家が満足するまで法律から耶蘇教だけ抜いて置

かう、耶蘇教の言ふ通りに之を直すと云ふと、神道や佛教の方の取締が大變不便がある。兩立の仕にくい、兩立の仕にくいと云ふことは千數百年若くは我が建國以來發達した神道佛教と、僅に七十年前迄は國禁であつた所の耶蘇教を一緒にしやうと云ふので、むづかしい點が起つたのでないかと思ふ。私は甚だ疑ふのである。而して尙一つ私の心配いたしますのは、若しも日本が耶蘇教を厭迫するやうな事を外國の人でも疑ふならば、甚だ私は心外に思ふ。日本は耶蘇教に對して、何等壓迫とか、又は耶蘇教を阻害するとか云ふ念は持たない、否私は寧ろ耶蘇教の近代文明に對する我國に於ける功績を深く感謝するものである。耶蘇教師の中には澤山外國の人でも日本に居るのでありますから、どうも今度の宗教法は耶蘇教を壓迫するものだ、阻害するものだと云ふやうなことが、若し萬一にも誤つて外國に傳はると云ふやうなことがあらうとも思ふ、又日本國民の意思でもない、其ものが却つて日本の文明の程度を疑はれるやうなことになつてはならない、それで即ち私は文部大臣は、今少數の耶蘇教家が反對せられるが、それは多くは誤解に出でたものである、其反對せられる點と云ふものは、疏通の道がある如く御述べになりましたが果してさうでありますか、又十分此有力な、少數であるか知れぬけれども有力なる耶蘇教の代表者と、能く接觸して理解せられたであらうか、此法案を

審査いたす上に於て必要な點であらうと思ひますので、一言伺つて置きます。神道派からは最近手紙を受け取りましたけれども、神道の有志と云ふ名前前で來た書面は全然此法案には賛成と云ふことであります。其次には佛教派側、神道派側からも此法案に付ての反對意見を受取つて居らない、神道佛教兩派の人々は此の法案に満足して居られると思ひます、宗教には成るべく波瀾を起さぬ方が、國家の爲に我々の希望する所でありますので、少しにても不満を感じる人があつたならば、不満のないやうにして、此法案を通したいと本員は切に望むのであります、文部大臣は理解の途がある、それは誤解である、よく法律を読めば分る、と云ふやうな意味の御話でありましたから、其點をもう一遍よく明かに御答辯を願つて置きます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今阪谷男爵の誠に深切なる御質問を承つたのであります。此法案の眞意を説明いたしまする機會を得ましたことを喜ぶのであります。阪谷男爵の御述べになりました通り、佛教神道と云ふものは我國の歴史に於て極めて古いものである、基督教と云ふものは誠に新しいものでありますから、其間に風俗習慣等の相違も種々あります、同じ法を以て之を律すると云ふことは困難ではないかと云ふことであります。成

るほど御話の通り歴史に付ては非常に相違もありますし、又之を一から十まで同一な法律を以て束縛すると云ふことは、是は無理が其間に起るのであります、併し此宗教法は御覽の通りに、極く外部に關係しまする大體の事柄に付て規定を致して居るのが主であります、従つて此法を三つの宗教に適用致しましても、決して無理は起らぬと信するのであります。で只今阪谷男爵の御述べになりました救世軍に關する事柄に付てでありますが、是も此法案を適用する上に無理は起らぬであらうと云ふことを考へて居るのであります。成るほどこの法案に於きまして、教師の資格と云ふものを制限いたしましたのであります。是は大體に於て已むを得ぬことではないかと思ふのであります。醫師をやりますには矢張り相當の資格がありまして、開業免狀を與へて初めて醫師をすることを許すのであります。人の生命を扱ふ者が此資格のない者でありましたならば頗る危険でありますから、左様な制限を設けて居るやうな譯であります。學校の教師に致しましても、學力の乏しい者が、教壇の上に立つと云ふことでありますと、如何なる誤りを傳へるかも分らぬのであります。矢張り相當資格の制限と云ふものがあるのであります。是と同じやうに人の精神を扱ふ所の宗教教師と云ふ者に對しましては、相當の制限を與へると云ふことは是は已むを得ぬことではなからうかと思ふ

のであります。外國の例を見ましても随分高い所の制限を致して居る所もあります。大學卒業生に非ざれば説教をすることが出来ないと云ふやうな規定を致して居る所もある譯であります。今回宗教法の規定いたしました所はずつと程度を下げまして、中學卒業と云ふことを標準に致して居るのであります。此宗教の方面に於きましては、中學卒業では如何にも低くすぎる、寧ろ少くも、專門學校程度に引上げて貰ひたいと云ふやうな意見すら現はれて居るやうな譯であります。では中學卒業と云ふことを最も低い限度と致しまして、其以上の資格は各宗門、宗門に依つて隨意に設けると云ふことに致してあるのであります、従つて或る宗派に於きましては、専門學校卒業生と云ふことを以て、標準と致す所もあるであらうと思ふのであります、でありますから中學卒業生と云ふ標準を置くと云ふことは、是は已むを得ぬであらうと思ふのであります。併し之が爲に救世軍の活動を妨げると云ふやうなことになるましては、是は又大に考慮いたさねばならぬのであります、此點に付きましては、救世軍關係の者ともよく協議を致したのであります、救世軍には御承知の通り救世軍士官學校を設けて、其の教師を養成致して居るのであります。其士官學校に就て多少の改善を施す考を致して居るやうな譯であります、其改善を施しますれば中學程度と見做すことが出来る積

りであります。此規定は中學校とは限つては居らないのであります、中學を標準と致し、中學程度と認めることの出来るものであるならば、必ずしも中學の名前はありませぬでも、中學校の規定に據つて居りませぬでも差支ないのであります。従つて救世軍に於て養成する所の士官の如きは、此法律に於て差支ないものにならうと考へて居るのであります。又一たび刑辟に觸れた者が、此宗教の仕事に従事すると云ふやうなことを、救世軍の方に於ては實行いたして居るのでありますから、之に對して妨げが起りはせぬかと云ふ事でありませぬ。是まで刑辟に觸れました者であつても、人に依りましては文覺上人の如くに、立派な信仰家になると云ふことも有り得るのでありますから、極く稀な場合に於きましてはさう云ふ事も考へられるのであります、併し刑に觸れました者が獄を出て、直ちに教壇の上に立つて説教をすると云ふやうなことは是は有り得ないことである。左様なことは人が決して許さぬことであります。救世軍と雖も矢張り一度び刑に觸れました者が、十分に悔悟謹慎を致しまして、最早前日の罪が消えたと云ふやうな時に、初めて是は士官に致して、相當の教役を課するのでありますから、法律の側に置きましては、多くは是は復權を得た者、又得ることの出来る者になるのであります。今日は復權と云ふ制度があるのでありますから、單り此救世軍に限りま

せぬのでありますが、復権を得ますれば無論差支ない、教役に就くことが出来るのであります。それ故に此法律に置きまして、其邊の點に多少の制限がありはしても、實際の問題としては差支ないことになるだらうと思ふのであります、それから其認可の事に付て御話でありましたが、救世軍の士官にして、英國の救世軍本部から認可を受けた者が、更に日本の政府から認可を受けなければ其役に就くことが出来ぬのは、甚だ不便であると思ふやうな御話があつたのでありますが、是は事實に於きましては一向差支は起らぬであらうかと思ふのであります。外國の大使を任命せらるゝ時でも、御互に先方の内意を聴きまして、同意を求めて任命すると云ふやうな手段をも執つて居るやうな譯であります。況や大使にあらざる、其國に於て布教傳道に従事する者でありますから、其國の規定に依つて其國の認可を受けると云ふことは、寧ろ是は當然の事だらうと思ふのであります、が併し事實に於て其間に非常に矛盾接觸でも起りまして、差支を生ずると云ふことがありましては、是は亦其道の者は甚だ困難をする譯であります、さう云ふ事は殆んど想像し得ないのであります。本國では認可するが日本では認可しないと云ふやうなことは、是は到底想像し得ないことであります。事實に於て何等差支を生ずるやうなことは無からうと考へて居ります。それ故に此法律が生まれ

ても、救世軍の活動に於ては何等妨害となるやうなことは無い確信を有つて居る次第であります。又第二の點に付きまして御尋ねがありました、新教の或る教派に於ては、僧侶と俗人の區別がない、「レーメン」と號して居る、俗人が交るゝに御互に意見を交換して、其宗教の振興を圖つて居るのであるから、斯う云ふものに對して今回の如き制限を加へて、實際上甚だ困るであらうと思ふやうな御尋ねでありましたが、此點に付きましては、此本案に於きまして、生業として……職業として宗教の宣傳を致す者は……儀式の執行を致す者は、是は規定に依るのであります、一つの教會の中に起きまして、其教會の信者が互に意見の交換をし發表する、自分の信仰を説くと云ふが如きは、是は生業として宗教を説く譯ではありませぬから、此法律に於て何等制限を加へることはないのであります、で「生業として」と云ふ字を特に加へましたことに付ては、調査會に於ても色々論議を致しました、斯様な場合に差支のないやうにすることを目的として、此「生業として」と云ふ字を加へたのであります。それ故に「プロテスタント」の如何なる宗派に於きまして、此法律實行の爲に差障りを生ずると云ふやうな虞れは無いのであります。此法律に於きましては、其管長とか或は教團の管理者と云ふやうな者に付きましては、認可を要すると云ふ規定になつて居ります。どう

しても其の教團を代表する人と云ふものが無くてはなりません、之に對して認可をすると云ふことは、是は已むを得ぬことであらうかと思ふのであります。それに對してはどうするかと云ふことに付きましては、それは此法律に於きまして、特別の取扱を爲すことの出来るやうな規定を設けてあるのであります。それ故に、斯様な場合に於ても、差障りを生ずると云ふことはない見込であります。又寧ろ此基督教を宗教法の圈外に置いたらどうかと云ふ御話もあつたのでありますが、併し基督教と云ふものを、今日の如く、所謂日陰の身に置くと云ふことは如何でありませうか、却つて基督教に對しまして不公平な取扱を爲すと云ふことになりは致さぬかと思ふのであります。成程日陰に置きますれば、政府の目の届かぬ所に居るやうなものでありますから、何等干渉を受けるとか云ふやうなことはありませぬけれども、其代り所謂日陰の身であります。布教傳道を爲す上に於ても、種々の不利があるに相違ないのであります。今日まで基督教と云ふものは、此不利の下に忍んで參つて居るのであります、其結果は多年努力致して居るに拘らず、其努力に釣合つた所の結果が、今日見られて居らぬと云ふのは、其邊に原因がありませぬかと思つて居るのであります。故に法律を作ります上には、どうしても基督教と云ふものも、同様に此法に依つて支配を致さぬければなら

ないかと思ふのであります。又其支配されると云ふことが、基督教の爲に私は大に宜しいことと考へて居るのであります。或は之が爲に外國に誤解を興へると云ふやうなことが、さう云ふ懸念がないかと云ふ御尋ねがあつたのであります、此點に付きましては先刻も一寸申上げたのでありますけれども、外國に於ては此法律は極めて評判が宜いやうに私は承知いたして居るのであります。是は日本に於ける所の或る外字新聞が此法案をすつかり翻譯いたして、世間に……外國に紹介せられて居ります。又或る通信社が……外國の通信社であります、此法案の概要を世間に通信をいたしまして、私の承知して居ります所に依りますと、先刻も申した通り、此案に於て神道佛教、基督教を殆んど同様に取扱つたと云ふことを、非常に賞讃いたして居るやうであります。差別的待遇をせぬと云ふことに對して、非常なる賞讃をいたして居るやうな譯でありますから、外國人の思惑と云ふ點から見ますると、寧ろ基督教を除くと云ふやうなことに致しましたならば、却て之は反對の結果を生じは致さぬかと思ふのであります。尙ほ詳細の點に付きましては、又委員會等で御質問に應じて御答へ申上げる積りであります。

○男爵阪谷芳郎君　まだ能く十分分り兼ねる所もありますが、あとは細いことになりまから、私の質問は是で

止めて置きます。

〔阪本鈺之助君演壇に登る〕

○阪本鈺之助君 宗教法案に付きまして本員の御尋ねし
て見たいと存じましたことの大體は、…一部は阪谷君
の御質問の中に含まれて居つたのであります。尙ほ
其他に付きまして、極めて簡単な事柄を一二伺つて見た
いと思ふのであります。内務省の所管時代に於きまして、
法律案の難物が三つございました。曰く道路法案、曰く
宗教法案、曰く東京都制案、然るに此道路法案は、水野内
務大臣の時代に解決されました、今日は都合宜く運用さ
れて居るやうであります。東京都制に至りましては、市
民の不熱心なることと政府の優柔不斷とに依りまして、
何時埒があくか私は見込がつかぬと云ふので甚だ痛歎い
たして居る者であります、而して宗教法案は、此度所管
が文部省に移りまして、現代文部大臣の手に依つて發案
をされた譯でありまして、宿昔の難問題であります。の
が、斯く迄に整ひまして、發案されたのでありますから、
出来ることならば此議會に於て通過せしめ、積年の此難
問題を解決することは、國家の爲に喜ぶべきことではな
いかと存じて居る一人であります。然るに豈圖らん
や、基督教の一部の人から何か反對の意見を發表して居
ります。私共考へますと先刻も段々御説明御質問にあ
りました通り、此法案の中に基督教が這入つたといふこ

とは非常な進歩でありまして、所謂日陰の身であつたも
のが明るみへ出る様な譯で、日本では何と申しても佛教
と云ふものは宗教の要部を占めて居る。即ち其佛教と共
に歩くべき資格を得たと云ふことは、恰も選舉權を擴張
されたやうな譯で、非常に喜ぶべきものであらうと存じ
ます。に拘らず、一部の人ではありますけれども、反對
をするに云ふことは、甚だ遺憾に思ふのであります。同
時に、それ程に好まざることであるならば、暫く是迄の
通り日陰の身に置かれてはどうであらうか。是非此際基
督教を此中へ入れなければならぬと云ふ理由が、政府に
置いてあるものでありませうか。成るだけ入れたいと云ふ
御考でありますか。私共も這入つた方が宜いと思ふの
であります。唯法案を見ますと、章が六つに分れ
て居りまして、其中此神道に關するものを主として居る
もの、又佛教を主として居るもの、それから即ち基督教
に關するものになつて居りまして、佛教其の他の宗教、
若くは神道其の他の宗教、基督教其の他の宗教と書いて
ございますから、必ずそればかりかと云ふことではござ
いませぬが、三つに分けて書いてありますから、強い
て之を反對する人の方から見ますと、矢張り基督教と
云ふものは佛教と同様にはなつて居らぬ、法文の精神は
別に變りませぬけれども、さう云ふやうな風に見えるか
も知れぬ、で私は御尋ね申して見たいのは、基督教も何

とか此寺院と云ふ言葉は當りませぬか存じませぬが、佛
教と一向變らない法條の下に支配すると云ふことは出来
ないのであるか、餘程は御苦心になつたものでありま
せうが、もう少し色彩を、更に混同してしまふと云ふこ
とは出来ぬものであらうか、それが出来ぬ、どうしても
多少の差別を設けなければならぬと云ふことであれば、
暫く相變らず日陰の身で置かれてはどうであらうか、と
云ふやうなことを伺つて見たいのと、もう一つは神道と
云ふものが、私共甚だ淺學寡聞にして、どうも神道と云
ふものの了解が、果して是が宗教と云ふことが…立派
な宗教であると云ふことが云へるものであるか、却て其
末節にある所の天理教とか金光教とか云ふものは、何か
宗教らしい、又大きな殿堂などを設けてやつて居ります
が、是もどうも安心立命と云ふ 唯現世に於て道徳彝
倫を重んずるとか、祖先を崇敬するとか云ふことに止ま
つて、安心立命と云ふ點に於て、神道と云ふものが、果
して宗教と云ひ得るかどうかと云ふことは、私はまだ疑
を存して居るのであります、故に此宗教法案を御作りに
なる上に神道と云ふものを御認めることは…御認め
にならぬと云ふことは又非常に弊害があつて、神道者流
が怒るか知れませぬが、先暫く此宗教法案は寺院法と云
ふ名の下に、佛教だけに應用する所の法案に御作りにな
ると云ふ御考へは、今日ではもう決まつて居りますから

何であります。段々御論議になる中に、さう云ふこと
がなかつたか、場合に依つては寺院法の名の下に佛教の
監督だけすると云ふことが、どんな御考へのものであら
うか、極く私の考を赤裸々に申して見ますと、先づ寺院
法位で、佛教の方だけをやつて置いて、神道と云ふもの
も、もう少し形が變つて來て、愈々宗教と認められる時
に、之を又相當、神教法とか何とかを作り、基督教も
う少し目覚めて來るか、國民の信仰が増して來るか、も
う少し時代が變つて來た時に、自然に必要を感じて寺院
法同様のものを作ること、或は遅しとせぬであらうか
と云ふことを感じますが故に、是等の點に付ての當局の
御所感と申しますか、御考と申しますか、之を承つて見
たいと云ふことであります。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今阪本君の御尋は二點であ
ります。第一は基督教と云ふものに對しては、今まで
日陰の身であつたものを明るみへ出すのであるから、ま
あ大に喜ばぬければならぬのであるが、それにも拘らず
反對もあるやうな模様であるから、必要がなければ反對
のものを強て法を定むるの必要もなからうから、寧ろ
基督教だけは省いて置いたらどうかと云ふ、第一は御
尋ねのやうに考へて居るのであります。此點に付きまし
ては先刻概略申述べたのであります。基督教側は大體

此法を喜んで居るのであります。唯末節に關係いたして心配を致して居ると云ふやうな状態であります。若し基督教と云ふものを宗教法の外に置きまして、佛教、神道などと差別的の待遇を致しましたならば、恐らく基督教の關係者と云ふものは、満足を致さぬのみならず、先刻阪谷男爵の御述べになりました通りに、外國の間にも甚だ宜しくない事柄と信するのであります。で反對と申しますけれども、是は此立法全體に向つて反對するのでなく、或る箇條に付て、憂慮を懐くと云ふ譯であります。併し、それも基督教の全體ではないのであります。基督教の中で最も多數の信者を有して居ります所の「カトリック」の如き、又新教の側に置きまして、有力なる派に致しまして、何等反對を致して居らぬ者も段々あるのであります。唯一部の者が反對を致したと云ふ爲に、基督教と云ふものが全く此宗教法の圏外に置かれると云ふことになりましたならば、恐らく是等の、此法案に對して全然賛成を致して居る者の側は、大いに失望を致すことであると思ふのであります。是等の事柄から見ましても、基督教を矢張り此中に入れて置くこととは、必要なことであると思ふのであります。唯反對する者は、十分に此法案の趣旨を理解して居らぬと云ふことに私は反對の原因があるであらうかと思ふのであります。之を十分に理解せしめ、又此施行を致すに付きましては、又

此施行法を制定致すに付きましては、是等反對し或は憂慮を致す者の心配を除く爲に、當局は出来べきだけの努力を致す考を持つて居るのであります。神道のことについて御尋ねでありましたが、神道を除外すると云ふことではありませんが、阪本君は神道と云ふことは宗教として寧ろ不完全であつて、佛教などと伍する譯には行かぬのであるから、是は別に置いたらどうかと云ふ御尋ねであつたからと思ふのであります。私は左様に考へませぬので、神道と雖も矢張相當の發達を致して居るものもありませんし、又此教に依つて安心立命を得て居るものも少からずあるのであります。確に之は立派に一つの宗教であると思ふのであります。唯經典其他は備はつて居らぬ點もありませんけれども、安心立命を與ふると云ふ點に付きましては、佛教の或る派に比較して決して遜色のないものが段々あるのでありますから、是は矢張り宗教と致しまして、同じ法律で支配いたすと云ふことは、適當のことであらうと考へるのであります。

〔藤澤利喜太郎君演壇に登る〕

○藤澤利喜太郎君 只今御提出になりました宗教法案に付きまして、御質疑を致したいと存じます。其御質疑の前提と致しまして、一二申上げたいと考へるのであります。宗教法案の案が御出来になりましたと云ふことを承知いたしましたして、直ちに草案の御贈與を當局に願ひまし

て、それを受取りまして、爾來新聞紙上其他に出て居ります限りは、此案の今日までの御審議の經過に付て、成るべく其要領を承知致しますことを心懸けて居りました。従て此各條文に付て伺ひたいことも多々あるのであります。併しそれ等のことは總て他の機會に譲りまして、今日は此根本的のことに付きまして御質問いたしたい、又其御質問の前提となることを茲で申上げる御許しを得たいのであります。最初宗教法案と云ふ言葉を耳に致しました時に、其言葉と云ふものが非常に異様な感じを以て私の耳朵を打つたのであります。宗教と云ふものも色々世の中にあるやうに承知を致します。又宗教なるものが、所謂精神的の感化……で其宗教に付ては憲法二十八條に依りまして、信教の自由と云ふものは御許しになつてあるのであります。併ながら宗教の此世の中に存在して居る限りは、外界と假に……或は語弊があるかも知れませぬが、俗界と云ふ言葉を用うる御許しを得たいのであります。俗界と交渉する所あることは免れないと思ひます。此俗界と接觸し交渉する所に於て、法律の制裁を受け、又法律のみならず、社會の制裁を受けると云ふことも餘儀ないことではありますが、それは寧ろ宗教其ものに付て申しますならば、枝葉に過ぎない。宗教なるものは信解、信念及びそれより湧出づる所の感化と云ふものに、其重大なる使命の有ること、考へるのであります。

さうしますとそれを十把一束に、一つの宗教法案と云ふやうなことで律しやうと云ふことは、根本的の考へに間違がないかと云ふことは、實に最初に感じた次第であります。今日私より前に阪谷男爵並に阪本議員の御質問に接しまして、略々同様の御考へが、其御質問其もの、中に伏在して居るやうに承知致しまして、大いに氣強く感じて居る次第であります。事少しく他に涉る次第であります。先頃添田議員の質問に對して、文部大臣が御答辯になりました其要領はです、添田議員の質問には、學校に段階がある、其一つの段階から次の段階へ移るには、そこに激烈なる競争試験がある、是は我國の教育上の弊害である。文部大臣は之に對してどう云ふ御考を持つて居られるか、斯う云ふ御質問であつた、それに對する御答辯があつた、其の御答辯に依りますと、文部省なるものは常にです、各種の各段階の學校はそれ／＼一つの全體を成して、決してそれよりは段の高き學校に上る所の豫備學校ではない。其精神をどこまでも發揮する、又其方針を以て事に當つて居る。それが御答辯であつたかのやうに承知いたして居ります。成程其事實は私も承知いたして居ります、併しそれではです、ずつと古い頃故の森文部大臣時代からの御話である、文部省の當局はさうあれかし、中學校なり高等學校なり、それは完結したる教育であれかし、決してそれ以上の學校に上る所の豫備

教育を興ふる所ではない。さうあれかしと云ふ御希望は、始終我々は承知して居りますが、世の中の實際はさうでないものである。實際の青年子弟は勿論、其青年子弟の父兄と雖皆それを豫備教育にせむとする、又事實上級の學校に進んで、上級の學校に入らない人々でも、矢張之を豫備教育と心得る、即ち若し文部の當局と云ふものがさうあれかしと云ふ御希望であつたならば、さうあれかしと云ふ御希望と云ふものが、世の中の實際と一致しないのである。又實際文部當局の中にも、自分自身の子弟のことになつては、矢張其豫備教育たらしめむとする、せしめると云ふやうな實際も多々あるのであります。若し世の中が、其事を折角文部省の施設がさうあるに拘はらず、それをしないと云ふことは、世の中が悪いと云ふ御話のやうに御趣意を承知したのであります。若もさうであつたならば、文部省の御希望と云ふものは、全然人間性、世の中の實際と掛け離れたものかと私は思ふのであります。それでありますからして、どうかして其處の一方には、總ての階級の學校と云ふものを、それ限りで一の完きものとならしめると云ふ、さう云ふ御希望、それがなか／＼の實際の状況とは異つて居る、其間の配置處理と云ふものを如何にして融和し調和せしめなければならぬと云ふことに、此問題があると思ふ、それに付きましては私は總ての弊害と云ふものは統一主義、學校

一四二

教育者の場合に於ては、或は畫一主義と申しますか、其弊害が、……畫一主義の弊害と云ふものが總ての累をなして、所謂教育上の痛をなして居ると考へるのである、元來我國の制度は昔の封建割據の後を受けまして、確に此統一主義と云ふものは、或る程度迄は宜いことであつて、又今日國運の斯く隆盛に赴きましたことも、其根柢を統一主義に發して居ることと思ひますが、今日に至つては、其統一主義なるものを餘り極端に用ゐるが爲に、非常な弊害を貽して居るのではないかと思ふのであります。今日の教育上で一番大切なこと、云ふものは、此畫一主義を打破するにある、其外に途がないと云ふことを確信するのであります。が併し此問題は他の問題に涉る次第でありますから、是は他の機會に於て更にもう少し私の意見の明になるやうに陳述いたしたいと存じます。唯茲に其關係のありますのは、此矢張り宗教法案も此所謂統一主義に禍されたものではないかと思ふ。それで其點に付きましては、憲法二十八條の信教の自由と云ふこと、之をどれだけの事柄と云ふものが其信教の自由と云ふものを妨げるのであるか、或はさうでないかと云ふ、其點は所謂程度問題に屬しまして、此點に於ては種々世の中に議論のあることかと考へます。併し具體的なことは簡條々々の事柄は煩に涉ることを避けむが爲に省く次第であります。此宗教法案全體を見まして、是は信教

の自由を保障せらるゝと云ふ點に於て、憲法違反と申しましては語弊があるやうに存じますが、憲法に於て信教の自由を保障せられてある所の其精神に背いて居るものでないかと私は考へる、私は申す迄もなく、我國の憲法の條文と云ふものは極めて簡條も少なく、又其文字も極めて短く、簡単に記述してある次第であります。先づ我が據つて宜しいと考へます所の、伊藤公の『憲法義解』の此憲法二十八條に對する解釋の所を見ましても、中に確か冒頭に、幸に私の記憶にして誤なからしめば、其義解の解釋の一番最初には、外國に於ける事例が引いてあつたかのやうに記憶して居ります、でありまして、從て此耶蘇教に於て、或は日陰の宗教であると云ふやうな御言葉も出たかと思ひますが、既に憲法二十八條に依りまして、決して是は日陰の宗教でも何でもないと私は考へるのである、それで現に此法文の中に色々如何にも無理やりに此統一すべからざるものを統一してあるかのやうな感じを興へるのであります、又先刻來の御言葉の中にも、平等と云ふやうな御言葉もあつたやうであります、平等といふものは、比較的出来るものに付き初めて平等と云ふやうな考が起るのと思ひます。元來佛教、耶蘇教、宗教と云ふやうなものは餘程違つたものである。確に違つたものである。我國に這入つて參りました因縁から違つて居る。又物其ものも違つて居る、是は平等と

一四三

云ふやうな觀念を起す程に同じ同種類のものではないのである。まあそれ等に付ても色々御議論の……今日まで此案文が成りますまでに付ては御議論のあつたことと思ひますが、それ等に付てはどう云ふ御考でありますか。若し私の御質問いたした次第が尙ほ明瞭でありませぬ場合は、更に敷衍して申上げること致します。其點が一つであります、要するに斯の如く統一せずして、さうして此目的を……先刻文相の言はれましたやうな目的を達する他の方法に於て御考へはなかつたかと云ふことを伺ひたい。成程其宗教法案と云ふことが餘程古い歴史を持つて居る、多年の懸案である、幸に私の記憶をして誤なからしめば、三教合同と云ふやうな途方も無い間違つた考が一時世の中を賑はしたことがあるかと記憶して居ります。其前後から致しまして、宗教法案と云ふやうなものは、成るほど其當時の、官僚式と云ふやうな言葉を用ゐることを御許し下さつたならば、官僚式の、寺に於て總ての宗教を一緒にごつたにして取締ると云ふやうな考が、其當時起つたと云ふことは、無理からぬことかと私は思ふのであります、世の中が段々進歩して行くに従つて、さう云ふ考が段々薄らいで來るのが本當である。多年の懸案を解決すると云ふ見方は間違つて居ると、實は自分だけの考へで居る、隨て併ながら種々行掛りが……種々の方法を以て斯う云ふ既に非常に御盡力を經

たる案が出来たものでありますから、さうして見ましたならば、何とかして此案に付て、又前申します通り宗教法案と云ふやうな名前が、既に非常に不愉快な感じを外國に與へはしないかと云ふ私は虞れを持つて居りました、其點に付ては似たやうな御考を阪谷男爵から先刻御述べなつたと記憶して居ります。文部大臣は外國の方でもまあ一言にして總括して申しますれば、評判が好いと云ふ様な御話であります、本員の見所に依りますと、未だ其法案なるものが、今日議會に提出されて、其議場の問題となつて初めて世界の視聽を引くことがあるかも知れぬと思ひます。今日まではそれ等に付ても先づ自分の寡聞なる、此許す範圍に於ては世の中の時論と云ふものを成るべく承知するやうに心掛けて居つたのであります、如何なる資料を御持ちになつて居るか知りませぬが、眞面目に此事を論じたものを未だ餘り多く拜見しない、今御話になりました、成程此宗教法案の案が出ましたる當時、或る日本で刊行する所の外字新聞には此案の翻譯が出て居りました、其翻譯と云ふものも果して原文と能く合つて居るかなどと云ふことを色々自分の知識の許す限り参照した。確か共同新聞であつたかと思ひます、其新聞に可も無し不可も無し、而も寧ろ何れかと云へば丁度私が述べましたやうな、どうも宗教と云ふ全く違つたものを千篇一律に律すると云ふことの、不都

合と云ふやうな意味を寓した論説も、載つて居つたかのやうに私は承知して居ります。それで成るほど、其葬儀等に於て宗教に依ると云ふことは世間一般に廣く用ゐられて行はれて居ることであり、是は寧ろ宗教の本體から申し、精神から申しましたらば其枝葉に過ぎない。宗教の眞の精神と云ふものは、克己心、又それが自信、信仰、又それが他に及ぼす感化、それにあるものと思ひます。尙ほ又序ながら茲で申上げるのであります、先刻阪谷男爵からも御話になつたと記憶して居りますが、或る耶蘇教の……基督教の方面に於きましては此職業的宣教師と、さうでない人の間の區別と云ふことが無い。私は其無い所に殆ど其宗教の生命があると云つても宜いかと思ふ。多年所謂信者の中の最も敬虔、信仰の深い人、其人達は公然の或は「バートル」とか云ふやうな名前を有つて居ります者よりも、尙ほ其及ぼす所の感化力が大きいのであると思ふのであります。でそれ等に付ての先刻の文部大臣の御答はどうも、まだ私は不十分だと思ひますので、もう少し御考を……或は其點に付てまだ御考がなかつたと云ふことでありますならば更に今日に限らませぬ。他の時日に於ても……それからして今の基督教團體から色々な書面が私共の方へ参りまして、それに付て阪谷男爵は先刻御質問の動機を其處に發せられたやうであります、私共の所へも同様のものが参つて居り

ます。それも拜見しました、併し是は其書類を見たことに依つてさう云ふ考を起したのでなしに、其前から同じやうな實は考を持つて居ります、それに付ては此箇條の中のどう云ふ條項を削つたら宜いであらうと云ふやうなことが、近頃、配付されてある此案に對する反對者側の者から参つて居ります。且又それに種々の團體から参つて居るやうに考へて居ります。文部大臣は極く之を軽く見て、それ等の反對は極めて一小部分の反對である。謂はゞ齒牙に掛けるに足らぬと云ふやうな御話であります、且又此案を御審議になりました宗教調査委員會には耶蘇教の方の……基督教の方の人も這入つて居る。其人達は之に同意をされた、さう云ふ御話であります、若しも其人達が眞に基督教の代表……基督教と云ふものは種々の派があるやうに存じて居りますが、それ等の總ての派を代表して居るものでありますならば、其委員と云ふものが、何人基督教に屬する委員が居られたかも存じませぬが、其人達が皆一様に賛成されたことを、斯くまで激烈に反對せらるゝとは私は思はれない、其點に付てもう少し斯う云う事柄でありますから腹藏ない詳しい御説明を承りたいと思ふのであります。で無論是は宗教の精神的方面にも、茲に掲げてあります如くに或は監督と云ひ、認可と云ひ、所謂無論是は程度と云ふ範圍に屬する事柄でありませうから、是はさうでないと思へばそ

れ迄の話であります、憲法二十八條に少くも抵觸せざる迄、其精神と云ふものに付て十分な尊敬が拂はれてないかのやうに、獨り自分に於て讀まれるのみならず、此案に付て世の中にも色々議論があつたが、大抵賛成だと云ふ文部大臣の御話であります、此案が愈々帝國議會に提出せられると云ふことになりました。其前後に於て現はれました議論と云ふものは、寧ろ皆反對であるやうに私は讀んだのであります。併し私の寡聞なる、或は見落しであるかも知れませぬが、少くも此案の提出前後に世の中に出ました所の世論と云ふものは、多く之に對して反對であるやうに承知するのであります。要するに此精神的方面、即ち宗教の寧ろ物質的方面、成るほど昔の從來からありました社寺領の問題、或は耶蘇教徒にしましても教會を有つて居なければならぬ。教會には敷地がなければならぬ、それ等に付ては先刻私が御許しを得まして俗界と言ひまして、俗界の故障のあることは免れない、其俗界に於ける所の利害問題をそれを餌にして、さうして精神的の本領と云ふものをそれを無視すると云ふことは、甚だ公平なこと……決して譯でなからうかと思ひますが、それに對して深甚なる影響を及ぼすべき、さう云ふ効果を生ずるやうな……結果が茲に齎せられるやうなことがないかと云ふことを心配するのであります。是は近頃日米關係と云ふやうなことが謳はれるので

ありますが、抑々此日米の國交と云ふものは是は本を質しますと云ふと、是は全く宗教の精神的方面から胚胎する所の動機から今日の日米の國交と云ふものは出来たものである。それは丁度千八百年代の極く初まりに「ボストン」の町に於きまして極く少數の宗教家の集合がありました。其處へ偶然に日本製の花瓶、多分長崎或は出島等に居りました和蘭人あたりの手を経て是が段々轉々して來つたものであります、其宗教の……是はもう非常に熱心なる宗教家でありまして、其花瓶を見まして斯の如き優美なる花瓶を造る所の日本人の天性の中には必ずや愛すべきものがあるであらう、どうかさう云ふ人種を基督教に歸化せしめたいものだと思ふことを考へて、そこで僅かながら醜金いたしました。其醜金と云ふものが段々積り積つて、詰り彼等の盡力が當時の大統領の「フイルモア」氏を動かして日本へ「ペルリ」を寄越した。詰り日米國交の濫觴と云ふものも此宗教上の全く精神的の作用から起つて居ると考へる、米國建國の當時の事柄と云ふものは所謂「ビルグリムファザース」、彼等の信仰の如何に強かつたか、彼等の信仰心の何物にも打勝つたと云ふ、それ等のことは能く知れて居りますから、私は此處で彼此申述べないのであります、其影響と云ふものは米國人の信仰心と云ふものが、今日も尙ほ米國人の表面には、或は宗教心が衰へたと云ふことを稀には

聞くのでありますが、今日も尙ほ自慢して居るのであります。御承知の通り此大戰の爲に……所謂大戰争の爲に非常に利益を受けたのは北米合衆國と我日本國とである。然るに我日本國に於きましては大利益を得ても其勢に浮かされて、遂に今日のやうな或見方に依りましては決してさう云ふ非常な好都合な場合に處しても、尙ほ且つ能く健全なる状態を保つて行つたと云ふことは、是は全く宗教の力に依ること、而も宗教の形式に流れたものでなく、精神的の宗教の効力に依るものと思ふのである。元來宗教のことを斯く申す私共と申しまして、自分が斯く宗教のことを論じますが、自分の信仰は……他人の信仰は容易に分るものではない、又私は到底分らぬものであらうかと思ふ。それに密接の關係のある其事柄に付て行政官の或は監督を受け、或は認可を受け、又斯ふ云ふやうな、茲には宗教審議會と云ふものがある。さう云ふ事柄は必ずしも行政官の手心ではやらない、是は審議會で、併し是は宗教法案に限つたことではないので、多くの場合には行政官が獨斷でやつてはいかぬと云ふので會を造る。其會に諮詢する、是は能くある常套手段であります、併し其會なり行政官の頭の中で造ること、其會を組織するのは何人であるかと云ふと、行政官が主に取捨するのでありますから、幸にして適當な會が出来れば誠に結構であります、自然の成行

きとしてはどうも其會と云ふものは、行政官の藥籠中のものとならざるを得ない成行を持つて居ると私は一般に考へる、殊に宗教審議會の如きものは、其點に付ても尙ほ若し此案がです、大々の修正を経て成立つものとしまして、何れにしても其修正の箇條に付ては私は此處で詳しく述べることを省きます、それは皆我々の所へ參つて居ります、あの基督教團體から確か全體では四通程參つて居るかと思ひます、其中ではどの條は削除すべきものであると云ふことが詳しく書いてあります、大體に於て私のはあの基督教の反對論者の方から陳情に參つて居る者に賛成を表する者であります。で此宗教審議會、唯此案に現はれました又從來からの慣例に依つて考へて見ますと、唯今私が述べましたやうな全く行政官の藥籠中のものとなるやうな危険のあるもの、やうに考へられますが、併し又是等の點に付ては或は大いに考へられる所があつて、大體どう云ふ風にしてやられると云ふ御考案が、あるのではないか、其點に付て詳しいことを尙ふ必要はないのであります、大體に唯從來の經過に依る所の斯う云ふ性質の會でありますから、餘り頼りにならぬものかどうかと云ふ杞憂を懷くものであります。之に付て尙ほ私の意味を明かにする爲に、尙ほ具體的に斯う云ふ御話が……もう一言、四五分であります、ちよつと私の意見を明かにする爲に、時間もないと云ふことであ

りますから……労働代表を選んだ時に、色々諸君の御記憶に新たなる如く、此選び方に付て何か紛糾がありました、それで到頭今日のやうな選び方になつたのであります、で私密かに、是は杞憂に過ぎないか知れませぬが、密かに慮れる所は丁度此宗教審議會に付ても、矢張りあの労働者の代表者を選ぶ時と同じやうな經過を辿ると云ふ懸念がないかと云ふことを心配するのであります。併しそれは、此際は質問でありますから、自分の意思を述べましては甚だ恐縮であります、自分の元來の考へは、個々別々に丁度先刻阪本君の云はれた如くに、寺院法とか云ふもので治まりの付くものではないか、又先刻文部大臣も言はれましたやうに、從來も此社寺の社寺領等に付ては種々、明治初年以來種々の規則があつて、それは區々になつて居つて甚だ困ると云ふことである。併ながら宗教の自由、信教の精神的自由と云ふことは、最も重く視る場合に於ては單にです、それが俗界と接觸し、俗界と交渉のある所だけに付て、其何か弊害の起つた時に、其弊害に對して相當の法律上の制裁を設ける、斯う云ふことにならなければならぬと思ひますから、勢ひ前々のやうな成行きと云ふものが、是が宗教本來の性質になつて居る所の處置ではないか、其中に若し相矛盾する所がある、若くは不都合なあれ所がば、それを御改正になつて、兎に角斯くまでに今日では世の中の

病原となつて居る統一病にまで侵されて、さうして斯の如く決して統一すべからざるものまで統一せられむとする御規定には、尙ほもう一應御考慮を煩はす點がないかと云ふことを伺ひます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 只今藤澤君から段々詳細な御質問がございましたが、時間も只今ありませんので私は極く簡略に其要點だけに付て御答申して見たいと思ふのであります。藤澤君の御尋は、要するに宗教と云ふが如き精神界を支配して居る所のものを、斯様な法律を以て規定すると云ふことに對する御疑のやうであります。此法案は能く御覽下さいませと分りますが、宗教の内容に關しましては殆ど關係を致さぬのであります。宗教の内容のことは各宗派の自治に任かしてあります。是は此法に於て關係する所は殆んどないと申しても宜いやうな譯であります。唯其宗教を或は他に傳播し、或は種々の行動を爲すと云ふ上に於て俗界に觸れて参ります、其點に付て色々な規定を要するのであります。宗教其のものに付て別にどう斯うと云ふやうな規定はないのであります。或は宗教の教義に對して認可をすると云ふが如くに世間に誤解を致して居る者がありますけれども、宗教の教義其のものを認可するのではないのであります。宗教の設立を認可いたす時に、教義信條を具へて

出させぬければ、如何なる宗教であると云ふことが分りませぬから、宗教團體の認可をする時には、教義信條と云ふものを具へて認可を請ふのであります。併し教義其ものが認可の目的物となる譯ではないのであります。是は全く其の外にあるのであります。又藤澤君は學校の例まで御引きになりました。畫一主義を非常に攻撃になつたのであります。此法案は決して是は畫一を期してやつたのではないのであります。詰り公平を期するが爲に、畫一になる點もあるのであります。佛教、基督教、神道と云ふが如きものを、之を別々に取扱ひましては、其間に非常な不公平と云ふことがある。所謂差別待遇が起るのでありますから、斯様なことは避けなければならぬと云ふので、統一の形式になつて居るやうな所もあります。

併ながら全然畫一を目的とする譯でもありません。又畫一ならざる規定が多いのであります。特殊の事情であつて、據り難き場合は云々すると云ふやうな規定なども段々に設けてある譯で、決して畫一主義には陥つて居らぬと信じて居るのであります。學校の例を御引きになりましたが、學校でも決して畫一主義を採つて居らぬ。畫一主義を採らぬのが、自然に畫一にながれて参つた、是が自然の趨勢であります。規定の罪ではないので、若し將來畫一と云ふことが如何なる事情から起りましたとしても、それは決して此法律の結果ではないと私は思ふのであり

ます、信教の自由に付て段々御述べでありましたが、是は此法律に於て少しも信教の自由には觸れて居らぬと思ふのであります。勿論是は憲法で保障してあることでもありますから、之を侵すと云ふやうなことはありやう筈はないのであります。信教の自由であるからと申して、宗教的の行動は、總て放任して置くことと云ふ譯には參らない、宗教の爲に造られる學校でありまして、學校である以上は、學校の規程に依らなければならぬと云ふが如くに、それ〴〵規定に依らねばならぬと云ふことは、是は已むを得ぬことであらうかと思ふのであります。又教師以外の「レローメン」が説教することに付ても言及になりましたが、是は先刻阪谷君にも申上げて置きました。が、決して此規定に於て禁止して居りは致さぬのであります。どこにもそれを禁止するが如き簡條はないのであります。又此法案に付て反對がないと云ふことを當局者は申して居るが、近頃起つて來つたのは反對ばかりである、反對の意見書が澤山参つて居るが、賛成の意見書は來て居らぬと云ふやうな御話もあつたやうであります。是は賛成者は安心を致して居るのであります。今日意見書を御廻しするのは、反對の側の方が御廻しすると云ふことは是は當然のことでありませぬ、それは澤山に参つて居るか知れませぬが、大體同じ方面から出て居ることであらうと私は信じて居るのであります。勿論是は

一小部分の反對であるから齒牙にけるに足らぬとは、私は申しませぬ。假令一小部分のものでも、其反對のある所は十分考慮いたさなければならぬと思ひます。能く考慮いたして見ましたが、其反對は實際支ない事柄である、此法律を能く理解いたしますれば、其反對は私は止み得るものであらうと思ふのであります。で基督教の方の關係者も宗教調査會の中に這入つて居つたに拘らず、反對が起ると云ふのは、どう云ふものであるかと云ふやうな御話もあつたのであります。此の基督教の代表者は、新教の側、舊教の側、兩方から這入つて居ります。此新教の側から這入つて居ります所の委員は屢々新教の關係者に意見を述べて居る、又其意見をも聽いて居つたのであります。其の意見は調査會の場合にも屢々現はれて居つたのであります。又外國人の御話もありました。が、外國人などを屢々此委員の人は集めまして十分に諒解を求めた筈であります。で其方面からはまだ何等反對が起つて居らぬかと云ふやうに、私は承知いたして居るのであります。要するに大體に於て此委員は基督教の大部分の同意を得て居つたやうであります。此委員になりました人は基督教聯盟の議長であります。會長であります。基督教の各方面の意思の疏通を圖る便宜を有つて居つた人であるのであります。外國のことも御話でありましたが、是は私の申上げましたことは相當根據のある

ことで、唯、外國の新聞にちよつと出て居つた、と云ふやうな事柄ではないのでありまして、其一例を申し上げます、瑞西の新聞に掲載せられましたる事柄を、瑞西の大學の教授が講演を致しまして非常に進歩した公平なる法律であると云ふことを賞讃を致したと云ふことであります、瑞西の如き國まで能く此法案の要旨は傳はつて参りまして、大學の教授に依つて批評せられたと云ふことでありますから、外國に於きましても、議會へ此案が出来せぬでも、既に相當の注意は引いて居つたものと思ふのであります、其他にも御話すべき材料はありまするけれども、是は省略を致すのであります、要するに藤澤君の段々御述べになりました信教の自由を妨害するとか、或は畫一の弊に陥ると云ふやうな御心配の點は、私は少し御心配が過ぎはせぬかと思ふのであります、是は委員會の時に又各條章に互りまして精しく申上げて見たいと思ふのであります。

○議長(公府徳川家達君) 休憩いたします、午後は一時二十分から開會いたします。

午後零時十七分休憩

(中略)

○議長(公府徳川家達君) 是より會議を開きます、藤澤君

〔藤澤利喜太郎君演壇に登る〕

○藤澤利喜太郎君 午前に貴重なる時間の御割愛を願つた次第でありますから、極く簡單なことで：併し演壇の方が御聴取り易いことかと存じまして、暫時此演壇を汚す次第であります、で先刻文部大臣から私の極めて漠然たる御質問に對して御答辯がありましたことに對して謝意を表する次第であります、今日午前にも此統一と云ふ、統一主義と云ふことの弊に付て、どうも此宗教法案なるものがどうも此統一の弊に囚はれて居る一體案ではないかと云ふことを、其趣旨を明かにする爲に、餘談に互る嫌を冒しまして、教育上の事まで申した次第であります、尙ほ其懸念を實は持つて居るのであります、教育上のことに付て極端に此統一の弊害と云ふものを存在して居るやうに考へられる、よく教育上の参考上に外國のことを参考するやうなこともあるのであります、其外國のことが我國に日本語に翻譯され、抜粹される其間に於て、外國では統一でないものが統一化されて、さうしてそれが我々の耳目に觸れるやうなことを程左様に此統一病と云ふものが所謂病膏育に入つて居るかと思ひます、此宗教法案も矢張り此累を踏んだものではないか、現に最初に、極最初に宗教法案と云ふやうな名前を見ました時分に、此我々の精神に關係する所の宗教、それに付ても種々な宗教がある、それを包括した、さう云ふ法案と

云ふやうに考へ、其ものが極端なる統一主義に囚はれた所の考ぢやないかと云ふやうな感じを實は持つたのは、必しも本員一人ではないと思ふのであります、併し又當局の方から見れば決してさうではなかつたらう、其處には従つて意思の疏通しない所があるから、それでありますから私が御質問いたして、それに付て御答辯を受けるに付きましても、何とかしてもう少し意思の疏通した、さうしてもう少し、一歩進んだ御答辯を實は得たいと云ふ希望であつた、或はそれは不可能のことであるか知れませぬ、併し出来るならば得たいと云ふ考で餘談まで申上げた次第であります、どうも意思が十分に疏通してないやうであります、今更、更に貴重なる時間の御割愛を願ふと云ふことは甚だ恐縮の次第であります、唯一つ一二附加へることを御許しを得たい、例へば此法案の中には認可と云ふことが方々にあります、さて其認可と云ふことを宗教の精神的の内容にまで觸れないで、其認可と云ふことが有効に出来るものであるか、私は甚だ疑を抱いて居ります、成るほど官廳には認可と云ふことが澤山ある、殊に物質的の利害關係の伴つた場合には、此認可手續がなか／＼むづかしいと承知して居ります、併しさうでない形式とか若くは精神的の事柄に付ての認可と云ふことは、往々粗漏に流れるやうな場合があると思ひますが、

殊に此統一主義に囚はれて居る所の心理状態に於て、此宗教の精神的方面に觸れずして、認可と云ふことが果して行はるるものであるや否やと云ふことを、耶蘇教者に付ても、信者の中には色々の種類の人もあらうと思ひます、宗教界のこと、雖も俗界に接觸若くは交渉のある部分に於ては、物を纏めると云ふやうな性行の人が其局に當ると云ふことは無理ならぬことであると思ふのであります、併し宗教の最も其威力を發揮するのは眞にです、自信の念が燃ゆるが如く、混亂せる思想の中に立つて能く感化力を及ぼすやうな人は、寧ろさう云ふものを纏める、と云ふやうな方の性質の人ではないやうであります、さう云ふ方の人の、實は一二私の意嚮を明かにする爲に、人の氏名を述べたいと存じますが、本席場に於て個人の氏名を述べるのは如何と存じまして、それは差控へますが、さう云ふ方面の基督教信者の御意見と云ふものは此案には加はつて居らぬ、如何にも先刻文部大臣の言はれましたには、調査會に於て満場一致の賛成を得られた、それは總ての所に於て満場一致の賛成を得ることは非常に難いことで、又稀有のことでありまして、其満場一致の賛成を得られたと云ふこと、それ自身が、其調査會なるもの、構成に付て或る一種の暗示を與へるものではないかと云ふことを私は懸念するのであります、兎に角基督教に付ては十分幾多の方面がある、其方面に付て十

分それ等の意見を御尊重になつて居ないと云ふことは、此澤山の意見書が諸方面から來ると云ふことに依つて明かであると私は考へます、よく行政整理と云ふことは、屢々此議場に於ても唱へられますが、殊に行政の根本的整理、屢々行政整理なるものが行はれましても、直様暮年ならずして元に復舊する、根本的整理は非常に難い、それは私は無理な話、此統一主義とか、此宗教法案に於て豫想されてあるが如き、益々手續を煩雜にするに云ふやうな、斯う云ふことが頻繁に行はれましては、行政整理などは是は夢を見るやうな話であらうと思ふ、私最初の豫定は文部大臣の一通りの御答辯のことは略々豫想されたのでありますから、多分斯う云ふことを御答辯にならうから、其御答辯に對しては斯う云ふ風に伺ひたいと云ふやうに申上げて、もう一步突込んだ所の御答辯を伺ひたかつたのであります、併し餘り時間を取る虞がありませんので、それは差控へます、今日は更に御答辯を促す意味ではございませぬ、唯尙ほ申上げたいことが多々ある、それを私は保留したいと云ふ意味に於て演壇を暫時借用いたしました。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 只今藤澤君の御陳述になりましたことに付ては、強ひて答辯を求める趣旨はないと云ふ御話でありましたが、併し御意見に對しましてちよつ

と申上げて置きたいことがあるのであります、第一藤澤君の御述べになりました認可と云ふことに付て、内容に觸れずして認可をすると云ふことは出来まい、どうしても宗教の教義等に關係しやせんかと云ふ御尋であります、さう云ふやうに私は了解いたしましたのであります、それは如何にも内容に全然觸れぬと云ふ譯には參らぬのであります、例へば「宗制には左の事項を記載すべし」宗制の認可を請ひます時には、記載すべき事項が定めてあるのであります、それは宗派の名稱とか、事務所、是はまあ當然のことでありませんが、其次に教義に關する事項、其次に儀式に關する事項と云ふやうなことがございします、教義に關する事項、儀式に關する事項と云へば、是は宗教の内容に關することであり、併し茲に能く御了解を願つて置きたいと思ひますことは、宗制に記載する所の此教義儀式を認可すると云ふ趣旨ではないのであります、其宗派と云ふものを認可するに付ては、どう云ふ所が此宗派の特色であると云ふことが分りませぬことには、唯其宗派の名稱とか事務所とか云ふものだけを聞きましたのでは、どうも是は如何なるものであるかと云ふことは分らぬのでありますから、此宗派は例へば佛教のどう云ふ經文に依つて居るとか基督教のどう云ふ主張であると云ふやうなことは書きませぬと分らぬのでありますから、其區別を付ける爲に此教義に關す

る事項を記載させるのであります、此教義の其ものが善いとか悪いとか云ふことぢやないのであります、唯、其教義と云ふものは其宗派の特色を表明する：：まあ申さば捉まへ所として記載せしむるのでありますから、教義の内容に關係すると云ふやうな譯ではないのであります、其邊はどうぞ宜しく御承知を願ひたいと思ひます、それから其他に付きましても、寺院教會等の設立の許可などと云ふやうなことは、皆是は許可とか認可とか云ふことになつて居りますが、御承知の通りに今回の法律に依りまして、教會其他の諸税を免除すると云ふやうなことにまでなつて居るのであります、で斯く特權を與へまする以上には、どうしても認可と云ふやうなことに致しませぬければ、自稱宗教で、勝手次第に宗教と云ふやうな名義を以て免税の恩典に浴すると云ふやうなものが續々出て來ました場合に於ては、到底其弊に堪へるものではないのでありますから、どうしても相當の手續を致して置かぬければならぬ、是は我國の歴史に於きましても、外國の歴史に於てもあることであり、寺院に對する免税の特權を利用いたしまして、宗教宣傳と云ふやうな目的以外のものが免税の特典に浴したと云ふ類のことは随分あることであり、それ故に斯う云ふやうなことを防ぐ爲には、どうしても一方で之に特權を與へれば、之に對する認可と云ふやうな取締の方法を設けると

云ふことは、是は已むを得ぬことと思ひます、其他必要のないものに認可と云ふやうなことを致してない積りであります、尙ほ委員會に於きまして詳細に各條に付て申上げて見たいと思ふのであります、それから宗教調査會に於きまして、全會一致で決議したと云ふことが、却て疑の本であると云ふやうに：：一體全體が意見が一致すべきものではない、必ず意見の岐れるのが當然であるのに、全會一致したと云ふのが不思議だと云ふやうな意味に御話でありましたが、是は實は餘り内容を能く申上げなかつたから、さう云ふ御疑念が起つたのであらうと思ひます、隨分、議論は澤山あつたのであります、初めから澤山の議論はありましたが、段々に其議論を詰り詰めた結果、或る一部のものが自分の主張が少し極端に過ぎた、或は其主張を他の事項と釣合を取つて見ると、是はどうも已むを得ぬだらうと云ふやうな具合に了解を致しまして、此邊で宗教法と云ふものは定めるより外は致方はなからうと云ふことに相互の間に了解が著きまして、それで殆ど全會一致を以て此案が可決せられたのであります、一部にある所の意見を尊重せぬのではないかと云ふやうな御話でありましたが、是は出来るだけ廣く世間の意見をも聽く積りで、先刻も申上げた通りに、當初から此案と云ふものは世間に發表いたしました、又調査會の進行の模様も、是も亦其日目の新聞を通して世間

に發表いたしたのであります、それが爲に世間から色々な説をも聞いたのであります、其採るべき所は探つたのであります、遺憾なことには、基督教の方面からは其當時に於て、何等意見は出て居らぬのであります、それが突如として近頃現はれて來たと云ふことに付ては、私は聊か迷うて居るのであります、どう云ふ譯であつたか、其理由は分りませぬが、基督教方面の意見をも随分採用いたしてあるのであります、それから此機會に於て先刻申上げましたことで、ちよつと誤解を生ずることがありますから、訂正を致したいと思ふのであります、先刻は教團の管理者を置くことの出来ない教團に對しましては、特別の取扱をすると思つたかと思つて居りますが、是は少しく申しやうが悪かつたのであります、教團管理者と云ふ者は其教團規則の定むる所に依つて之を置くのでありますから、教團管理者には、どれだけの権限を與へにやならぬと云ふことはないのであります、單に其教團を代表すると云ふやうな権限に致しても差支ないので、是は一に教團規則に依つて之を定めるのでありますから、今日の新教の或るもの、如くに、教會の中の方が皆同様と認めて居る場合に於きましては兎に角、外部に對して代表者と云ふ者がなくてはならぬ、例へば租税の取扱をするに致しましても、誰か一人代表者がなくちやならぬ、全然教會に屬する者全部を對手にして取扱

をする譯には行きませぬから、どうしても其代表的な者がなくてはならぬ、又さう云ふ者を置くと云ふことに於ては、どの宗派に於ても差支ない譯であります、唯、監督とか教師とか云ふやうな者を置くと云ふことに付ては、或る宗派に於ては習慣上さう云ふことを致して居らぬ、又主張の上からさう云ふ者を置かぬことになつて居りますが、併しそれは置かなくても差支ないのであります、唯、代表者を置きまして、其代表者に對する権限に付ては是は教團の規則に依つて定めれば宜しいのでありますから、實際に於きまして何等差支を生ずるやうなことは無いと考へるのであります。

〔玉利喜造君演壇に登る〕

○玉利喜造君 私も此法案に付きまして質問を少し致したいと考へて居りました、後ればせながら立ちまして洵に散會の御妨げをするやうなことになると思いますが、問はんとする所は今藤澤君から御質問もありましたが、私の言はんとする點もさう云ふ所が主な所になつて居りました、併ながら、此法案の大事なことから考へて見ますると、餘程此案は練つて、又十分能く落著いた所で決めて行かなくちやならぬと考へて居るやうな次第でございます、併ながら斯う云ふ案を成立させやうと云ふことに付きましたは、今頃が其時ぢやなからうかと考へて居ります、此前、普選問題に付きましては私は反對を唱へ、何

故そんなに御急ぎになりますかと云ふことをば能く問ふたのでございます、其時の趣意と今日の趣意とは違つて居りますが、今日此案に付て私が伺ふのは、輕卒に御取扱になつてはいかないと云ふ所から言ふのであります、併ながら案は成立つことをば十分に私は希望して居ります、と申しますのは、外國と日本と、即ち基督教の方と、それから日本の方と餘程事情が違つて居ると見るのであります、此前のも矢張りさう云ふ所から見て、私はまあ暫く御待ちになりませぬかと云ふことをば言ふたのであります、其頃には北の或る方に、外國に一種のかたまりがあつて、それが動いて矢張り日本に影響を及ぼして居るのであります、是は丁度流行のやうな有様で、もつとすると鎮まつて變つて行くのでありますかと云ふことをば申上げた積りであります、さうすればこちらの方も亦其頃の流行り思想が鎮定して來ると云ふ積りであつたのであります、がどれだけ鎮定したか、私が聞きます所では、餘程三四年前から見ると、今日は思想界が變化して來たと云ふことであります、併し此宗教案になりましては、是は反對に見て居ります、其方からしますると：西洋の方では漸々宗教と云ふことが其空氣が薄く稀薄になつて來るやうな傾きがある、所で日本は漸々濃厚になつて來る、斯う見て居ります、それで新しく色々のことが宗教上に勃興して來るであらう、宗教に對しては

外國では、信用と云ふものが少なくなつて、輕くなつて來たと斯う見る、日本では又それに重きを置くやうになつて來たのであります、是はあなた方十分御承知に相違ないです、それは反對に今日の思想界が何になつて居ります、さう見ます、だから外國の有様は私が見まするに、日本に一つ之を布くべしと云ふ方の、能く行はるるやうにしやうと云ふ方の何が濃厚に日本に向つてはあるし、日本は又さうなつて來ると、是までにある佛教だとか、神道ぢやとか云ふやうなものが、一方では勃興して來る、斯う見るので、餘程其氣勢が高まつて來る、斯う見ます、それで其間に自然衝突と云ひますか、幾分の競争、軟かい言葉で言ひますると、競争心か何かやかましいことがありはせぬかと云ふことも見ます、それからさう云ふことが信仰界にありますと、新しい色々のことを企てて起る、即ち、大本教のやうなものもありませうし、あ、云ふやうなものが新しく起つて來ると、斯う見るのであります、今の中に寧ろ是は、斯う云ふ法案のむづかしいのは、布いた方が宜からうと、斯う云ふ積りで居るのであります、が併しそれを俄に、餘り能く練らぬで、熟議しないで以て極めることは甚だ危険であると、斯う見て居るのであります、それで御問ひするのは、是は御急ぎになる必要がありませんかと云ふことをば伺ふし、それから縦しそれを御やりになつても、成るだけ

は練つて、兩方の議論を戦はした後に是が成立つやうに致したいと云ふ積りであるのであります、此議場の有様を見ますると、大變此委員の文部省に設けられた時の會議の有様は、餘程賛成の方が多くして、全會一致と云ふやうな有様であつたやうであります、併しながら今日の一體の議員の有様では、どうもさうでなさうである、當局では大變樂觀して居らつしやるやうでありますけれども、本員の見まする所では、さうぢやないではなからうか、今も聴きますると、衆議院の方では成るだけ握潰して欲しいものぢやとか云ふことを望んで居るやうな有様で、さうぢやと云ふて、唯委員會で以て全會一致であつたと云ふぎりぢや甚だどうも心細い話でありますからして、そこで以て之を十分議論を戦はして、成るだけ議論は戦はして、さうして落著いた所で之を決議いたしたいと云ふ積りであり、唯有耶無耶の間で以て、大多數を以て假令此議場で以て決しましたも、是は餘り有難くない、斯う考へて居ります、さう云ふ所やつて下さるすか如何ですかと云ふ方のことをば抑へて、私は御質問するのであります、此宗教のことに付きましては、今後日本は信仰問題に付ては餘程是は勃興して來ると見ます、又さうでなくては、いかなと見ます、外國の教師などは日本は此宗教に對しては甚だ冷淡ぢやとも言ひます、又日本人は寛容ぢや、外教に對

して寛容ぢやと云ふ、寛容ぢやと云ふのは冷淡ぢやと云ふことと同じことでありませう、それは餘り好まない、冷淡と云ふことは好まぬ、けれども日本の神道の方や佛教から見ますると、成立ちが餘程寛容の性質を帯びて居る、或はそれを、もう一つ善く言ひますると包括、包容する性質を有つて居る、神道などはさう云ふことを言ふて居るやうであります、是は結構な性質で、どの宗教でも取つて我が物にすると云ふ性質を帯びて居ると言ひますが、或はさうかも知れぬ、それが神道の性質であつて諸々の宗教に對してそれは超越したものであると、斯う言ふ人もあるのであります、そんなやうな有様で、又實際さうでなからうかと考へて居るのであります、だから一つは神道の方で此法案から取除きになつたやうにも見えるのであります、諸宗教の上には是は神道は立つものぢやと云ふことで、議論が立てられてあるのであります、そんなやうなことでありますからして、成るだけども能くそんなやうなことも明かにして能く分るやうにありたいのであります、まあ佛教は印度で起るし、儒教は支那で起つたのであります、寧ろ今日は其本國よりも日本で以て却て其道が能く研究もされて成立つて居ると云ふやうな有様である、是は一種特別な國柄であり、だからして或は他の宗教の方のものが日本で以て此基督なり外のものなりを擴げやう、又能く成立つやうに

しやうと云ふやうなことが、或はさう云ふことがあるかも知れぬ、それも宜しうござります、新に這入つて來るものは、どんなものが來るかも知れぬ、だから今の中に是は設けるやうに希望いたします、成るだけそれが成立つやうに能く練れて、さうして成立つやうに希望いたしますのであります、私の希望はそれであり、どうか文部大臣の所で以て、それをさう云ふ方の取扱になるやうに希望いたしますが、それはいかないと云ふことがあります、私はそれを承りたいのです、それから委員會で以て、斯うと云ふ議論の有様が、もうちつと詳細に御知らせを願ひたいものである、斯う有耶無耶の間で即決してしまふと云ふやうな風の、そんな取扱はそれは或は行政的の方ではやるかも知れぬけれども、此事はさう云ふ方の取扱はなさらぬで以て、成るべく能く落著いた所で御取扱を願ひたいと思つて居りますが、何かそこに御考がありますか、まあ其邊の所を伺つて見たいと云ふ所で、實は博士からもそんなやうなことを先にも御話がありましたから、もう私は申しませぬが、さう云ふことの御答辯を願ひたい。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今、玉利君から御尋がありました、其要旨は此宗教法と云ふものは必要なものであるし、又今日が時機ではあるが、併しさう急ぐにも及

ばぬことではないか、能く十分に研究を重ねて、能く折合つた所で發令になるやうになつたら、どうかと云ふやうな御意見であつたと思ふ、而して、それであるにも拘らず、之をひどく急ぐ理由が何處にあるか、どうかと云ふやうな御尋ねであつたと思ふのであります、是は先刻も一寸申述べました通りに、宗教法と云ふものは今日我國の法律の中で殆ど唯一の缺けたものと申しても宜しいかと思ふのであります、是が爲に從來、公私の不便を感じたことは甚だ多いのであります、是が爲に宗教家の活動を阻碍したことも甚だ多いのであります、或は是が爲に宗教内部にいろ／＼紛争を起しまして、宗教界に似合はしからぬ不祥なる事件などもあちらこちらに起つて居るのであります、又宗教を冒瀆するが如き不正不義の事柄も少くないのであります、それ故に疾くには是は定むべきものであつたのであります、明治三十二年一度是は議會に提出せられました、其時は遂に成立を見るに至りませぬでありますが、それ以來は常に宗教に關係のある者が不便を感じて居つたのであります、將來玉利君の御述べになりました通りに、宗教家と云ふ者が一層活動いたさなければならぬ場合であります、思ふの此状態で置くと云ふことは甚だ面白くないことと思ふのであります、殊に宗教法制定を促進する意味の建議、請願若くは質問等は屢々帝國議會には現はれて居るので、

實際に其必要は認められて居るのであります、決して是は官僚が唯々統一を好むとか、規則を喜ぶと云ふ爲に物好きに致すやうな事柄ではないのである、實際それが必要を感じて居るのであります、而して今日まで非常に遅れて居つた、それが爲に不便であるのでござい、ますから、是は今日となりましては、一日も早く之を解決することを希望する次第であります、殊に國有寺院の境内地の問題は年々議會に現はれて参ります、衆議院に於ては之を何時も通過して居るのでありますけれども、貴族院で何時も通過せぬので、六七遍衆議院は通過して貴族院へ送付して居りますが、常に貴族院に於ては是が解決を見ぬのであります、是は誠に貴衆兩院の關係の上から見ましても喜ぶべきことではないのであります、畢竟、貴族院に於て之を成立させなかつた所以と云ふものは此宗教法が定まつて居りませぬから、此寺院の財産の管理に關する規定等が甚だ不確であります、國有地を寺院に交付いたしても、其保管が適當に出来るか、どうかと云ふ懸念が常にありますから、政府に於ても之に同意を表しませぬし、貴族院に於ても之に同意を表しなかつたと云ふやうな譯で、此點から見ましても、速に此法律を制定すると云ふことは目下の急と申しても宜しいかと思ふのであります、さりとて之を十分研究推蔽を経ずして發令すると云ふことは、是は面白くないことではあります、

既に三十二年に一度議會に現はれました以來、内務省に於きましても十分研究を致して参つたのであります、文部省所管に移りましたから以來は殊に熱心に研究いたしました、既に省内に於きましては案の出來たことは今回が初めてではないのであります、之に關する各種の參考資料と云ふものは殆ど遺憾なく之を調査いたして居ります、印刷物になつたものも少からずござい、ますから、御必要に依つては御目に掛けても宜しいのであります、而して昨年の暮に既に案は可なり十分に研究を遂げて出來上つたのであります、更に議會の協賛を経まして經費を要求して宗教制度調査會と云ふものを設けて、而も其調査會の委員は數がな／＼多數でござい、ます、四十名ばかりの委員から成立つて居るので、此澤山の委員が寄りまして、而も昨年の暑中休み、殆ど全體を費しまして、最も熱心に研究調査を致したのであります、最早、調査研究と云ふことに付ては殆ど遺憾がなかつたと云ふことを私は信ずるのであります、尙ほ能く練るやうにと云ふ御話があつたが、練ると云ふ御話に付ては隨分能く練つた案だと云ふことを確信いたして居る次第であります、殊に此案に規定してありますことは、突飛な新規なことと云ふものは殆どないのであります、從來慣例に依り、若くは斷片的の規定に依つて定めて居ると云ふやうなことを、此法律の形式に致したやうなことが多いの

であります、斬新奇抜なるやうな事柄と云ふものは一つもないのであります、基督教の方でいろ／＼心配を致すやうな點がありますが、多くは是は杞憂であると云ふことを私は先刻申す通りであります、實際之を實行いたして何等差支を生ずるやうなことはないであります、基督教關係の人が私に申して居る、其反對することは殆ど是は學究的の反對である、理論上の反對であると云ふやうなことを申して居つた人もある、私は能く其人の言葉は簡にして要を得て居ると思ふのであります、實際に於て之を實行して決して差支を生ずると云ふやうな、又宗教家の迷惑になると云ふやうなことはないと思ふことを確信いたす次第であります、尙ほ此委員會に於きましてどんな議論があつたか、それも聴きたいと思ふやうな玉利君の御希望がありました、是は委員會に於ては申上げたいと思ふ、又其委員會の速記は總て出來て居りますから、之を御覽になりたければ差上げて宜しいのであります。

○子爵八條隆正君 本法案の特別委員は十五名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○子爵池田政時君 賛成

○議長(公府徳川家達君) 八條子爵の動議に御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(公府徳川家達君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔瀨古書記官朗讀〕

宗教法案特別委員

伯爵 松木 宗隆君	子爵 大河内輝耕君
子爵 八條 隆正君	子爵 渡邊 千冬君
木場 貞長君	水野鍊太郎君
福原録二郎君	荒川義太郎君
若林 資藏君	男爵 千秋 季隆君
男爵 二條 正鷹君	男爵 北島 貴孝君
田所 美治君	男爵 花井 卓藏君
濱口儀兵衛君	

○議長(公府徳川家達君) 次の議事日程は決定次第本院彙報を以て御通知に及びます、本日は之にて散會いたします。

午後二時五十二分散會

○昭和二年二月十二日（土曜日）
午前十時九分開議

（中略）

○副議長（侯爵蜂須賀正詔君） 是より書記官をして諸般の報告を致させます。

〔小林書記官朗讀〕

（中略）

同日（去る一日）宗教法案特別委員會に於て當選したる
正副委員長の氏名左の如し

委員長	伯爵	松木	宗隆君
副委員長		水野鍊太郎君	

第三篇 第五十六議會の宗教團體法案

第五十六回 帝國議會 貴族院議事速記録 (摘要)

○昭和四年二月十五日(金曜日)
午前十時二十二分開議

議事日程第十號

昭和四年二月十五日
午前十時開議

- (中略)
- 第二 宗教團體法案(政府提出)第一讀會
- 第三 寺院等ノ國有境内地處分ニ關スル法律案(政府提出)第一讀會

(中略)
午後一時四十三分開議
(中略)

○議長(公爵徳川家達君) 此際、諸君に於て御異議がなければ、日程第二、宗教團體法案第一讀會を開きたいと

考へます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二、宗教團體法案、政府提出、第一讀會。

宗教團體法案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和四年二月十二日

内閣總理大臣	男爵	田中	義一
大藏大臣		三土	忠造
内務大臣		望月	圭介
文部大臣		勝田	主計

宗教團體法案
宗教團體法

第一章 總 則

第一條 本法ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外宗教團體ニ關シ之ヲ適用ス

第二條 本法ニ於テ宗教團體トハ教派、宗派、教團、寺院及教會ヲ謂フ

第三條 宗教團體ニハ所得稅ヲ課セス

第四條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ宗教團體ノ用ニ供スル境内地、構内地及建物並ニ宗教團體ノ所得ニハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ宗教團體ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ
地方稅ニ非ザル公課ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除シ又ハ輕減スルコトヲ得

第五條 宗教團體ニ於テ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物又ハ其ノ敷地ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リテ登記ヲ經タルモノハ不動産ノ先取得權、抵當權又ハ質權ノ實行ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外其ノ登記後ニ原因ヲ生ジタル民事上ノ金錢債權ノ爲ニ之ヲ差押フルコトヲ得ズ寺院財產臺帳又ハ教會財產臺帳ニ登錄セラレタル寶物ニ付亦同ジ

第六條 教派、宗派及教團ノ監督ハ主務大臣之ヲ行フ寺院及教會ノ監督ハ第一次ニ地方長官、第二次ニ主務大臣之ヲ行フ

第七條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ權限ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ公益上必要アル場合ニ於テハ宗教團體若ハ第二十一條ノ結社ノ成規若ハ秩序ヲ維持シ又ハ教派、宗派、教團、單立教會若ハ第二十一條ノ結社間ノ秩序ヲ維持スル爲ニ必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

ヲ得但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 監督官廳ハ宗教團體ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ又ハ實況ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第十條 宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クト認ムルトキハ監督官廳ハ之ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザル宗教團體ニ對シテハ主務大臣ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得其ノ宗教團體ガ法人ニ非ザル教會ナミトキハ地方長官モ亦此ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 本法ニ於テ宗教教師トハ宗教團體ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第十二條 宗教教師ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ニシテ少クトモ中學校又ハ高等女學校卒業ト同等以上ノ學力ヲ有シ且ニ二年以上宗教ニ關スル專門ノ學業ヲ修メ年齡二十歲以上ノモノタルコトヲ要ス但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ト雖刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年以上ノ期間ヲ經過シタルモノハ之ヲ宗教教師ニ補命スルコトヲ得

トヲ得

一 禁治產者又ハ準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 第八十二條ノ規定ニ依リテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 懲役、六年以上ノ禁錮又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑若ハ重禁錮ニ處セラレタル者

宗教教師ガ前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ身分ヲ失フ

第十三條 宗教教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退ニ關スル事項ハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 主務大臣ハ宗教教師ニシテ安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第十五條 本法ニ於テ準宗教教師トハ宗教團體ニ屬シ宗教教師ノ業務ヲ補助スル者ヲ謂フ

本法中宗教教師ニ關スル規定ハ第十一條、第十二條及第三十一條第一項ノ規定ヲ除クノ外準宗教教師ニ付之ヲ準用ス

第十六條 宗教團體ハ本法其ノ他ノ法律ニ定ムル其ノ目的タル事業ノ外教規、宗制、教團規則、寺院規則又ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ行フコト

ヲ得

第十七條 寺院又ハ教會ニ非ズシテ公衆禮拜ノ用ニ供スル宗教上ノ施設(宗教團體ニ屬セザルモノヲ含ム)ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 第八條、第十條第一項又ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分ニ對シテ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第十九條 第十條第二項、第六十五條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル解散又ハ取消ノ處分ニ對シテ不服アル宗教團體ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十條 本法ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 宗教團體ニ非ズシテ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲ス結社ハ設置ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ代表者ヨリ教義、儀式、名稱、事務所、組織及維持ノ方法ヲ定メタル規約並ニ代表者ノ住所氏名ヲ具シ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ届出事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十二條ノ規定ハ前項ノ結社ノ代表者及其ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 前條ノ結社ガ第二十三條ニ於テ準用スル

第十條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザルトキハ監督官廳ハ之ニ對シテ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 第六條第二項、第七條、第十條第一項及第十八條ノ規定ハ第二十一條ノ結社及宗教上ノ事項ニシテ宗教團體ニ關セザルモノニ付、第九條、第十三條、第十四條及第十九條ノ規定ハ第二十一條ノ結社ニ付之ヲ準用ス

第二章 教派、宗派

第二十四條 本法ニ於テ教派トハ教規ノ定ムル所ニ依リ神道ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第二十五條 本法ニ於テ宗派トハ宗制ノ定ムル所ニ依リ佛教ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ寺院、教會其ノ他ノ所屬團體、宗教教師及僧侶ヲ包括スルモノヲ謂フ

第二十六條 教派又ハ宗派ヲラントスルモノハ主務大臣ニ申請シテ其ノ認定ヲ受クベシ
教派又ハ宗派ハ教規又ハ宗制ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第二十七條 教派又ハ宗派ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得
法人タル教派又ハ宗派ヲ組織セントスルモノハ前條

ニ規定スル事項ノ外法令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

- 第二十八條 教規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一 教派ノ名稱
 - 二 事務所
 - 三 教義ノ大要
 - 四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
 - 五 管長其ノ他ノ教派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項
 - 六 教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
 - 七 教會主管者及宗教教師ニ關スル事項
 - 八 財務ニ關スル事項
 - 九 信徒ニ關スル事項

第二十九條 宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 宗派ノ名稱
- 二 事務所
- 三 教義ノ大要
- 四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 五 管長其ノ他ノ宗派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項
- 六 寺院、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
- 七 住職、教會主管者、宗教教師及僧侶ニ關スル事項

八 財務ニ關スル事項

九 檀徒及信徒ニ關スル事項

第三十條 教派又ハ宗派ニハ管長ヲ置クベシ
管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

管長ノ就職ハ遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ
第三十一條 管長ハ宗教教師タル者ヲ以テ之ニ充ツベシ
教規又ハ宗制ニ於テ管長ノ世襲ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三十二條 管長久シキニ互ル故障アルトキ又ハ管長ノ缺ケタルトキハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管長ノ職務ヲ代行セシムル爲管長代務者ヲ置クベシ
第三十條第三項及前條第一項第三項ノ規定ハ管長代務者ニ付之ヲ準用ス

第三十三條 教派又ハ宗派ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得
教派又ハ宗派ガ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一月ヲ下ラザル指定期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告スベシ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ教派

又ハ宗派ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

合併ニ因リテ解散シタル教派又ハ宗派ニ屬スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ成立スル教派又ハ宗派之ヲ承繼ス

第三十四條 教派又ハ宗派ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得
教派又ハ宗派ハ第十條第二項及前項ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 合併
- 二 破産
- 第三十五條 教派又ハ宗派ガ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル教規又ハ宗制ニ其ノ定ナキトキハ管長ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財産ハ國庫ニ歸屬ス
- 第三十六條 教派又ハ宗派ガ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬シタル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ二年内ニ他ノ教派又ハ宗派ノ管長ノ承認ヲ經其ノ教派又ハ宗派ニ屬スルコトヲ得他ノ教派又ハ宗派ニ屬セザル教會、寺院其

一六七

ノ他ノ所屬團體ハ解散シタルモノト看做ス

第三十七條 民法第四十三條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條第一項、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條並ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ法人タル教派又ハ宗派ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル
前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ理事ハ管長又ハ管長代務者、寄附行爲ハ教規又ハ宗制トス

第三章 教 團

第三十八條 本法ニ於テ教團トハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教（神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク）ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第三十九條 教團タラントスルモノハ主務大臣ニ申請シテ其ノ認定ヲ受クベシ
教團ハ教團規則ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十條 教團ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得法人タル教團ヲ組織セントスルモノハ前條ニ規定ス

ル事項ノ外法令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第四十一條 教團規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 教團ノ名稱
- 二 事務所
- 三 教義ノ大要
- 四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 五 教團管理者又ハ教團代表者其ノ他ノ教團機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項
- 六 教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
- 七 教會主管者又ハ教會代表者及宗教教師ニ關スル事項
- 八 財務ニ關スル事項
- 九 信徒ニ關スル事項

第四十二條 教團ニハ教團管理者ヲ置クベシ
教團管理者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

第四十三條 教團管理者ヲ置クコト能ハザル教團ニハ教團代表者ヲ置クベシ
教團代表者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ代表ス

第四十四條 第三十條第三項、第三十一條第一項第三項及第三十二條乃至第三十七條ノ規定ハ教團ニ付之

ヲ準用ス
教團ニ關シ其ノ特殊ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四章 寺 院

第四十五條 本法ニ於テ寺院トハ一定ノ宗派ニ屬シ堂宇（本堂庫裡ヲ謂フ）ヲ施設シ本尊ヲ安置シテ其ノ宗派ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ

第四十六條 寺院ハ之ヲ法人トス

第四十七條 寺院ヲ設立セントスルモノハ寺院規則ヲ定メ法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スベキ宗派管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四十八條 寺院規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 寺院ノ名稱
- 二 所在地
- 三 本尊ノ名稱
- 四 所屬宗派及本寺ノ名稱
- 五 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 六 住職其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 七 管理維持ノ方法及財務ニ關スル事項
- 八 檀徒、信徒及檀徒總代ニ關スル事項
- 九 所屬本末寺及法類ニ關スル事項

前項各號ニ掲グル事項ニシテ宗制中之ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ付寺院規則ノ記載ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ宗制ノ規定ヲ以テ寺院規則ノ規定ニ代用ス

寺院規則ノ變更ハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

二以上ノ宗派ニ屬スル寺院ノ寺院規則ノ設定又ハ變更ハ關係管長其ノ協議ニ依リ當該寺院ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得

第四十九條 寺院ニハ住職ヲ置クベシ

住職ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第五十條 住職ハ宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ宗制ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

住職タル準宗教教師ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

第五十一條 住職久シキニ互ル故障アルトキ又ハ住職ノ缺ケタルトキハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ住職ノ職務ヲ代行セシムル爲住職代務者ヲ置クベシ
前條ノ規定ハ住職代務者ニ付之ヲ準用ス

宗制ノ定ムル所ニ依リ管長之ヲ行フ

第五十三條 寺院ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ニ付地方長官ニ申請シテ寺院明細帳ニ登録ヲ受クベシ其ノ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

- 一 所屬宗派及寺院ノ名稱
- 二 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ其ノ事業所在地

四 設立許可ノ年月日

五 住職又ハ住職代務者ノ氏名住所

六 前各號ノ外命令ヲ以テ定ムル事項

前項ノ申請ハ寺院設立ノ場合ニ於テハ其ノ設立ノ日ヨリ登録事項ノ變更ノ場合ニ於テハ其ノ變更ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ爲スベシ官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ許可書ノ到達シタル日ヨリ其ノ期間ヲ起算ス地方長官ガ第一項ノ登録申請ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク第一項第一號乃至第五號ニ掲グル事項ノ登記ヲ寺院所在地ノ登記所ニ囑託スベシ其ノ登記前ニ在リテハ寺院ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十四條 寺院ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ寺院財産臺帳ニ登録ヲ受クベシ

寺院財産臺帳ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付

條第一項第一號ニ掲グル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條 寺院ノ檀徒又ハ信徒トハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院備附ノ檀徒名簿又ハ信徒名簿ニ登録セラレタル者ヲ謂フ

第五十九條 寺院ニハ三人以上ノ檀徒總代ヲ置クベシ左ニ掲グル者ハ檀徒總代タルコトヲ得ズ

- 一 年齢二十歳未滿ノ者
- 二 禁治產者又ハ準禁治產者
- 三 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

檀徒總代ノ選任及解任ハ住職ヨリ之ヲ市町村長(市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキ者)ニ届出ヅルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十條 檀徒總代ノ全部又ハ一部ヲ置クコト能ハザル場合ニ於テハ之ニ代リ又ハ之ヲ補充スル爲信徒總代ヲ置クベシ

檀徒總代及信徒總代ヲ置クコト能ハザル場合ニ於テハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベキ者ヲ置クベシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ信徒總代並ニ前項ニ規定スル檀徒總代及信徒總代ニ代ルベキ者ニ付之ヲ準用ス

ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

第五十五條 寺院ガ左ニ掲グル行爲ヲ爲サントスルトキハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 不動産及寺院財産臺帳ニ登録セラレタル寶物其ノ他ノ財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト
- 二 負債ヲ爲スコト
- 三 境内地ノ區域ノ變更又ハ境内地ノ著シキ模様替ヲ爲スコト

前項ノ場合ニ於テ檀徒總代ニ故障アリテ其ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ檀徒總代ガ故ナク同意ヲ爲サザルトキハ住職ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 前條第一項ニ規定スル事項ニ付檀徒總代ノ同意ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス但シ相手方ガ善意無過失ナルトキハ住職ハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ズ

前項ノ規定ハ前條第一項ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ニ付之ヲ準用ス

第五十七條 寺院ハ住職又ハ檀徒總代ノ爲ニ第五十五

第六十一條 寺院ガ所屬宗派ヲ變更セントスルトキハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代並ニ本寺ノ同意ヲ得關係管長ノ承認ヲ經變更ノ理由、證據及新ニ屬スベキ宗派ノ管長ノ承認ヲ經タル寺院規則ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ現ニ屬スル宗派ノ管長ノ承認又ハ本寺ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 寺院ハ檀徒總代及本寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經合併後ノ寺院規則ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ所屬宗派ノ變更ヲ生ズベキ寺院ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 寺院ハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代並ニ本寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第六十四條 寺院ハ第十條第二項、第三十六條及前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 合併
- 二 設立許可ノ取消
- 三 破產

第六十五條 左ニ掲グル場合ニ於テハ主務大臣ハ寺院設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 堂宇ノ滅失後五年内ニ其ノ建設ニ著手セザルト

二 住職及住職代務者ヲ缺クコト三年以上ニ及ブト

三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第六十六條 寺院ガ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ寺院ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル寺院規則ニ其ノ定ナキトキハ住職又ハ住職代務者ニ於テ、此等ノ者ヲ缺クトキハ管長ニ於テ檀徒總代ノ同意ヲ得主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ所屬宗派ノ爲又ハ之ニ關係アル事業若ハ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第六十七條 民法第四十一條乃至第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第七十條、第七十三條乃至第八十三條並ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ寺院ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ理事ハ住職又ハ住職代務者、寄附行爲ハ寺院規則トス

第六十八條 寺院ノ境内地及境内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 教會

第六十九條 本法ニ於テ教會トハ寺院ニ非ズシテ一定ノ教派、宗派又ハ教團ニ屬シ會堂ヲ施設シ教派ニ屬スルモノニ在リテハ尙主神ヲ奉齋シ其ノ教派、宗派又ハ教團ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ

佛教又ハ基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗派（神道ニ屬スルモノヲ除ク）ノ教會ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ宗派又ハ教團ニ屬セザルコトヲ得（單立教會ト稱ス）

第七十條 教會ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第七十一條 教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則ヲ定メ法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スベキ教派若ハ宗派ノ管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經教團管理者ヲ置カザル教團ニ屬スベキ教會ニ在リテハ教團代表者ノ意見書ヲ添へ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ法人タル教會ヲ設立セントスルモノニ在リテハ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十二條 教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 教會ノ名稱

二 所在地

三 奉齋主神又ハ安置佛アルトキハ其ノ名稱

四 所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱、單立教會ニ在リテハ其ノ奉ズル宗教ノ名稱

五 單立教會ニ在リテハ教義及宗教教師ニ關スル事項

六 教義ノ宣布又ハ儀式ニ關スル事項

七 教會主管者又ハ教會代表者其ノ他ノ機關ニ關スル事項

八 管理維持ノ方法及財務ニ關スル事項

九 信徒及信徒總代ニ關スル事項

前項各號ニ掲グル事項ニシテ教規、宗制又ハ教團規則中之ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ付教會規則ノ記載ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ教規、宗制又ハ教團規則ノ規定ヲ以テ教會規則ノ規定ニ代用ス

第七十三條 教會ニハ教會主管者ヲ置クベシ

教會主管者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第七十四條 教會主管者ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ

相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

教會主管者タル準宗教教師ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ教會主管者代務者ニ付之ヲ準用ス

第七十五條 教會主管者ヲ置クコト能ハザル教會ニハ教會代表者ヲ置クベシ

教會代表者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ代表ス

第七十九條第二項ノ規定ハ教會代表者ニ付之ヲ準用ス

第七十六條 法人ニ非ザル教會ノ合併及教會規則ノ變更ハ信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經教團管理者ヲ置カザル教團ニ屬スル教會ニ在リテハ教團代表者ノ意見書ヲ添へ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

法人ニ非ザル教會ハ信徒四分ノ三以上及信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經解散ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七十七條 教會ノ信徒トハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會備附ノ信徒名簿ニ登錄セラレタル者ヲ謂フ

第七十八條 教會ニハ三人以上ノ信徒總代ヲ置クベシ

法人ニ非ザル教會ニハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ信徒總代ヲ置カザルコトヲ得

第七十九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ地方長官ハ法人ニ非ザル教會設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 會堂ノ滅失後五年内ニ其建設ニ著手セザルトキ
- 二 教會主管者及教會主管者代務者又ハ教會代表者及教會代表者代務者ヲ缺クコト三年以上ニ及ブト

三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第八十條 第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條第一項第二項、第五十九條第二項第三項、第六十一條、第六十二條第二項第三項及第六十四條ノ規定ハ教會ニ付テハ準用ス

法人タル教會ニ付テハ前項ニ規定スルモノノ外第四十八條第三項、第五十三條第三項、第五十四條乃至第五十七條、第六十條第二項第三項、第六十二條第一項、第六十三條、第六十五條乃至第六十七條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ管長ニハ教團管理者及教團代表者ヲ、宗制ニハ教規及教團規則ヲ含ミ住職トアルハ教會主管者又ハ教會代表者、檀徒總代トアルハ信徒總代トス但シ管長ノ承認ヲ必要トスル場合ニ於テ教團管理者ヲ置カザル教團ニ屬スル教會ニ在

リテハ教團代表者ノ意見書ヲ添フベシ
基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ヲ奉ズル教會ニ關シ其ノ特殊ノ事情ニ因リ前三項ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八十一條 教會ノ構内地及構内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰 則

第八十二條 第十條第一項(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シテ第十條第一項ノ行為ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教團體又ハ第二十一條ノ結社ニ對シ第十條第一項(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教團體若ハ結社ノ代表者其ノ他ノ機關又ハ之ニ屬スル宗教教師其ノ他ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニシテ其ノ制限又ハ禁止アリタルコトヲ知りテ第十條第一項ノ行為ヲ爲シタルモノノ罰亦前項ニ同ジ

第八十三條 第十二條ニ規定スル資格ヲ有セザル者ヲ宗教教師又ハ第二十一條ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ補命シタル者ハ三百圓以下ノ科料ニ處ス

第八十四條 宗教教師ニ非ズシテ生業トシテ宗教團體ノ奉ズル宗教ノ儀式ノ執行ニ從事シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ非ズシテ生業トシテ第二十一條ノ結社ノ奉ズル宗教ノ儀式ノ執行ニ從事シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八十五條 第十四條(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル停止ニ違反シ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條 第二十一條第一項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ怠リ又ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 宗教團體又ハ第二十一條ノ結社ノ代表者、其ノ代理者、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上二百圓以下ノ科料ニ處ス

- 一 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法ノ各規定ニ依ル登記又ハ第五十三條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登録ノ申請ヲ怠リタルトキ
- 二 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ

含ム)ニ於テ準用スル民法第五十一條ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録ニ不正ノ記録ヲ爲シタルトキ

三 第九條(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ又ハ第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第八十二條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

四 官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十條又第八十一條ノ規定ニ依ル破産宣告ノ申請ヲ怠リタルトキ

六 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ニ依ル公告ヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第八十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ規定スル科料ニ付テハ準用ス

附 則

第八十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 明治五年太政官第二百七十四號布告、同年
教部省第十二號達、明治六年太政官第二百四十九號
布告、明治八年內務省乙第百十三號達、明治九年教
部省第三號達、明治十年太政官第四十三號布告、明
治十一年內務省乙第八號達、同年內務省乙第五十七
號達、明治十五年內務省乙第五十九號達及明治十七年
太政官第十九號布達ハ之ヲ廢止ス

第九十一條 本法施行ノ際現ニ存スル教派又ハ宗派ハ
第二十六條第一項ノ規定ニ依リテ其ノ認定ヲ受ケタ
ルモノト看做ス

前項ノ教派又ハ宗派ハ本法施行後六月内ニ教規又ハ
宗制ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ教派又ハ宗派ガ本法施行ノ際現ニ有スル教
規又ハ宗制寺法ハ前項ノ規定ニ依ル許可アル迄之ヲ
教規又ハ宗制ニ代用ス

本法施行ノ際現ニ存スル基督教ニ屬スル宗教ヲ奉ズ
ル團體ニシテ教團ニ該當スルモノガ本法施行ノ日ヨ
リ二月内ニ主務大臣ニ届出ヲ爲シタルトキハ第三十
九條第一項ノ規定ニ依リテ其ノ認定ヲ受ケタルモノ
ト看做ス

第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リテ教團ト
看做サレタルモノニ付之ヲ準用ス

第九十二條 前條ノ教派又ハ宗派ノ管長トシテ本法施
行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ之ヲ本法ニ依ル管長ト
看做ス

前條ノ規定ニ依リテ教團ト看做サレタルモノハ教團
管理者又ハ教團代表者ニ該當スル者ノ氏名ヲ遲滞ナ
ク主務大臣ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ之ヲ教團
管理者又ハ教團代表者ト看做ス

第九十三條 本法施行ノ際現ニ從前ノ寺院明細帳ニ登
録セラレタル寺院ハ之ヲ第四十七條ノ規定ニ依リテ
其ノ設立ヲ許可セラレタルモノト看做ス

前項ノ寺院ハ本法施行後一年内ニ寺院規則ヲ定メ檀
徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ
受クベシ

前項ノ規定ニ依リテ寺院規則ヲ定ムル迄ノ寺院ニ關
シ本法ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ
規定ヲ設クルコトヲ得

第九十四條 第五十條第一項但書又ハ第七十四條第一
項但書ノ規定ニ依リテ住職又ハ教會主管者ト爲リタ
ル準宗教教師ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内教
規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ム
ル所ニ依リ當該寺院又ハ教會内ニ於テ其ノ教義ノ宣
布ニ從事スルコトヲ得

第九十五條 寺院又ハ教會ノ設立許可取消ノ原因タル

事故ガ本法施行前ニ生ジタル場合ニ於テハ第六十五
條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第七十
九條ニ規定スル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
第九十三條又ハ第九十七條ノ規定ニ依リテ寺院又ハ
教會ト看做サレタルモノニ付テハ本法施行後二年迄
ニ生ジタル事項ニ關シテハ第五十三條第二項(第八
十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ期間ハ本法施行
ノ日ヨリ二年一月トス

第九十六條 本法施行ノ際現ニ存スル佛堂(佛堂明細
帳ニ登錄セラレタル佛堂以下同ジ)ハ本法施行後二
年内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ
寺院若ハ教會ト爲ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ
教會ト爲リタルニ非ザル佛堂ノ處分ニ關シテハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル佛堂ニ付テハ本法施行後二
年ヲ限り仍從前ノ規定ニ依ル但シ第一項ノ規定ニ依
リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタル
モノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十七條 從前ノ規定ニ依リテ教會所、堂宇、會堂
說教所又ハ講義所ノ類トシテ設立ノ許可ヲ受ケタル
モノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第七
十一條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ニ付地方長官ノ許可

ヲ受ケタル教會ト看做ス其ノ第六十九條第二項ノ規
定ニ該當スルモノハ之ヲ單立教會トス

從前ノ規定ニ依リテ祠宇トシテ設立ノ許可ヲ受ケタ
ルモノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第
七十一條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ニ付主務大臣ノ許
可ヲ受ケタル教會ト看做ス

第九十三條第二項第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依
リテ教會ト看做サレタルモノニ付之ヲ準用ス但シ第
一項ノ規定ニ依リテ教會ト看做サレタルモノノ教會
規則ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第九十八條 第九十三條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サ
ルモノヲ管理及代表シ又ハ前條ノ規定ニ依リテ教
會ト看做サルモノヲ管理及代表シ若ハ之ヲ代表ス
ル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各
之ヲ住職又ハ教會主管者若ハ教會代表者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ宗教教師タルノ身分ヲ有スル者ハ
第十二條ニ規定スル資格ヲ有セザル者ト雖之ヲ本法
ニ依ル宗教教師ト看做ス

第九十三條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルモノノ
檀徒總代若ハ信徒總代又ハ前條ノ規定ニ依リテ教會
ト看做サルモノノ信徒總代ニシテ本法施行ノ際現
ニ其ノ職ニ在ル者ハ第五十九條第二項各號ノ一ニ該
當スル者ト雖各之ヲ本法ニ依ル檀徒總代又ハ信徒總

代ト看做ス

第九十九條 第二十一條第一項ノ規定ニ該當スル結社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後六月内ニ第二十一條第一項ニ規定スル届出ヲ爲スベシ本法施行ノ際現ニ前項ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

宗教團體法案理由書

宗教ニ關スル現行法規ハ明治初年以來時時發布セラレタル布告布達等斷片的規定多ク時勢ノ進運ニ伴ハズ且不備ノ點少カラザルヲ以テ之ヲ整備統一シ宗教團體ノ權義及之ニ對スル保護監督ノ關係ヲ明確ナラシメ其教化機能ノ増進ヲ圖ル等ノ爲宗教團體法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スルノ所以ナリ

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 只今、議題となつて居りまする宗教團體法案の提出の理由並に其内容の概略に付きまして説明を申したいと思ふのであります。諸君も御承知であらせらるゝが如く、近來物質文明の餘弊が著しく顯著に相成りまして、此結果と致しまして、或は思想の善導、國民精神の作興と云ふ如き事柄が、朝野有識者の殆

ど一致したる議論に相成つて居るやうであります。是等の救済の手段と致しましては、決して唯、一事のみを以て足る譯ではありません。或は經濟上の問題、或は教育の問題、其他諸般の關係に互つて是が救済方法を講ぜなければならぬと云ふことは、私が申す迄もないことでもあります。而して信念或は信仰を基礎と致しまして民心を教化し、之に依つて安心立命を得さしむる所の宗教關係、此宗教關係なるものが、是が國民精神の作興に相當重大なる影響を持つと云ふことは、是亦私が申す迄もないことであらうと思ふのであります。然るに御承知の如く宗教に關する法令は明治の初年より今日に至る迄、或は太政官の布達の形式となり、或は教部省の訓令となると云ふ如く、數百ありまするが、何れも斷片若くは零墨と稱すべきものであります。茲に一貫いたします所の法制と云ふものを缺いて居りますのみならず、是等の命令全體に互りまして考へて見ますると、其命令の規定いたします所の事項が、甚だ明確を缺くと云ふやうな點も多々あるのであります。故に宗教に關しましては茲に一貫し、系統を持たる所の法令を制定し、依て以て宗教團體等が準據する標準を示し、又之に依て政府は宗教を保護し、又或部面に於ては之を監督すると云ふ必要が茲に起つて來るのであります。而して宗教に關しまする所の法令、法律、此内容の問題に付きましては、皆樣

の御承知であらせらるゝ、如くに、既に明治三十二年以來三十年間、朝野に於て、研究討議を致されて居るのであります。殊に當院の諸公の如きは、此問題に付ては頗る御研究になり、又御造詣も深い方が多數御有りになるのであります。斯様な狀況でありますから其内容を定めることに付きましては、今日と致しては正に議が熟して居るやうなものと認むることが出来るのであります。尙ほ此上に宗教團體法、此宗教團體法の適用を受くる所の人、即ち教派、宗派、教團、寺院、教會、斯様なものは諸君も既に新聞等に於ても御承知であらせらるゝ、如くに、大體に於て其大多數此法案の、此法律の規定を要求を致して居るのであります。神道の十三派、佛教の五十六派、其他基督教の多數、是等は皆今日に於て宗教團體法の制定をして貰ひたいと云ふ希望を持つて居るのであります。是は事實であります。斯様な狀況でありますので、最早今日は正に宗教に關する所の法律を制定いたす所の時機が私共は熟して居る、斯様に考へまして此案を提出いたしましたのであります。而して此案の内容に付きましては、一々申上げる譯には行きませぬが、大體に於きまして、法案の名の示すが如くに、宗教團體、先刻申上げました所の教派、宗派、教團、寺院、教會、斯様なものを對象と致しまして規定が致してあるのであります。而して此法案の大體の趣旨は、宗教團體を保

護して國民の教化に便ならしめ、又此宗教團體が自治的發達を十分に致すやうな趣旨で以て、全體の構成が出来て居るのであります。併ながら斯様な意味の外に監督に關する規定がまるで無いかと申しますれば、是も極く大まかな點に於て監督の規定を設けてあるのであります。即ち公益に反する場合、或は安寧秩序を紊り、臣民たる義務に背くとか云ふ如き、重大なる事柄に付きましては此法律で以て取締を致すと云ふやうな規定が設けてあるのであります。大體に於きまして取締に關係いたす事柄は成るべく之を制限いたしまして、小さく致し、最小限度で以て取締は致す、寧ろ此宗教團體の自治的發達、國家の保護、斯様なことに重きを置きまして、教化團體として國民精神の作興の上に貢獻せしむべき趣意に相成つて居るのであります。此内容に付きましては各箇條に互つて頗る廣汎でありますから、委員會等に於て詳細に御説明を申上げたいと思ひます。斯様な次第でありまするに依つて、何卒御審議の上、御協賛を與へられむことを切に希望いたす次第でございます。

○議長(公府徳川家達君) 是より通告に依りまして、本案に對する質疑を許します。白川子爵の登壇を望みます。

〔子爵白川資長君演壇に登る〕

○子爵白川資長君 私は此本日提案になりました宗教團體法案なるものに對して、自己の賛否を決する前に、少

しく自分の疑問と思つて居る點がございますので、其二三を擧げまして簡單に當局の御答辯を願ひたいと思ふのであります。元來今日は此宗教團體法案と云ふ名目の下に出ましたが、一昨年は宗教法案として當院に出まして、非常な議論がありまして、遂にその法案は未決に終つたことは皆様もまだ耳に残つて居らることだらうと思ひます。それで全體私は、今日只今文部大臣の仰せられた如き精神作興の必要のある今日に於きまして、今頃になつて斯の如き宗教に關する法案を御出しになると云ふ必要がありや否や、斯う云ふことを頗る私は疑問と致します。若し精神作興上必要な法案とあるならば、何が故にずつと前から御出しにならぬのであつたか。さう申しますると、山縣内閣の時分に出したぢやないかと云ふ御話もございませう。是は今日の當局者を責めるのはございませぬが、明治維新以來各歴代の當局と云ふものが、此佛教と云はず、神道と云はず、耶穌教と云はず、此精神を預かる：國民の精神の作興に付て必要な重大なる關係のある所の宗教に對して頗る冷淡であつたんであります。其證據には、幕政三百年來外教の侵入を防いだもので御座いますので、佛教に對しては非常な保護を盡して居たのでございます。然るに明治維新、物事總て破壊と云ふことから、佛像を毀し、或は神佛の混合を禁じ、或は僧侶を還俗させると云ふやうなことをさせて、

宗教界のものを破壊し來つたのであつた。今更になつて宗教法を御出しになつて、之を保護なさらうと云ふことは甚だ遅いぢやないか。恰も人間の身體にして見ますれば、其骨を破り、肉を爛らかして、而して今度は骨を繼いでやる、肉をくつつけてやると申しました所で、再び生きた人間になりますでせうか、甚だ私は疑問として居る所でございます。殊に又神道宗教の如きは、其神道本局と云ふものが官設から民設になつて以來、政府は殆んど抛り放して置きましたから、殆んど立ち様が無いやうな状態になつたのであります。其爲に此神道宗教と云ふものをして、所謂生存上種々なる方法をしなければ生活して行けないと云ふやうな状態にされたのは、政府が與かつて其罪を負はなければならぬと私は思ふのであります。それでございますからして、今頃になつて斯う云ふ風なものを御出しになつた所で、もう既に遅いのである。遅い以上は寧ろ御出しにならぬ方が宜からうと私は思ふ。のみならず全體今度の宗教團體法案と云ふものを通覽いたしますのに、まだ此法案を御出しになりまして、我々が手に取りまして日がございませぬのですから十分には拜見いたしませぬのでございますが、大體を通じて精神作興に資する所の重大なる法案として、當局としては此法案に對して十分なる活氣と十分なる前途に光明ある所の活動力を與へる所の法案でなければならぬ

一八〇

而も到頭此千年來日本國民に浸潤したる此佛教と云ふものを如何ともすることが出来なかつた。而して其儘で抛り放しにして置いた。又神道と云ふものに付きましても、元來神道宗教と云ふものは無かつたのでございますが、色々明治維新：明治政府創立後神祇官となり、教部省となり、而して今度は神道本局と云ふやうな官設のものが出来まして有栖川宮一品親王が此總裁に御成りになつて、教師を官で任命になつた迄は宜かつたが、其後は是が立消えになつてしまつた。如何にならうとも抛り放しにして御置きになつたのであります。さうして一意専心、對等の條約を結ぶと云ふことの爲に、有らゆる此國民の精神を支配する所の我が宗教と云ふものを抛つて、總てを犠牲に供されたと云ふことは、甚だ私は遺憾千萬と思ふ。今日に於て神佛混合に依つて成立つた佛教も御さいませうし、或は純粹な、日本で生んだ佛教もあるのであります。元來佛教と云ふものは、一切衆生平等と云ふことを以て、其見地から立つてゐるのでございませぬ。故に此我國民性とは合はないのでございませぬ。昔の高僧知識と云ふものが非常に千辛萬苦をされまして、或は最澄の山王一實神道となり、或は弘法の兩部神道となつて、遂に神佛混合となつて、日本國民に融和する所の佛教と云ふものが日本に出來たので御座います。然るに明治政府が破壊し：此の條約改正の爲に有らゆる此

と思ふのであります。それは外の法律と違つて、斯の如く精神を支配する所の法律は斯の如くならなければならぬと思ひますが、此法案全體を通じて私の見ました所では、何等活氣もなければ、光明の望むべきものもないのを甚だ遺憾とするのであります。大體は私さうでございませぬが、それに付きまして私の疑問と致しまする所は種々あるのでございますが、まだ自分の手に取りまして日が無いので、十分に見て居りませぬのでございませぬから、詳しいことの御質問は出來ませぬのでございませぬが、第一單立教會を佛教及耶穌教に御認めになつてあるに拘はらず、神道には之を認めないのである。今日神道宗教と云ふものは、非常に衰へて居ります、衰へて居る。之に活氣づけるには、單立教會を許してどん／＼此神道界に刺激を與へて、彼等を十分なる今日の時勢に適應せしむる所の活動をさせなければならぬのであります。然るに獨り神道宗教のみには此單立教會と云ふものを許してない、是は甚だ不思議と思ふ。それは今日の現在の宗教、神道宗教を御保護になる爲に、斯の如きものが出來たのかも知れませぬが、國家の上から見まして今日の現在の宗教を十分に保護するが宜いかどうか、私共は將來活動する所の、さうして時勢に適し、國民性に適し、國民の向上に資する所の神道の大宗教の出来ることを希望する。此意味に於て單立教會と云ふものを何處までも御

許しにしなければならぬと思ふのであります。是が神道宗教に之を許さないやうに私は考へて居ります。それから色々ございますが、此第十二條に教師の資格を定めてある、『中學校又ハ高等女學校卒業ト同等以上ノ學力ヲ有シ』云々とございますが、是は慥かに私の記憶する所では、今日でも斯う云ふ風な規定があつたらうと思ひますが、併し是は恐らく今日では有名無實にして、殆ど中學卒業生どころぢやない、中學卒業生以下の者にも教職を許して居られるであらうと思ひます。でございますから、第十二條のやうな規定は何百條ございまして、且矢張り空文に終るものだらうと思ふのでございます。且又當局者が宗教と云ふものの如き精神作興に與かる重大なるものに、學問のみを以て其資格と爲さると云ふことは、甚だ解せないであります。寧ろ、學問を必要とするならば、其専門々々の博士を持つて御出でになるならば宜い譯で、必しも中學卒業とか、高等女學校卒業生と云ふやうな私は必要は無いと思ふ。宗教家に要する所は學問でないのである。實に其尊ぶべき所は德行と忍辱の精神と慈愛の精神と、人を感化する所の偉大なる力と、是だけが無くして宗教界に活動して居られないのでございますが、佛教耶蘇教はいざ知らず、神道宗教に於きまして今日學問々々と言ひましてからに、斯の如き人格を養成する所の、人格を養成し、人格の教育をする所の機

關が何れの教會にございませうか。若しございませうならば、此際、或は一二ありまして、十三派全體を通じて恐らくは無いのが多いだらうと思ひます。故に斯の如く學問と云ふやうな學問ならば、中學位な學問では人は感化出来ないと思つて居るのであるが、人物であるとか、或は德行と云ふやうな所に重きを置かれないで、唯、學校とか中學とか、高等女學校卒業生などか云ふことを書いて御置きになりました所で、是は殆ど空文に屬しやしないかと私は思ふのであります。それから其次に伺ひたいのは十三派と云ふ教派がございしますが、是等は多くは神社の主神を多くは自己の教派の主神として居ります。さうして十三派の中に多少變つた所もございませうが、概括する所、十三派其ものは大同小異で殆ど教義其ものに於ては變つた所は少いと、私の皮相なる淺學短才なる、見出すことが出来ないであります。斯の如きものを獨立宗教として御許しになつた結果が、斯の如く衰微したのではないかと思ふ。それで更に伺ひたいのは神道宗教なるものに、神社の主神の中、一つなり二つなりを以て主神として居る教會が多々あらうと思ひます。例へば伏見稻荷を持つて來て稻荷様を本體とするとか、或は出雲の大社の大國主命を持つて來て本體とする……主神とするとか。或は伊勢の大神宮を持つて來て本體とするとか、色々なものがございませうが、此自分の教會

に拜む所以は、即ち伏見なら稻荷、伊勢なら伊勢の大神宮様を拜む譯であるが、更に伊勢に拜みに行く、伏見に行けば尙ほ更に有難いと云ふことを言はず、尙ほ伏見や伊勢へ行くより、我が教會へ來て拜みさへすればそれで澤山である、我が教會の神は伏見の稻荷なり、大神宮様と同様である、若くは我々教師が立派な者が多いから、伏見の稻荷や、伊勢の大神宮に御詣りするよりもつと效力があるとか、有難いとか云ふやうなことを言つて、信者にさう教へて居る者がどうもあるかの如く、私の耳に入つて居る。是は甚だ神社と云ふものと、神道宗教との間に、所謂利害關係とも申しますものが、如何にしてもそこに利害の衝突と云ふものが出来るやうなことがあるので、甚だ此の點に付ては随分私共は憂慮して居ります。斯の如きことに付ては、當局は如何なる考へを持つて居られるのか。若し斯の如きものあるとすれば、如何なる方法を講ぜられる積りでございませうか、それを伺ひたい。それから其次に伺ひたいのは此神社と云ふものは我國の宗社である。國民としてどうしても參拜しなければならぬものであるに拘らず、若し神社の參拜を否定し、若くは伊勢大神宮、或は明治神宮の參拜を否定し、若くは更に進んでは宮中の賢所、神殿及び皇靈殿の參拜を否定するやうな教義、若くは參拜してはならぬと云ふやうなことを、其信徒に云ふやうな者がございませ

たならば、是は如何なる方法を以て御取締になるのでございませうか。或は唯、是も宗教であるから構はぬと云つて抛つて御置きになるのでございませうか。是等の點に付て伺ひたいと存じます。何しろ自分が手に戴きましたのはまだ日がございませぬので、十分に能く存じて居りませぬから、二三自分の疑つて居る點だけ申し上げまして當局大臣の御答辯を願ひます。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 只今白川子爵より御質問でございましたが、第一の是は御質問とも付かず、寧ろ御考へのやうでありましたが、宗教のことに付て、歴代の政府が頗る冷淡であつて、今になつて宗教團體法などを作ると云ふことは怪しからぬことでないかと云ふやうなことの意味の御述懐がありました。私は寧ろ斯う申すのであります。從來宗教のことに付きまして、歴代の政府が冷淡であつたとも必しも言へないので、其時の事情に應じて、尙ほ此法制を立てる時期に達しなかつたのであります。而して今日假りに御質問者の如く考へて見ましても、遅れたりとも雖も、矢張り此法律と云ふものが成立を致すと云ふことが、此宗教界の爲の非常なる利益と私共は考へて居るのであります。而して斯様な法律を作つて之を教化の上に活動さす上には餘りに活氣のない法律ではないかと云ふやうな御尋ねもありましたが、元來宗

教團體法の如きものは、是は左様に活氣を帯びて居る法制ではござりませぬので、何れも極めて地味なる法制でござりまする。併しながら此法制につきまして、條を追ふて能く御覽下さいましたならば、宗教團體をして教化の爲に活動せしむるに便宜なる規定が幾らもあるものであります。例へば宗教團體に關する所の財産管理の規定、其他種々ありますので、是は左様に御心配なさる程のこととはなからうかと思ふのであります。それから單立教會の事に付ての御質問でござりましたが、單立教會を佛教と耶蘇教に許して、而して神道に許さざるは何事であるかと云ふ思召のやうであります。成程一應の御議論と致しましては、單立教會を許す爲に、神道に付きましては、各派が大いに競合精勵を致して、益々立派なものが出来ると云ふやうな、斯様な觀察をする仕方もございませう。併ながら佛教に：：佛教に單立教會を許すと云ふことに付ても當事者の間には多少の異議もあるものであります。殊に此神道なるものは、私が申し上げます迄もなく、極く最近の發達でありまして、而して餘りまだ固まつて居らぬ、益々此教派の結凝を必要とする今日の情態でありますから、之に向つて單立教會を許すと云ふやうなことになるかと、却て今日まで發達して來て居ります所の神道の基礎を危うすると云ふ懸念があるかと、斯う感じまして、神道には暫く單立教會の規定を適用い

たさない、斯様に規定いたしました次第であります。教師の資格に付ての御話でありましたが、成程宗教教師たる者は、決して其の知慧學問、斯様なものが主でないかと云ふ仰せであります。此仰せに對しましては、全幅の御同感を致すのであります。併し宗教教師と致しましては、左様な道徳上のことなどを、之を言はなくても、もう宗教教師と云ふ者は、もう元來さう云ふ者なんで、而して此宗教の教育と云ふ者は即ち道徳の教育、それは茲に歌はなくとももう明かなことであります。唯、宗教法：：宗教者の側から聞く所に依りますと、一般國民の知識が大變に上進を致した、之に對して宗教教師たる者が餘り學問の無い者で、さうして人に向つて教義を宣布し説教を致すと云ふやうなことは、實際馬鹿にして話も聴かぬと云ふことがあるのである。それ故に大體に於て斯様な規定を置き、即ち中學校或は高等女學校と云ふやうな程度、斯様な規定を置いて、之を教規或は宗制に於て適當に定めて、認可を得て、宗教教師を拵へる、斯う云ふ意味でありますから、此事柄は正に現下の宗教界の事情に極めて適應致したる規定と考へて居る次第で御座います。それから其次の御尋ねがはつきり分りませなかつたが、神道と云ふものと神社の關係の事に付て御尋ねになつたやうであります。成程神道並に神社の關係に於て種々なる疑問が生じて來るであらうと思ふのでありま

す。併ながら是は一面に此宗教團體法が今回出ますれば、他日神社法なるものが必ず出来なければならぬのであります。それは既に内務省に於きまして、神社のことに付きまして、從來研鑽を重ねて居るのであります。今回の議會に於きましては、更に之を正式に調査して神社法を設くる爲に豫算を要求いたして居ると云ふことは、或は御承知のことであらうと思ふのであります。斯様な研究が綿密に出来まして、さうして神社法の制定を見ると云ふやうなことでありますれば、御疑念になつて居る神道と神社の關係とか何とか云ふやうな事柄は、是は其時に明快に解決を致されるものではなからうかと私は考へて居る次第であります。大體それだけと思ひました：

○子爵白川資長君 簡單でございますから：：もう一つ伺ひます。其一番しまひの、若し教會等に於きまして神社の參拜を禁ずる、即ち伊勢とか明治神宮とかと云ふものに參拜する必要はない、我教會の神さへ拜んで居ればと云ふやうな教義、若くは斯の如きことを講義する所の教會がありましたならば、是はどう云ふ風に御取締になるのであるかと云ふことを伺ひたい。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 私の承知いたして居ります範圍に於きましては、神道と云ひ、又神社と云ひ、要する

に我が國家固有の成立の情況から發達を致しまして來て居るものでありますから、只今御話の如くに神道の或る教派にして、或は伊勢大神宮を禮拜してはいかぬとか、何とか云ふ、左様な講義或は布教を致すと云ふやうな事柄と云ふものは無いと、斯様に考へて居ります。

○子爵白川資長君 今、文部大臣は私の質問に對して少しく御了解にならぬと思つて居ります。私の伺つたのは神道の宗教とかと云ふ譯でなく、神佛にせよ、耶蘇教の教會にせよ、我が神社の參拜を否定するが如きものがございますならば、それは如何なされると云ふのであります。斯う云ふので、必しも神道と申した譯ではございませぬ。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 若し假りに御尋の如きものがありと致しますれば、それは能く教誡：：訓も致しますし、相當な取締をすることに行政上致したいと思ひます。

〔男爵阪谷芳郎君演壇に登る〕

○男爵阪谷芳郎君 此法案は極めて重大な法案と存じます。法律が宗教に干渉するや否やと云ふ問題にも見られます。勿論明治四十五年、又大正十五年を通じて殆ど六十三年の今日まで國家が宗教に對しましては、それ／＼自然に必要に應じて、色々な立法を致して、宗教と國家

とは互に融和して行くことになつて居りますのです。然るに只今文部大臣の説明に依つて見れば、思想が悪化したからどうやら、或は宗教が少し墮落したからどうやらと云ふて、宗教其ものを此法律に依つて改善すると云ふやうな御意思が見えるのです。果してさう云ふことが出来ることであるや否や、宗教は衆生を濟度すべき任務を持つて居るので、衆生に依つて宗教が濟度せられるやうな宗教ならば無い方が宜しいと、本員は考へるのであります。即ち宗教は或る意味に於ては法律より宗教は重いものである。國家の人心を維持し、風教を維持し、國體を維持し、安寧を維持するのは、即ち宗教其ものの力ではないか。今日裁判官あり、警察官あり、兵隊ありと雖も、七千萬人の國民が悉く法を犯すの意思があつたならば、迎も治安は保てるものではない。宗教の力大でありと云ふべしで、宗教の力に依つて今日國家の治安といふものは維持せられて居るものであると私は思ふ。果して然らば法律が宗教に立入ると云ふことは、餘程考へなければならぬと、本員には考へられます。昨年宗教法案に付て貴族院は到頭非常なる論戰の末、握潰しになつた、即ち貴族院諸公は此法律尙ほ早しと云ふ疑を強く持たれたからであります。それは誠に貴族院諸公として適當なる態度であつたと本員は信するのであります。然るに此度は政府に於ても、前の貴族院の議論に鑑みられて、宗

教法と云ふのを改めて宗教團體法とせられた。是は大變な文部省に於ては進歩と私は認めることを躊躇しない。宗教と云ふ：：宗教法と云ふことを避けられて、宗教團體法とせられたのは、言葉の上ではありますけれども、意味に於ては精神に於ては、大なる相違である。非常なる進歩と思ふのであります。然らば此法其ものが單純な御寺の境内に關する事を云々する、即ち大藏大臣の御主管になつて居るお寺に屬する土地を、御維新改革の際に餘り急激に處分したから戻してやるが宜い、さう云ふやうなことだけに止まるならば論はない。けれども今文部大臣の御説明の中には、宗教と云ふものに矢張り觸つて居るやうに本員には聞えたものでありますから、是は大事なことでありますので、其意思を明かにして置かなければならぬ。殊に法文を讀んで見ましても、安寧秩序を害するやうなときには云々と云ふやうなことがあるが、秩序を紊り風俗を壞亂し安寧を妨害すると云ふやうな意味の文句が見えますのですが、宗教と云ふものが風俗を紊り、國家の秩序安寧を害すると云ふやうなことなればもう宗教ではないと、私は思ふ。それは淫祠邪教：：淫祠邪教なるものは全體宗教ではないのである。宗教と云ふものはそんな汚らしいものではないのであつて、淫祠邪教と云ふものを純粹の宗教とを混同した立法になりはしないかと思ふ。淫祠邪教を禁ずると云ふことは、支那に於

ても、日本に於ても、古來屢々行はれたものであつて變手古な流行り神さんとか云ふやうな所へ曖昧なお坊さんであるとか、山伏であるとか變手古な人が出て愚民を惑はし、佛さんが物を言ふとか云ふやうなことを云ふてお禁厭をすると云ふやうなことは能くある。さう云ふものを取締るのであるならば誰も論はない。併ながらそれは宗教でありますかと云ふのであります。私等は宗教とは：：そんなものは宗教とは思はないのであります。所謂淫祠邪教なるものは決して宗教ではない。宗教家自身が排斥して居るのである。で殊に此度の監督を受けるのは耶蘇教と佛教であるが、此耶蘇教と佛教と云ふものの歴史が非常に違ふ。推古天皇以來日本の制度へ結付けられて順次今日まで來つた佛教と、徳川氏三百年の間は耶蘇教を信すれば磔刑に處する。即ち耶蘇教は嚴禁の立札が道路到る處に立つて居りました。さうして僅かに明治の御代になつて此耶蘇教の國禁を解かれたのである。斯の如くに迫害した耶蘇教と、斯の如く歴史と結付いた所の佛教とを、同じ法律の下に果して容れることが出来るものであるや否や。只今文部大臣の御説明にはもう反對する者がなくなつたと云ふ御言葉でありまして、私は實は宗教のことは餘り詳しくないのでありますから、宗教家諸君に反對がなければ少しも此法案に賛成することは厭はぬのです。今申した私の疑は私一個の疑として此法案

に賛成すると云ふことに付ては少しも厭はぬのですけれども、私の所へは反對の宗教家の投書が澤山に參る。而も其中には私が平生御付合ひをして居る、尊敬を拂つて居る立派な宗教家が段々見えるのであります。却つて其の反對の方の宗教家と云ふものは豪い、遅蒔きに現はれて來て：：溫和しい方の宗教の人のやうに見えるのであります。それから何だか澤山葉書へ書いて同じやうな刷り物を澤山寄越されて賛成せらるゝ宗教家もある。併しながら此論旨を讀んで見ると：：論旨を讀んで見ると云ふと、反對を寄せられた方の人の論旨はどうも徹底して居るやうに思はれます。賛成をして居られる方の論旨は、多くは經濟的利益の方の關係から來て居るやうに見える。併しそれは私は宗教のことに暗いから、何れが是、何れが否であると云ふことを茲に判斷して申上げるのであります。唯多く受取りました反對賛成の文書の中で、ちよい／＼見たものの中から、さう云ふ判斷が付くのである。さうして見れば今文部大臣の仰つしやつた宗教家の議論は一致して居ると云ふことは間違ひぢやないかと思ふ。若し宗教家の議論が一致して居らぬものとするれば、斯う云ふ法案と云ふものは、矢張り緩くり議した方が宜いではないかと云ふ、私は感がするのです。如何となれば宗教は即ち法律よりも重しと云ふやうに考へて宜からうと思ふのです。道徳とか、宗教と云ふものは、

法律などよりも重いものである。法律と云ふものは、宗教や道徳が禁じて居る一部分のことしか禁じちや居ない。法律が許すからと云つて道徳上許さぬことは幾らもある、宗教上許さぬことは幾らもある。宗教道徳を離れて此文明社會と云ふものは殆ど成立は出来ない。而して其恩澤と云ふものは廣く行き渡つて居る。僅かな警察官で以て治安が保てると云ふことは、畢竟人民が道徳心宗教心を持つからである。其力ある宗教に對して之を毀すと云ふやうなことをしたならば、是は大變に私は損をする、貴族院は損をする。此の宗教法の爲に果して宗教が善くなつて、人民がもつと餘計利益を受けると云ふことになれば宜しうございませうけれども、どうもさうでなくて、僅かの法規の爲に却つて一般の宗教家の感情を害して、それが爲に國民の信仰心を少しでも減するやうなことがあつたならば、是は此宗教團體法なるものは非常なる罪を作ることになる。で私の見る所を一考へて見ますれば、明治の初から今日まで六十年間國家は宗教にはたゞちよび／＼單行の勅令とか、或は法律とか云ふものを出してやつて來たのですから、是は學者の眼から見ると甚だ織ぎ／＼になつて居る。着物をあつちを織いだりこつちを織いだり、古布を織ぎ合したやうな法律に見えませう。見えませうが、併ながら其方が却つて日本の宗教界の今日にはそつくり嵌つて居るのぢやないか。茲で

新しい着物を着せると云ふと、あつちで聞へ、こつちで聞へ、大變に宗教家も困るし、國家にも餘計な費用を掛けて、餘計監督をしなければならぬ、餘計犯罪人も出る、宗教家から犯罪人が出れば宗教家の信用は地に墜ちてしまふ。さうすると國家は此法律を設ける爲に宗教家を叩いたやうな形になる。文部大臣の宗教家をもつと助けると云ふ意味が、宗教家をあべこべに叩いたやうな形になつて、宗教心が減じて來やしないか。宗教心が減じ、道徳心が減じたならば今日の警察費ではなかく／＼足りやしない。警察を倍にしてもまだ治安と云ふものは保てるものぢやないと、斯う私共には思はれるのです。其所が、此法律はそれ故に私は誠に大切な法律である、度々貴族院に現れて、度々論議があり、其の論議のあるのは決して無理なことではない、皆な思ふて善いことであればもう疾うに通つて居る筈ではないかと思ふ。そこで今私の疑ふやうなことが皆さんの頭にある。で先刻の文部大臣の御説明は誠に簡單でありまして、大切な所に主旨が解れて居らぬので、今少しく御主旨を、此法律の主旨と云ふものがどう云ふことを目的にして居るのか、此點と云ふものはどうしても今日見逃すことが出来ぬから、貴族院に賛成して呉れと云ふ、其要點の所を甚だ恐入りますけれども、今一度能く腑に落ちるやうに、御説明を煩はしたいであります。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 只今阪谷男爵より種々御演説がございましたが、或は阪谷男爵が仰せられたことが、私には能く了解をして居らぬことがあるかも知れませぬから、左様なことがありましたらどうか後で御問返しを願ひたいのであります。第一に阪谷男爵は宗教と云ふものを、我々が法律に依つて羈するやうな懸念があるやうに考へる、斯う云ふお話でありました。尤も宗教團體法と云ふから、多少は前年當院に出て参りました所の案よりは進歩して居るやうであるけれども、矢張り此宗教と云ふことに付て何だか矢張り迷うて居るやうな考がする斯う云ふまあ初め仰せであつたのであります。が、今回の提案は全く此宗教そのものとは離れて宗教が團體として、團體として社會に活動する上に付ての保護なり或は監督なりを致すと云ふことでありまして、尤も此根本論に廻りますと云ふと、或は宗教の自由と云ふことは、どう云ふ點に存するかと云ふやうなこと迄論究して行かなければならぬかも知れませんが、併ながら之に付きましては、私共は斯様に考へて居るのであります。我國の憲法に於て宗教の自由、信教の自由、斯う申しますのは、矢張り憲法を制定された所の伊藤公の彼の憲法義解に據つたのが最も適當なものはなからうか、即ちどう云ふ事であるかと云へば、内部の信仰、外部に出た團體とか結

社とか云ふやうなことは、是は所謂信教自由の範圍外である、斯う云ふ風に解釋をされて居るのであります。が、矢張り此解釋を採つた方が良いのではなからうか。何故なれば、伊藤公が憲法を制定、創案されるに付きましては、外國の憲法等に付ても深く御研究に相成つたやうに承はつて居るのであります。が、外國の憲法などを見ましても、此宗教の自由と云ふことと、それから或は團體結社の自由と云ふ事柄は、是は全く別段に規定してあるやうなものが多いのであります。それ故に此團體なり結社の自由と云ふことを、憲法に信教自由の所に書かれずと、唯、信教の自由だけを憲法に創案されたと云ふことは、矢張り是は内部關係に在るのではなからうか。而して集會結社と云ふものに對しては、憲法の二十九條に於て、法律の範圍内に於て之を爲すことが出来ると云ふ、此規定に總て打込まれたと斯う解釋するのが適當ではないかと云ふ風に私共は考へて居ります。それ故に所謂此意味に於ける信教の自由、宗教そのものと云ふものを法律が羈束すると云ふことは是はいけないのであります。が、外に現はれた團體、此團體の活動なり行動なり、之を法律で以て羈束すると云ふ事柄は、是は我が憲法の許す所であつて、又實際に於て其必要があることではなからうか、斯様に考へて居るのであります。それから男爵の御論に依りますると、例へば佛教、佛敎と云ふものは

千何百年の歴史を経て来たものである。斯様なものを同一の法の中に規定すると云ふやうな事柄が、是がどうも如何であらうかと云ふ、必しもいかんと仰せられぬ様でありますが、御懸念があるやうでありました。併ながら此法制を作る上につきましては成るべく、同じ此法律の中に規定の出来ることでありますれば、是は矢張り法律の系統、統一の關係から致しまして、其中に規定を致して置くと云ふことは、必しも悪い事では私はなからうと思ふ。況や耶蘇教に付ての此法案にありまする所の規定は、決して現在の耶蘇教の状況に、極めて矛盾した、極めて背馳したやうな規定と云ふものはありませぬので、成るべく現状を維持して、さうして多大の宗教界に動搖などを來さないやうな趣旨に於て規定を致してありますからして、此意味に置きましては是が一つの宗教團體法の上に規定されて、必しも不可なりとは考へて居りませぬのであります。それから宗教家の意見が、大體に於て私が一致して居ると云ふことを申上げたに付きまして、自分の所には反對の者も澤山來るし、又賛成の者も來る、必しも私が申上げたやうな状況ではないぢやないかと云ふ意味の亦お話もありました。之に付きましては私共は斯様に考へて居るのであります。我が國に於きまして兎に角神道は十三、佛法の方は五十六派、是等の首腦である所謂管長、是等は皆書面を以て或は口頭を以

て、此際宗教團體法の成立を希望いたして居るのであります。併ながら是等には要するに信者がありますし、其信者の中に必しも神佛兩道の管長などの意見と一致せざるものもあるだらうと思ふのであります。七千萬の國民の中に是が全部皆賛成すると云ふやうなことは、是はなか／＼むづかしいだらうと思ひます。併ながら政府の觀る所を以てしますれば、只今申上げましたる如くに、神道、佛法に互りまして全部の管長が或は口頭を以て、或は連署して、此規定の必要を説いて居り、又之を迫つて居ると云ふ様な關係でありますからして、是は大體に於て宗教團體の側の議論と云ふものは一致をいたして居る、斯う見て私は差支ないのであらうかと思ふのであります。又基督教の側に付きまして、段々是まで此宗教團體法の内容を十分に知悉せずして、或は前年出ました所の宗教法なるものを、之を基礎としてさうして色々議論を致し、政府が宗教に餘り立入り過ぎるとか、官僚的な態度を執るとか、色々な論を致す者もありませんが、此宗教團體法即ち今日提出して居りまするものに付て、段々能く説明を致して行きますと、成程それは左様なことであつたかと言ふて能く了解する者が多數であると云ふことも、是も事實であります。併ながら何を申しまして七千萬の國民が居るのでありますから、此七千萬の國民の中には、或は極左の考を持つて居る者もあ

りませう。或は極右の考を持つて居る者もございませう。併しそれ等少數の者が反對を致すと云ふやうな事柄がないまで待つと云ふことになれば、殆ど是は宗教に關する法律と云ふものを制定する機會は永劫ないと云ふことには私ははしなないかと思ふのであります。而して此法律の制定に依りまして、私は宗教家が第一に此宗教に關する國家と團體の權義或は其他に付て統一したる貫徹したる一つの法律を持つと云ふことは、茲に宗教家の立前から言ひますと、誠に面目を一新したやうな感じが致すのであります。此感じと云ふものは、是は實に人間の靈智には偉い働きを及ぼすものであります。こゝでこそ、今日まで眠つて居りました所の宗教は、此法律に依つて大に社會的に活動を致さなければならぬ。即ち教化團體として十分に民心に安心を與へ、教化を與へると云ふことをやらなければならぬと云ふ茲に奮起心を起すのであります。私が先年大戦後に於きまして、ちよつと海外を視察いたしたことがあります。其當時に於て、歐米の宗教家が何を寄つて議して居つたかと申しますれば、兎に角、歐米に於きまして、御承知であらせられる如くに、此大戦後は誠に民心の歸趨が動もすれば正しくないことと云ふことになる。故に此宗教團體なるものが、實社會に即して：：國家の實社會に即して教化のことは勿論、公共の事業等に付て専ら活動を致さなければなら

ぬと云ふやうな決議等を各所に致して居ることを私が見たのであります。今日の我國の狀態は正に私は其然るべきものぢやないかと思ふのであります。我々から申しまして、此精神作興の上に就ては宗教團體の熱心なる眞面目なる活動を要求を致すのであります。而して宗教團體から申しまして、今日、我國の國民の精神上、其他の狀態を見て、大いに活躍せむとする所の意思を持つて居るのであります。私共が御目に掛つて御話を致した所の有數なる宗教家の諸君は左様な皆考を持つて居られる。是は誠に結構なことである。故に此際、團體法なるものを作りまして、さうして此團體法に於て團體と國家との關係、或は此團體の自治的發達を十分圓滑ならしむる爲にも、種々なる便宜、援助、或は先刻阪谷男爵から御話になりましたが、所謂淫祠邪教の如きものがあつて、さうして宗教の眞面目なるものを、之を妨害する妨げをすると云ふやうな者がありますならば、斯様な者を相當に取締ると云ふやうな規定を、茲に設けて置くと云ふことは、私は正に今日は非常に必要なことであらうと思ふのであります。併ながら私は茲に申上げますが、斯様な若しも議論がありますならば：：宗教なるものは誠に絶対の自由であつて、所謂如何なる行動も、總て是は治外法權的に何者にも縛られるものがないのであると、若し斯様な觀念を懷いて居る者がありますので